

関西学院大学審査博士学位申請論文

(題目) 保育ソーシャルワークの課題

一子育てにやさしいコミュニティ形成の拠点をめざして一

指導教授：才村 純 教授

2011年 5月

関西学院大学大学院 人間福祉研究科

土田 美世子

論文要旨

本稿では、保育所で実施されるべき「保育ソーシャルワーク」の課題と役割について検討し、保育所が地域福祉の拠点となるための要件について考察した。

就学前の子どもが日中を過ごす保育所は、一般的には乳幼児のケア施設と考えられている。しかし、今日の保育所は、従来のケアワークだけでなく、子ども、保護者、地域、それぞれとの関わりにおいて、ソーシャルワークの支援が必要と認識されてきている。保育所内の保育においても、家庭環境や育ちに課題をもつ子どもの増加、ストレス社会の中での子育てに困難をもつ保護者の増加等、支援にはより高い専門性が必要になっている。さらに、市町村が児童・家庭への第一義的な相談機関と位置付けられたのに伴い、保育所は、要支援とされた地域の児童・家庭に対し地域生活を可能にする日々の具体的な支援を提供しうる専門機関として、その役割を期待されるに至っている。

これらを背景に、保育所の従来の機能、①保護者の就労支援機能、②養護機能、③3歳以上の幼児に対して実施される教育機能、に加え、今日、④地域子育て支援機能が加わった。「地域で生活する保育に欠けない子どもとその保護者」を対象とする地域子育て支援の機能は、子どもの権利擁護を価値としてもつ保育所の業務としてふさわしい。一方、地域子育て支援には、従来の3つの機能とは異なる専門性が求められる。

保育所にソーシャルワーク支援が期待される一方で、保育士等の職員(本稿では保育所ワーカーと記述)がソーシャルワークを行うことについては、現状では合意が得られていない。それでは、今日保育所に求められるソーシャルワーク支援は、具体的には誰がどのように提供しうるのだろうか。本稿では、保育所のソーシャルワーク支援について、従来の保育所保育、新しい機能である地域子育て支援、にわけて、それぞれに検討を加えた。

まず、保育所保育士の職務の現状を、タイムスタディにより量的に計測した。この調査から、保育所の「養護=ケア」に関する専門性を確立する必要性を確認した。また、結果をもとに保育所の第一義的目的である「子どもの最善の利益の実現」に向けたケアワークの専門性について検討し、子どもの全体性を視野に入れたケアワークの専門性の追求自体に、保護者支援、地域社会への介入等のソーシャルワークの技術を用いる必要性があることを指摘した。

次に、保育所がソーシャルワークを実施するための方策について、フィールドワーク調

査をもとに検討した。今日、被虐待児の発見、予防、支援に携わる可能性を強くもつ保育所は、社会福祉機関とネットワークを組み協働していくために、ソーシャルワークの視点をもつことが求められる。本稿ではこの視点をもつために、保育所ワーカーがエコロジカル・パースペクティブを会得することが有効であることを示唆した。その上で、保育所内でのケアワークから子どもの保護者の支援、コミュニティへの介入も職務として実行しているA保育所でフィールドワークをもとに、ソーシャルワーク支援の実行可能要因を探索した。事例の検討からは、目の前の子どもの生活をエコロジカルに捉えることで、ケアワークからコミュニティワークまでの取り組みが必然的に行われること、子どもの最善の利益の実現という価値観と情報の共有により、保育所ワーカーの役割分担の下、保育所全体でこの支援が提供されていることを確認した。さらに、保育所への質問紙調査から、A保育所でのこの役割分担が一般化できる可能性について示唆した。

また、保育所でのソーシャルワーク支援の独自性についても検討した。保育所が志向する支援は、あくまでも「子どもの視点に立った」支援、子どもの権利実現のための支援に限定されると考える。つまり、保育所ワーカーによる親支援は、親が子育ての主体者たるための支援であり、子どもを切り離したうでの親の個人としての自己実現そのものについての支援は志向しない。同様に、子どもの権利の実現のための地域への介入は保育所ワーカーの職務となるが、コミュニティ全体の組織化等、コミュニティワークそのものは職務外となる。このことから、保育所ワーカーは子どもの権利実現のためにソーシャルワークの支援技術を用いるが、現状ではソーシャルワーカーとは一線を画すること、保育所にソーシャルワーカーを配置することで、保育所を地域福祉の拠点とすることが可能であることを、本稿の結論とした。

最後に、地域子育て支援に求められる支援技術と、保育所ワーカーの役割について考察した。本稿ではこの考察のため、日本の地域子育て支援センターのモデルとなり、支援センタースタッフのリカレント教育プログラムをもつ、カナダ、トロントのファミリーソースセンターの実践から得られる知見を用いた。地域子育て支援には子どもへのケア技術よりも、家族支援・コミュニティへの介入の技術が求められることは、複数の研究者により述べられているが、その技術がソーシャルワーク技術の一つであるファシリテーター技術に集約できることを、得られた知見から示唆した。さらに、地域子育て支援センターにはこれまでの保育所でのケアワークとは異なる専門性が求められ、そこで必要とされるファシリテーター技術を習得するためには、リカレント教育等の機会が準備されるべきことにつ

いても言及した。

また、保育所保育を実施する保育所ワーカーと、地域子育て支援を実施するワーカー(以下、支援センタースタッフと記述)とを比較し、以下の点についてまとめた。保育所ワーカーも支援センターのスタッフも、児童福祉の専門職として子どもの最善の利益の実現を価値としてもつ点は共通する。一方、保育所ワーカーが子どもの最大限の自己実現を目指してケアワーク等を用いて発達支援を行うのに対し、保育に欠けない支援センターの利用児のケアは基本的に保護者が実施する。よって支援センタースタッフは、親のウェルビーイングは子どもの福祉の実現につながるという基本理念のもと、子どもよりもむしろ保護者に働きかける。スタッフはエコロジカル・パースペクティブのもと、ソーシャルワークの技術を用いて人と環境との交互作用という視点から子どもや家族の現在の、そして潜在的な資源のストレングスに働きかけ、環境側の応答性を高め、子どもの最適な発達支援・生育環境を可能にすることを旨とする。

保育所が地域子育て支援という新たな支援機能をもつことは、新たなファシリテーター技術を求められるという点でチャレンジングである一方、保育所に新たな可能性を開いたといえる。つまり、子ども・保護者が子育て支援の拠点に集うことで、保育所という拠点が同じニーズをもつ地域住民の出会いの場となり、「子育て」という共通体験のもとお互いの異なる状況と共通性を認識し、コミュニティ形成に欠かせない共感性を獲得していく可能性が広がったのだ。共感性を獲得したコミュニティは、地域で発生する子どもの権利侵害をも防ぎ得る、「子育てにやさしい」コミュニティを形成し、保育所が目指す「子どもの最善の利益の実現」を可能にすることにつながっていくと考える。

目次

序章 保育ソーシャルワークが必要とされる背景	1
1章 保育所の歴史的経緯と今日の動向	10
1-1 地域子育て支援の必要性和子育て支援政策	10
1-2 保育所の歴史	20
1-3 保育所機能の方向性と展望	39
2章 保育所に求められるソーシャルワーク技術と保育ケアワーク	47
2-1 保育所保育士職務の現状と課題	47
2-2 ソーシャルワークとケアワーク	66
2-3 保育所におけるソーシャルワーク	76
3章 エコロジカル・パースペクティブに基づく保育所での実践例	85
3-1 保育所の事例に見る、エコロジカル・パースペクティブ実践	85
3-2 事例のまとめと考察	93
3-3 ソーシャルワーク機能に関する保育所への質問紙調査	97
3-4 保育所でのケアワーク, ソーシャルワークの独自性	111
4章 地域子育て支援に求められる専門性	119
4-1 保育所ワーカーによる「地域子育て支援」の領域	119
4-2 地域子育て支援の実際とコミュニティ形成	120
4-3 トロントのファミリーリソースセンターに見るコミュニティ形成機能	131
4-4 FR センターの実践からみた日本の支援センター課題	140
4-5 日本の子育て支援センターの役割への期待	147
4-6 まとめにかえて一子育て拠点施設の今後の課題	150
終章 まとめと今後の課題	153

引用文獻..... 157

謝辭..... 166

資料編

資料2-1.....資料1

資料2-2.....資料4

資料4-1.....資料7

序論 保育ソーシャルワークが必要とされる背景

1. 今、なぜ保育所でソーシャルワークが求められるのか

本論文では、社会福祉施設としての保育所に焦点を合わせ、その歴史・現状について確認したうえで、今後保育所に求められる役割・技術についての考察を目的とする。現状では保育士によるケアワークが実施されている保育所だが、そこでソーシャルワーク支援が提供される必要性について述べ、そのための方策について提案する。

保育所は、主に日中、何らかの理由で保護者等の大人から乳幼児が世話を受けられない（「保育に欠ける」）場合、その保護者に代わって乳幼児に保育を提供する社会福祉施設である。児童福祉法に規定された「保育に欠ける要件」のひとつとして保護者の就労が含まれ、後述するようにこの要件が保育所利用の9割以上を占めることから、事実上保護者の就労支援の役割も果たしている。1947年に児童福祉法が成立した当時は、乳幼児を保育所に預けて働く家庭は主に貧困家庭であったため、保育所は貧困家庭への支援という位置づけにあった。しかし、1997年の調査によると、保育所利用世帯のうち生活保護を受給している世帯は1.2%、非課税世帯と併せても12.2%に過ぎず^①、貧困対策の側面は相対的に縮小している。夫婦共働きが一般化する中、保育所の対象は社会福祉施設の利用者の中でも際立って普遍化しており、運営費等の補助金の公費投入削減の対象と目されてきた。

また、保育所は、社会福祉施設の中で唯一、社会福祉従事者（保育士）が職務の中で幼児教育を実践することが期待されている、ユニークな存在でもある^②。併せて、保育士の養成課程が短期大学を典型として幼稚園教諭の養成と併行して実施されてきたこと、普遍化した利用者である保護者のニーズが小学校入学を視野に入れて幼稚園と同等の教育を重視してきたことから、幼児教育実施の基盤となる集団保育活動を重視し、社会福祉の視点に立った支援である生活者としての子どもの視点に立った個別支援が、児童福祉施設でありながら相対的に弱い存在となっていた。しかし、今日の保育所は、対象との関わりにおいて次の3つ、子どもとの関わり、保護者とのかかわり、地域との関係、の側面において、社会福祉の視点、個別支援の実施が必要になってきている。

一つは、子どもとの関わりにおいてである。今日保育所には、障害児、被虐待児、外国籍児の保育等、より専門的ケア技術を要する保育が求められている。また、核家族化・地域社会の希薄化等による育児の孤立、経済状況の悪化による家族生活へのストレス等、子

育ては保護者にとって厳しい状況にあり、乳児保育を含めた一般保育の対象とされている子どもの中にも家庭環境に問題をもつケースが増えている。子どもは家庭での保護者のストレスや不安を受け、それをそのまま保育所での生活に様々なトラブルや不安として示すことが多く、これまで保育所が教育の手段として重視してきた集団活動だけでなく、個別対応・支援を必要とする子どもが増加している。このため、子どもの生活全体を視野に入れたケアの提供、保護者支援等の家庭環境の調整、関係機関・専門職との連携、ネットワーク形成等のソーシャルワーク技術が求められる。子どもの生活全体からその課題を理解し、環境調整を要するケースの増加は、保育士が保育現場でソーシャルワーク技術を用いる必要性を示唆する。

加えて、1994年に日本でも批准された「児童の権利に関する条約(一般的には『子どもの権利条約』と称される。本稿では以下、子どもの権利条約と記載)」は、保育所における子どもとの関わりを再点検し「子どもの最大限の権利実現」における保育所の役割を再考することにつながった。『子どもが学校に行かない』と意見表明した場合はどうするのか。」といったとまどいの声に代表される、学校教育現場にとって混乱をもたらした「子どもの意見表明権」や「自己決定権」は、子どもが「権利」を主張しても、その発達段階に応じて利益を守るためには大人が制限を加えることを容認する解釈の元⁹⁾、保育所では、さほど抵抗なく受け入れられた。これは、保育所が対象とする6歳以下の子どもは一般的には適切に権利を主張する発達段階に達しておらず、大人の立場から子どもの権利を守るといふ従来の保育現場の考え方と矛盾が生じなかったためであろう。また、0歳から6歳という、大人である保育者が絶対的な権力をもちうる事実を背景に、保育現場では「子どもの目線でものごとを見る」、ということが伝統的に尊重され、保育プログラムを考える際にもその内容が子どもの気持ちにそった実践となっているかが、プログラム選択、評価の1つのポイントとなってきた。もっともこれは子どもの意思を最優先するというよりも、大人の設定した条件という制約の下で子どもの気持ちをくみ取る、選択の自由を許容する、という限定的な「意見表明権」「自己決定権」である可能性も高い(例えば、絵本を読む、という設定された時間の中で、何を読んで欲しいかについて子どもの意見を聞く、等)。さらに、大人の庇護なしには生存すら危ぶまれる発達段階の子どもは大人の感情に敏感で、往々にしてその意に添うように反応する。つまり、保育者が注意を怠ると、子どもの視点に立っているという思い込みの元、保育者の主張を子どもに押し付けることは可能である。以上のことから、保育所での「子どもの視点に立つ」とされる実践が、社会福祉固有の視

点といわれる「対象者の視点に立つ」と重なるものであるかどうかについては慎重に検討することが必要ではある。

二つ目は、親を典型とする保護者との関わりである。子どもの権利条約が掲げている「子どもは親に育てられる権利をもつ⁴⁾」という条項は、保育所に新しい役割の境地を開いたといえる。子どもが親に育てられる権利をもつ以上、虐待傾向をもつ等完璧な親ではなくとも、その親を支え、親の子育ての支援を通じて子どもの権利を擁護していくのは、保育所の新たな役割となった。

これからの保育所は子どもだけでなく保護者を支援対象と捉え、「保護者が子育ての主体者たれるよう」支援していくことが求められる。日本の福祉制度は対象者別に構成され、「児童福祉」は家族の中の児童ではなく、児童だけを家族から切り離して処遇の対象としてきた(野澤, 1989)。保護者の就労支援の側面をもつ保育所においてさえも、保育内容として保育所内での子どもの支援に集中してきた。日本では、家庭環境に問題があるケースは家庭か、施設かの二者択一の中で施設処遇につながりがちだが、保育所は「支援を受けながらの家族保全」を可能にする地域資源としての可能性をもつ。才村(2008)は、虐待がいかにか子どもにとってダメージをもたらすかを説く中で、保育所が適切に親を支援することによって虐待を芽の段階で防止し家族保全が図れることに注意を喚起し、保育所による家族支援の可能性、重要性について言及している。同様に、津崎(1996)は、虐待ケースの在宅指導の際にデイケア資源を確保することの重要性・有効性について言及している。保育所は、子どもと虐待傾向のある親を見守る際のデイケア資源となることが期待される。

これらのニーズに呼応し、2008年に改訂された保育所保育指針の6章に「保護者支援」が加えられた。尚、今回改訂の保育所保育指針は厚生労働省告示⁵⁾としての形式をもち、児童福祉施設最低基準としての役割を果たすことになる。また、2008年に提出された「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について(厚労省雇用均等・児童家庭局)」では、市町村域において児童に関する関係機関が連携・協力する場となる「要保護児童対策地域協議会」が、在宅指導の際に保護者と子どもを支援することが規定されている⁶⁾。保育所も児童福祉を推進する施設として、この協議会の一員としての役割を果たすことが期待される。さて、虐待のような問題行動をもつ保護者を支援するには、従来の保育室内でのケア技術だけで対処することは不可能である。そこには、保護者のもつ課題を個人に帰するだけでなく社会との関わりで捉え、保育所だけではなく関係機関との連携の中で支えていくソーシャルワークの視点と技術が求められる。

三つ目は、地域との関係においてである。1997年の児童福祉法の改正により、保育所に「地域子育て支援」という新しい役割がその機能に加えられた。これにより、従来は「保育に欠けない」として対象外であった地域の子育て中の親子を保育所の支援対象とすることになった。地域子育て支援は、社会福祉施設としての保育所機能を地域住民に還元する施設の社会化の観点からも、保育所の役割として規定できる。身近な地域に存在する社会福祉施設として、法定化される以前から少数ながらこの役割を積極的に果たしている保育所もあった。今日、全ての保育所が地域の子育て支援の拠点として、子育てのしやすい地域を目指して他の専門機関とネットワークを形成すること、子育て中の保護者に出会いの場を提供し、インフォーマルなサポートネットワークの形成を支援することが求められている。

2006年の児童福祉法改正により、児童・家庭相談について市町村が第一義的な窓口として位置づけられた。これに伴い、非行児童、被虐待児など、保護を要する児童とその保護者を地域で見守り、問題が発生するのを予防し、必要な支援を提供する役割が地域に求められるようになった。地域での要保護児童の発見、問題発生予防、対応を期待されるのが、先にもあげた「要保護児童対策地域協議会」である。要保護児童対策地域協議会は、市町村等の地方公共団体を主体とし、子どもに関わる地域の各関係機関が連携・協力することにより、地域での要保護児童への対策を行うことが期待される。つまり、保育所も地域の要保護児童の発見、予防、見守り、支援に関わることが求められている。前述した2008年改訂の保育所保育指針において、6章にこの協議会において個別のケース検討などを行うこと、他機関と連携をとること等が、保育所の職務として規定された。

地域には、支援を必要としながらも自ら保育所につながる力をもたない親子が存在する。現状では保育所を訪れる親子に交流の場と専門知識を提供する形式が主流だが、自ら保育所に来ることができない要支援の親子がより高いニーズを抱えていることは明らかである。これからの保育所には、地域の家庭に出向くアウトリーチや、要支援家族を適切に保育所につないでいけるサポートの体制づくりが求められる。

自らは支援を求めない「要支援」家族を発見するには、保育所のアウトリーチ活動ももちろん必要だが、身近な地域で生活する住民同士の「気付き」が重要な役割を果たす。地域住民が見守りの視点を持ち、「あの子は、あの家族は、大丈夫なのだろうか」と、要支援のサインに気付き、その情報を専門機関につなげることが、サポート体制づくりに向けた第一歩となる。先にあげた要保護児童対策地域協議会の場も、地域住民が日常の子どもや

家族の発する SOS のサインをキャッチし、その情報を集約できる場として初めて機能が発揮できる。つまり、保育所が第一義とする子どもの権利擁護は、保育所内だけで完結できるのではなく、地域に子どもや家族への見守りの視点があるかどうかにかかっている。よって、保育所には、子育てに関わる地域の資源として、地域全体で子育てを支援する体制づくりにも寄与することが求められる。

2. 保育所をめぐる研究の動向

保育所についての研究は、今日、大きく分けて2つの流れがある。一つは、保育所内での子どもの活動に焦点を当てた研究である。主として保育内容・発達心理学等の研究者によって行われており、言葉・表現・環境等のカテゴリーにおいて、保育所での子どもの活動についての研究・子どもの活動を豊かにするための方法論・個別のケーススタディなど、日本保育学会においてだけでも毎年膨大な量の研究報告がなされている。

いま一つは、保育所の機能に焦点を当てた研究である。主として社会福祉、経済学等の研究者によって行われているもので、少子化対策・労働対策の一環として保育所を捉えるところに特徴がある。具体的には、保育所に効率性の視点を導入しコストの高い公立保育所の民営化を提言する「保育所民営化論」、保育メニューの充実・地域の親子の子育支援の実施といった、保育所の既存の機能を用いていかに子育て支援を効率よく提供していくかに焦点があてた「保育所機能拡大論」等がこれに該当する。

上記の2つの立場は、同じ保育所に焦点をあてながらも互いに関連なく進められているかのように見える。前者の、保育所という枠組みを既存のものとして、その中における子どもの活動にのみ焦点をあてる研究からは、保育所機能の拡大についての必要性は見えてこない。それどころか、保育所の効率化を進めることや支援メニューを増やすことは、「保育の質」の低下につながるとして、けん制するムードが保育学会には見られた⁷⁾。また、後者の立場は、保育所という枠組みに関する議論が主で、そこからは子どもの保育所での生活は見えてこない。しかし、経済効率・女性の労働力確保に着目したこれらの研究は、子育て支援政策の根拠となり、結果的に保育メニューの拡大を生む一方、ベテラン保育士が多いため人件費が高く、延長・夜間保育等の実施に慎重な保育所を「ニーズへの応答性が悪く非効率」として否定する動きにつながっている。その典型は2005年度に提出された保育財源の一般化であろう。保育財源の一般化は地方公共団体が保育所経営を行う負担を増大させ、個別には吹田市等の優れた取り組み報告があるにもかかわらず(吹田の子ども

総合政策づくり専門委員会, 1997), 公立保育所は「非効率」のレッテルを貼られ, 切り捨てられようとしている。これもそれぞれの研究がリンクすることなく別個に行われた現われであろう。

保育所の機能拡大論と子どもの活動研究は, 保育所が「子どもの最善の利益」を保障するための社会制度であることを確認したとき初めて結びつく。山縣(2002)は, 家庭福祉という視点の中での保育サービスの今日的な意義と共に, 社会制度のひとつとして保育所の理論的な枠組みを明確化していくことの必要性を提出している。また, 待井保育理論と呼ばれる待井の一連の論文は, 保育士が社会福祉職として子どもの権利擁護に力を尽くすことの必要性を強く訴えている(待井, 1980, 1989, 1999, 2003)。これらの著者の業績を踏まえ, 筆者はさらに, 保育所内で展開される活動, 設定保育を典型とする保育, 子どもの保育所内での生活を支える養育, 保護者支援を含む保護者との関わり, 保育所と他機関との連携, 等の保育所のひとつひとつの活動を社会福祉の視点から捉えなおす必要性について提起したい。

保育所側からは「外圧的」に進められている感さえある保育所機能の拡大だが, 子どもの最善の利益を中心にすえたとき, それは保育所側の理念と矛盾しない。子どもの最善の利益の実現のためには, 保護者の生活の全体性とその養育を受ける子どもの生活の全体性との関わりを視野に入れ, 子どもだけでなく保護者やその取り巻く環境にも働きかける必要性を認識したときに, むしろ, 保育所機能の拡大は, 保育所側から提起していくべき内容である。しかし, これはもちろん保育所機能の拡大を進めればよいということを意味しない。

かつて小泉構造改革と呼ばれた一連の自由主義改革の流れは未だ続いている。改革が進み, 社会福祉に競争原理が取り入れられ効率性が追求される中で, 一見無駄には見えるが対象者にとっては必要な「非効率性」を確保していくには社会福祉専門職が重要な役割を果たす。保育所保育士がこの新しい社会福祉の流れを真に利用者の視点で実行していくことで, 理念が実際のサービスにつながるのである。

3. 本論文の目的と構成

本論文では, 地域子育て支援との関連で保育所に求められるソーシャルワークが, 社会福祉施設である保育所にとって本来的に必要な技能であることを確認していく。つまり, 保育所保育を形成する養護(ケア)機能が, 子どもの最善の利益をめざしたケアワークとし

て実施されること自体にソーシャルワークが必要であり、全ての保育所でソーシャルワークが実施されることにより、子育てに応答的なコミュニティの形成を図ることができる、ということ考察していく。つまり、保育所のケアワークから、ソーシャルワーカーによるコミュニティワークまでが連続して実施されることで、真に子どもの最善の利益を守ることが可能な子育てに応答的なコミュニティ形成が図られ、保育所が名実ともに「地域子育て支援の拠点」となることができると考える。

本稿の構成は以下のとおりである。

まず1章では、保育所の歴史を解き明かし、もともと社会福祉施設として機能していた保育所が、時代によって「教育」と「福祉」の間を振れてきたことについて概観しておきたい。また、保育所に求められる機能の変遷について考察し、現在の求められている「子育て支援機能」が、保育所にとって新しい機能であることを確認する。

2章では、主として保育所でのケアワークについて考察を進める。

まず考察の前提となる保育所の機能の提供者の中核である保育士の職務の現状を、タイムスタディを用いた調査によって検証する。歴史的には教育機能を重視してきた保育所であるが、職務の実際としては、ケア(養護)機能はその多くの部分を占めることを確認し、保育士がケアの専門性を高めていく必要性について提言する。その上で、保育士が実施してきたケア(養護)と社会福祉専門職の価値に基づくケアワークとの関係を確認し、保育所で実施されるケアがケアワークとして提供されることの重要性について述べる。さらに、子どもの最善の利益の実現を目指してケアワークを行う際、必然的にソーシャルワークが必要となることを確認し、今日保育所に求められるとされるソーシャルワークについて、各論者の説を検証しながら考察する。また、教育機能とケア機能を同時に求められる保育所で、目前の子どもへの処遇にとらわれず、その家族背景、地域社会までの関連に気付き、求められるソーシャルワークにつなげていくには、エコロジカル・パースペクティブを獲得することが有効であることについて、提言する。

3章では、保育所でのソーシャルワーク実践について考察する。エコロジカル・パースペクティブのもと実際にコミュニティワークやネットワーキング等のソーシャルワーク機能を実践している保育所でのフィールドワークを通じ、その成立要素について考察する。さらに、その成立要素が他の保育所にも一般化できるか否かを考察するため、大阪府下の保育所への意識調査を実施し、保育所でのソーシャルワーク機能について検証する。

4章では、保育所に新たに課せられた「地域子育て支援」について現状を概観し、その

専門性の基盤となるべき理論について、トロントのファミリーリソースの実践から考察する。最終的には地域子育て支援、及び保育所にはソーシャルワーカー：保育ソーシャルワーカーを置くべきことについて提言し、保育所ワーカー、地域子育て支援スタッフ、保育ソーシャルワーカーの協働により、子育てに支援的なコミュニティの形成を目指すことについて言及する。同時に、地域子育て支援に必要な専門性を得るためのリカレント教育についても提言したい。最後に、保育所で提供されるべきケアワーク、ソーシャルワークの役割分担、よって立つ理念・価値について考察していく。-

本稿でのまとめを通じて、地域福祉施設としての保育所の役割が確認され、よりよいコミュニティ形成に貢献することを願いたい。

序章の注

- (1) 平成 9 年 厚生労働省 地域福祉事業等調査の結果より。
- (2) 1963 年に文部・厚生両省合同の見解「幼稚園と保育所との関係について」が提出され、保育所において、3 歳・4 歳・5 歳児については幼稚園教育要領にのっとった教育が実施されることが望ましい、という指針が示された。
- (3) 児童の権利に関する条約(1989 年第 44 回国連総会採択)第 12 条第 1 項「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」から。
- (4) 児童の権利に関する条約第 7 条第 1 項「・・・、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。」と明記されている。
- (5) 昭和 23 年厚生省令第 63 号児童福祉施設最低基準第 35 条「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める(平成 20 厚労令 57・一部改正)」に基づき、平成 20 年 3 月 28 日、厚生労働省告示 141 として規定された。これにより、保育所保育指針は、従来の「通知」から大臣「告示」という位置づけになり、保育所の行うべき業務を示す法的拘束力を持ち、保育所業務の最低基準を示すものとなった。
- (6) 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について(平成 17 年 2 月 25 日雇児発第 0225001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

(7) 2005 年度保育学会緊急シンポジウムで、話題提供者の河邊貴子氏は「・・理念及び財政基盤がせい弱なままで多機能化や多様化が進めば、最も大切にされるべき保育の質は低下することは目に見えている. . . . (日本保育学会第 58 回大会発表論文集 p.91)」と述べていること等に、代表される.

1章 保育所の歴史的経緯と今日の動向

この章では、保育所に子育て支援が要請される背景について整理する。従来は主に家族に託されていた子育てに、なぜ今日社会的な支援が必要とされるのかを考察するために、子育てに関連する事項として、日本の子育て文化、及び日本の家族政策等について概観する。それらと関連付けて、保育所の本来業務であるべき子育て支援が、保育所内部の意識からではなく、少子化に伴う家族政策に関連して外圧的に進められてきたことを確認する。その上で、保育所の歴史と機能の変遷について述べ、保育所の本来の機能、役割について明確にすることを目的とする。

1-1 地域子育て支援の必要性と子育て支援政策

まず、育児不安増加の背景となっている日本における子育て観の変遷と、子育て支援政策の変遷について概観し、今日保育所に子育て支援が求められる状況を整理しておきたい。

(1) 日本の子育て観の変遷

日本では「女性は生まれながらに育児の適性に恵まれている。子育ては母親の喜びであり、子どもに自愛と献身を尽くすのがあたりまえだ」とする母性感が信じられてきた(大日向 2005)。子育ては母親の本性であり母親になれば誰にでもできること、という通念は、つい最近まで子育てに負担を感じる母親にプレッシャーを与えて来た。しかし、今日では母親だけが育児を担うのは、ごく近年になってからだということが明らかにされてきている(荘巖 2005)。

江戸時代には、乳児の世話は母親によったが、母親は家事にも手を取られるため、子どもの教育は父親の役割だったとされている。その母親にしても、当時の人口の大多数を占める農村地域では母親も大切な労働力であり、昼間の育児は主に祖父母が担当していた。この時代は、地域に「乳親」「名付け親」等の仮親を頼み、擬似的親子・兄弟関係を形成していた。これは、家族・地域が一体となって暮らしを守る、苦しい暮らしの中を生きていくための知恵であったとされる(上 1991)。この傾向は明治に入っても同様であり、子育てはいわば家族ぐるみ・地域ぐるみで行われていたのである。

大正半ば以降、夫の収入だけで暮らしが成り立つ中産階級の家庭では「男は仕事・女は

家庭」の性別役割分業意識が生まれ、母親が家庭にとどまり育児に専念することが望ましいと考えられるようになった。しかし、この時代の大多数の庶民は共働きでやっと生活しており、「母親の育児専念」という考えの影響は全体には及ばなかった。この性別役割分業が強化されたのは、1950年代以降の高度経済成長期以降である。この時代には、体力を必要とせず、コストを抑えるための女性の低賃金労働を必要としていた紡績業などに代わり、産業界では重工業が主導となった。鉄鋼関連の溶接や運搬等の仕事は危険を伴うとともに男性の体力を必要とし、女性が仕事に従事できる範囲は限られ、「男は仕事・女は家庭」という役割分担は、当時では合理的でもあった(荘厳 2005)。その後、女性の高学歴化が進み、第三次産業を初めとした様々な分野で女性就業率が高まるが、1970年以降、福祉予算削減目的から保育所保育などの社会的保育よりも家庭保育の重要性が政策的にも強調され、性別役割分業が固定化されていく。

大日向(2005)は、この性別役割分業の固定化に、主に心理学・医学の研究が政治的に利用され、母性神話に加担していた側面を指摘している。具体的には心理学分野で、ポウルビィの「マターナル・ディプリベーション」「ホスピタリズム」が一面的に紹介され母性養育を強調したこと、医学・保健分野での母子相互作用研究が、最初から母性を強調した前提で行われていたこと、等である。「子どもは三歳までは常時家庭において母親の手で育てないと子どものその後の成長に悪影響を及ぼす」といういわゆる三歳児神話は、出産後も就労する母親へのプレッシャーとなり、行政に利用されることによって保育所数抑制の役割を果たしてきた。しかし、出生率が低下し続ける中、今日では女性の選択肢としての「就業」と「出産・育児」の両立を社会的に支えるという政策変更の中、平成10年度版厚生労働白書(1998:84)で、三歳児神話は行政側からも否定されることとなった。

三歳児神話の否定は、労働力、特にパート就労等の非定型労働力を必要とする経済界、就労する女性の妊娠・出産を奨励し少子化の流れを少しでも食い止めたい行政側の思惑が強く働くもとで実行されたものではあるが、就労による収入増・仕事を通じての自己実現を求める女性側にとっても歓迎的に受け入れられた。特に、「乳幼児を預けてまで」働くことに対し肩身の狭い思いを強いられていた母親にとっては、周囲からのプレッシャーの減少と共に母親自身にとっても安堵感を提供することとなり、そのまま母親の就労意欲を高めることにつながった。

一方、就労せず乳幼児の養育に専念することを選択した母親にとっては、「三歳までの養育も必ずしも母親の手による必要はない」というメッセージは、育児に専念することへの

相対的価値を低下させ、自尊心の低下につながるようになった。集合住宅を典型とする、入り口のドア一つで外部とのつながりを断たれがちな環境中での育児は、家計を支える働き盛りの父親不在もあり、時に母親と乳幼児との密室の中での子育てをうみだした。少子化や乳幼児を保育所に預けて就労する母親の増加により、身近に子育て仲間を見つけられない等、子育て中先に挙げた孤独な育児環境も相まって、母親専門を選んだ女性たちの育児不安を強めることにつながった。

(2) 保育所を中心とした少子化対策と子育て支援政策の動向

2005年度の合計特殊出生率は1.26と、過去最低を記録した。西暦2100年には日本人が半減するという統計は人々の危機感につながり、政府の子育て支援策の推進力となっている(国立社会保障・人口問題研究所 2002)。2007年度の合計特殊出生率は1.34と上向いているが、人口維持に必要とされる2.08を依然大幅に下回っている。

少子化の原因は未婚率の上昇に加えて、婚姻者の出生力の低下であることは今日の通説となっている。前田(2004)は非婚化の進展理由として次の5点を挙げている。①女性側のいわゆる「永久就職」の相対的価値の低下 ②職場と家庭のギャップ：共働きでも家事負担は女性にかかり、女性の負担感につながっている ③結婚に対する男女間のギャップ：経済低成長により生活保障力が低下しているにも関わらず男性の性別役割分業意識は続いており、女性の多くも専業主婦志向のため実現が困難 ④男性にとっても結婚のメリットが低下：結婚後経済的保障だけでなく、家事・育児の負担を求められる ⑤独身世帯の親との同居が進行しており、生活に不自由がないこと、以上である。また、出生力の低下理由としては ①老後の面倒を見てもらう等の「投資財としての子ども」から、かわいいから産む「消費財としての子ども」へという変化が、子どもをもつことの相対的な価値を低下させている ②少なく生んで大事に育てるという風潮 ③子育てのコストの増加：子ども1人あたり成人までに約2,000万円が必要。半面、出産・育児によって女性が失う生涯賃金は経済企画庁の試算によると(国民生活白書, 1997), 最低6,300万円とされる ④「産育コスト^①(社会的プレッシャー・恐怖)」がほとんど母親一人にかかる ⑤子どもと結婚を巡る価値観の変化、の各点を指摘している。日本では子どもの99%が既婚者から生まれているとされる(高橋 2002)。よって、子どもをもつことへの経済的・心理的負担感を軽減し子育てを楽しいものとする事ができれば、婚姻者の出生数の上昇だけでなく、結果として子どもが欲しい層の婚姻率の上昇につながる事が示唆されることとなった。

ここにいたって政府の少子化施策のターゲットは、婚姻者の子育てへの負担感の軽減から社会全体で子育てを支える仕組み作りへと発展する。一連の子育て支援施策を、保育所でのサービスに焦点を当ててまとめたのが表 1-1 である。1990 年を境に少子化対策が就労支援を打ち出していることを明確にするため、それ以前の保育所施策についても検討した。

1981 年には、中央児童福祉審議会から「今後のわが国児童家庭福祉の方向について」が意見具申として提出され、低下を続ける出生率の社会的な影響と今後の対策について検討されている。この段階では、仕事と子育ての両立ということには触れられず、子育てのもつ社会的意義の強調、健全育成、児童手当制度の拡充の必要性が強調されている。1980 年当時、ベビーホテルでの死亡事故をきっかけとして無認可保育サービスの問題点が顕在化していた。劣悪だと分かっているにもかかわらず母親が子どもをベビーホテルに預けざるを得ないのは、乳児保育、延長保育を実施する認可保育所のサービス量が絶対的に不足し、かつサービスが硬直化し(例えば、急な残業のための保育時間の延長等には応じない)就労を支えられないためだとして²⁾、当時既に保護者から要望があがっていたにもかかわらず、これらの保育を実施してこなかった保育所への批判が高まった。1981 年には、少子化対策というよりも、この批判やようやく取り上げられた保育需要の多様化に応える形で、延長保育・夜間保育モデル事業が開始されている。

1988 年には、乳児保育利用要件の見直しを求めた「今後の保育対策について」が中央児童福祉審議会から提出され、翌年には乳児保育の所得制限が撤廃される。一方、1989 年に中央児童福祉審議会から提出された報告書「家庭における児童養育とこれを支える地域の役割」では、子どもの養育はあくまでも母親によることが基本であると、母子関係を強調されていることに着目したい。つまり、政府内には、乳児保育の一般化により母親の就労を支える体制を形成しつつも、乳幼児をもつ母親の就労を支援することについては意見の一致を見ていなかったことが伺える。その後この年の合計特殊出生率が 1.58 を下回る 1.57 になったことが国会の場で発表され、その驚きと動揺が、その後矢継ぎ早に提出された少子化対策につながったことは表に見るとおりである。

少子化への危機感を背景に、「母性神話」が否定され始めたのも、この時期の大きな特徴である。平成 10 年度版「厚生労働白書」(1998)には、子育てに夢をもてる社会の形成をキーワードに、子育ての社会化の推進が強く押し出され、三歳児神話についても「根拠がない」と否定されている。ここにきて「子育てと仕事の両立支援」がにわかに課題となり、

その解決策として保育サービスの拡大と子育て支援メニューの充実が行政計画として画策されていく。まず、1994年に当時の文部省、厚生省、労働省、建設省の4省合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」が提出された。エンゼルプランの具体的施策の一環として実施されたのが1995年から実施された「緊急保育対策等5ヶ年事業」である。この中では、低年齢児保育・延長保育・一時保育・地域子育て支援センターの整備について、量的指針が示された。エンゼルプランの最終年にあたる1999年には、「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣の合意により「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新・エンゼルプラン)」が策定された。この中では、保育サービス、子育て支援サービスの充実と共に、子育てのしやすい雇用環境の整備についても盛り込まれた。

さて、保育所の量的・質的拡大路線をとることは、潜在化していた保育ニーズが顕在化することにつながった。これは、保育所の増加により利用環境が整い、以前は就労を考えていなかった、またはあきらめていた乳幼児をもつ母親が、就労し保育所を利用するようになったためと考えられる。この背景には、乳幼児を保育所に預けることに対して周囲からの批判を受けなくなったこと、長引く不況の影響等により、就労を迫られる母親の数が増加したこともあげられる。結果、保育所の増設によっても保育需要をまかない切れず、就労ニーズが高い都心部の市町村では、常に待機児童を出すこととなった。この状況を柏女(2005)は、かつて高齢者福祉において特別養護老人ホームをいくつ作っても需要に追いつかなかった頃と対比している。保育サービスを量的・質的に拡充することがより多くの保育サービスを生み出すというこの状況に至り、保育ニーズの解消に焦点を当てていた子育て支援対策に、「次世代の子どもを社会で支える」という理念の下、家庭での子育てを支援する方針が加えられた。つまり、「子育てのしやすい社会の創設」は、働き方の見直し・地域での子育てネットワークの重視の方向に軌道修正されていく。この発端となったのが「少子化社会を考える懇談会」の中間まとめ(2002)であり、これを受けて提出された「少子化対策プラスワン」(2002)である。プラスワン、とは従来の対策に加えて、もう一段階上の少子化対策を考える、との意で、少子化の原因として婚姻率の低下だけでなく、夫婦の出生力の低下という現実を踏まえた総合的な施策が必要という問題意識のもと、様々な角度から「子育てを支援する」社会の創造をめざしている。

2003年には「次世代育成支援施策のあり方に関する研究会報告書、「次代を担う子ども

やこれを育成する家庭を社会全体で支援すること」が提出され、児童版「在宅福祉三本柱」が制定された(柏女 2005: 17)。その後、少子化対策法令として「少子化社会対策基本法」が策定された。これに基づき内閣総理大臣以下、全閣僚で構成される「少子化社会対策会議」が開催され、2004年には「少子化社会対策大綱」を公表した。この中では、少子化の流れを止めるため、若者の自立、ワーク・ライフバランス、子育てのための新たな連帯の創出等を軸に、少子化対策に集中的に取り組む行政方針が示された。また、2003年には10年の時限立法として制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市町村に次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられた。また、企業に対しても、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する、一般事業主行動計画の策定が要請されている(従業員が301人以上の場合には策定義務が、300人以下の場合には策定努力義務が事業主に課せられる)。以上の2つの法律による施策は、新・新エンゼルプランの位置づけとなる「子ども・子育て応援プラン(2004)」の中で具体化される。子ども・子育て応援プランの特徴は、保育所対策だけではなく、若者の自立や働き方の見直し等も含めた社会のあり方そのものを子育てに適するよう変化させようとした点である。プランでは、家庭・企業・社会それぞれの目指すべき姿が例示され、その実現に向けて2009年度までの5年間に実施される施策と目標例が示されている。

2006年の児童福祉法改正により、子育てに関する相談に対して住民に身近な市町村が一義的な窓口となることが定められ、地域での子どもの見守り・支援体制が推進されることとなった。さらに、市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置された。これは、被虐待児等の要保護児童の育ちを地域で支えていくための関係者のネットワークであり、保育所もこのメンバーとされている。

2007年には少子化社会対策会議は、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議を設置し、少子化対策の重点戦略の取りまとめを公表した。この中では、「ワーク・ライフバランス」と「包括的な次世代育成の枠組みの構築」を推し進めるため、次世代育成支援に必要なコストを「未来への投資」として認識すべきことが提案されている。これは、今後の育児保険等への布石とも思えるが、資金確保のための具体的な方策については明示されていない。また、これまで法的根拠がなかった「地域子育て支援拠点事業」等の地域支援サービス、家庭的保育、こんにちは赤ちゃん事業や育児支援家庭訪問事業について、2008年児童福祉法改正により根拠が示された。

表 1-1 子育てに関連する政策

西 暦	名 称	内 容	策 定 主 体	関 連 事 項
1980				男女雇用機会均等 法制定
1981	今後のわが国児童家 庭福祉の方向につ いて 延長保育・夜間保育 モデル事業	子育てのもつ社会的意義の強調, 子どもの 健全育成, 児童手当制度の拡充の必要性 ベビーホテル問題の対応の一つとして, 13時~22時ころまでの夜間保育をモデル 的に開始	中央児童福祉審議 会意見具申	
1988	今後の保育対策の推 進について	乳児保育, 一時保育に対する対応を求める	中央福祉審議会保 育対策部会	
1989	家庭における児童養 育の在り方とこれを 支える地域の役割	家庭養育, 母子関係の重要性を強調	中央児童福祉審議 会意見具申	1.57 ショック
1990	これからの子育てに 対する懇談会報告書	家庭基盤整備・働く女性に対する支援策の 拡充・地域社会における健全育成の推進・ 国際協力	これからの家庭と 子育てに関する懇 談会	厚生白書「3 歳児神 話」を根拠がないと 否定
1991	子どもと家庭アピー ル ―子育て新時代 に向けて― 健やかに子供を産み 育てる環境づくりに ついて	保育需要の多様化に応じた保育サービス の充実・育児に適した雇用環境の創出 職, 住環境の整備・教育など総合的な家庭 生活・子育て支援施策の推進	厚生大臣主宰の子 どもと子育てに関 する円卓会議提言 健やかに子どもを 産み育てる環境づ くりに関する関係 省庁連絡会議	社団法人全国ベビ ーシッター協会設 立認可 企業委託型保育サ ービス開始
1993	今後の保育所のあり 方について たくましい子ども・ 明るい家庭・活力と やさしさに満ちた地 域社会をめざす21ブ ラン研究会報告書	仕事と子育ての両立支援を強化, 乳児保育 など特別保育の一般化, 地域に開かれた保 育所, 保母の資質の向上 ウェルフェアからウェルビーイングへ・児 童権利条約の重視・市町村を中心とする行 政体系への再編成・多様で弾力な保育サー ビスの提供	これからの保育所 懇談会 子供の未来 21 プ ラン研究会	育児休業に関する 法律 職業と育児等の両 立に関する懇談会 報告
1994.1	保育問題研究会報告 書	保育所の利用について, 措置制度の存続 (第一案)と直接入所制度(第二案)を併 記	保育問題検討会	21 世紀福祉ビジョ ン 児童権利条約批准, 発行
12	今後の子育て支援の ための施策の基本的 方向について(エン ゼルプラン) 「当面の緊急保育対 策等を推進するた めの基本的考え方」緊 急保育5ヵ年計画	低年齢児保育の推進・多様な保育サービス の整備・保育所の多機能化のための整備・ 保育料の軽減・子育てを地域ぐるみで支援 する体制の整備・母子保健医療体制の充実 駅型モデル保育事業の創設・時宜要所内保 育施設への補助. 仕事と育児との両立のた めの雇用環境の整備・多様な保育サービス の充実・子育て支援のための基盤整備, 等 7項目	大蔵・厚生・自治 大臣合意 文部省・厚生省・ 労働省・建設省	児童関連サービス 研究会報告書 ファミリーサポー トセンター事業ス タート こども未来財団の 創設

1995	児童育成計画策定指針（地方版エンゼルプラン）	地方版エンゼルプランの策定指針。各自治体の創意工夫のもとに、指針に沿って計画策定		「社会保障体制の再構築に関する勧告—安心して暮らせる 21 世紀の社会を目指して」
1996	少子化社会にふさわしい保育システムについて（中間報告）	保育所の利用について利用者に選択権をもたせ市町村への入所申し込みを行う。保育に欠ける児童への対応等措置の枠組みは一定残す		
1997	児童福祉法改正	措置の枠組みを残しながらも「保育の実施」に変更 保母から保育士に名称変更 地域子育て支援の法定化		
1999	少子化対策推進基本方針 重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新・エンゼルプラン） 当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方	中・長期的な総合的少子化対策の指針。固定的な性別役割分業や職業優先の企業風土を是正し、子育てのしやすい雇用環境・家庭・地域環境、保育・教育サービス、生活環境を創出する。 保育サービス等、子育て支援サービスの充実・仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備 低年齢児保育の受け入れ拡大・多機能保育所の整備・延長保育、一時保育の促進、地域子育て支援センターの整備	少子化対策推進関係閣僚会議 大蔵省・文部省・厚生省・労働省・建設省・自治大臣合意 大蔵・厚生・自治 3大臣合意	男女参画社会基本法の制定
2000	健やか親子 21	虐待予防、青少年の自殺予防までの保健対策	健やか親子 21 検討会	地方分権一括方
2001	児童福祉法改正	認可外保育施設に対する監督の強化 保育所整備促進のための公有財産の貸付の推進 保育士資格の法定化		厚生労働省発足 育児休業法の改正
2002	少子化対策プラスワン	働き方の見直し、地域での子育て支援システムの形成	少子化社会を考える懇談会	
2003.3	次世代育成支援に関する当面の取り組み方針	「夫婦の出生力の低下」も踏まえた、政府・地方公共団体・企業等が一体となった少子化対策。家庭や地域社会における「子育て機能の再生」の実現を目指す	少子化対策推進関係閣僚会議。	次世代育成支援対策推進法 行動計画策定指針 少子化対策基本法
2003.9	社会連帯による次世代育成支援に向けて—次世代育成支援施策のあり方に関する研究会報告書	社会連帯による子供と子育て家庭の育成・自立支援を基本理念として、新たな「次世代育成支援システム」の構築を図る。保育所と利用者の関係形成、ソーシャルワーク機能の発揮	次世代育成支援システム研究会	経済財政運営と構造改革にかかる基本方針 2003(骨太方針 2003)策定
2004	少子化社会対策大綱	内閣を挙げて取り組むべき重点課題として、 (1)若者の自立とたくましい子どもの育ち (2)仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し (3)生命の大切さ、家庭の役割等についての理解 (4)子育ての新たな支え合いと連帯、を提示。	平成 16 年 6 月 4 日閣議決定	三位一体改革

	子ども子育て応援プラン	少子化社会対策大綱の4つの重点課題に沿って構成された、保育事業中心から、若者の自立・教育、働き方の見直し等を含めた幅広いプラン。市町村の次世代育成支援に関する行動計画とリンクさせた形でプランを策定し、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示。	少子化社会対策会議決定	
2005	児童福祉法改正、市町村による第一義的児童相談の実施責務規定	市町村を児童相談所に関する一義的機関として位置づけ(要保護児童地域対策協議会設置)、児童相談所の役割を困難事例への対応に重点化。 市町村は、保育所入所児童の選考に当たって、虐待を受けた子どもの入所に配慮する(13条)。		改正育児・介護休業法施行
2006	認定こども園創設	保育機能・幼児教育機能・地域子育て支援機能をもち、都道府県知事の定めた認定基準により認定を受ける。幼稚園、保育所等の単独型、合併型の他、地方独自の裁量型も可能。		
2007	「子どもと家族を応援する」重点戦略会議最終報告書 子育てにやさしい社会づくりに向けて	保育サービスの拡充等、幅広い子育て支援の必要性、「未来への投資」として1.5～2.4兆円程度の増額が必要と推計 子育て環境の整備について提言	子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議 日本経団連	規制改革推進のための3カ年計画:保育所の直接契約方式について言及
2008	保育所保育指針改定告示 新待機児童ゼロ作戦について 児童福祉法改正 次世代育成支援対策推進法改正	保育指針の告示化、大綱化 保育内容についての最低基準として機能 今後10年間で保育サービス利用児童100万人、放課後児童クラブ登録児童140万人増の目標値 家庭的保育事業、全ての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業の制度化 市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める、等の見直し	厚生労働省 厚生労働省	

(3) ソーシャルサポートの必要性と保育所の役割

いまや、保育所は出産後も女性が就労を続けるのに欠かすことのできないサポート資源として、産休明け保育・延長保育・病児保育・休日保育と様々な保育サービスを提供している。一般的に、保育所を利用している就労女性の方が専業主婦よりも育児不安が低いことが知られている。これはひとつには保育所に子どもを託すことで、保育者や他の保育所に子どもを通わせる保護者等、子育てのパートナーをもつことが影響しているといわれる(佐々木 1996)。一方、現在問題視されているのは、専業主婦層の育児不安、孤立感である。従来、専業主婦は「経済的に働く必要もなく、子育てをする時間に恵まれている」層として、支援の対象外とされてきた。しかし、子どもの数の減少・乳幼児をもつ母親の就労の一般化・核家族化・地域社会の連帯の希薄化などに伴い、乳幼児を抱えた専業主婦層の育児不安が顕在化することとなった(今泉 2001, 網野 1997)。専業主婦層が増加したのは前述したようにすでに 1950 年代からだが、大日向(2005)は、1950 年代当時の専業主婦と、現代の専業主婦との違いについて注意を喚起している。1950 年当時の戦後の高度経済成長下の専業主婦は、それまでの農業や大家族のしがらみから開放され、核家族での母親役割を喜んで受け入れた。加えて、1950 年代当時は乳幼児を育てつつ働く女性は限定的で、地域には同じような子育て中の専業主婦が数多くいたのである。これは、今日の専業主婦が、心身に負担を感じながら育児を一人で担い、同年代の子育ての仲間も得にくく、社会からの孤立感を感じている状況とは大きく異なる。つまり、現代は母親が孤独に子育てと向かい合わざるを得ない初めての時代なのである。

核家族化・地域社会の人間関係の希薄化が進む中、地域共同体という地縁、親族という血縁から得られていたサポートをなくした家族はストレスに対して脆弱で、取り巻く環境の悪化の影響を直接的に受ける。このような状況のもと、家族という「私」領域の役割と考えられていた子育てを社会化する必要性について、森(2001)は「現代はもはや母親だけでは子育てできない時代」と論じている。また、三沢(1997)は、核家族化、人間関係の希薄化のなかで育児に燃え尽きる母親への支援経験を通じて、子育てを社会化しソーシャルサポートを確立する必要性について強調している。保育所に求められている地域子育て支援は、まさにこの状況の打開策として提出されたソーシャルサポートである。

しかしそれは、決して「親に代わって子育てをする」ことではないことに注意する必要がある。先にもあげた保育メニューは、確かに保護者の就労を支援する。しかし、それが必要以上に子どもを家庭から引き離すことにつながっていないかについて、保育者は常に

検討する必要がある。保護者の就労を支えることは、あくまでも健全な家庭生活を通じて子どものウェルビーイングに貢献するためであり、保護者に代わって子どもを育てるためではない。それは、就労により保護者が自己実現を図ることを第一義とするのではなく、自己実現により成熟した保護者が「親となること」を支援する営みでなくてはならない。ここにいたって就労する保護者と専業主婦への支援とは重なりをもつ。保育所が提供すべきサポートは、そのサービスの利用を通じて、親として子どもと向き合うことへの支援である。それは、今までにないストレスフルな子育て状況に置かれた家族に、保育所のもつ専門知識と技能を提供し、家族を通じて子どもの権利を実現する営みといえる。

止まらない出生率の低下に突き動かされた感で打ち出されてきた一連の子育て支援策ではあるが、乳幼児をもつ家庭に対して支援が提供され、その母親のライフスタイルの選択肢が可能になったのは、喜ぶべきことであろう。しかし、いくら支援策が提出されたとしても、「子育てを保護者の代わりに実施する」といった支援はありえない。子育て支援の前提は、あくまでも子どもたちが家庭で育つ権利を保障することである。経済一辺倒の社会のあり方を変え、次世代を育てることへの価値を高めること、親教育を含んだ支援により子どもを育てることのしんどさの先にある喜びを支えていく視点が欠かせない。つまり「少子化からくる労働力不足により日本の将来の経済活動に支障が生じる 2055 年には高齢化率が 40%を超える^⑧」、等への恐怖から発する出産奨励的な子育て支援ではなく、次世代の人間の育ちを支え、子どもを育てること自体に価値を見出し、保護者と共に社会が支援すること自体の意義を見出す、という価値の転換のもと、子どもの権利実現と子育て支援は重なっていくことができる。

1-2 保育所の歴史

保育所は、今日、就労家庭及び非就労家庭双方に対し「子育て支援」を提供する地域資源としての役割を期待されている。この背景には次の二点が考えられる。一つは「1.57 ショック」に端を発した少子化対策の一環としての子育て支援である。政府は、子どもを産む・産まないはあくまでも個人の選択、という立場を強調しつつも、出生率増加を目した「子育てをしやすい・子育てに希望がもてる」環境づくりに力を入れており、保育所による子育て支援はその中で大きな位置を占める。二点目は、施設の社会化の観点からである。保育所がその機能を地域に還元すること自体は、児童福祉施設として当然のことである。一方、施設の社会化論は既に 1970 年代後半に始まっているが、一部の先進的な保育所を

除いて保育所はその情勢とはあまり関連なく事業を展開し、ここにいたって「児童福祉施設」としての役割を強調されることになった。

本節では、歴史的視座から保育所の変遷を概観し、地域子育て支援の今日的な意義について考察することを目的とする。保育所保育士にとって現在大きな課題となっている「保護者への支援」は、歴史的に見ると必ずしも保育所にとって新しい視点ではない。保育所はセツルメントをひとつの起源とし、時代に応じた子どもと保護者の福祉問題に対処してきた歴史をもつ。この意味では「地域子育て支援」は、保育所にとって新しい機能というよりも社会福祉施設として保育所が本来持っていた(もしくは持つべきであった)機能が改めて確認され、1997年の児童福祉法の改正の中で「保護者の指導」として明文化されたものともいえる。保育所、その前身である託児所の歴史(以後、特に託児所と称す必要のないときは、呼称を保育所に統一する)を概観し、その機能の変遷を確認することで、保育所による地域子育て支援の今日的意義について再確認していきたい。

尚、この章では、歴史的に様々な形態の保育所が存在したことに鑑み、保育の実施者に対し、保育専門職の一般的な呼称である「保育者」という用語を用いる。但し、「保母」や「保育士」の待遇等、資格名称を特定して述べる必要がある時は、その名称を使用する。

(1) 保育所の設立から戦前まで：法制化以前の保育所、幼稚園との関係を含めて

欧米における幼稚園はもともと貧困家庭の幼児を対象に設立されたルーツをもつが、日本における幼稚園は、1976年(明治9年)に幼稚園教育がアメリカから輸入され、保育料を支払える上流階級の子弟のみを対象として開始された。後に当時の文部省は貧困家庭の幼児も幼稚園の教育対象にしようとしたが、保育料を伴う戦前の幼稚園に、貧困家庭の児童が通うことはなかった(日本保育学会、1968)。尚、戦前の「保育所」「託児所」「幼稚園」の名称は、それぞれの設置者の命名により未分化な状態で使用されている。本稿では、設立者によってつけられた名称についてはそのまま記述するが、その内容の説明の際は、名称に関わらず主に貧困層の保護者の就労支援等、現在の保育所の利用要件である「保育に欠ける」状態の子どもを保護者から預かりケアを提供していたものを「保育所(または特定する必要な場合のみ『託児所』)」、就労していない保護者の子どもに主として幼児教育を提供する目的のものを「幼稚園」と区別して記述する(例えば、後で述べる貧民幼稚園は、保育所の機能を実施していた施設として「保育所」として説明する)。

幼稚園が、就学前児童の幼児教育を設立目的としてはっきりと打ち出していたのに対し、

保育所およびその前身である託児所は様々な目的から設立された。戦前の保育所は、保護者の保育を受けられない児童が利用したことに共通点をもつが、当時、幼児を預けて働くのは生活困窮者が主であり、結果として貧困家庭の児童をその対象とした。保育所の前身である託児所の設立は、日本保育学会(1968)によると、1890年(明治23年)に赤沢鐘美が家塾「静修学校」の付属施設として設置したのが最初である。夫が私塾として開いた静修学校に、児童が世話をしなければならない幼い弟や妹をおぶったまま学習していたのを見かね、鐘美がそれらの乳幼児を預かったのがきっかけであった。制度が整ったからではなく、とにかく必要に迫られそのニーズに応じて設立するという保育所成立の契機を典型としてここに見ることができる。以後、保育所は民間主体で設立されていく。

社会福祉事業としての保育所への認識を明確にしたのは生江孝之の功績が大きい。生江は、1904年(明治37年)、神戸において日露戦争の軍人遺家族の生活を支えるために子どもを預かる保育所設立運動を展開し、労働者家庭の幼児を正しく育てるために幼稚園と別個の保育所が必要であることを力説した(日本保育学会1969)。彼の論は内務省に影響を与え、貧民予防対策としての「幼児保育所」事業に結びついていく。1909年(明治42年)に内務省は、両親ともに就労が必要な貧民の乳幼児を保育する「幼児保育所」を独自に打ち立て、補助金を支給するに至った。これにより、上流階級の子弟を対象とした幼稚園・貧民家庭を対象とした保育所、という図式が確立される。保育所の内容規定については何度か試みられたものの、戦後児童福祉法が成立するまでは、保育所についての法的規定はついに設けられることはなかった⁴⁾。

児童福祉法成立以前の保育所および託児所の形態、成立契機は先にもあげたように多岐にわたる。大きく分けてその目的は、a) 母親の労働力確保・労働支援を通じた社会保全、b) 貧困家庭の乳幼児の教育の保障・労働者の生活保障と生活向上、の二つに分けることができる。一番ヶ瀬ら(1962)によると、明治時代後半、大正時代から第二次世界大戦開戦の頃までに全ての契機の保育所が設立されている。具体的には、a) の契機によるもの：①紡績業などの業績向上のために工場主が設立した託児所 ②農繁期の農村において互助的に設立された季節保育所 ③貧民対策として主にスラムにつくられた公立保育所 b) の契機によるもの：④貧民幼稚園として貧困者の子どもの幼児教育を目的とした保育所 ⑤プロレタリア教育運動思想の元、スラム街へのセツルメントの一環として設立された保育所、等である。これらについてそれぞれの活動を保護者と保育所の関係に着目しながら概観し、保育所の様々なルーツを確認したい。

①工場附設の託児所

工場に附設された託児所は、明治後半頃から、子どもが生まれた後も労働者である母親が仕事を続けられる目的で設置された。設置先となった工場は、マッチ工場・紡績工場などであった。日本幼児保育史には、煉瓦製造工場の託児について、「費用は会社が負担し、職員1名に一日平均85名の児童が出席していた」という記述が紹介されている(日本保育学会 1969)。1対85という職員配置は、託児目的は労働者の生産性の向上であり、児童の教育ではないことを示しているといえよう。『女工哀史(細井, 1954)』には、紡績工場に勤める母親がわずかな休憩時間に工場敷地内の託児所に駆けつけ、その大方の時間を授乳に費やし、健康を害しながら働く様子が紹介されている。これらの事実だけで全ての職場付設託児所を判断するのは早急だが、あくまでも労働力の確保が第一義である実態の一端がうかがい知れる(浦辺, 他 1981)。一番ヶ瀬ら(1962)によると、このような託児所も昭和初期の産業合理化の中で一方的に閉鎖されるものも多かったという。託児所の保育については詳細な記録が残されておらず、保育者と保護者との関係については不明だが、託児所が労働者の権利として位置づけられていたわけでも、制度として義務付けられていたわけでもない中で、保育者も子どもの保護者も共に労働者として経営者の絶対的な影響下に置かれていたことは想像に難くない。つまり、保育者は保護者からの要請ではなく、雇い主である工場経営側の意向に沿う方向でしか保育を提供しえない状況にあったといえよう。

②季節保育所

農繁期保育所の始まりは、1890年(明治23年)頃である。鳥取のある農村の尼寺で子ども好きの尼僧が子どもの守りをして村人に喜ばれたため、この尼僧が他の寺に転出した後も土地の地主が女性を雇って託児を続けたのが最初とされている(日本保育学会 1968)。このような形態の保育所はいわば村人の相互扶助を契機としているが、その後季節保育所の数はそれほど増加しなかった。この他、岩手県の小岩井農場において経営者により託児所が設けられたとの記述がある(日本保育学会 1968)。

季節保育所の数が急速に増加したのは、昭和に入ってからである。浦辺ら(1981)によると、その契機は地主と小作との階級対立を緩和し、農業の生産性を向上させるためであったとされている。保育の場所には寺・神社・公会堂等が使用され、保育担当者は経営者の妻等があたっていた。これらの季節保育所は経営者の恩恵的要素が強く、利用者である農民との関係は慈善を提供する側と受ける側という区別が存在した。農民は一方的に季節保育所の恩恵を与えられるだけで、その保育の内容に対する関心は高まらなかったとされる。

季節保育所は、その後の戦時体制の中、乳幼児をもつ母親の労働力確保のため急速に増加していく。

③公立保育所

最初の公立保育所が設立されたのは1919年(大正8年)である。公立保育所は、主に大都市のスラムを中心に設立された。当時東京や大阪等の大都市には、職を求める農村からの流出者、自営業の没落者、疾病等により職を失った人々が集まるようになっていた。彼らの多くはスラムの劣悪な住環境、町工場等の低賃金のもとで生活苦のなかにおかれていた。このような背景のもと、1918年(大正7年)には、高騰する米価に怒った人々による米騒動がおこり、社会不安が一気に高まった。その前年に起きた労働争議も契機となり、政府は人々の要求に応える社会政策を進めることを求められ、この一環として、乳幼児をもつ貧困層の母親の就労を可能にするために、公立保育所が設立の運びとなった(日本保育学会 1968)。

当時の社会局の保育所についての見解は、乳幼児の保育は各家庭の義務であるとしながら、「甚だ悲しむべき現象」として母親が労働するにいたった以上は、それを支えるためにやむを得ず託児所を設け、母親の能率を上げることを通じて貧困に対処する」というものだった(友松, 他 1997)。これらの公立保育所では幼稚園保母養成所の出身者を多く採用したこともあり、その保育内容は幼稚園と同様の教育内容が試みられた。一番ヶ瀬ら(1962)は、当時の公立保育所が単に貧民対策のひとつとしてきわめて補充的なものとして考えられていたことを指摘した上で、一方ではその保育内容・児童の生活指導についての配慮が見られるようになり、保育所に社会事業施設としての性格が表れてきたことについて着目している。つまり、公立保育所は設立契機においては必ずしも子どもに提供する保育について配慮されたものではなかったが、職員に保育者としての教育を受けた者が採用されることで、保育者による子どもの発達を保障しようとする実践が展開されることとなった。この事実は、子どもの権利を守る保育実践を進める上での保育者に対する専門教育の必要性を示唆する。

④貧民幼稚園

初期の保育所として有名な二葉幼稚園は、1900年(明治33年)に設立された。創立者である野口幽香は、クリスチャンとして教会付属の幼稚園に勤務していたが、当時の上流階級のみを対象とした幼児教育に飽き足らず、両親が生活を支えるために働き昼間面倒を見るものがない貧しい家庭の子どもを対象とした二葉幼稚園を開いた。上流階級の子ど

もではなく、貧民幼児にこそ教育が必要である、という彼女の情熱に教会関係者を中心に100名弱の賛同者がすぐに集まり、園の運営基盤を得ることができた(一番ヶ瀬, 他 1962). 二葉幼稚園の日記には、その一日が不潔な子どもたちに洗面の習慣を指導することから始まり、絵を描く楽しみ、友達と親しむことを教え、子どもたちの家庭訪問をする等、家族を視野に入れた生活改良を意図していたことがうかがえる(二葉保育園 1985). なお、二葉幼稚園は、幼児だけでなく必要に応じて乳児も保育しており、1915年(大正4年)にはその実態に合わせて「二葉保育園」と改称している。このような貧民幼稚園と呼ばれていたものは、他に神戸市葺合区に宣教師タムソンによって1985年(明治28年)に設立された善隣幼稚園、同じくクリスチャンであった二ノ宮わかによる神奈川幼稚園(1983年, 明治26年)、等が挙げられる(岡田 1970).

貧民幼稚園の取り組みは、貧困の中打ち捨てられていた子どもたちに対する愛情と熱意を契機としており、子どもの生活の向上のため、その保護者である親への教育も志向していた。例えば、二葉幼稚園の記録には、おやつ代として毎日持参させた金銭の半額は貯金の効用を教えるために積み立てる等、実際的な生活に即した指導が試みられていたことが記されている(二葉保育園 1985). 保育者が親を指導する、という上下関係ともいえる姿勢ではあったが、子どもやその親の立場に立ち、子どもの福祉向上のために生活改善を目指した実践をここに見ることができる。

⑤セツルメントによる保育所

明治期にセツルメントを開拓した片山潜も保育事業を行っているが、セツルメントによる保育所活動が盛んになったのは、昭和初期である。この背景には、労働者による反権力的な社会運動の増加があった。この頃おこった保育運動の特長について宍戸(1988)は、1. 慈恵的・温情的な社会事業を批判し、労働者階級の開放をめざす運動のなかに位置づけられたこと、2. 託児所が「無産階級の未来をもつ社会の子ども」を教育する場として位置づけられたこと、3. 託児経営が、父母の参加の基に民主化されるべきであるとされたこと、4. 託児所の性格を子どもの教育と婦人の解放の2点におさえたこと、の4点をあげている。

この契機をもつ保育所の一例として、奥むめおは、1930年(昭和5年)に東京・本所に婦人セツルメントを開所し、開所2ヶ月後には近隣住民に請われるままに保育所を開所した。知人や近隣住民の協力で一から作り上げた保育所を、奥は「協力の偉大な結実」と表現し、その後の運営にも母親の協力を要請した。これは奥が、母親が事業に協力すること自体に教育効果があり、社会意識を高めていくことにつながると考えたためである(一番

ヶ瀬, 他 1962).

セツルメントの一環としての保育所は, 東京帝大セツルメント, 無産者託児所運動など, 労働者自身が自らの力によって社会改革をめざせる力を身につけることを支援する, という現在のエンパワメントに通じる先進的なものであったが, その後の戦時体制の取締りの中で, セツルメントの関係者が思想的に危険であるということを理由に弾圧を受け, 次々と閉所を余儀なくされていく. しかし, 保育所は子どもを預かるだけでなく次代を担う子どもを教育しその親にも働きかけて社会改良を目指す, というセツルメントに基盤を置くこれらの活動は, 「子どもの権利擁護のためには保護者を支援し地域にも働きかけることが必要」という今日の地域子育て支援の考え方とつながるものがあり, 保育所のひとつのルーツとして確認しておきたい.

以上概観したように, 法制化されるまでの保育所は, a, 母親の就労支援 b, 子どもの保護 c, 子どもの教育 d, 保護者教育 e, 保護者への社会啓発 f, 社会改革 g, 社会体制保全の機能を持ち, 労働による養育者の不在を共通事項として, それぞれの設立者の関心と利害関係によって設立された. 以上の保育所のもつそれぞれの機能を表 1-2. に示す.

表に見るように, 保育所のルーツであると呼びうるものは様々な機能を有し, 中には f, 社会改革と g, 社会体制保全 のように, 相反する機能をもつものが同じ保育所という名のもと一括されていたことがわかる. また, その機能を母親の労働力確保に焦点をあてた場合には, 子どもをいわば「労働に邪魔になるお荷物」としてその安全を確保するだけの託

表 1-2. 戦前保育所の機能

保育所の類型	機能
工場附設の託児所	a b g
季節保育所	a b g
公立保育所	a b (c) g
貧民幼稚園	a b c d
セツルメントによる保育所	a b c d e f

a, 母親の就労支援 b, 子どもの保護 c, 子どもの教育 d, 保護者教育
e, 保護者への社会啓発 f, 社会改革 g, 社会体制保全

(土田作成)

児所も存在し、必ずしも子どもの福祉向上を志向していなかった。ここで、保護者の労働支援と子どもへの教育を含めた福祉追求において、相反する事態が生じていたことに着目したい。つまり、工場付設の託児所は基本的に「就労支援」が主目的であり、児童福祉法に規定される以前の保育所には、子どもの発達に即した環境の設定等、子どもの福祉向上については付加的、もしくは省みられなかったものも存在したのである。他方、貧民幼稚園、セツルメントによる保育所のように、未来を担う子どもを主体に考えた場合、必然的にその家族を視野に入れて支援を実施していたことは、今日の保育所につながる流れとして興味深い。特に、セツルメント保育所においては保育所の利用者と提供者という関係にとどまらず、社会改良を共にめざす同士として、保育者と保護者が水平の関係のもと互いに支えあっていたのである。

昭和13年に成立した社会事業法においては、社会事業として現在の保育所につながる託児所を位置づけ、その運営に補助金を提供したが、その内容については特に規定がなかった。このため、保護者の労働によりケアを受けることができない子どもの保育、という基本事項以外は保育時間・保育者の配置・保育内容についても、設置者各自の自主性に任せられ、後の保育所の多様性を生むことにつながった。当時の記録からは、保護者のニーズに合わせてかなりフレキシブルにプログラムが組み込まれていたことが伺える(日本保育学会1968)。

これらの多様な保育所も、第二次世界大戦終結前の戦時体制下では、全て「戦時保育所」として軍事労働に母親を駆り立てるための手段として戦争協力という一色に再編されていく。戦時保育所は、国民総動員体制の元、母親が軍事労働し、養育者を失った乳幼児を保護すると共に、時代のいわば「戦力予備軍」としての乳幼児の教育の使命を負っていた(一番ヶ瀬, 他 1962)。

(2) 児童福祉法制定以降の保育所の動向

戦後、1947年に児童福祉法が成立し、保育所についても法的な規定がなされることとなった。ここに至って保育所は児童福祉施設として位置づけられ、保育所を利用する乳幼児の福祉追求がその第一義的な機能とされるに至る。尚、「保護者の就労支援」については、乳幼児が「保育に欠ける⁶⁾」理由として保護者の就労によることが保育所の利用要件となるだけで、今日に至るまで「保護者の就労を支援する」旨が明文化されているわけではないことを、ここで確認しておきたい。翌年には児童福祉施設最低基準が制定され、保育所

の運営についての詳細が示されることとなった。ここに、就学以前の「保育に欠ける」乳幼児に対して全国一律のサービスが提供され、前節で見たような保育所の質的な違いは解消されていくこととなる。

戦後の保育所は、最低基準を満たすという行政基準に該当することで運営費を割り当てられ、経営基盤が安定していく。半面、保育所は常に経済界の労働者需要の動向と、それと密接に連動する政策の影響を強く受けることになった。保育所増加の政策がとられる裏には常に女子労働を必要とする産業界からの要請があり、反対に不況になれば家庭保育の重要性が説かれ、女性を家庭へと押し戻すことに力が注がれる中で保育所利用に規制がかけられた。

戦後の保育所の歴史には、さまざまな側面から見ることができる。政策と保育所の関りからは、それは保育予算をめぐる保育所と政府側とのせめぎあいの歴史であるし、保育所を必要とした母親の視点から保育所増設運動の歴史としてみることもできる。ここでは、保育所の変遷を確認するとともに、保育者と保護者との関係の変化に着目したい。山縣(2002)は戦後の保育所の展開について、①第一期：戦後処理期、②第二期：高度経済成長支援期 ③第三期：就労を通じた女性の自立・自己実現支援期 ④第四期：地域子育て支援推進期 の4つに分類できるとする。以下、山縣のこの区分に従い、時代を背景とした保育所の動きと併せ、保育所と保護者の関係性の変化を概観したい。

①第一期(戦後処理期 1947～1960頃)

戦後、まず保育所を開始したのは民間であった。戦後の混乱の中打ち捨てられている子ども達を見かねて、保育所の建物もない焼け野原で、保育者がとにかく子どもたちを集めて活動する青空保育も行われた。食糧事情の悪化するなか、当時の保育所の記録には子どもたちの食料を確保するために保育者が奔走する戦後創成期の保育所の姿が描かれている(植山・宍戸 1989)。戦後、保育所経費に公費負担制度が導入されたことにより、民間保育所が以後大幅に増加する。この時期、保育所入所についての経済要件は規定されていなかったものの、乳幼児は家庭で育てることがあたりまえという風潮の中、保育所を実際に利用していたのは、乳幼児をもちつつも母親の就労に頼らざるを得ない、経済的困窮層であった(山縣 2002)。

地域での保育所の設立においては、民主保育連盟が大きな役割を果たした。民主保育連盟とは、戦後GHQの援助を受けて婦人運動の中核となっていたグループで、1952年に解散するまで、都市を中心に保育所作りに奔走した(一番ヶ瀬、他 1962)。婦人が社会におい

表 1-3. 1950 年度 民主保育連盟の方針

保育所を作り広める
(1) 集団住宅地域、職安などを中心に地域的な力を結集して簡易な保育所をつくる この場合、公庫の融資など、あらゆる方法をとる
(2) 簡易保育所に公的な補助を取る
(3) これをなるべく早く公的施設にさせる
(4) この活動のために必要な保母の短期養成
(5) この活動のために必要な資料・手引きの刊行

一番ヶ瀬康子「日本の保育」1962 p.186 生活科学調査会

て権利を獲得していくには、その就労を支える保育所がぜひとも必要であるという信念のもと、彼らは非常に実際的な保育所設立の手順を示している(表 1-3.)。強力な指導組織であった民主保育連盟解散後も、朝鮮動乱後の不況のため、共働きを止めるわけにいかなかった日雇い労働者層の保育所要求をはじめとして、職域での保育所設置運動、戦後の新しい住居形態として誕生した団地での運動等、それぞれの地域、活動母体により、自然発生的な保育所設置を求める運動が各地域で広がっていった。これらの各地の運動は、1955年に成立した「日本母親大会」、1956年に実施された「働く婦人の中央集会」等に結集され、保育所設置運動の中心となっていく(植山、他 1988)。

一方、保育者の中にも、長時間労働の解消と賃金値上げ要求、身分保障、究極的には保育の質の向上を目指した活動が活発になっていく。当時の保母の待遇は、幼い命を預かる重い責任のもと1日10時間から12時間に及ぶ重労働にも関わらず、幼稚園教諭の初任給が9,100円に対して6,214円(1960年当時)、という劣悪な待遇におかれていた(友松、他 1997)。労働者としての意識の高まりの中、1956年には保母の全国組織として「全国社会福祉協議会保母の会」が誕生する。母親、保育者は、それぞれに生活をかけて運動を展開していたが、両者が協力して行動を起こすこともあった。1958年に大蔵省が保育予算を前年度より25%削減した際は、抗議のため「働く母と子のために保育所をまもる国民大会」と名づけられた集会が実施され、3千数百名の母親と保育者が日比谷の野外音楽堂に集結して予算獲得を訴えた。激しい運動の末、子どもの給食費・おやつ代、保育所に勤務する保母の

わずかなベースアップなどを勝ち取ったことが記録に残されている(友松, 他 1997).

この時代はいわば, 戦後の何もないところから子どもの生活を確保し, 未来につながる教育を提供すべく, 母親と保育者が協力して保育所を作り上げていった時代といえる.

1947年には約1,500か所であった保育所は, 1960年には9,853か所にまで増加している.

②第二期: 高度経済成長支援期 (1961~1974)

1960年代に始まる高度経済成長期には, 夫婦の共稼ぎが一般的になっていった. 婦人自身の社会参加への要求と共に, 産業界も婦人の労働力を必要としており, 婦人労働へのニーズは高まっていた. この背景の下, 保育所づくり運動が母親側からさらに広がりを見せていく. 母親達は, 婦人労働を婦人解放の要求として捉え, 子どもが平等に育ち教育を受けることを求めて保育所づくり運動を展開した. この運動はさらに, 職場の合理化による労働者の切り捨て, 後で述べる行政側の「保育七原則」に示されるような「婦人は家庭へ帰れ」という政府の政策に対する合理化闘争として広がりを見せていく(一番ヶ瀬他, 1962).

「ポストの数ほど保育所を」を合言葉としたこの運動は, 共同保育所・小規模保育所等様々な形の保育所を生み出すこととなった. この頃, 行政側も保育所作り運動や経済界からの要請に押される形で, 1971年から1975年にかけて, 保育所整備計画を策定し, 保育所の増設を行っている(友松, 他 1997). しかし, 保育に対する行政側の立場は, 乳幼児の養育は本来家庭の責任で行うべきである, という一貫した姿勢であった.

1964年に提出された中児審のいわゆる「保育七原則(表1-4)」も基本的にこの姿勢を反映したものとなっている(一番ヶ瀬, 他 1962). 一般的には母親を家庭に閉じ込めようとし

表1-4. 厚生省中央児童福祉審議会保育制度特別部会 第一次中間報告

「保育問題をこう考える」にみる保育七原則

第一原則—	両親による愛情に満ちた家庭保育
第一原則—	母親の保育責任と父親の協力義務
第一原則—	保育の方法の選択の自由と子どもの母親に保育される権利
第一原則—	家庭保育を守るための公的援助
第一原則—	家庭以外の保育の家庭化
第一原則—	年齢に応じた処遇
第一原則—	集団保育

浦辺 史他, 「保育の歴史」1981 資料 p.236, 青木書店.

た原則、という評価をうけ女性からは敵視されることすらある保育七原則だが、そこに積極的な意義を見出す見解もある。野澤(1996)は原則を提出した当時の黒木の意図について、母親の職業的自立と子育てから生じる矛盾を母親側に解決を求めたことについての限界を指摘しつつも、黒木が子どもにとって母親は重要であるという姿勢を貫いており、そのことの重要性を訴える意図については、批判の中で顧みられていないことを指摘している。もちろん、野澤が指摘するように「子どもには家庭が必要である」という議論が必要なものは、今日においても同様である。

また、この時期には保育所において、養護と共に教育を実施することが正式に認められた。子どもに対して教育の機会を平等に保障するという原則から、教育施設である幼稚園で実施される教育を、3歳児以上については保育所利用児童にも同様に提供すべきであることが課題とされてきた。これに対し、1963年に文部・厚生両省合同の見解「幼稚園と保育所との関係について」が提出され、保育所において、3歳・4歳・5歳児については幼稚園教育要領にのっとった教育が実施されることが望ましい、という指針が示されたのである(池田・友松 1997)。保育所設立当時から問題となっていた幼稚園と保育所利用児の間の「教育の分断」は、ここにひとまず決着を見る形となった。

その後、1965年には、3歳児以降は幼稚園教育要領との整合性に配慮した「保育所保育指針」が厚生省から刊行される。その後、保育所における教育機能がクローズアップされ、福祉施設としての位置づけが相対的に縮小する傾向がみられることに着目しておきたい。この背景には、①女性就労の一般化に伴い、保育所の対象家族が貧困家庭から一般家庭へと広がっていったこと ②教育を福祉より一段高く見る当時の風潮の影響 ③学歴重視社会における幼児教育への期待が保護者からも高まったこと、等があげられるが、一番大きく影響したのは、保母の養成課程の変更であったと考えられる(待井 1989)。この点について以下に述べる。

当時の保母不足を解消するため、昭和 37 年(1962)に保母資格と幼稚園教諭免許の同時取得が可能のように、保母養成カリキュラムが変更された(厚生省告示第 328 号)。このことにより、短期大学等の幼稚園免許課程に保母養成課程がおかれることが一般化し保母資格保持者は一気に増加したが、同時にそれまでの福祉系科目が削減され、福祉色を弱めることになった(土田, 2001)。加えて、短期大学での養成はほとんど全てが「幼稚園教諭免許課程」に「保母養成過程」を付け足す形で実施され、幼児教育の教育者養成を主流に据えたままの課程を経て、教育を重視する保母を育てる結果につながった。待井は、この

傾向を憂い、論文の中で保母(保育士)が福祉に回帰することへの必要性を繰り返し強調している(待井 1980, 1989).

まとめると、第二期は、母親と保育者が同じ労働者という立場で、それぞれの生活改善・待遇改善に取り組んだ時期であるといえる。子どもに対する質の高い保育の提供という同じ思いのもと、母親と保育者が協力して作り上げた共同保育所も、この時期に多く成立している。一方、保育所に加わった教育機能は、学歴社会を背景にした保護者の幼児教育へのニーズもあり「質の高い保育 イコール 質の高い幼児教育の実施」という図式を作り上げていく。教育の充実への志向は、保育所内での教育活動の充実にエネルギーが向けられることになり、結果として保育所内での子どもの処遇のみに保母の関心を集中させていくことにつながった。

③第三期：就労を通じた女性の自立・自己実現支援期

保育所整備計画は順調に実行され、1975年には、保育所の数は10,000か所を超え、措置児童数も172万人を数えることとなった。この時期、広田(1979)は母親労働者に2つのタイプがあることを指摘している。ひとつは職業を続けながら子どもを産み育てて来た層で、教員、看護婦(現、看護師)、技術職等の専門職に就く女性を典型とする。この層の背景には女性の高学歴化による専門職志向が存在する。いまひとつは、ある期間子育てをした後に就職した層で、パート就労を典型とする。いずれも婦人労働が一般化したことを示すが、先の層と後の層では保育ニーズが異なった。専門職に就く女性の場合は、出産・育児に伴い一度退職すると同じ待遇のもとで復職することが困難であることから、産休明け・育休明け保育を必要とした。また、彼女らのフルタイム就労・時差出勤等の勤務形態から長時間の保育を必要となるなどの、多様な保育ニーズが顕在化していく。この頃、保育所の機能は拡大する方向にあった。1974年には障害児保育が始まり、1977年には児童福祉法施行令(22条)が改正され、男性保育者が承認されている。

一方、この時期の厚生省は、予算増加を防ぐため保育抑制の方向を明確に打ち出しており、乳幼児の保育は、母親の就労状況上やむを得ない場合に保育所定員内に限り受け入れる姿勢が、1979年に提出された「保育所入所措置及び運営管理の適正化」についての通知に示されている。この背景には、乳幼児は原則として家庭で見るのが望ましい、という行政側の姿勢があったことがうかがえる。1979年に出された通知では、「入所措置の決定にあたっては、その児童の家庭の構成、母親の就労時間等の状況を十分掌握し、措置基準に該当する児童が保育所の定員をこえる場合においては、それらの事情を十分勘案して、

その保育を要する程度の高いものから低いものにつき、定員の範囲内において、順次入所措置をとること」が掲げられている。また、保育所定員の厳守については、「このことは単に児童福祉施設最低基準に違反するのみならず、児童の福祉を阻害するものであり許されないものである」と強く戒めている。通知には、保育所に対して保育時間の適正化を求め、開所時間が8時間に満たない保育所を戒めると同時に、「保護者の無理解によって徒らに保育時間が延長されて保母の過重労働を招くことのないよう、保護者の理解と強力を得るよう指導すること」という指導がなされている(1979)。

当時、乳児保育は届出制の特定保育制度を採っており、指定を受けていない保育所には行政の予算措置は見込めなかった。既に保護者からは乳児保育・延長保育のニーズが強く表明されていたが、設備や人手のコストがかかる乳児保育の実施は保育所側にとってメリットが少なく、保護者へのサービス向上のための乳児保育の増加はそのまま保育者の過重負担につながるため、ニーズに対する保育所側の反応は鈍かった。この硬直的な保育所サービスの補完の役割を果たしたのが、「ベビーホテル」と呼ばれる無認可託児所であった。1980年代には劣悪な環境下での保育に起因する乳児の死亡事故が社会問題化し、ベビーホテルを規制すると共に、ベビーホテルを産む原因となった硬直的な保育サービスに向けても批判が高まった。これを受けて、保育所でも1981年に午前7時から午後7時までの延長保育、夜間保育事業が特別保育として開始されているが、ニーズに対して実施率の伸びは少なかった。また、同じく特別保育として1974年に開始された障害児保育の実施率も低いままでとどまっていた。

保育所側が保護者のニーズに対して反応が鈍かったのは、先に述べたように予算的な措置がなされなかったことが大きい。子どもにとっては8時間以上の保育は望ましくない、という政府の方針を固く信じていたためでもある。しかし、この事実は、「子どもにとってよいこと」を重視しているとはいえ、利用者のニーズよりも政府側の意向・保育者の信念が優先されていたことを示唆している。一方この時期、保育所は量的には整備されつつあり、補助金・運営費により保育所の運営的には安定し、保母の待遇も改善されつつあった。

この時期保育所自体も多様化の方向にあった。先に見たように、保育所は多様な設立契機をもち、経過をもつ。共同保育所をルーツとし、利用者の意思が運営側に届きやすい仕組みを残していた保育所、地域の児童福祉施設としての役割を忘れなかった保育所の中には、設立当初から地域活動・親支援と取り組んでいたものもある。しかし、昭和50年以降の高学歴化に伴う学歴社会の競争からくる幼児教育熱の高まりを背景に、教育機能の充

実を重視する保育所も増加した。それは保護者の要請に答えていた側面をもつが、教育機能の重視が保育所内の活動に集中し、子どもの生活する地域や家族を視野に入れなくなったことは事実である。その結果、サービス利用者としての保護者と、サービスの提供者としての保育者の協力体制は、第二期までと比べて弱まっていく。

教育機能を重視する保育者にとっては、保育所内での保育内容をいかに充実させ、子どもにとっての教育効果を高めるかが大きな関心事となった。このため、保育者は「保育室内の子ども」の設定保育を典型とした保育内容を重視し、保育所外の家庭生活や保護者の就労状況に対する関心が相対的に弱まっていく。結果、保育者は日中を過ごす「子どもの視点」のみから保護者と対峙し、子どもの保育所での生活が充実するための協力を、保護者に要請した。例えば、保護者の勤務が深夜に及ぶような場合でも、設定保育が始まる 9 時 30 分までには子どもを保育所に連れてきてほしい、といった要求が実際になされていた⁶⁾。保育者は、保護者がその要求を受け入れるべく努力していることを当たり前のこととして看過し、「子どものため」という大義名分の下、当時からあった保育時間の延長に対するニーズは、「子どものためには長時間保育は不適切⁷⁾」と、受け入れがたいものとされた。

結果、保護者にとって保育所は、労働事情を理解せずにお迎え時間に遅れることを容認しない、病児の迎えを強行に要求するといった、融通の聞かない存在と映りつつあった。一方、保育者は子どもの立場のみにたち、保護者は、乳児を保育所に遅くまで平気で預け、子どもに熱があるのに保育所につれてくるといった、無神経な存在と受け取っていた。また、夜間保育、延長保育は、時として労働者である保育者の労働条件の悪化につながり、同じ労働者でありながら保育者と保護者が対立する構図さえ生まれたのである。もちろん、当時でも社会福祉施設としての意識を強く持った保育所の中には、すでに顕在化していた地域や家庭をとりまく状況に独自に取り組む保育所も存在したが、保護者とのコミュニケーションは、ともすれば保育所の意向に沿うよう要求する方向で行われる傾向があった。

内海(1981)は、夜間保育を実施した経験をまとめ、子どもの生活状況の個別性についての配慮、家庭的保育の必要性を指摘し、「延長保育・夜間保育の必要性は、戦後の保育所開設当初から存在しており、当時はその保護者の必死に生きる姿勢にほだされて、保障を求めることもなく対応してきた」と記述している。貧しい保育体制の中、保護者と保育者が対話を大切にしてお互いに理解し合っていたことが、保育全体の制度が確立され安定することで、かえって対話の機会を失い相互理解ができなくなっていくという、皮肉な結果をこ

ここに読み取ることができる。

④第四期：地域子育て支援推進期

第四期の幕開けのきっかけとなったのは、1989年の「1.57ショック」という言葉に始まった「少子化への危惧」である。この危機感を背景に子育てについての「母性神話」が否定され「子育てと仕事の両立支援」がにわかに課題とされた。その後、少子化の進行を食い止めることを狙った子育て支援策が矢継ぎ早に政府から提出されていくが、特に1990年代においてこの子育て支援の中心的な役割を期待されたのが、保育所であった。まず、エンゼルプランに基づく「緊急保育対策等5カ年事業」において、保育所の量的拡大と共に、質的な多機能化が求められ、それぞれのメニューの整備目標値が示された。一般的には多機能保育所とは、乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育、地域子育て相談等を実施する保育所であり、従来の定型保育以外の保育を実施する保育所をさす。

2000年に実施された社会福祉基礎構造改革の大きな柱の一つは、「措置制度から利用者主体の利用制度への移行」であったが、保育所については、1997年の児童福祉法等の一部改正に伴い、従来の措置に基づく保育の提供から「保護者の申請に基づく保育所の選択」という、利用方式の見直しが先行的に実施された⁶⁾。この他、児童福祉法、及び児童福祉施設最低基準の一部改正により、1997年から1998年にかけて保育料の負担方式の変化、特別保育事業の自主事業化、乳児保育の一般事業化、保母から保育士への名称変更、各種の規制緩和（調理業者の外部委託・短時間保育士の導入・保育所分園方式の導入）、不適切な環境にいる児童の保護者に対し市町村が積極的に保育の利用を勧める保育の勧奨制度、などの改正が実施された。下げ止まらない合計特出生率を前に保育所側に有無をいわせない形で保育メニューが追加されていき、限られた予算内で効力よくメニューを実施するための規制緩和は、保育の質の低下についての危惧がささやかれる中でも緩まることはない。

これらの規制緩和は、保育所運営にかかるコストをできるだけ増やさずに、保育所待機児童の増加に見合う保育定員の増加、それに必要な保育士の増員を図る目的のもとに実施されている。「保育に欠ける」児童への保育の提供は行政の責務であり、これらの施策は待機児童の減少に一定の効果があると考えられる。しかし、規制緩和により、提供されるサービスに問題が生じるとの声も根強い。例えば、短時間保育士の導入は多くの場合早朝・夜間に設定され、保護者の送迎時に正職員がほとんどいない、という事態も招く。日中の保育を踏まえての保護者との対話、保育所の役割の一つとしての保護者支援が、このような体制で可能なのかについては疑問が残る。また、調理室のない中では、アトピー児のた

めの除去食の提供ができず、保護者に弁当を持参するよう依頼するケースも出てきているという。

この規制緩和の流れのもと、2006年には認定こども園制度が成立した(平成18年法律77号)。これは、保育所待機児童の増加と、少子化により定員割れの幼稚園が出現したことを背景に、「就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組み(幼保連携推進室、2009)」として、幼稚園の機能と保育所の機能、さらに地域子育て支援機能を一体化した制度である。具体的には、3歳児以上の子どもは、幼稚園機能をもつ部署で教育を受けた後、保育所機能をもつ部署で養護を受ける(3歳児未満の子どもには、原則として保育所機能のみが提供される)。認定こども園には、①幼保連携型、幼稚園に保育機能を加えた②幼稚園型、保育所に保育に欠ける子ども以外も受け入れる③保育所型、幼稚園・保育所に相当する基準を満たしたものを、地方自治体の独自の判断で認定こども園として認可する④地方裁量型、の4つのタイプがある。この制度が成立する以前から、幼稚園と保育所両方が成立するだけの子どもがいない地方においては、実際上幼稚園が保育所の、または保育所が幼稚園の役割を果たしてきたという事実も背景として見逃せない。

2009年4月現在、全国で358の認定こども園が成立している。この動向を「望ましい幼保一元化への道筋(新藤、2008)」として評価する意見がある一方、地方裁量型の基準が地方公共団体に任されている点について、「保育所基準の低下につながる(垣内、2008)」として警鐘を發する立場もある。

第四期においては、保育所側が保護者のニーズに応じてこなかったことが、第三期にもまして糾弾されていく。しかし、先にも述べたように、保育所側が保護者のニーズに対して反応が鈍かったのは、政府側の方針によるところが大きかったことを見逃してはならない。例えば、第三期までは厳しい監査の対象となっていた定員の厳守は、この量的拡大重視の中で、いとも簡単に覆されていくのである(育児休業に伴う年度途中での乳児の受け入れや、一時保育の推進にあたって、保育所入所定員の弾力化が通知され、現在では恒常的に25%の定員増の状態が認められている)。もちろん、硬直化した定員よりも、現実に応じて定員増になってもサービスが必要な層にサービスが提供されることが望ましいのはいうまでもない。しかし、垣内(2000, 2001)はこうした規制緩和により最低基準の空洞化につながるだけでなく、保護者と保育者の関係をサービス消費者とサービス提供者の関係に分離してしまう危険性を指摘している。

現在のように定員が弾力化される前から、乳幼児を抱えて働くに働けない保護者の現状

を見かねて等の理由から、過剰定員となることを理解しつつ「私的契約」と呼ばれる入所児童を受け入れていた私立保育所は第三期にも存在した。筆者が関わった私立保育所においても、行政の監査の前には私的契約児童の描いた絵を壁から撤去したり、上履きを隠したりといった、ピリピリした雰囲気があったことを記憶している。監査する行政側が、たとえ各クラスに1名の私的契約児でも許容しなかったのは、子どもの福祉を守るために保育空間や保育士配置などを適正に保つためであったとしたら、現状の定員増は決して認められまい。第三期から「定員だから」と保育ニーズを切り捨てることなく、保育所側と行政側とが保育ニーズをめぐって柔軟に相談できる体制が存在していたなら、現状の「玄関ホールにまで子どもを詰め込む⁹⁾」ような体制ではなく、計画的に保育受け入れ可能人数を増加させていく方策があったのではないだろうか。今後保育の質についての論議も含めて、様々な保育サービスが子どもの権利擁護の観点から本当にふさわしいものであるかどうかについての点検は不可欠であろう。

現在進行中の「子ども・子育て応援プラン」では、保育関係事業だけではなく、若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野で具体的な目標が設定されている。地域の子育て支援についても、「待機児童ゼロ作戦」とともに、きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止対策など、すべての子どもと子育てを大切にする取組の推進が期されている。保育所にはあらためて、多様な保育サービスの提供が期待されると共に、重層化する地域子育て支援においてどのような役割が果たせるかについての試行の時期であるといえる。保育の充実だけではなく、社会全体に見られる保護者支援・保育サービス拡大の方向が、真に子どもとその家族のために実施されるためには、今一度、この目的のために保護者と保育者が協働して、家庭生活も含めて子どもにとって最適な保育のあり方を見直すことが求められている。

その中で、今日保育所の現場では「保護者対応」が保育者の課題として意識されてきている。多くは、「子どものために、保護者に変化してほしい」という保育士の要請に保護者が応えてくれない、というものである。子どもの視点だけにたって成り立っていた保護者とのパートナーシップは、保護者もが子どもを中心に考える、という前提の上のみ成り立つ。例えば、「買い物袋を提げて子どもを迎えに来るお母さん」は、子育て支援保育の必要性が叫ばれる以前は(実際としては現在も同様かもしれないが)、「買い物に行く時間の分早く迎えに来て、子どもと一緒に買い物に行ってほしい。」と保育者は要望してきた(肥後1997)。それは、子どもが保護者のお迎えをどれだけ首を長くして待っているかを保護者

に理解してほしい、保護者と一緒に買い物に行く経験を子どもに保障したい、との保育者の思いからである。しかし、子育て支援の視点からは、もし保護者が買い物をゆっくり済ませて子どもと関るほうがよい交流が図れ、結果として子どもの福祉の実現につながるのならそれを認めるという、複合的な視点を持つことが求められる。

社会福祉基礎構造改革が進展し、保育所利用は、市町村の保護者に対する利用勧奨制度等の公的関与を残しつつも⁽¹⁰⁾、利用者の選択に基づく「サービス購入」の時代に入った。厚生労働白書平成10年度版に象徴されるように、保護者は3歳児神話からも解放され、乳幼児をもちつつ働くことは「保護者の選択であり権利」となり、女性の自己実現も当然視されてきている。これらの基盤の変化の中、従来のような「日中の子どもの視点」のみからの協力要請は、保護者に理解されないことも増えている。また、核家族の中で育ち、子育てに関する知識や経験の伝承をもたない「子育て力の低下」した親も増加しており、中には「子どものため」という共通基盤さえ危ぶまれるケースや、保護者自身が精神疾患や生活課題をもつケースも増加している。保育所の従来の「日中の子どものための保育」という姿勢だけでは、保護者対応は不可能になってきている。

一方では子どもの福祉を守るために保護者とのパートナーシップは従来にもまして必要になってきている。平成16年末に提出された「子ども・子育て応援プラン(2004)」では、保育所には地域子育て支援と共に、保育時間の延長・一時保育等の「保護者支援」を強化していく方向が明確に期待されている。保護者の就労による自己実現はよりよい家族関係を通じて子どもの福祉実現につながる反面、保育時間の延長そのものは、子どもにとって負担となる可能性をもつ。子どもの権利擁護に向けて、保育所が子育ての主体として保護者の親育ちを支援しつつ(山縣, 2002:37-38)、双方のウェルビーイングの実現に向けての現実的なバランスポイントを探るために、子育てのパートナーとして保護者と協働するような取り組みが今後保育所に求められる。また、保育所は2004年の児童福祉法改正により市町村に設置された「要保護児童対策地域協議会」のメンバーとして認知されている。このことは、虐待傾向のある保護者等、ケースによっては保護者自身を子どもと同様支援対象者として捉え、児童相談所をはじめとする地域の児童福祉関係者と協働で保護者とその子どもを支えていく取り組みが、保育所に求められてきていることを示す。

保育所にはあらためて、多様な保育サービスの提供が期待されると共に、重層化する地域子育て支援でどのような役割が果たせるかについての試行錯誤の時期であるといえる。保育所での保育の充実だけでなく、保護者支援・保育サービス拡大の方向が、真に子ど

もとその家族のために実施されるためには、今一度、この目的のために保護者と保育者が協働して、家庭生活も含めて子どもにとって最適な保育のあり方を見直すことが求められている。また、今日の孤立した育児環境から育児不安を生みだしている現状を考えると、保育所には、地域子育て支援を担う専門機関として、子どもとその保護者を支えていくための子育てに支援的な地域社会の形成に向けた支援も必要となる。

2008年から施行される新保育所保育指針からは「家庭養育の補完」ということばが消えた。保育所が家庭の代替えではなく、「養護と教育が一体化した保育」を通じて、全ての地域の子どもとその保護者に対して独自の機能・サービスを提供することを指向している表れといえよう。また、保育所が「入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」という新指針の表現は、家庭や地域との連携のもと今まで以上に保育所の専門性を用いて、子どもの権利の実現に主体的に取り組むことが期待されているといつてよい。

1-3 保育所機能の方向性と展望

(1) 保育所の中心的機能とその拡大

前節と多少重なるが、ここでは今日保育所に求められる機能を再検討していきたい。

まず、1997年の児童福祉法改正以前の保育所の機能について確認する。児童福祉改正以前の保育所の機能は、①保護者の就労支援機能 ②子どもに対する養護機能 ③教育機能、であり、児童福祉法改正以後、ここに④地域子育て支援機能が加わった、ということができる。以下、それぞれについて検討する。

①就労支援機能

保育所は、乳幼児を養育しつつも貧困等の理由のために母親が働かざるを得ない家庭の乳幼児に対して保育を提供する、という理解は確立していたものの、1947年の児童福祉法成立時に保育所の利用者規定が明確でなく混乱を招いたことを踏まえ、1951年に保育所の利用は「保育に欠ける」ことが利用要件とされた。この保育に欠ける要件に「保護者の労働」が含まれていることから、保育所は間接的に保護者の就労支援の機能を明確に併せもつこととなった。

就労支援機能は、産業構造の変化・女性就労、特に乳幼児をもつ母親の就労の一般化に伴い質的に大きく変化した。1960年には保育所を利用する世帯のうち所得税課税世帯は2

表 1-5 保育所利用世帯の所得税の状況

所得税の状況	世帯数(割合%)
生活保護による被保護世帯	17044(1.2%)
市町村民税非課税世帯	150141(10.9%)
課税世帯	1204443(87.8%)
合 計	1371628(100.0%)

出典:厚生労働省・地域児童福祉事業等調査報告(1997)

割に満たなかったのに対し、1997年には87.8%が課税世帯となっている(表1-5)。つまり、保育所の貧困対策としての就労支援の割合は相対的に縮小し、一般家庭を対象とした就労支援と保育の提供へ変化していることがわかる。貧困と母親の就労が切り離されることにより、保育所は就労支援を通じて、母親の自己実現の支援の役割をも果たすことになった。なお、実際的には就労支援の機能をもつとしても、それは「乳幼児が保育に欠ける」という事態を通じてのみのことであり、就労支援について明文化されているわけではない

②養護機能

養護の定義について米川ら(1988)は「養護」概念の整理を試み、養護の一般規定が多岐にわたりつつも、「対象が何らかの必要性をもつために、それを『保護し援助する』営みとまとめることができる」と報告している。養護機能は「日中の乳幼児の家庭」の役割を果たす保育所の中心的な機能であり、保育所職員である保育士によって提供される。

保育所の中心的な機能であるにも関わらず、養護は子どもを育てること、とほぼ同意義に考えられ、いわば母親であれば誰でもできることとして専門性を低く見られがちである。また、生活型施設養護については「養護原理」として養護そのものの原理について検討されている⁽¹¹⁾が、保育所独自の養護の原理についてはほとんど検討されていない。これは、3歳児以上については保育所が日中の4時間について幼稚園と同様の教育機能もつことが定められており、他の施設と比べて相対的に養護の占める割合が低いこと、伝統的に養護よりも教育を高く見る風潮も関係していると思われる。

尚、平成20年告示の保育所保育指針の中で、「養護とは、生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり⁽¹²⁾」と規定されている。民秋(2009)は保育指針の解説の中で、保育の中で養護が教育と対概念として扱われつつ、教育の前提として養護が必要であること、養護が「ひとりひとりに向けて行われる」として、その独自性について

説明している。また、栃尾(2005)は保育原理の概要を述べる中で、養護的側面イコール、ケア(また、教育的側面イコール、エデュケーション)、と位置付けている。養護と教育とで「保育」という対概念としての扱いであるが、「教育」に比して「養護」の内容があいまいで「保育」とやや混乱を招くことから、養護機能について見て行く際、法律用語を引用する等の場合でない限り、本稿でも以下「ケア」という用語を用いて記述していく。

③教育機能

保育所における教育機能については、幼稚園教育要領に準じて指導することが1963年以来文科省・厚生省間で合意されており、保育所保育指針において、幼児教育の対象となる3歳以上の幼児の指導に関して、幼稚園教育要領と同様の領域別(健康・人間関係・環境・言葉・表現)に、保育の指導要点が示されている。歴史的には、教育は上流家庭の子弟が通う幼稚園、保育所は子どもの世話をするところで教育は必要ない、ということへの批判が強かった。児童福祉法成立以降も、文部省管轄の幼稚園は教育機関であるが、厚生省管轄の保育所は教育機関ではない、という解釈が示され、同じ年齢の子どもに等しく教育を提供すべきだという批判の対象となってきた。この批判に応える形で1962年の厚生省と文部省の共同声明が提出される。以降、保育とは、養護と教育が一体化したものと捉えられ、養護機能・教育機能をそれぞれ果たすことが予定されている。それ以降、幼稚園教育要領が改定された場合には必ず保育所保育指針も追って改定され、幼児教育に関して両者の整合性が図れるように配慮されている。また、2006年に改正された保育所保育指針では、「保育の指導計画上の留意点」として、小学校との具体的な関係づくりについて明記された。旧指針が「小学校との関係に配慮する」という概念的な記述であったのに対し、小学校との連携、情報共有等、が記載された。

④地域子育て支援機能

1997年の児童福祉法改正以後、以上の保育所の機能に加え「地域子育て支援」機能が加わった。児童福祉法には以下のように記載されている。「地域の住民に対してその行う保育に支障のない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ助言を行うよう努めなければならない(児童福祉法第48条の3)」。これにより、従来の要件では保護者が家庭において「保育に欠けているとはみなされない」児童とその保護者をも支援対象とすることになった。地域の子育て支援機能に特化したものが保育所に併設される「地域子育て支援センター」である。

地域子育て支援センターは、「保育所地域子育てモデル事業」として1993年に開始され、

1995年に、「特別保育事業」の一つ、「地域子育て支援事業」として設置された。特別保育事業とは、女性の就労支援と地域の子育て支援のニーズに保育所が応えるために設置された事業で、他に「乳児保育」「延長保育」「一時保育」「障害児保育」等を含む。地域子育て支援センターは当初、i)育児不安等についての相談指導、ii)子育てサークル等の育成支援、iii)(地域の実情に応じた)特別保育の積極的実施、の3つの事業から開始したが、1998年にはiv)ベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供、の事業が加わり、そのうちから3事業を実施することが定められた。また、事業数を増やすため、2事業を実施する小規模型も規定された。2000年には、v)家庭的保育を行う者への支援、が加わり、地域子育て支援センター事業は5つになると同時に、実施主体が市町村と定められ、保育所の協力を得て、適切に「指定施設」を確保することが求められた。

2007年には、地域の空きスペースを利用して親子に遊び場等を提供する「つどいの広場」、児童館での子育て支援事業と併せて「地域子育て支援拠点事業」として再編されることとなった。基本事業としては、i)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ii)子育て等に関する相談と援助の実施 iii)地域の子育て関連情報の提供 iv)子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施 の4つが定められ、センター型にはこれに加えて「地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動を実施」が規定されている。

保育所が地域にサービスを提供すること自体は、1997年の児童福祉法改正以前から実施されていた。保育所の機能を地域に還元する施策としては、1977年に補助金事業として「都市児童健全育成事業の実施について」が打ち出され、園庭開放・乳幼児健全育成相談事業が開始されており、先駆的な保育所が地域活動に取り組んでいた。桜井は、保育所が重視する機能（養護機能についてはふれられていない）の変化について、図1-1のように記している(桜井；1996)。桜井の図は、保育所が提供する機能の量的側面ではなく、対外的に期待される機能のイメージを図示しているため養護機能についてはふれられていないが、幼児教育機能⁽¹³⁾・就労支援機能の基盤として、乳・幼児を対象とする養護機能があるのは自明といってよいであろう。また、市町村が児童家庭相談の第一義的責任主体となった2005年度以降は、要保護児童地域対策協議会の一員として保育所にも要保護児童支援に関わる機能が期待されている。この機能が「地域家庭・子育て支援機能」の延長線上にあるのか、別のソーシャルワーク機能が必要であるのかについても検討が必要となる。

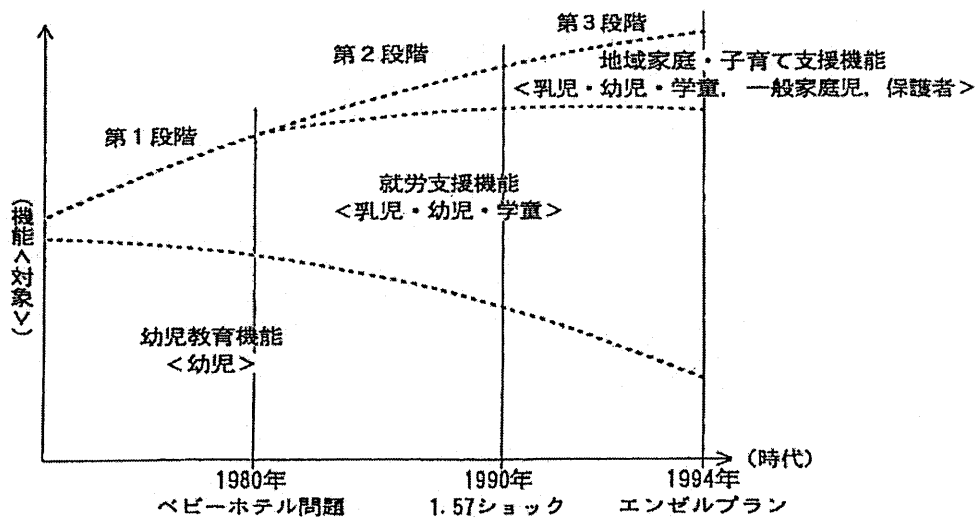


図 1-1 保育所の時代による役割(機能)期待の変化
 桜井(1996) 社会福祉研究 67 40.より引用

(2) 保育所機能の質的変化と可能性

地域子育て支援は、それまでの保育所の機能に対して質的な変化をもたらした。柏女(1996)は、保育所が子育て支援を担う根拠として「児童が生まれ、育ち、生活する基本的な場である家庭及び児童の養育に当たる保護者を支援することが、結果的に児童の福祉につながる」ことをあげている。一方で柏女は、この保育所の新しい機能は、機能の拡充ではなく機能の変更であることを述べている。同様に野澤(1997)は、保育所の多機能化にふれ、延長保育・一時保育などの機能は従来の保育所機能の延長上にあるが、地域の保護者に集う場を提供することは施設の複合化であって、多機能化とは区別するべきであることを述べている。一方、山縣(2000)は保育所の提供するサービスという視点から、保育所がその歴史のプロセスを順調にたどれば自然と「子育て支援保育」にたどり着くことを述べ、地域子育て支援センター事業により、保育所が公共的資源として地域福祉の視点に立った事業展開をしていくことの可能性について期待を表明している。尚、以上のそれぞれの論者は、これらの機能が「保育所で提供される」ことについて述べており、その担い手が「保育士かどうか」については言及していないことを確認しておきたい。

歴史的な視点から見れば、保育所が児童福祉施設として「子どもの権利擁護のために」必要とされるサービスを提供するのは当然のことであり、この意味では山縣の言うように保育所が地域子育て支援をするのは自然な流れである。しかし、同時に、地域子育て支援は、それまでの保育技術とは異なる技術を必要とする。中林(2004)は、地域子育て支援

の開始によって「子どもにとっての専門家であればよかった保育士は、子どもだけではなく、保護者たちの抱える仕事や家庭・家庭の悩みにも触れながら、深く人と関わることを求められるようになったことに混乱を覚えている」と保育現場の戸惑いについて記している。地域子育て支援は、これまでと違った保育技術を必要とするのである。

一方で、地域子育て支援の実施により、保育所は主に就学前の子どもをもつ地域住民の出会いの場となる可能性を開いたといえる。「保育に欠けない親子」が保育所の対象となることにより、保育所は「子どもの保育ニーズ」に関わり地域住民が「出会う」場となることができる。地域社会の連帯の崩壊は、自然にあった子どもの見守りの視線を崩壊させ、母親と子どもがそれぞれに孤立した子育てのしにくい地域につながってしまった。保育所に来る子ども・保護者は地域住民であり、「地域のあり方」はそのウエルビーイングに大きく影響する。出会いにより他者の問題状況について理解する機会を得、「子育て」という共通体験は異なる状況下にいる保護者同士が、福祉コミュニティ形成に欠かせない共感性を獲得していくことができると考える。保育所が意識的に利用者をつなげていくことによってつむぎだされた連携は、保育所を拠点としてコミュニティ形成につながる可能性をもつ。つまり、サービスの利用者、というだけでなく、サービスの担い手となって、主体性をもった地域住民となっていくことができるのではないだろうか。

このイメージは、図 1-2 のように示される。保育所を利用するのは「日中保育に欠ける」子どもとその保護者、そして地域の子育て中の保護者とその子ども、である。保護者は各自の「保育サービスへのニーズ」充足目的で保育所を利用するが、そこで保育者、保護者、地域住民と出会い、それぞれの子育てにかかわる困難な状況を知り、理解し、共感していくことで、子どもの最善の利益の実現のために協働していく可能性を開く。この「出会い」を創造するためには、保護者が子育ての主体者であることを支援する保育所側の関わり、子どもの最善の利益の実現に向けて、子ども、保護者、コミュニティの課題にまで真摯に取り組む保育所の理念、関わる人一人ひとりを大切にする保育所の文化、が必要であると考える。この「出会い」の演出は、現在の保育状況の下可能であろうか。

今日の行政の保育所政策に対して村山(2002)は、「構造改革」と「待機児童解消」政策の下、効率化と称して保育コストを下げ、実際としては保育条件の切り下げが行われようとしていることに、強く警告を発している。保育所が真に子どもの権利実現のための機関となるためには、保育提供側の保育所とサービス利用側の保護者とが、まず子どもの権利擁護のために向き合い、対話によって互いの立場を理解しあい、子どもひとりひとりに応じ

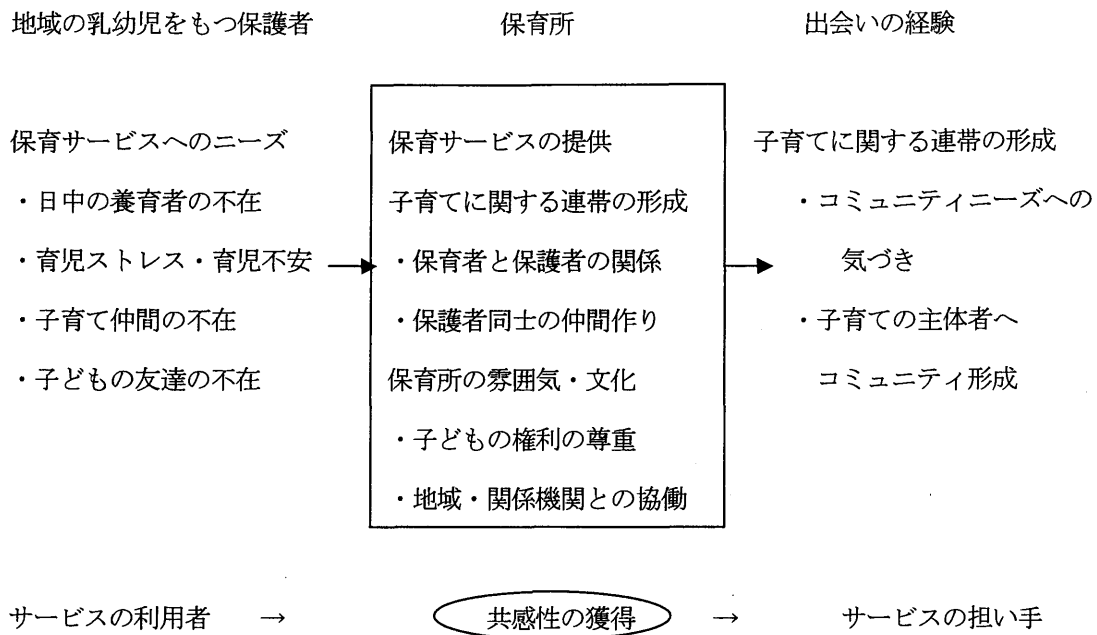


図 1-2 保育所を拠点としたコミュニティ形成

た保育サービスを形成していくような実践が求められる。子育て支援保育は、保育所と保護者が再び協働し、子育ての視点から産業界・政界に向けて要望を発信していくチャンスともなりうる。保育所は、少子化対策という大きな流れに飲み込まれるだけでなく、今一度、児童福祉施設・地域福祉施設としての役割から自らを捕らえ、サービスを再構成する岐路に立たされているのである。

1章の注

- (1) 産育コストということばは、船橋恵子・堤マサエ(1992)『母性の社会学』サイエンス社 第2章「産育保障の時代」の中で使用された。
- (2) 桜井(2001)によると、当時の保育所が午後7時までの延長保育をしていれば、95%の人がベビーホテルを利用する必要がなかった。
- (3) 国立社会保障・人口問題研究所による 出生中位(死亡中位)の将来推計人口結果より
- (4) 1937年 全日本保育連盟による「保育所令」、中央社会事業協会による「保育所令要綱案」などが提出されたが、公的な規定成立にはいたらなかった。

- (5) 児童の福祉児童福祉法成立時は条項に「保育に欠ける」という文言が挿入されておらず、幼稚園との関係において混乱が生じたため、1951年には「保育に欠ける」という文言が児童福祉法第39条に挿入された。
- (6) 1984~1989年にかけて、4か所の保育所に勤務等で関わった筆者の経験から。
- (7) 長時間保育については、以下の報告書等が提出されている。
- 現代保育問題研究会編(1999) 平成10年度厚生科学研究「長時間保育における乳幼児の心身に及ぼす影響及び保育所処遇の在り方に関する研究報告書」
- (8) 1997年の児童福祉法の改正により、第24条が「保育所への入所措置」から「保育の実施」に改正された。二宮(2009)は、将来に向けての行政責任縮小への懸念をほらみつつも、「保育の現物給付」というサービス支給方式には変化はなく、この時点では行政の保育実施責任が縮小したわけではない、と述べている。
- (9) 阪神地区T市にある、共同保育所にルーツをもつ保育所の園長の話より。2006年に訪問し、玄関ホールで遊んでいた園児のことで筆者が質問した際の回答。共同保育所という保護者支援を強く意識してきた保育所だけに、保護者のニーズに何とか応えて行こうとすると子どもの生活が過密になり、ストレスも高まりやすい、というジレンマを語られた。
- (10) 網野(2002)は、保育サービスにおける公私の段階を4段階にわけ、「公的介入(行政措置)・「直接公的契約」・間接公的契約・間接指摘契約」・及び公的な関与の生じない「直接契約」に分類している。1997年児童福祉法改正以後の保育サービスは2番目の「直接公的契約」の段階に当たり、措置から契約へという流れの始まりではあるが、「保育に欠ける」と判断された場合は、保護者の意思に関らず市町村が「保育を勧奨」しなければならない(児童福祉法第24条第1項の4)。
- (11) 例えば、小館(2004)は児童養護の基本原則について、1.人権の尊重と自己実現、2.家族の尊重と家族関係の調整 3.個の尊重と集団の活用 4.社会関係の重視と社会参加、をあげている。また、坂本ら(2006)は、養護の原理として、養育・保護・子どもであることの回復、生活力の習得、生命倫理観の醸成、の5つを挙げている。
- (12)平成20年3月28日厚生労働省告示141号 第3章 保育の内容、前文。
- (13)ここで挙げられている「幼児教育機能」は、「幼稚園教育要領」に準じる形で提供される3歳児以上に対する狭義の幼児教育を示していると思われる。保育は教育と養護から成立する、という広義の教育の意味では、乳児も対象となるべきであろう。

2章 保育所に求められるソーシャルワーク技術と保育ケアワーク

前章では保育所の機能を挙げ、地域子育て支援については新しい機能であることについて確認した。本稿では、保育所通所児童への保育室での保育を典型とする保育所保育と、地域子育て支援センターでの関わりを典型とする地域子育て支援とをまず別々に考察し、今日的に保育所の果たすべき役割について考察を進めていく。

要保護児童地域対策議会のメンバーとして、保育所の地域子育て支援においては、要支援の家族を見守るための関係機関との連絡調整、コミュニティへの働きかけ、虐待傾向等子育てに課題を抱える保護者の支援などのソーシャルワーク機能が求められる。その機能は保育所保育士(この章では、保育の一般的な実施者をさす「保育者」ではなく、保育所の資格要件としての「保育士」という職名を用いる)が果たすのか、それとも保育所にソーシャルワークを実施する別の専門職が配置されるのか等については結論が出ていない。一方、従来からの機能である保育所保育は一般的にはケア専門職として捉えられているが、日々の保育場面においても、保育所を利用している虐待傾向のある保護者の見守りや支援、障害をもつ子どものケースマネジメントなどのソーシャルワークの技術を必要とする場面が多くなっている。これらの技術がケアとは別のものであるのか、ケアの延長線上にあるのか、それともケアの一部であるのかについても考察していきたい。

ここではまず、保育所保育の現状について、保育士の職務内容の実際を調査により明確にする。その上で職務に含まれるケア機能について、保育所で提供されるケアが、社会福祉の価値をもつケアワークである必要性について述べる。その後、ケアワーク機能・ソーシャルワーク機能について考察を進めていく前提として、ケアワークとソーシャルワークの関係について整理し、主として保育所でのケアワークについて考察を進めていく。

2-1 保育所保育士職務の現状と課題

保育所保育の現状を把握するため、保育所で保育士の職務項目の調査を行った。調査対象の保育所保育士の職務について、一日につき1人の保育士の勤務の開始から終了までをVTR録画、あるいは記録し、あらかじめ作成した職務項目に従い一日の職務量を計測した。これにより、保育所保育士が、具体的な職務(労働または仕事)にかける時間の総計およびそれぞれの職務項目にかかる時間を測定することができた。保育士職務には、どの

職務項目にどれだけの時間をかけるか、という職務の量的側面と、その職務をどのように行うか、という質的側面があると考え。今回の調査では、まず職務の量的側面を明確にし、時間では測れない職務の質的側面を考察する基盤とした。

また、保育所保育士の職務と比較するため、重症心身障害児施設・乳児院・知的障害児通園施設においても同様の方法で職務量を計測した。調査結果から、保育士職務においてケア項目が大きな割合を占めること、職務の質を高めるには条件整備が必要であること、対象児の行動に対処する形で職務遂行される割合が高いこと、を確認した。これらの調査結果をもとに、保育士職務の専門性についても考察した。

(1) 調査の背景と先行研究

2001年の児童福祉法改正により、保育士資格は児童福祉施設の任用資格から、名称独占資格となった。この背景には、発達途上の児童のケアを担うという保育士の専門性を重視し、専門家としての守秘義務について規定するとともに、無認可保育施設等に働く無資格者が「保育士」という名称を用いることを防ぐ目的があった。しかし、ケア専門職としての保育士の専門性については、現在必ずしも社会的な承認をうけているとはいえない。保育の仕事が「子どもの世話」であり、イコール「専門性がなくとも母親なら誰でもできること」という先入観は、「仕事としての保育」のについての理解を浅いままにし、歴史的に見ても保育士の身分保障を遅らせることになった。また、同じ社会福祉分野の介護福祉士が、「ケア（対象児・者の個別処遇技術・方法・理念）」の専門職性を探求することでケア専門職としての立場を確立しようとしたのに対し、保育士、特に保育所保育士の専門性の探求は、幼稚園教育要領に則った保育内容（対象児・者の発達段階別を想定した健康・言葉・人間関係・環境・表現という領域別指導）を充実させ、教育機能を高めることで専門職としての立場を築くことに力を注いできたと思われる。結果、保育所保育士は幼稚園教諭と変わらない存在として福祉色を薄め、介護福祉士が追求してきたような、個別ケアの方向での専門性の確立を遅らせることにつながった。

保育士の専門性について考察する前提として、保育士がそもそも日常どのようなケア項目・職務を実施しているかということをもっと明確にする必要がある。また、保育所の第三者評価の流れが進む中で、保育士の専門性とそのサービスの本質についての検証は今後欠かせない課題であり、その検証の基礎となる現在の保育士職務の実際を調査することすることは必須である。

これまでの保育士の職務内容についての先行研究としては、越河六郎氏をはじめとする労働科学研究所による一連の研究があげられる。これらの研究は、社会福祉施設の労働基準法違反は労働条件の不備を表すものである、という問題意識から実施された。1976年から1992年にかけて、保育所・知的障害児施設・夜間保育所の保育士の職務について、タイムスタディを用いた量的な調査が行われ、結果が報告されている(越河 1987a 1987b 1990 1992)。この他職務内容の調査としては、全国保母養成協議会専門委員会による「保育所保母の職務内容の分析—保育所保母と幼稚園教諭との比較 (保養協 1978)」があげられる。ここでは、タイムスタディとアンケート調査により保育士の職務内容を明らかにしようとしている。いずれの研究でも、保育士の職務をカテゴリー分けし、職務の量的側面が明確にされている。しかし、これらの研究はいずれも実施から今日までにかなり時間を経ており、現時点での保育士の職務を再調査することが求められる。また、調査方法についても検討を加えた。今回の予備調査の段階で、保育士職務の実際は10秒程度でめまぐるしく内容が変化することが認められ、先行研究で行われたような30秒のタイムスタディでは、保育士職務を正確に記述できないことが予測された。このため今回の調査では、より正確な量的データを得るため、保育士職務の計測に際し、タイムスタディではなく実際の保育士職務のまとまりに沿って計測する方法をとった。観察対象の保育士が担当する保育室にVTRを設置、または調査者がカメラを手持ちし、保育士の行動を職務開始から終了まで録画した。なお、VTRの設置が困難な場面には、行動に要した時間(ラップ)の記憶が100ラップまで可能なストップウォッチで行動のまとまりごとに計測し、職務分類をコード化して用紙に記録した。職務は、主に保育者の視線をポイントとし、発声、体の移動等の行動のまとまりごとに計測した。これは、予備調査の段階で、保育士が次の行動を起こす前にまず視線が定まることが観察されたためである。計測については1名で実施したが、VTRを録画した場合は各同じ場面を2回計測し、各職務の計測の誤差が1秒以内であることを確認した。

一方、保育士職務の特徴を描き出すのに、職務の量的計測だけでは不十分である。つまり、職務としての子どもの「着替えの支援」にかかった時間は計測できるが、その支援が、その子どもの現在自力でできる部分と手助けが必要な部分とを見定め、自立に向けた発達を支援するのに「適切な支援」であるかどうかは、計測不可能な領域である。これは保育士の職務の質的側面であり、職務の「何をどれだけ行うか」という計測可能な量的側面に対して、その職務を「どのように行うか」ということに関わる側面である。保育の質につ

いて明確にしていくことは、今後の保育士の専門性についての理論を構築していく際に欠かせない。保育士職務の質的側面の計測方法については、今回は言及していない。しかし、量的側面を計測する上で、詳細に保育者の職務のVTRを観察し、実際の保育現場に第三者の視点で参入する中で、質的側面についても考察の機会を得ることができた。

調査では保育士職務の量的側面を計測し職務の実際を明確にすると共に、職務の観察によって得られた質的側面も含めて保育所保育士職務の特徴について描き出すことを目的とする。また、調査結果・観察で得られた知見を下に、従来の保育内容研究では述べられてきていないケア専門職としての保育所保育士の専門性構築に向けた考察を行った。

(2) 調査の概要

① 調査対象と日時

保育所保育士の職務の実際は、勤務先の要因（保育所の理念、機能、設備等のハード面）、保育士の要因（経験、個人のもつ保育観）、利用児・者の要因（発達段階、おかれている状況）によっても同一ではないと考えられる。このため、本調査はケーススタディとして、ひとつの保育所の保育士職務について検討した。調査に協力を得た兵庫県下のS保育所にお

表 2-1 調査対象保育士一覧

施設名称	職務対象	人数(名)	性別, 年代	調査時間・勤務形態
S 保育所	0-1 歳児クラス	1	女性 30 歳代	8:30-16:30・早番
	2 歳児クラス	2 (1×2 日間)	女性 20 歳代,	8:30-17:30・中番
			男性 30 歳代	9:00-18:40・遅番
	3 歳児クラス	1	女性 20 歳代	8:30-17:00・中早番
4 歳児クラス	1	女性 20 歳代	7:15-16:30・早番	
M 保育所	0-1 歳児クラス	1	女性 30 歳代	9:00-17:00
	2 歳児クラス	1	女性 30 歳代	9:00-17:00
S 乳児院	0-1 歳児	1	女性 30 歳代	9:00-14:30
K 知的障害児通園施設	3-4 歳児	1	女性 20 歳代	8:45-14:30
B 重症心身障害児施設	15-55 歳	1	女性 30 歳代	9:30-18:30

いて、保育士の勤務シフト別・担当年齢別に2000年11月から12月にかけて、5日間の調査を行った。また、2002年2月から3月にかけて、大阪府下の保育所においても同様の調査を行い、職務内容が共通することを確認した。また、保育所保育士の職務の特徴を明確にするため、乳児院・知的障害児通園施設・重症心身障害児施設の保育士についても、2001年11月から2002年5月にかけて、日勤の職務を調査した。調査対象となった保育士は、表2-1のとおりである。

②倫理的配慮

調査については、被調査者本人、施設長の他、施設長を通じて所属施設の他職員に了承を得た。VTR録画の際は、被調査者の保育士以外に子どもが写りこんでしまうため、記録後のテープは、調査対象の保育士職務のデータをとった後、確実に処理を行った。また、調査で得た結果、考察については被調査者となった保育士、及び施設に報告書³⁾としてフィードバックし、調査対象の保育士、及び施設の職務を客観的に見る資料を提供することで、調査者の協力施設・保育士に対する貢献とした。

③ 調査方法

調査日に観察する保育士の勤務の開始から終了までを、あらかじめ作成した職務カテゴリ一覧に基づき(表2-2)、それぞれの職務の量を測定した(但し、休憩時間、残業時間等は観察から除く)。

調査に用いる職務のカテゴリは、1999年に筆者らが行った職務調査の項目(土田・辰己1999)、先行研究を参考に作成し、予備調査の段階で修正を加えた。保育士の職務は、対象児の発達段階・職務時間帯により異なることが予測されたため、受け持ちクラスの乳幼児の年齢・保育士の勤務体制(早番・遅番・中番、等)ごとに、調査対象の保育士の勤務開始から終了までの1日の職務についてそれぞれの項目の実施量を調査した。職務は、例えば一人の子どもの着替えを援助しながら違う子どもに声をかける等、複数の行動を同時に行っている場合も多いことが予備調査段階で確認できたが、常に主となる行動(この場合は「着替えの援助」)を調査対象とした。より正確に職務量を計測するため、行動のまとまりごとをストップウォッチで計測する方法をとった。調査は、可能な場合は保育士の1日の勤務をVTRに録画し、行動のまとまりごとにその職務の遂行時間を計測した。録画が不可の場合は、調査者が保育士の1日の行動を記録し、該当時間を時間記憶が可能なストップウォッチに入力し、計測した。計測データは、時系列に従って秒単位でパソコンに打ち込み、職務項目ごとの時間を集計した。

表 2-2 職務カテゴリー一覧

- | | |
|---|---|
| <p>1.遊び・活動の援助</p> <ul style="list-style-type: none"> 01 積み木など、室内遊具の指導・援助 02 工作、お絵かき、粘土の指導、援助 03 共同制作・催し物・出し物等の指導、援助 04 ままごと・お店やさん・ごっこ遊び 05 カルタ・トランプ・カード等 06 ボール、ふうせん等の関わり遊び 07 絵本・紙芝居を読む 08 歌、楽器遊び 09 リトミック、遊戯、体操等 10 体遊び 11 運動遊具・大型遊具 12 散歩 13 かけっこ 14 鬼ごっこ・かくれんぼ等の遊び 15 自然物を使った外遊び 16 手遊び・あやす 17 話し相手・話を聞く・話しかけ 18 あいさつ・出席(名前を呼ぶ) 19 お祈り 20 全体に対する活動の説明 21 その他 <p>2.調整活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 01 賞賛・励まし、調整活動のための声かけ 02 (泣いている子ども等への) なぐさめ 03 指示、示唆、理由の説明 04 叱責・注意 05 相手の話・説明を聞く 06 けんかの仲裁 07 教材・遊具の用意・設定 08 作品の整理・保管 09 見守り、遊びの監視 10 片付け・用意の指導 11 片付け・用意の援助 12 移動の援助・連れ戻す等、場所の移動に関する援助 13 抱き起こす・すわらせる等、体位の移動に関する援助 14 保護者からの受け取り、抱き取り、出迎え 15 人数確認 16 (交通等) 安全確認 17 実習生の指導 | <p>3.食事の世話</p> <ul style="list-style-type: none"> 01 調乳・調理 02 食事台拭き・食器の用意等 03 盛りつけ・配膳・お代わりの世話 04 おしぼりで手・顔を拭く 05 エプロンの着脱 06 食事の介助 07 食事の援助 08 側で指導(マナー、箸の持ち方等) 09 注意・指示の声かけ 10 食事の運搬 11 食事・おやつを食べながらの監視 12 食器の後片付け・残飯整理等 13 その他 <p>4.衣服の世話</p> <ul style="list-style-type: none"> 01 着替えの介助 02 着替えの指導・援助 03 衣服の整理・用意 04 汚れ物の収納 05 外出の用意(上着・帽子等) 06 衣服を直す(シャツを入れる、等) 07 靴の履き替えの介助 08 荷物整理 <p>5.排泄・洗面の世話</p> <ul style="list-style-type: none"> 01 尿意確認・催促・指示 02 トイレ誘導 03 トイレ監視 04 着脱の介助・おむつ交換 05 排泄の介助・清拭 06 手洗い介助 07 手洗い指導 08 歯磨き介助 09 歯磨き指導 10 手・足・顔を拭く、鼻をかむ 11 その他 |
|---|---|

- 6.就寝の世話
 - 01 寝具セット
 - 02 寝具片付け
 - 03 就寝指導
 - 04 添い寝
 - 05 トントン・あやし
 - 06 寝具移動
 - 07 布団のかけなおし
 - 08 監視
 - 09 監視・連絡帳等記入
 - 10 監視・教材等製作
 - 11 監視・相談、連絡
 - 12 起床指導
 - 13 起床介助
 - 14 布団干し
 - 15 夜尿の世話・シーツ交換
 - 16 体位交換
 - 17 その他
- 7.入浴の世話
 - 01 体を洗う
 - 02 湯船につかる
 - 03 体を拭く
 - 04 頭髪を乾かす
 - 05 入浴介助の準備
 - 06 浴場の後始末
- 8.健康管理
 - 01 投薬、投薬管理
 - 02 検温
 - 03 怪我の治療
 - 04 視診
 - 05 爪きり
 - 06 その他
- 9.環境整備
 - 01 部屋の片付け、整備
 - 02 机・テーブル等のセット、片付け
 - 03 机・床ふき
 - 04 トイレ掃除・おまるの清掃
 - 05 消毒
 - 06 掃除機をかける
 - 07 室外清掃
 - 08 園庭清掃
 - 09 カーテンの開閉
 - 10 窓の開閉
 - 11 施錠の確認
 - 12 点灯・消灯
 - 13 雑巾あらい、水汲み
- 14 音楽テープをつける・消す
- 15 洗濯干し
- 16 洗濯物の整理
- 17 汚物処理
- 18 小動物の世話
- 19 危険物の除去・排除
- 20 植物の世話
- 21 おもちゃの消毒
- 22 簡単な修理
- 23 その他
- 10.記録・連絡
 - 01 保護者との連絡・話
 - 02 同僚との相談・連絡・話
 - 03 連絡帳、記録簿の整理
 - 04 連絡帳・ノート・日誌の記入
 - 05 電話、インターホン
 - 06 回覧の伝達
 - 07 机上事務
 - 08 記録の確認
 - 09 会議、連絡会
- 11.用意・その他
 - 01 (職員のみでの) 製作の準備
 - 02 (職員のみでの) 製作活動
 - 03 作品の整理
 - 04 身支度
 - 05 休憩(トイレを含む)
 - 06 移動
 - 07 手洗い
 - 08 食事
 - 09 他のところへものを取りに行く等
 - 10 その他

④ 調査の実際

S 保育所においては、1 歳未満児クラスから 4 歳児クラスの担任保育士までを調査の対象とした。5 歳児のクラスについては、行事の練習等に調査者が与える影響等に配慮し、今回は調査が行えなかった。保育士の早出から遅出までの全ての勤務帯を網羅できるよう、調査日を設定した。調査に際しては、なるべく目立たないところでの記録・録画を行うなど、最大限、保育の妨げにならないように配慮した。

(3) 結果

調査に用いた職務項目は、大きく 10 のカテゴリーに分類されている(表 2-2 参照)。それぞれ、設定保育を含めた対象児の遊びを援助する活動：①遊び、活動の援助(21 項目)、声かけや設定の援助を示す：②遊び・活動の援助に関連する調整活動(17 項目)、③食事の世話(13 項目)、④衣服の世話(8 項目)、⑤排泄・洗面の世話(11 項目)、午睡時の見守りを含む：⑥就寝の世話(17 項目)、日常的な傷の手当てや投薬を含む：⑦健康管理(6 項目)、掃除や危険物の除去等を含む：⑧環境整備(23 項目)、保護者や同僚との連絡を含む：⑨記録・連絡(9 項目)、保育士自身の身支度や以上のカテゴリーに含まれない項目を含む：⑩用意・その他(10 項目)、である(個々の職務項目の総計データについては、2 章の最後に資料 2-1 として添付)。

① 早朝保育・延長保育の職務

保育所保育士の勤務は、基本的には早朝の時間外保育を担当する早番、9 時から 5 時の通常勤務を担当する中番、延長保育を担当する遅番からなる。中番は保育所の実態により、8 時半、9 時半、10 時、等、複数の勤務に分かれることもある。このうち、早朝保育に対応する早番の勤務の特徴としては、最初の子どもが来所してくるまで子どもがいない時間帯があること、1 歳未満児から 6 歳までの全ての年齢にわたる来所児を全て受け止め、その場の状況に応じて対処する必要があること、があげられる。つまり、クラス担任が勤務に入っていない場合は、保護者と直接に対応し子どもの保育所での生活に必要な情報のやりとりを行い、勤務に入った担任に情報を伝達して保護者との橋渡しの役割を行い、来所したばかりで落ち着かない子どもたちへの目配り、視診等、複数の項目を 1 人でこなす必要があることが観察された。早番だけに見られた具体的な職務は、駐車場・採光、室温整備等の施設内の受け入れ用意・前日の洗濯物の取り入れ、様々な年齢の子どもを受け止め、等である。調査日の、保育士が勤務に入ってから子どもが来るまでの時間は約 24 分、他

の保育士が来るまでの時間は約 54 分であった。

遅番の保育士は、早番の保育士と同様、子どもの保育所での生活に関する情報を保護者に伝える担任との橋渡しの役割を行い、保護者のお迎えを待つ全年齢の子どものケアを担当する。保護者の迎えが遅く、最後の一人になった子どもの心細さを受け止めることも、遅番担当保育士の重要な職務となる。調査に入った日は、運動量の少ない 1 歳未満児が最後のお迎えを待つ子どもであったため、保育室を閉めて暖かい園長室で保護者の迎えを待ちながら、遅番の保育士がおもちゃを使って子どもと関わっていた。最後に残った子どもを保護者に手渡し、施設の閉所の用意をすることも遅番の特徴となる。電気、水周り、戸締りの確認等、閉所にかかる時間は約 12 分であった。

来所・退所の際の保護者と子どもへの対応は、子どもの生活の連続性を考えた場合、保育所と家庭のジョイント部分にあたる重要な位置付けをもつ。早朝保育・延長保育の担当者は、担任以外の子どもに対してもこのジョイント部分を担当することが求められる。保育所の利用児・者全てを理解しておくためには保育士間のコミュニケーションが重要であり、保育所全体でひとりひとりの子どもを受け止める姿勢が求められる。つまり、この時間帯を子どもの身の安全を保障するのみの託児で終わらせず、早朝保育、延長保育という独自の保育を提供するためには、保育士の高い専門性とチームワークが求められるといえる。また、保育所においては、早朝保育の開始前、延長保育終了後のわずかな時間のみが、保育士の職務時間において子どもがいない時間帯であることも確認できた。

② クラス担当保育士の人数の差による職務量の変化

2 歳児のクラス（在籍児童 16 人）については、研修で 1 名が欠席したため担任が 2 人体制のときと 3 人体制のときとの 2 回にわたって調査に入り、1 人の保育士の職務を計測した。子どもの出席人数は 2 回とも全員出席の 16 名であった。両日で調査対象となった保育士の勤務開始時間は異なったので、勤務時間の違いによる影響をなくすため、両者の勤務時間が重なる 9 時半から 4 時半の 7 時間の職務について比較した。結果は図 2-1 に示す。遊びの援助については、2 人体制の場合に時間数が多くなっている。これは、保育士の数に関らず、2 歳児一人ひとりに対して遊びの支援が必要であることを反映している。一方、食事の世話・衣服の世話・排泄・洗面の世話等については、子どもの人数、発達段階が同じで世話の必要量が変わらないにも関わらず、時間数の総数が 2 人体制の方が少なくなっている。これは、保育士一人がこなすべき職務が多くなり、着替え等を「子どものペースに合わせる」こと、「待つ」ことが困難であったことによるものと考えられる。保育プロ

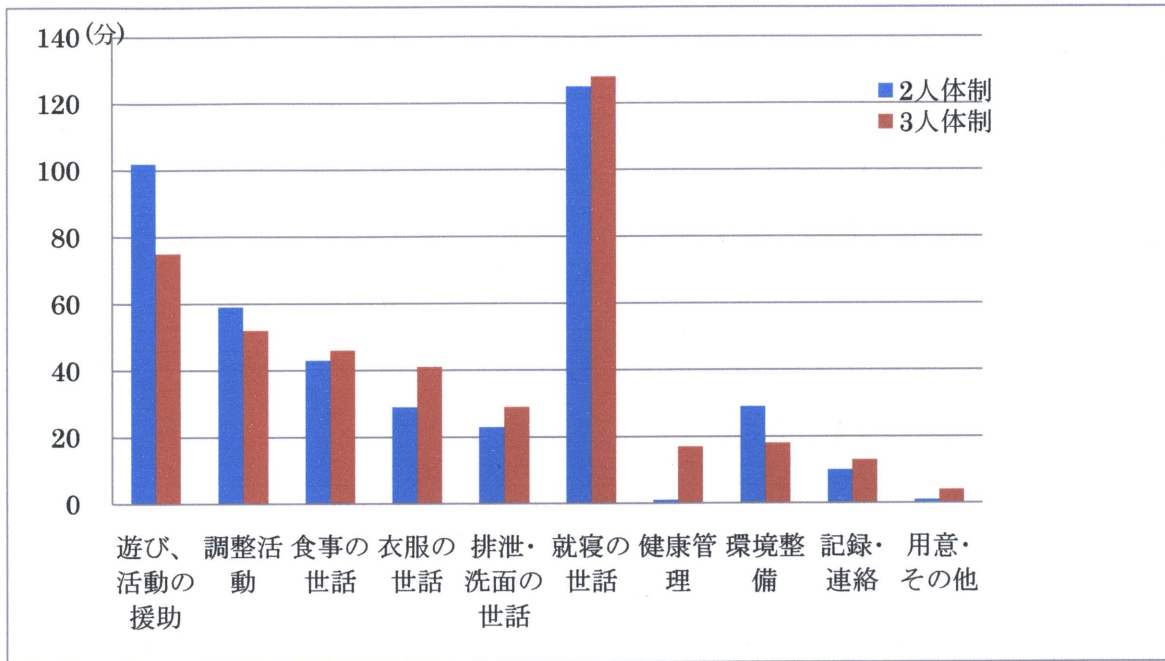


図 2-1 保育士人数による職務量の違い

グラム・子どもの状況等を統制しているわけではないため、両日の違いを単純に保育士の人数だけに収斂し、断定することは避けるべきである。しかし、2人体制のときに、保育士の何となく気ぜわしい雰囲気子どもに伝わり、それが悪循環となって子どもを落ちつかない状況にさせていること、保育士の子どもに対する言葉での指示的な働きかけ（「～しなさい」等）が、3人体制のときよりも多いことが観察された。

上記を確認するため、職務項目の中から、①言葉での指示・注意に該当するもの ②子どもの行動の見守り活動に該当するもの ③子どもへの介助、観察により多忙なときには短くなりがちであった④相談・連絡、に該当する項目をピックアップし、それぞれの項目の総計を比較した。ピックアップした項目一覧を表 2-3 に、計測結果を図 2-2 に示す。

2人体制の方が、明らかに「言葉での指示・注意」が多くなっていることが分かる。これは、例えば、3人体制のときは子どもの傍まで行き「トイレに行こうか。」と誘いかけ、必要に応じて付き添う形で行われる「トイレ誘導」という項目が、2人体制では「さあ、トイレに行ってきたさい。」と指示形式で行われていたことに典型的に表れる。つまり、ケアの実施自体は2人体制でも可能だが、2歳児それぞれのペースに応じた支援を行うには、3人体制の方が適していたということが出来る。一人一人の子どものペースを重視することは、一人一人の子どもの発達に応じた権利を保障する上でも重要であるが、そのためには保育士側の体制を整える必要があることがこのことから示唆される。保育の質を高める

ための研修による欠席・体調不良等で、保育士の人数が少なくなることは日常的に起こりえる。また、今日、入所待機待ち児童を減らすため、定員増の受け入れが認められている中で、保育の質を確保するための保育士の適正配置について、今一度子どもの立場から検討する必要があることを強調しておきたい。

表 2-3 保育士人数による職務の質の違い

類 型	職務項目からピックアップした項目	2人体制	3人体制	
		時間(秒)	時間(秒)	
言葉での指示, 注意	叱責・注意・禁止等	864	238	
	片付けの指導	814	515	
	注意・指示の声かけ	108	0	
	着替えの指導	668	155	
	尿意確認・催促・指示	382	73	
	手洗い指導	275	77	
	歯ブラシの用意, 歯磨き指導	173	154	
	起床指導	91	0	
	計		3375	1212
	見守り	見守り、遊びの監視	267	723
食事・おやつを食べながらの監視		158	1373	
トイレ監視		15	226	
計		440	2322	
介助	片付け援助	284	535	
	食事の介助・援助	653	112	
	側で指導 (マナー、箸の持ち方等)	20	457	
	着替えの介助	658	1887	
	衣服を直す (シャツを入れる、等)	0	270	
	靴の履き替えの介助	172	118	
	トイレ誘導	76	179	
	着脱の介助・おむつ交換	322	202	
	排泄の介助・清拭	105	206	
	手・足・顔等洗う介助	92	388	
	歯磨き介助	240	226	
	手・足・顔を拭く, 鼻をかむ	74	38	
	起床介助	0	120	
計		2696	4738	
相談, 連絡	(午睡の) 監視・相談、連絡	188	853	
	保護者との連絡・話	200	590	
	同僚との相談・連絡・話	456	463	
計		844	1906	

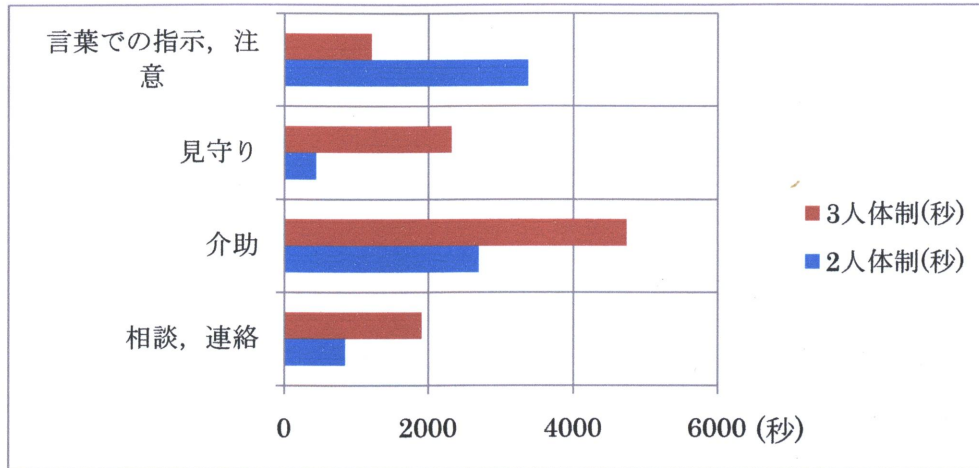


図 2-2 人数の違いによる子どもとの関わり方への影響

③ 対象児の発達段階による職務量の変化

0-1歳児クラスから4歳児クラスの担任保育士の職務について比較した。勤務時間帯による影響をなくすため、全ての勤務シフトにおいて保育士が勤務している9時半から4時半の7時間の範囲の職務についてピックアップし、それぞれの職務項目の量を比較した。結果は、職務カテゴリーごとにまとめたものを図 2-3 に示した。また、それぞれの年齢別に、7時間半に遂行した職務全体を 100 とした時の各職務項目の割合を図 2-4 に示した。

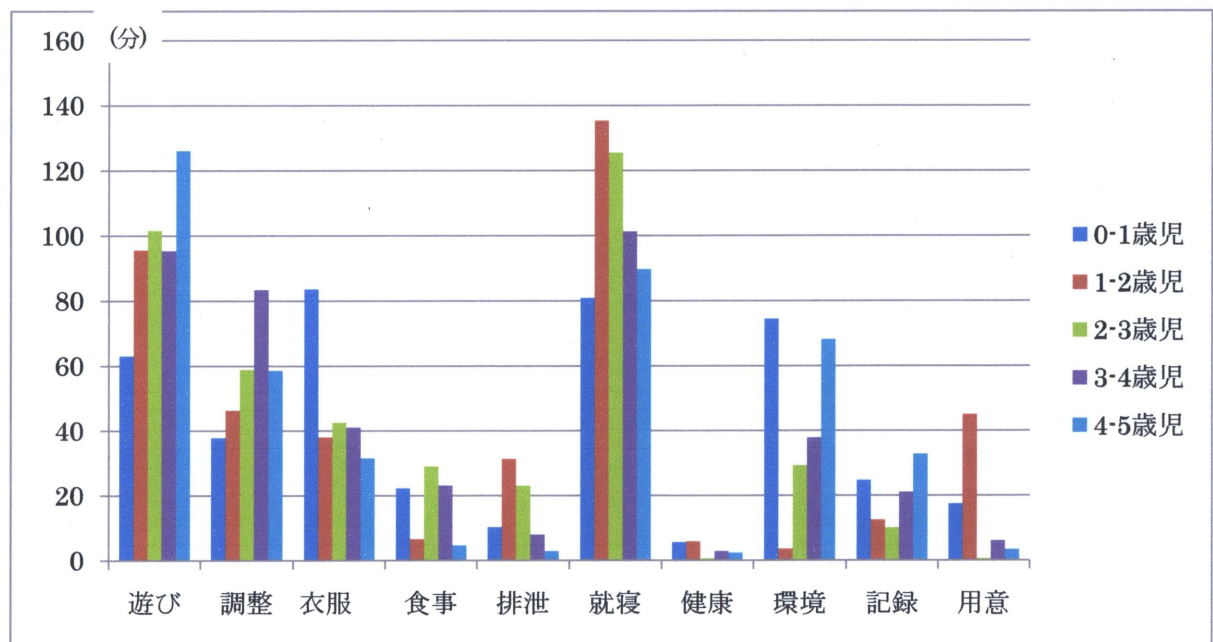


図 2-3 保育所保育士の職務項目の割合

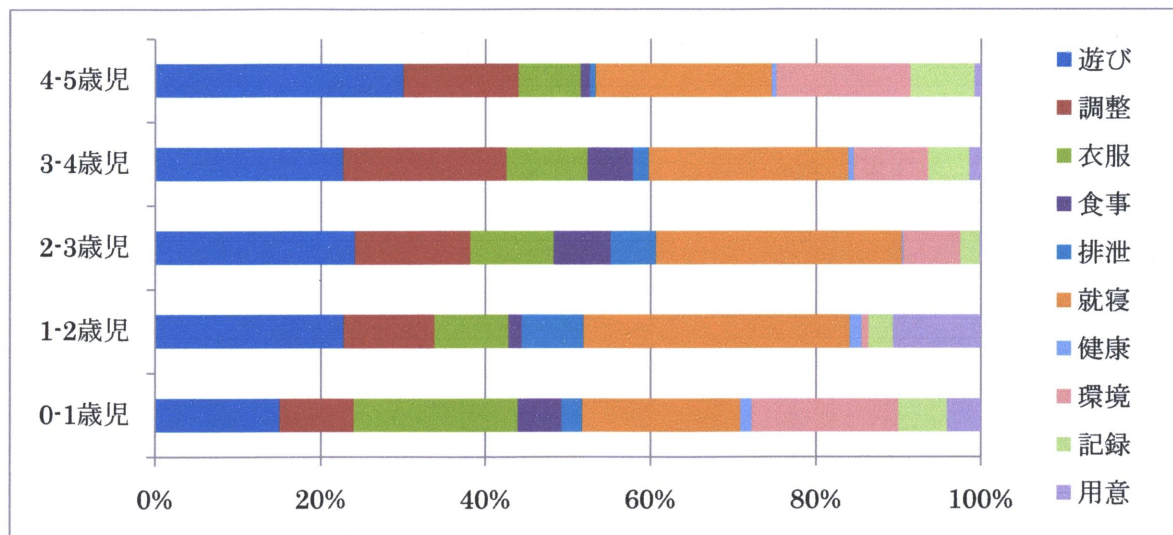


図 2-4 保育所保育士の職務項目の割合

保育士の職務としてのイメージが強い「遊びの援助」「遊びの援助に関わる調整活動」は、最も割合が高い4歳児のクラス担任においても44%にすぎない。また、全体として、発達段階が低いほど、保育士のケア項目が多くなっていることがわかる。0-1歳児においては、直接的なケア項目である食事、衣服、排泄・洗面の世話の3つをあわせただけで全体の職務量の28%を占め、遊びと調整活動を合わせた25%を上回ることがわかる。

尚、3歳児クラスまでは、複数の保育士が担当しているため、グラフに示した職務量イコールそのクラスの発達段階に必要なケアの量とはいえない。また、観察により、1つの連続すべき職務が中断し、優先度の高い事態に臨機応変に対応する場面が各クラスで見られた。保育所保育士の職務は一つのことをしながらも、常にクラス全体に気を配っていることの現われといえる。これは、保育所保育士が「クラス集団の運営」と「保育に欠ける子どもひとりひとりのケア」の双方をこなしていることによる。観察からは、保育士の職務は、保育士主導の能動的働きかけの場面よりも、子どもの動きに反応した受動的な対応が多いことが示唆された。これは特に発達段階の低いクラスで顕著に見られた。

④ ケア的職務項目、教育的職務項目の年齢別の割合

各年齢別クラスの職務におけるケア、教育等の職務の割合を比較するため、ケア的要素の強い項目、教育要素の強い項目、その他に職務項目を分類し(表 2-4)、それぞれの割合を調べた。結果は図 2-5、図 2-6 に示す。

それぞれの職務量の違いが対象児の発達段階によるものと結論付けることはこの調査だけでは困難である。しかし、保育士の専門性について考察するとき、特に発達段階が低い

ほど、職務の大きな部分を占めるケア項目について考察を深めていく必要性が確認できた。

表 2-4 職務項目の分類と所要時間(分)

職務項目の分類 と構成項目	0-1 歳児	1-2 歳児	2-3 歳児	3-4 歳児	4-5 歳児
教育的 (分) 遊び 調整	101	142	161	179	184
ケア 的 (分) 食事 衣服 排泄 就寝 健康 環境	277	221	250	214	131
その他 (分) 記録 用意	42	57	10	27	36

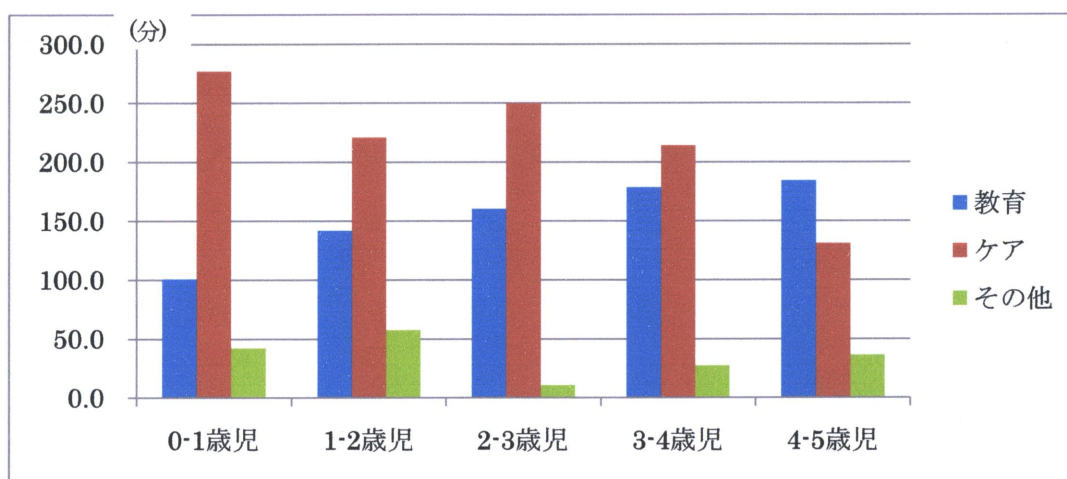


図 2-5 年齢別 教育・ケア・その他の職務の量

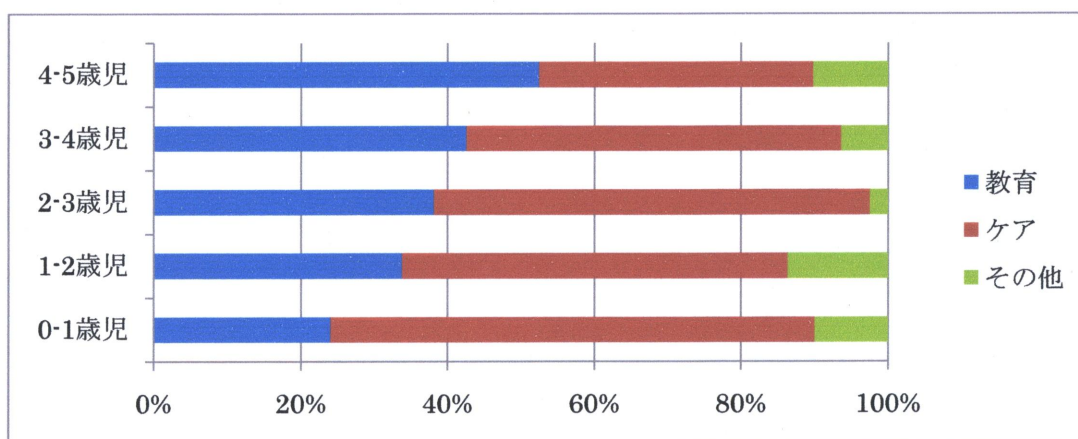


図 2-6 年齢別 教育・ケア・その他の職務の割合

⑤ 保育所以外の児童福祉施設との職務の差

保育所保育士の職務の特徴を明確にするため、保育所以外の児童福祉施設に勤務する保育士の職務についても調査を行った。調査者が保育士の行動を観察できる範囲に常に存在する必要があるという特性から、学齢児童等、調査者の存在が職務に影響を与える施設を調査対象とすることは困難であると判断した（例えば、保育士と対象児との親密さが必要となる場面に介入し、職務に影響を与えないことは、実際には困難であろう）。このため、比較的調査者の存在が職務に影響を及ぼさないと考えられる、乳児院・重症心身障害児施設・知的障害児通園施設で調査を行った。乳児院・知的障害児通園施設については2日ずつ調査を行ったが、そのうち1日分の結果を考察に用いた。

生活型施設の調査に際しては、職務に「入浴の世話」に関する8項目を付け加えた。また、勤務時間については、保育所保育士の勤務時間との比較目的から、日勤の勤務時間帯での調査を行った。

乳児院、重症心身障害児施設での調査に際しては、生活者への配慮からVTRでの撮影は控え、記録に際しては記録用紙と100までのラップのメモリが可能なストップウォッチを用いた。結果は、保育所保育士の職務比較の際と同様に、9:30から4:30の範囲でデータを集計した。結果は図2-7に示す。

他の施設と比較して、保育所保育士の職務として多くなっているのは「就寝の世話」、「環境構成」、4歳児における「遊び、活動の援助」となっている。一般的には保育所保育士の

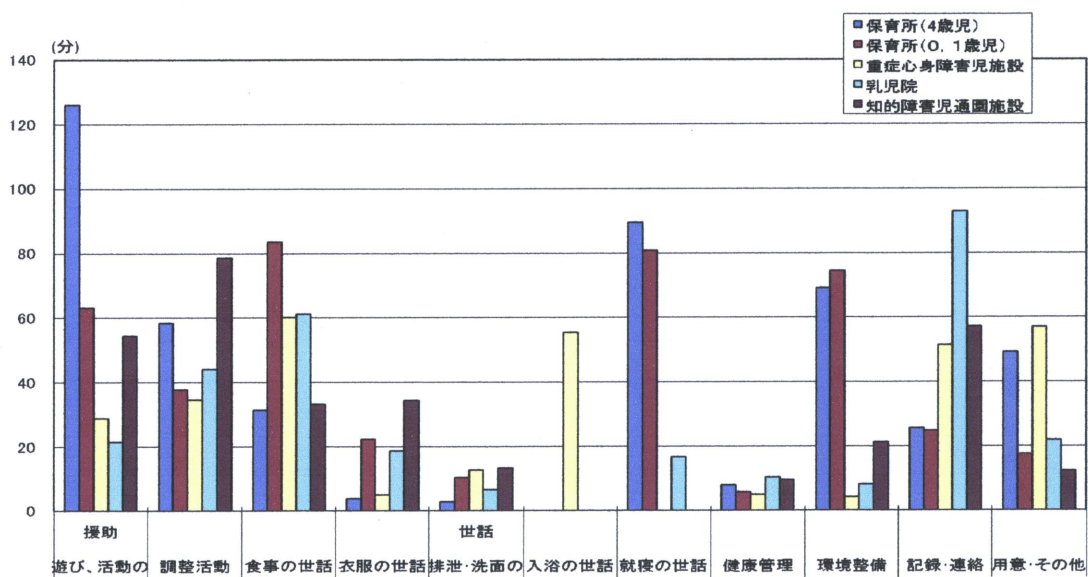


図 2-7 保育所以外の保育士の職務

特徴であると考えられている遊びの援助は、他の施設でも、生活の一部・発達支援の一部として行われていることがわかる。観察からは、保育所の4歳児クラスにおける「遊びの援助」は、ゲーム遊びや集団製作等を通じて、集団を相手に提供されている場面が多いことがわかった。知的障害児通園施設でも、同じ場で複数の子どもに遊びの援助が行われていたが、働きかけはあくまでも個人を指向していた。重症心身障害児施設、乳児院、保育士所0-1歳児の保育士の援助に関しても、同様であった。

調査した乳児院や重症心身障害児施設では、業務担当職員が掃除、洗濯という間接業務を実施していた。これらの項目は保育所においては多くは保育士が行っており、環境整備の量が多い結果につながった。保育所保育士の職務のうち、他職種に委譲できるものを考えていく際に、これらの職務が候補となると考えられる。この他、保育所保育士の職務として、記録・連絡の量が少ないことがわかる。これは、保育所保育士同士の連絡・相談が、午睡の時間を利用して行われていることによる。また、一人担任となる4歳時のクラスでは、勤務時間内の同僚との相談時間は、約2分しかなかった。

保育所以外の施設の側から見ると、知的障害児施設は個別指導に伴う「遊び、活動の援助に関する調整活動」が多い。また、重症心身障害児施設は、日勤時間帯での入浴が特徴的であることがわかる。

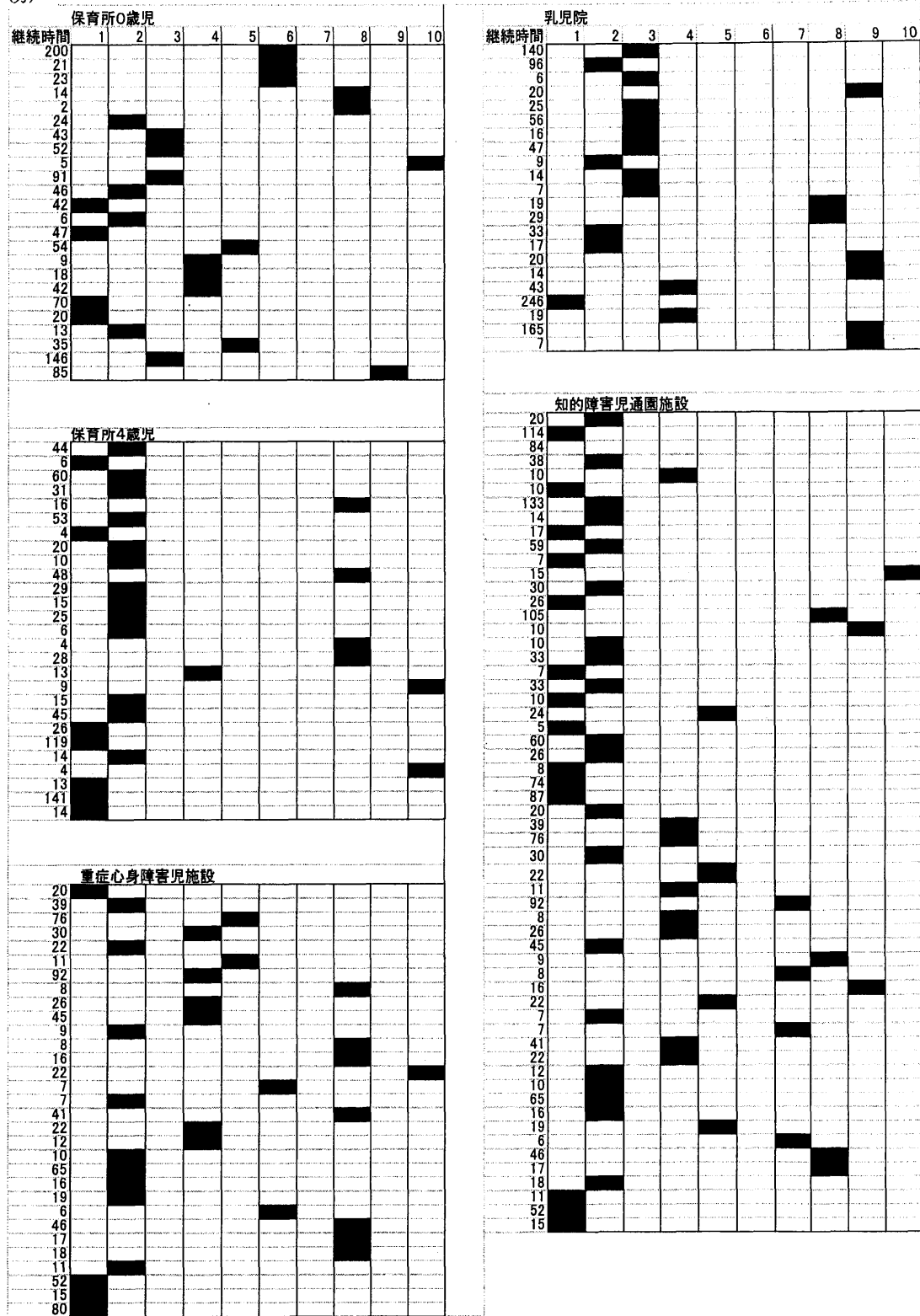
次に、以上の施設における保育士職務の類似点を考察してみたい。施設機能の違いに関わらず、保育士の職務として、次のようなことが共通に観察された。

a) 対象児・者の行動に常に柔軟な対応が求められる。つまり、保育士側の対処行動を特徴とする。 b) このため、保育士が一貫した行動を行うというよりも、現在行っている行動を中断し、適切に対処することが必要となる。よって、職務の各行動のまとまりは、非常に短い。

b)のことを確認するため、保育所0-1歳児、4歳児、重症心身障害児施設、乳児院、知的障害児通園施設の保育士職務のうち、全ての施設の種別で調査を開始できており、かつ、食事・入浴・午睡等の時間でない平常保育活動が実施されている10:45分から11:00の15分間の行動を、ピックアップし、行動のまとまりがそれぞれの職務カテゴリーを移り変わる様子について、図2-8に示した。職務カテゴリーの区分けの配列は、職務同士の親和性とは関係しない。非常に感覚的にではあるが、職務がめまぐるしく変化している様子が確認できる。

余談になるが、乳児院、重症心身障害児施設に調査を依頼する際、保育所と同じ調査票

(分)



* それぞれのグラフの横軸は、1～10の職務項目の分類による。
 * 継続時間は、それぞれの職務の継続時間を示す。
 * 職務項目のまとまりごとに、一枠を使用。同じ系列の職務項目が続く場合は枠が縦に長くなるが、これは職務項目に要した時間の長さとは関係しない

図 2-8 保育士職務のまとめ

を用いる、といったところ、「この仕事は保育所の仕事とはぜんぜん違うが」と、助言を受けた。確かに、通園型施設である保育所と、生活型施設であるこれらの施設とは機能が異なる。しかし、実際に調査をする際には、保育所の職務と同じ項目でほとんど無理なく対応できた。これは、保育士の職務が、施設の機能を越えて「ケアを通じて対象児・者の生活支援を行い、生活を豊かにする」という共通項をもっているためではないだろうか。

(4) 調査結果及び観察からの考察

以上の調査と観察から、次のことが示唆された。

- ①保育所保育士の専門性として印象が強い遊びの援助は、年齢が低いほどその割合は低い。その分、衣・食・住の世話等、ケア項目の割合が高い。
- ②保育士職務が専門性を発揮するには、適切な保育士の配置、保育士間のコミュニケーション、保育所全体としての対象児・者への取り組みが求められる
- ③保育所保育士に限らず、保育士の職務は、保育士が主体となる働きかけというよりも、対象児の行動に対応したものが多い。このため、一つ一つの職務は時間的にも短く、いくつかの事象に同時並行的に、臨機応変に対応することが求められる。

(5) 今後の課題

今回の調査はまだまだ改善すべき点が多い。今後の課題としては次のような点が挙げられる。

- ①保育士が行っている複数の職務をどう記述するか。例えば着替えの援助をしながらも、保育室全体に注意を払い、けんかの仲裁等の必要な事態が起これば直ぐにそちらに駆けつける、という行動はこの調査では「着替えの援助」と「けんかの仲裁」という行動に収斂され、全体に注意を払っているという行動は描けていない。常に複数の行動を並行して行っていることは、保育士の専門性に大きく関わっていると考えられ、この全体を抽出できる方法が求められる。
- ②保育所保育士のケア専門職としての専門性と、従来から保育士の専門性として承認されている指導領域での専門性をどう記述し統合していくか。例えば、保育士の高い専門性の構成要素と考えられている、保育計画・ケース会議等の項目が今回は明記されていない。これらは、「机上事務・記録」という筆記レベルの活動・「同僚との相談」という会話レベルの活動に集約されてしまい、内容記述には至らなかった。これは、研究手法からくる調査の限界を示すこととなった。
- ③上記と同様に、保育士の職務である「保護者支援」についても、「保護者との連絡・話

という項目に量的に計測できたに過ぎず、質的な部分については確かめられなかった。

ちなみに、調査データとして得られた保育士と「保護者との連絡・話」の項目の所要時間は、0-1歳児：81秒、1-2歳児：342秒、2-3歳児(2人体制)：200秒、2-3歳児(3人体制)：590秒、3-4歳児：444秒、4-5歳児：573秒、であった(資料2-1参照)。

④保育士の専門性の質的側面を検証するためには、同一の行動について専門性の高・低を第三者が判断する必要がある(例えば「しっかり叱る」という行動は、文脈から見て「適切である」場合と、感情的であり「不適切である」両方の可能性をもつ)。今回はこの質の面については事実関係の観察に留まった。適・不適の判断は、保育士の意識と関わる部分が高いため、意識調査を行う他、1つの保育所に継続的にかかわり、フィールドワークの手法を用いる等、質的側面について抽出する方法について検討する必要がある。

現場の保育士はよく、「背中で見る」という表現を使う。これは、現在目の前にある課題に集中しつつも、例えば保育室全体に意識のアンテナをはり、介入の必要が出てきた場合にはすばやく注意移動して、必要な支援を提供する、といったことを示す。このことは、保育士の職務が基本的に受け身であり、予測のつかない事態に常に適切な対応を求められる、ということを示す。一方、設定保育を典型とする「教育」要素においては、保育士側が現在の発達に見合った課題を設定し、素材を提供するといった「能動的働きかけ」が見られる。何度も繰り返している通り、従来までの保育士の専門性はここに求められることが多かった。しかし、本来、子どもを主人公とした働きかけを行うためには、素材を用意しつつも予測しきれない新鮮な子どもの反応に対し、その力を引き出す方向で側面的に支援する、より高度な専門性が求められる。このような「背中に目がある専門性」についてどのように抽出していけるのかについても今後の課題である。

今回の調査で、保育所保育士の職務の多くが、設定保育を典型とする幼児教育を含む「遊びへの支援」「遊びの援助に関する調整活動」以外の、ケアに関わる職務項目に従事する割合が高いことが計測された。社会福祉専門職としての保育所保育士の専門性の確立には、教育技術ではなくケア技術における専門性の確立が必要であると考えられる。ケア技術に関連するケアの質に関しては今回の調査では明確にはできなかったが、2歳児クラスの保育士の人数の違いにより、子どもへの関わり方に影響が出たように、必要なケアを提供することはもちろん、どのようにケアを提供するか、ということが重要となることが観察された。具体的に保育士のケア技術の専門性を高めていく方向としては、個別のケア技術の習熟だけではなく、社会福祉専門職として子どもの最善の利益の実現に向けたケアの提供：保護

者を含めた子どもの生活をトータルにとらえた上での個別ケアの提供、及びその実現のためのケアを含めた個別援助技術の探求が不可欠ではないだろうか。

2-2 ソーシャルワークとケアワーク

前節では、保育所保育士の職務の実際について計測し、保育士の職務として、子どもの発達段階が低いほどケアが必要とされ、子どもの支援にケア技術の専門性の確立が必要であることについて述べた。

保育士が教育技術を高める方向で専門性を追求したのに対し、保育士と同様のケア専門職(ケアワーカー)として認知されている介護福祉士がケアの専門性を高める方向を指向してきたことについては既に述べた。介護分野においては、介護福祉士と社会福祉士との関係をめぐり、これまでケアワークとソーシャルワークの関連について、研究が蓄積されてきている。そこで、保育士の提供するケアと、子育て支援に必要とされるソーシャルワークの関連について考察していくために、ケアワークとソーシャルワークの関係について、各論者の説を整理しておく。加えて、保育士の提供するケアが、社会福祉分野のケア技術として認知されているケアワークに該当するのかどうかについても、検討したい。

(1) ケアとケアワークの関係

まず、ケア、とケアワークの関係について整理する。

ケアとは、世話・介護・気配り(広辞苑 2008)などの意味をもち、看護・介護・保育等多くの領域で使われる言葉である。鷺田(1999)はケアの本質を「そこにたちすくむこと」と表現する。鷺田によればケアという行為は、「相手の時間にはいりこみ、相手の時間の中でつきあうこと」を原点とする。鷺野は、乳児と母親の関係を典型とした非専門的なケアと、職業的専門的なケアを含んだ根源的なケアのイメージとして、ケアの受け手と提供者が時間と空間を共にすることを強調している。野口(2002)は、「社会構成主義」に基づくナラティブの理論にたち、専門家のケアについて「援助者は、患者という一人の人生の物語にどう関ることができるのか、そして援助者自身、どのようなケアの物語を生きようとするのか、これらが問われなければならない。」と、両者の関係性を強調している。また、野口は、問題を対象者の中に内在化させて見るのではなく、その問題を外在化させることにより、専門家と対象者は「同士」として問題に共に対処し、その関係から「ケア」が生まれる、と述べている。広井(2004)は、ケアを「ケア学」という全ての領域に存在する

広い概念として再構成し、科学・産業の発達により、村落共同体・大家族という拘束から解き放たれた個人が、ケアという行為によって再び他者とつながっていくことを歴史・領域を超えたダイナミックな視点から描き出している。広井によれば、「職業としてのケア」は、家族や共同体の内部で行われていたケアが外部化され、また独立の制度となることにより成立する。

以上のケアについてのイメージは、「人と人との水平的な関りをもとに、ケアの提供側とケアの受け手がお互いの人生を関らせながら対峙するイメージ」が共通している。これらの立場は、ケア概念の広がりを示唆するが、特定の領域についてのケアの専門性については触れられていない。

船曳(1982)は、ヘンダーソンによるケアリングを「人間個人の健康（及びその先にある安らかな死）を望ましい状態とし、患者が健康を維持・増進させ、または回復するために営む行動を援助するもの」として紹介している。これは、看護分野のケアの哲学と考えることができる。社会福祉分野のケアの捉え方として、成清(2003)はケアについて「ケアは人間が抱えている苦しみ、痛み、悩み、損傷、発達障害、身辺自立等に対する軽減、回復、獲得をするため個々の残存能力或いは潜在能力を生かすことによって、自己実現を達成するための援助」と規定している。また、ケアの送り手とケアの受けての関係は直接対向性が基本であり、その関りは、皮相的な関わりではなく、深層的な関わりが好ましい。そこに両者間の意思の相互交流が促進されることにより、結果として「卑屈な（上下）関係」が除去され、「良好な人間関係（水平関係）」が成立することになる、と述べている。

ヘンダーソン・成清の提示するケアは、鷺田・野口・広井らが語るケアに比すると、それぞれの専門職の価値観が入っていることに気づかされる。このことは、ケア、という行為に各専門職の価値観が入ることで、独自のケア領域・ケアの関係性が浮かび上がることを示唆する。つまり、社会福祉領域のケアは、社会福祉の価値「ただ単に身体上のお世話をするというだけでなく、そのことが対象者の自己実現につながる」という価値のもとに実施されることで「ケアワーク」として社会福祉領域独自なものとして成立するのではないだろうか。船曳(1982)は社会福祉としてのケアワークについて岡村重雄の社会福祉の固有の視点を適用し、ケアワークが社会福祉の価値の実現として行われるべきことを強調し「ケアワークは個々人がそれぞれ設定した目標に従って諸行動を援助することである。」と規定している。

保育所におけるケアも、基本的にはこの社会福祉領域のケアの一領域であるケアワーク

として実施されるべきであろう。それは、対象が0歳から6歳という発達段階の子どもであることに独自性をもち、子どもの成長・発達を支援し、社会福祉の価値に基づきその最善の利益を保障しようとする営みであることが求められる。つまり、保育所でのケアワークは、単に子どもの欲求の充足という身体的なケアだけでなく、子どもの将来を視野に入れた、全体性を考えた上でのケアの提供により成立する。

(2) ケアワークとソーシャルワークの関係

ケアが、社会福祉領域の価値観に濾過されて「ケアワーク」となることについて確認した。次にケアワークとソーシャルワークの関係についてみておきたい。

ソーシャルワークとケアワークの関係については、過去社会福祉学会において4年連続でシンポジウムが組まれたことから、社会福祉全体の大きな関心事であることがわかる。白澤(2001:53)は、この動向の背景として次の点を述べている。i)社会福祉法の改正により地域福祉が重視されるなかで、人と環境との相互作用が重視され、対人援助機能と共にソーシャルワーカーの環境調整機能への期待が高まっていること ii)社会福祉士・介護福祉士の制度が成熟するにつれ、特に社会福祉士養成の立場から、介護福祉士と区別化を含んだ専門性についての見直しの論議が高まっていること iii)技法としてのケアマネジメントの導入により多職種との協働場面が増加し、他職種と区別化するためにソーシャルワーカーの専門性の確立が求められていること、以上である。

ソーシャルワークとケアワークの関係の記述については、概して次の3つの立場がある。一つ目はケアワークをソーシャルワークの一つの手段とみなし、ケアワークの延長線上にソーシャルワークを置くものである。二つ目は、ソーシャルワークの専門性とケアワークの専門性を別のものとして、両者の専門性は異なると捉え、差異を強調する見方である。三つ目は、ソーシャルワークとケアワークを同一性・相違性ということからではなく、双方があり対象者の自己実現が可能になるという、両者を役割分担として捉える立場である。

まず、ケアワークとソーシャルワークの議論について概観するため、社会福祉学会のシンポジウムの3年間の論点をピックアップし、①日本社会福祉学会シンポジウムにおける「ソーシャルワークとケアワーク」の論点、としてまとめる。その後、②ケアワークとソーシャルワークの連続性を強調する立場、③ソーシャルワークの専門性を重視する立場、④ソーシャルワークとケアワークを役割分担として捉える立場、に分けてソーシャルワークとケアワークについてのそれぞれの論者の見解を概観し、本稿のテーマである、保育所に

おけるケアワークとソーシャルワークについて考察を進めたい。

① 日本社会福祉学会シンポジウムにおける「ソーシャルワークとケアワーク」の論点

社会福祉学会における「ソーシャルワークとケアワーク」についてのシンポジウムは4年間同じテーマで開催されたが、最終年度については直接的にはソーシャルワーク・ケアワークについての議論は行われなかったため、ここでは2001年から2003年にかけての議論からポイントを抽出していく。

シンポジウムは、ソーシャルワークとケアワークをそれぞれ明確にするというよりも、全体としては両者が混乱して用いられている現状を反映したものとなった。各年度の論者の論点を概観する。

・第49回(2001:53-65)

渡辺は、社会福祉職と介護福祉職について、信頼関係を基にした二者関係であることは共通するが、社会福祉職が相談を機軸として相談援助を行うのに対し、介護福祉職は身体介護・家事援助等、暮らしの中から生活を支えていくことを述べている。

本名は、ケアについて、日常の生活を支援の場としながらケアを受け入れる人の生活全体が豊かになる方向で実施される必要性について述べている。また、介護が日常生活動作の援助に摩り替わってしまう限り専門性が見出せないことを強調し、ケアワークは生活主体者の全体性を考慮した援助であることを明確にした(本名は、ソーシャルワークとの関係についてはふれていない)。

橋本は、ソーシャルワークとケアワークの共通部分として援助目的・課題・価値は同一であるが、援助活動の分野・援助の方法について相違があることを指摘した。

・第50回

西原は、ソーシャルワークとケアワークの協働の必要性を強調しながらも、両者の専門性が未確立な現状について言及している。シンポジウムの中では、ケアワークの範囲についての各論者の相違があらわになり、統一見解がない現状を反映したものとなった。

野川は、大橋のコミュニティソーシャルワークの視点にたち、ソーシャルワークの独自性、コミュニティケアの必要性について述べた(ケアワークについては言及していない)。

・第51回

ケアワーク、ソーシャルワークの同一点・相違点という視点ではなく、ケアワーク、ソーシャルワークの混乱した状況から脱却すべきこと、それぞれの専門性を確立する為にソーシャルワーク、ケアワークを科学化すべきこと、及び科学化に必要な教育プログラムに

についての論議が交わされた。

シンポジウムにおいて、社会福祉学会としてのケアワークとソーシャルワークについての結論は出されず、科学化による研究蓄積の方法が、混沌とした状況の解決策として導き出されたといえることができる。この方向は、次の年度の理論研究から導き出される実践理論研究の論議へとつながった。

② ケアワークとソーシャルワークの連続性の強調

成清(1999:7-12)は、ケアワークを提供する利用者に対する視点を「生活技術の喪失」に限定するのではなく、「人間の発達過程」に合わせるべきことを確認し、考察を介護福祉士の支援領域に限定した上で(ケアワークを用いた児童の援助については、対象として障害児のみを想定している)、ケアワークを次のように規定している。

対象:高齢者から児童を含む身体的・精神的障害を有する利用者

目標:ADLに基づく介護を基本として、利用者の日常生活の維持向上を支援

価値:利用者のQOLと自己決定

機能: i)直接的・具体的サービス ii)ソーシャルワーク的援助(図 2-5 参照)

ケアワークとソーシャルワークの関係については、両者は利用者の生活問題に対して専門的技術・知識・価値・倫理を共通基盤とする社会福祉援助活動を実践する専門職であると規定している。具体的にはケアワーカーもソーシャルワーク技術(C.W, G.W Com.W)を用い、対象者援助の現場においてのソーシャルワークとケアワークの連続性を重視しつつも、狭義にはソーシャルワーカーは「相談援助を主とする」として両者を区別している。

成清によると、身体的援助の目的は自立性の獲得と残存機能の活用にあり、主として身辺介助等を行うことにある。身体的援助はケアワークの機能の大部分を占めるが、ソーシ

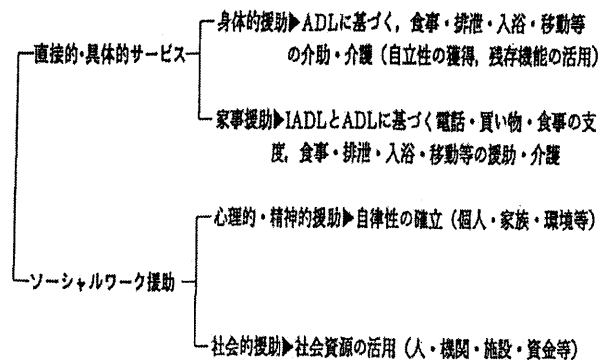


図 2-9 ケアワーク機能の枠組み

成清美治(1999)『ケアワーク論』12

シャルワーク援助として心理的・精神的援助を行うところが福祉職であるゆえんである、と述べている(成清, 2003:40).

ケアワークとソーシャルワークの連続性については、相澤(1987)も施設での支援において「ケアワークはソーシャルワークの一方法であり、ソーシャルワークの価値目標である『自己実現』へと志向する一段階である。」と述べ、クライアントの生活環境の整備、家庭や地域とのコーディネートケアワークの機能としてあげている。また、佐藤(2003:447-448)はソーシャルワーカー、ケアワーカーそれぞれがマクロの視座をふまえたミクロの視点が不可欠であることを述べ「ケアワークは、ソーシャルワークの中に正当に組み入れられるべきである。そのためには、ケアワークの外部構造だけでなく、内部構造を明確にしていくことが必要」として、両者の連続性確保の為の課題を述べている。

③ ソーシャルワークの専門性の重視

大橋(2003)は、1990年までは、対人援助職としての社会福祉を担うソーシャルワーカーは事実上存在しなかったと断じ、この年、社会福祉八法改正により市町村を基盤にした在宅福祉サービスが法定化され、ケアマネジメントを活用したソーシャルワーク実践が初めて顕在化してきたと述べている。大橋は、一貫してコミュニティを基盤としたソーシャルワーク:コミュニティソーシャルワークの重要性を主張し、コミュニティソーシャルワークによって地域福祉計画を推進すべきことを述べている(大橋 2000, 2003)。また、大橋(2008)はコミュニティソーシャルワーク機能の担い手としては、「1人のソーシャルワーカーが担う場合もあれば、チームとして、組織としてその機能全体を展開する場合もある」とし、コミュニティソーシャルワークを展開するシステムの重要性を強調している。同様に田中(2008)は、コミュニティソーシャルワーク実践するソーシャルワーカーについて、クライアントの問題状況を解決するための個別援助技術に収斂するだけでなく、システムそのものに働きかける役割を強調することがソーシャルワークワーカーの固有性を明確にするとして、支援システム構築とソーシャルワークの独自性を関連付けている。これらは必ずしもソーシャルワークとケアワークの差異について述べられたものではないが、ソーシャルワークのみの独自性を強調することで、ケアワークとの一線を引く役割を果たしている。

④ ソーシャルワークとケアワークを役割分担として捉える立場

大和田(2004:273)は、ソーシャルワークとケアワークの関係について、「ソーシャルワーカーもケアワーカーも、ジェネリックなソーシャルワークを基盤に、それぞれの施設・組織・団体に所属する場と対象とする援助利用者の特性と援助内容によってスペシフィック

な分野において、より特化された方法や技術を用いて実践を行う、という理解が現実的」と述べている。また、古川(2000)は、ソーシャルワークとケアワークの違いや関連は、それが展開される場所の違いというよりも、それぞれの機能・視点・知識と技術の体系の違いから論じることが必要であるとのべ、それぞれの機能を次のように既定している。

- ・ソーシャルワーク：利用者の生活の生活関係－社会関係システムを中心に人格－行動システムに及ぶ局面に焦点を絞りつつ、利用者の自立生活の支援・社会参加・社会への統合を目標に展開される社会的な援助技術の体系
- ・ケアワーク：利用者の生活の生命－身体システムを中心に人格－行動システムに及ぶ局面に焦点を絞りつつ、食生活・衣生活・住生活という身体の基盤となる諸条件を整備し、利用者の生命と身体を保持し、その人格的行動的な成長を促進することを通じて自律的な生活を確保することを目標に展開される社会的な援助技術の体系

以上、ケアワークとソーシャルワークの関係を概観した。

ソーシャルワーカーは、ユニバーシティ(大学)卒、ケアワーカーはカレッジ(短期大学、専門学校)卒、と、職務や資格がはっきりと学歴により区分されている北米等に比し、日本では大学卒で生活指導員、という職名であっても、実際としてはケアワークを行っているという現状がある。このことが社会福祉士の職務確立を遅らせている、という認識から、ソーシャルワーカーとしての社会福祉士の養成について、実習の見直しを含めた養成カリキュラムが改正され、2009年4月から施行される⁽¹⁾。この流れは、ソーシャルワークの独自性を強調しようとする大橋らの主張と重なる。

一方では、ソーシャルワークにアイデンティティをもつワーカーがケアワークを実践することにより、ケアワークとソーシャルワークの連続性に寄与した側面もあると考える。日常的な「ケア」を必要とする利用者には、どれだけ、どのようにケアを提供するかということは、利用者の身体的、及び心理社会的アセスメントに基づき、自己決定へのエンパワメントを含めて、利用者の生活全体を視野に入れて決定されることが望ましい。つまり、ケアワークとソーシャルワークは価値を同じくし、必要に応じて協働し、連続して提供されるべきである。しかし、ケアワークの目標を達成するためにソーシャルワーク技術を用いることと、インテークから介入、評価に至るプロセスに従いソーシャルワークを実施す

ることとは、別の支援と考えるべきであろう。

⑤保育所でのケアワークとソーシャルワークの考察に向けて

以上、ケアとケアワーク、ケアワークとソーシャルワークの関係について概観した。地域子育て支援が保育所で実施されるに際して、「保育所におけるソーシャルワーク機能の実施(次世代育成支援施策のあり方に関する研究会報告書：2003.9)」ということが要請されるようになってきた。しかし、保育所で実施されているケアがケアワークに該当するのか、保育所でソーシャルワークが実施されるのか、ということについては共通の見解がだされていない。本稿ではまず、ケア専門職としての保育士の職務がケアワークに該当するか、という点を検証し、保育所でのソーシャルワークの実施について考察する。その中で、ケアワークとソーシャルワークの関係についての本稿での立場も明確にしていきたい。

(3) ケア専門職としての保育所保育士の専門性についての考察

社会福祉の価値に基づくケアがケアワークである、と捉えたときに、保育現場ではケアワークが実施されているかについて改めて検討が必要であろう。保育所では、養護と教育が一体となり「保育」が提供されると位置付けられてきた。養護はケアと読み替えられ、ケアワークにつながる可能性をもつが、同時に保育室内・保育所内の教育の価値に基づくケア(教育的指導)となる可能性も併せもつ。つまり、保育室内のみで教育の視点からケアが実践されたとしても、社会福祉の価値のもと、子どもの生活全体を踏まえ、子どもの自己実現を目指すものでなればケアワークとして成立しない。誤解を恐れずに言うと、子どもの視点にたち、その生活全体を視野にいれたケアワークの不在が、「保護者の変化や社会的な保育要請に気づかない」状況に保育所をとどめてしまったのではないかと考える。結果、歴史的にも見たとおり、「地域子育て支援」は本来全ての保育所で内発的に実施されるべきものであったのに、ここにいたって外圧的に要請され、その付加的にソーシャルワーク機能を期待されることにつながったといえるのではないだろうか。重ねて確認すると、社会福祉領域のケアは、「子どもの自己実現につながる」という価値のもと実施するときに「ケアワーク」として成立する。そして、そのためには子どもを個別化し、その生活全体の中で捉える視点が不可欠である。

まず、保育所で実施されている職務としての「ケア項目」について検討する。前節で調査を行った保育士職務の「ケア項目」の熟達及び専門性を高めていく際には、次の方向性が考えられる。

①ケア項目の単純な熟練のレベル：この項目は、ケアの手際よさ、速さ、状況に対する的確さなどの、いわゆる熟練に関するレベルである。一般的には、新人職員が最も苦手とするレベルであり、経験をつむことで自然に身に付くことが予測される。

②感性のレベル：大人の都合ではなく、子どもの視点にたって支援を行うレベルである。経験も大切だが、保育士一人一人の、これまでの教育・経験に裏打ちされた人間性と大きく関わるレベルである。

③ケアの専門性のレベル：対象児の発達段階・障害の程度・集団への適応等、保育士としての知識・技術の習熟が求められるレベルである。障害児・集団不適応児など、プラスアルファのケアが必要な場合に該当し、学習等により知識修得が必要なレベルである。

④対象児の全体性を支援するレベル：対象児は、家庭と保育所の生活全体の主人公である。保育士は、「子ども集団」に対応しつつも、一人一人のこの生活の連続性に気を配ることが求められる。多問題家族の母親への援助、障害児の進路相談等、このカテゴリーに入ると考えられる。「社会福祉援助職」である保育士としてのソーシャルワーク技術につながっていくレベルといえる。以上のレベルの関係を、対象のトータルな理解・知識を軸に、専門性の方向を図示すると図2-10のような関係になる。

保育所における「ケアワーク」は、①、②、③のレベルの習熟済み、または習熟中であることを前提に、④の対象児の全体性を視野に入れたケア、であるといえる。それは同時に社会福祉の価値に裏打ちされたものであることが必須となる。以下、保育士のケアを、

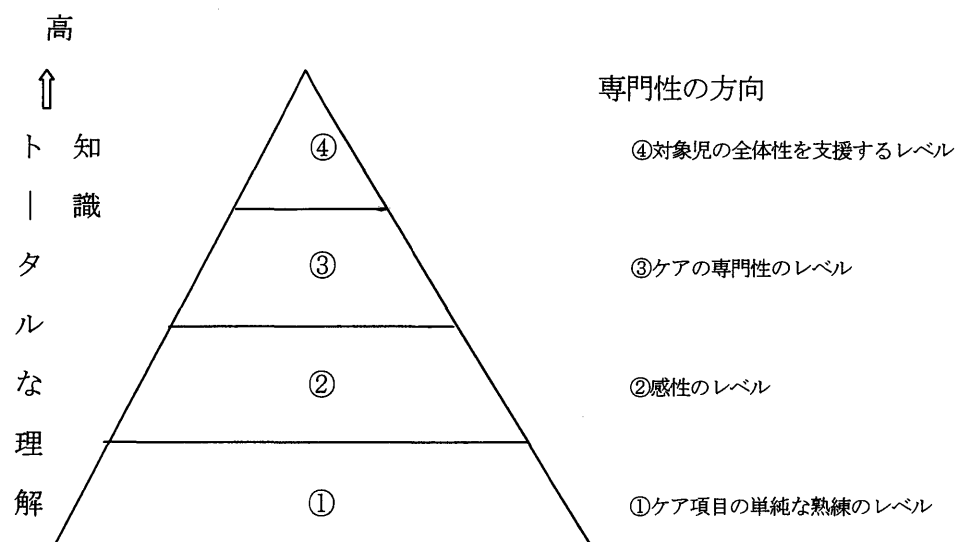


図 2-10 専門性を構成する保育士のケアの各レベル

ケアワークたらしめる、社会福祉援助専門職としての価値・視点について考察する。

保育士が社会福祉の専門職として拠って立つ価値は、子どもの最善の利益の実現である。さて、保育所での子どもの最善の利益は、その最大の自己実現を可能にする方向に向けての支援をもって具現化される。保育所ワーカーはこの目的のため ①子どもの最適な発達支援を行うこと ②そのために子どもの生育環境を最適なものとする ことの2点をケアワークの支援目標とする。

教育の視点を強くもつ保育所における保育では、保育所内での最適な発達支援、日中の生育環境の整備に多くの関心を向けてきた。保育所からの視点から日中の生育環境を最適にするため、夜間勤務で勤務開始の遅い保護者に対しても設定保育開始時間までに登園するよう求めたり、子どもが疲れてケンカが多くなる夕方以降の延長保育に消極的な姿勢を示す、という対応が一般的になされてきた。このような保護者のニーズに応えない保育所の姿勢が、少子化が問題視されるに伴い批判を受けるようになったことについてはすでに概観した。今日、少子化打開策としての「子育て支援」が強調される中、保護者が希望すれば、延長保育・病児保育等、様々な保育メニューが用意されるようになってきている。しかし、例えば長時間保育が子どもにとって体力的・精神的な負担をかける可能性があるのは現在でも同じことである。子どもは個別的であり、同じ長時間保育でもさほど負担に感じず保育所での生活を楽しめる者もいれば、負担に感じひたすら保護者の帰りを待つ子どももいる。また、長時間保育を必要とする理由についても、生活を支えるぎりぎりの線で必要とする保護者から、より豊かな生活を楽しむため、自分の時間を豊かにするため必要とする場合、と様々になってきている。つまり、「長時間保育」の必要性は、それが子どもに与える影響も含めて個別に吟味する必要がある。

保育士に求められるのは、社会福祉援助専門職の視点から、保護者の生活との関わりを含めた子どもの生活の全体性を見通し、そのサービスの是非を判断する力である。保護者のウェルビーイングと子どものウェルビーイングは相互に関わっていることを認識し、その上で①子どもの最適な発達支援と ②子どもにとって最適な生育環境を整えるための、子どもの側に立った支援を行うことが求められる。つまり、今後保育士の職務の専門性を考える際に、幼児教育の指導のための保育内容の熟達だけでなく、子どもを個別に捉え権利の実現に向けて生活を整える、ケアワークを基盤とした社会福祉援助専門職としての専門性を高めていくことが必要といえる。

(4) 保育所におけるソーシャルワークの必要性

さて、子どもの生活全体の中に保育所の生活を位置づけ、保護者のウェルビーイングと子どものウェルビーイングの関わりの中で生育環境を最適なものにするためには、子どもに対する働きかけだけではなく、親を始めとする子どもの環境への働きかけが必要となる。この人と環境への働きかけはソーシャルワークの視点であり、保育士がケアワークを実施するには、ケアワークを最適な形で実現するためのソーシャルワークが求められることを示唆する。つまり、保育士の提供するケアが、真に子どもの最善の利益実現を可能にするケアワークたるためには、人と環境へ働きかけるソーシャルワークが求められる。このソーシャルワークを誰が、どのように提供するのかについては後で考察するが、ここでは保育所においてソーシャルワークが提供される必要性のみを確認する。

本稿では、保育所におけるケアワークとソーシャルワークは、方法論としては別個のものであるが、保育所現場におけるケアワークはソーシャルワークと同じ価値観のもと実施され、子どもの最善の利益を守るために、必要に応じて(例えば家庭での虐待の恐れのある乳幼児の見守り等)、ソーシャルワークと連続し、それぞれの役割分担のもと総体として実施されることが必要であるという立場を取る。その基本的欲求の充足を保護者との関係に依存し、自分の意思を言葉によって伝えることが困難な乳幼児にとっては、古川のいう、生活関係-社会関係システム、生命-身体システムの両方に働きかけることが、その権利実現のために不可欠であるからだ。子どもの最大限の権利実現には、その主体的側面からケアワーク・ソーシャルワークがそれぞれの対象に働きかけて初めて総体としてのウェルビーイングを提供することが可能になる。

2-3 保育所におけるソーシャルワーク

(1) 保育所にソーシャルワークが求められる背景

子どもの権利を擁護するためには、保育所で実施されるケアワークはソーシャルワークと同じ基盤・視点のもと、必要に応じてソーシャルワークと連続して行われる必要のあることについて考察した。本稿では保育所に求められるソーシャルワークの技術について考察を進めたい。

まず、保育所にソーシャルワークの視点・技術が要請される背景について確認する。

次世代育成支援施策に向けての報告書(2003)の基本的方向の一つとして、「保育所のソーシャルワーク機能の強化」が明記され、少子高齢化社会において保育所が果たすべき役割

についてのひとつの指針が示された。これはいわば、従来の保育室内に傾斜していた保育実践を外部に向けて広げていくことへの要請といえる。保育所の業務としてその専門技術を地域にも適用し、子育て支援を実施すべきことについては異論がないだろう。しかし、保育所のソーシャルワーク機能の具体的な内容についてはここでは明確にされていない。

また、出生率低下に歯止めをかけるべく 2004 年末に策定された「子ども・子育て応援プラン(2004)」では、保育所には地域子育て支援と共に、保育時間の延長・一時保育等の「保護者支援」を強化していく方向が明確に期待されている。保護者の就労による自己実現はよりよい家族関係を通じて子どもの福祉実現につながる反面、保育時間の延長そのものは、子どもにとって負担となる可能性もある。子どもの権利擁護に向けて、保育所が子育ての主体として保護者の親育ちを支援しつつ(山縣 2002)、親子のウェルビーイングの実現に向けての現実的なバランスポイントを探るために、子育てのパートナーとして保護者と協働するような取り組みが今まで以上に求められる。加えて今日、保護者による虐待等の権利侵害が保育所で発見されるケースも増加している。その際保護者と子どもを分離しないまま支援が継続される場合は、保育所には児童相談所等関係機関とネットワークを形成し、子どもと共に保護者も支援し見守ることが必須となる。

その一方で、保護者の支援については現在保育所現場で大きな課題となっている。その典型は「子どものために保護者に変化してほしい」という保育所側の要請に保護者が応えないというものである。また、保護者自身が精神疾患や生活課題を抱え、子育ての主体者としての役割を受け止められず、「子育てのパートナーとしての協働」という保育所との共通基盤の形成から取り組まなければならないケースも増加している^②。これらは、保育所が従来の子どもの視点のみに立ち保護者と対峙する姿勢を見直し、子どもだけでなく保護者を支援対象として捉えなおす必要性を示している。もっとも、「保護者への支援」は必ずしも保育所にとって新しい視点ではない。保育所はセツルメントにそのひとつの起源をもち、時代に応じた子どもと保護者の福祉問題に対処してきた歴史をもつ。現在生じている保護者対応の問題は、いわば、保育士資格取得者の増加を目的に幼稚園教諭免許との同時取得を可能にする過程で、保育士が幼児教育職を強めた結果忘れられがちであった社会福祉職としての視点を再び取り戻すべき時期にきたことを示す(土田 1998)。本稿では、保育所におけるソーシャルワークの必要性、及びその提供方法、提供主体について考察する。

(2) 保育所におけるソーシャルワークについての見解

保育所におけるソーシャルワーク技術の必要性を論じる前提として、これまでに提出されている保育所におけるソーシャルワークについての各論者について概観してみた(表2-6)。これらの論点の違いは概して、A) ケアワークをソーシャルワークの一部として捉えるか、別の専門性として捉えるか B) 現状の保育士の職務から専門性を抽出するか、(現状では実施できていなくとも)保育士の本来実施すべき職務から専門性を構築するか、という2点に由来する。

石井(2002)は、保育所保育指針の重要性を確認した上で、ケアワークをソーシャルワークの一分野として規定し、保育士のケアについて、児童の個別の立場からその生活を把握し、広がりをもつ児童の生活実態を理解することがケアワーク、個人と社会との望ましい結びつきを形成するのがソーシャルワーク、と提示している。ここでは、ケアワークの基盤のもとにソーシャルワークが可能になるという、ソーシャルワークとケアワークの連続性が描かれ、保育士によるソーシャルワークが想定されている。また、民秋(1999)は「保育者改革論」のなかで、保育に欠ける児童を保育するのがケアワーク、子育て支援・相談

表 2-2 保育ソーシャルワークについての各論点

	石井哲夫	民秋 言	野澤正子	網野武博	山本真実	柏女霊峰
保育ソーシャルワークの主体	保育士	園長、主任保育士	社会福祉士資格をもった保育士	社会福祉士資格をもった保育士	ソーシャルワーカー	家族ソーシャルワーカーが、地域単位で実施
ケアワークとの関係	ケアワーク自体がソーシャルワークの一分野。ケアワークの基盤の上でソーシャルワークが可能	ケアワークとソーシャルワークは異なる専門性であるが、研修によりケアワーカーがソーシャルワーク技術を習得することが可能	保育技術は、音・図・体の保育技能を手段としてもつ、ソーシャルワーク援助技術とケアの技術という二重構造をもった援助体系	保育士のソーシャルワーカーとしての基盤整備は進んでいるが、ソーシャルワークとケアワークの専門性は異なる	ソーシャルワークとケアワークの専門性は異なる	ソーシャルワークとケアワークの専門性は異なる
保育士の位置づけ	ソーシャルワークの一部である、児童の生活実態を理解するケアワークを実施	現状の保育士の専門性に加え、研修によりソーシャルワークの技術を習得	ソーシャルワークを実施するには、保育士が社会福祉士の資格を取ることが望ましい	一般保育を行う保育士と、社会福祉士資格をもちソーシャルワークを実施する保育士	今後は対人援助職として地域子育て支援の主体となることが望まれるが、ソーシャルワーカーとはいえない	子育て支援の担い手。地域と連携して、子育て環境の改善に努める
保育士の実施するソーシャルワークの機能	個人と社会との適切な結びつきを形成する	社会福祉援助技術を用いた援助	子ども・保護者・保育者のトライアングル関係を基に社会福祉援助を行う	問題をもった保護者への支援・問題をもった児童へのトリートメント・保護者に対する相談・援助	地域子育て支援	保育士に求められるのは、子育て支援(ソーシャルワークではない)

出典：以下の文献を参考に作成した。

石井哲夫(2002)「第1章 保育士によるソーシャルワーク」『子育てとソーシャルワーク』(財)安井記念財団, pp. 1-26.

民秋言(1999)「第4章保育者改革論」pp. 75-108『新しい保育の創造』安田生命社会事業団, pp. 75-108.

野澤正子(1997)「子育て支援概念と保育所保母の方法技術」社会問題研究 第46号, pp. 1-19.

網野武博(1991)「チャイルドケースワーカーとしての保育者」『保育年報1991』, pp. 111-118

網野武博(2002)『児童福祉学』, 中央法規, P. 224.

山本真実(2000)「保育所機能の多様化とソーシャルワーク」ソーシャルワーク研究Vol. 26, No. 3 (103), pp. 17-24

柏女霊峰(2003)『子育て支援と保育士の役割』, フレーベル館, pp. 125-135

に必ずしもソーシャルワーク、とその職務を区分し、ソーシャルワーカーとしては園長・保育主任職、ケアワーカーとしては保育士・主任職を想定した上でこの区分を可能にし、保育士全体のスキルアップを図るための研修の必要性について提起している。民秋の見解では、ケアワーカーである保育士がソーシャルワーカーたるためには研修が必要だが、ケアワークとソーシャルワークは職務による役割分担のもと、基本的には保育士資格保持者によって実施されることが前提となっている。野澤(1997)は、子育て支援に関わる保育技術について、従来から保育士の保育技能としてクローズアップされがちである「音・図・体」の保育技能を有効な手法として認めつつも保育の中心技術とはせず、保育技術を ①人間関係の調整や改善を図るソーシャルワークの援助技術 ②ケアの技術、という二重構造をもった技術体系として捉える、と提起している。ここでは、ケアとソーシャルワークは、保育士の保育技術のなかで連続して捉えられる。野澤の提示は、保育技術自体にソーシャルワーク・ケアワークが含まれることを示し、その保育技術を従来保育所が大切にしてきた保育技能にも繋げられる可能性を提示する。一方、野澤は保育技術とは別の専門性を要する子育て支援については、関わる専門職の養成が未解決であると言う立場を取り、保育士に加えて社会福祉士の資格をもつ専門職を想定している。網野(1991)は「保育とソーシャルワークは、別の専門性をもつ」とし、ケアワークを主とする保育とソーシャルワークとを区別している。その上で保育ソーシャルワークの成立要因として、①保育士と社会福祉士の両方の資格、②問題をもった保護者への支援、③問題をもった児童へのトリートメント、の三点をあげている。網野の定義では、まず通常の保育の範囲を、健常児を対象とした「一般保育」に定め、より専門性を要する領域として障害児保育等の困難ケースへの対処をおき、石井のいう個人と社会との関わりの部分を「社会福祉士の資格保持」ということであらわしていると思われる。また、網野(2002: 224)は、保育所保育指針改訂・国家資格化により、保育士のソーシャルワーカーとしての専門性の確保が進んでいるとの見解を示している。

一方、ソーシャルワークとケアワークを区分し、保育所でのソーシャルワーク自体に疑問を投げかける立場もある。山本(2000)は、保育所保育指針の改訂で示されている保育所の子育て支援機能にふれ、今後保育士に要請されることは対人援助の専門家、つまりソーシャルワーカーとして児童や保護者、あるいは地域の人たちに対し、子育てに関する活動を示していくことであると提示している。山本はここで、保育所によるソーシャルワークの可能性について言及しているが、同時に保育士がソーシャルワーカーになることについて

ては疑問を呈している。柏女(2003)は、保育士にはソーシャルワークの援助技術が必要であることについては論述しているが、保育士を『子育て支援の専門職』と位置付け、地域の中でのソーシャルワーク機能実施機関として市町村単位のネットワークを想定している。

以上、各論者とも保育所にケアワークに加えてソーシャルワークの援助技術が必要であることは認めつつも、その支援をソーシャルワークと呼びうるか、誰がそれを担うかについては一致した見解がないことを確認しておきたい。土田(2003)は、保育所保育士職務の分析を通じて、ケア専門職としての保育所保育士の目指すべき専門性の方向として、障害をもつ子どもへの処遇などケア技術の専門性を高めることに加え、対象児の生活の全体性を支援することの必要性についても提言した。そのためには、子どもの家庭環境の把握・主たる養育者、つまり子育ての主体者である保護者への支援を含めた環境調整が不可欠であり、この支援がソーシャルワーク技術に該当すると考える。一方、保育所、乳児院等児童福祉施設での保育士の職務について調査した全体を通じて、保育士がソーシャルワークのプロセスを実施する場面については確認できなかった。保育士の職務を構成しているのは対象児・者の支援に関わるケアワーク、もしくはケアであり、保育士をソーシャルワーカーとすることについては現時点では疑問であるといわざるをえない。以上は、保育技術自体にソーシャルワークの援助技術が含まれるが、保育士はソーシャルワーカーとは異なる、とする野澤の説とほぼ重なる。

本稿では、ケアワークとソーシャルワークの関係については、ケアワークの専門性とソーシャルワークの専門性は異なり、この意味では保育士をソーシャルワーカーとみなすことは現時点では困難であるという立場をとる。一方、保育所が子どもの権利を守るために提供すべき専門性については、ケアワークの専門性を追求していくこと自体に、現状では必ずしも実践されていないソーシャルワークの視点・技術が必要となる、と考える。尚、本稿では保育所で誰がどのようにソーシャルワークを担うかということではなく「保育所に求められるソーシャルワークを、どのように、どうすれば提供できるか」ということを中心に論を進めていくことをお断りしておきたい。この意味で、民秋のいう、園長・主任保育士がソーシャルワーク、保育士がケアワークを担当する、という役割分担についての提言を視野に入れつつ、保育所全体としてソーシャルワークの援助を提供していく必要性、提供するための方法について探求していく。尚、以下、本稿では、この保育所全体で提供する支援の主体者として、保育所長と主任保育士を含めた保育士を併せて想定する場合は、保育所長が必ずしも保育士資格を要件としないことを鑑み、保育所ワーカーという用語を

用いる。

(3) 保育所の対象者と特性

ここで今一度、なぜ保育所でソーシャルワークの援助技術を必要とするかを考察していきたい。そのために、まず保育所の対象児とその特性を確認する。保育所の支援の対象は、地域で生活する対象児・者を含めた保育所の対象児童及びその保護者、つまり、0歳から基本的に6歳までの就学前の子ども(乳幼児)とその保護者である。また、保育所はその支援において「乳幼児の最善の利益」を価値としてもつことが、保育所保育指針に明記されている。

さて、子どもは、その生存・基本的欲求の充足のために保護者・保育者等の大人からのケアを必要とし、発達段階が早期であるほど彼らにとって保護者との関係は絶対的な意味をもつ。小児科医であり精神分析家でもあるウィニコット(D. W. Winnicott, 1965)は乳児期の母子の相互作用に着目し、母親が子どもを抱えること(holding)の重要性を説き、holdingの失敗が情緒発達に重篤な影響を与えることを述べている。つまり、保育所の対象となる乳幼児期においては、その権利を守ること自体に保護者との望ましい関係の確保が含まれている。保育所での子育て支援保育の課題として、野澤(1997)は従来の大人-子ども関係で保育を捉えるのではなく、保育者-親-子どもの三者関係を位置付けることの重要性について示唆している。

また、乳幼児期は、その権利擁護自体を大人に委ねている点に特徴をもつ。網野(2002)は、メジャーである大人に対するマイナーとしての子どもの権利が獲得される過程に大人側の努力が必要であったことを指摘し、子どもの能動的権利<育つ権利>を大人が保障することの必要性と、それを保障していく際の困難性を指摘している。同様に野澤(2003)は、子どもの人権には「子ども自身が行使する権利」と大人によって子どもに「なされる権利」があると述べ、「子どもの人権は子どもだけで守れるものではなく、大人の支えや大人によってなされるべき事がなされたときに初めて子どもの権利・人権が存在する」と、乳児を典型とするその全面依存性を強調している。つまり、子どもの権利を実質的に守るために、大人に対するよりも積極的な権利擁護システムが必要となる。自分自身では権利擁護の手段を持たない子どもを支援対象とする保育所ワーカーはこのことに留意し、保護者と子どもの利益背反等のいかなる状況においても、まず子どもの権利を最優先の価値とし、保護者が自分自身の子どもの権利侵害に気づき、最善の利益の実現者となれるよう支援するこ

とが求められる。

(4) 保育所実践におけるエコロジカル・パースペクティブの有効性

これまで、保育所ワーカーが保育室内での保育に集中し、保護者からの特別保育の要求を見逃しがちであったこと、地域の子育て支援については一部の保育所を除いては“外圧的”に迫られる状況であったことを概観してきた。この背景のひとつには、教育機能の重視があげられよう。教育技術の提供は保育士からの能動的な働きかけを基本とし、保育のねらいに向けてどんな教材を提供し、どのような反応・成果が得られたかという理解を、教材の適・不適や保育士の指導技術といった保育室内での子どもの反応といったレベルに関心が集中しがちである。また、2章の調査で確認したとおり、保育士職務は目の前の子どもへの臨機応変な即時の反応を特徴とし、保育室内の状況に注意が向かざるを得ない。保護者支援は、子どもへの支援の延長線上にあるとはいえ、そのことを「必要」と認識しなければ、子どもへのケアと教育だけで、日々の保育は実践できる。ゆえに、「必要」と認識できるためには、それをフィルターにかけて「視る」ことのできる枠組み、視点が必要である。さて、保育所ワーカーが、保育室内の保育だけでなく子どもの環境調整までを視野に入れた支援を行うには、ソーシャルワークの視点であるエコロジカル・パースペクティブをもつことが有効であると考えられる。つまり、エコロジカル・パースペクティブというフィルターをもつことで、目の前の子どもの示す反応を、その環境としての保護者・地域社会等とつなげて理解することが可能になる、ということだ。

保育所での子どもの最善の利益は、その最大の自己実現を可能にする方向に向けての支援をもって具現化される。保育所ワーカーはこの目的のため ①子どもの最適な発達支援を行うこと ②子どもの生育環境を最適なものとする ことの2点を支援目標とする。

これらの支援目標に向けての実践のためには、子どもの生活全体のなかに保育所の生活を位置づける視点が不可欠である(石井 2002)。改正された保育所保育指針からは「保育所は家庭の補完である」という記述が消滅したが、子どもの生活にとって家庭生活が大きな意味をもち、保育所は家庭生活を基盤に提供されていることには変わらない。つまり、日中の保育所での生活と家庭での生活が矛盾なく提供されることで初めて子どもの最善の利益が実現され、その実現は必要不可欠な保護者との関係を含む環境に大きく依存している。生活の多面性、多様性、複雑性、連続性を具体的に捉えることを要請するエコロジカル・パースペクティブ(谷口 2003)は、目の前の子どもの支援に集中しがちな保育所ワーカー

にこのことを認識する視点を提供する。

エコロジカル・パースペクティブは、エコロジー（生態学）の考えから発しており、人と環境の両方に焦点をあてるソーシャルワークにふさわしいメタファーとして 1960 年代後半から紹介された。エコロジカル・パースペクティブは、人とその環境が常に交互作用を行い、リニアな因果関係でなく複雑・相互に影響を及ぼしあっていることへの理解を可能にする(NASW, 1987: 489, R.I.Barker, 1999: 146, M.Davies, 2000: 105)。ジャーメインら(C.B.Germaine, 1996)によると、人間は連続した時間の流れのもと複雑に取り巻く環境との間で絶えず適合(adaptation)に向けて交互作用を行い、この適合がうまくいけば人間も成長発達し環境もサポータティブになる一方、例えば適切な時に環境から適切なサポートが与えられない子どもは成長できないことを述べている。また、Bronfenbrenner(U.Bronfenbrenner, 1979) は、発達心理学の立場から人間の成長発達の支援においてその影響をエコロジカルに捉え、直接的に子どもに影響を与えるミクロシステムレベルだけでなく、ミクロシステムの関係性からなるメゾシステムレベル、間接的に子どもに影響を与えるエクゾシステムレベル、文化・社会制度等からなるマクロシステムレベルを視野に入れることの必要性を提示している。エコロジカル・パースペクティブに基づき子どもと家族のウェルビーイングを促進する要件を示したマルツシオら(A.Maluccio et al., 2002)は、社会の中の「子どもと家族」を理解するために ①子どもの最適な発達のために何が必要か ②家族が生活し、適切に機能するために何が必要か ③家族や子どもに必要な近隣・コミュニティ等環境の資源、という 3つのトライアングルの局面が相互に関連していることへの注意を喚起している。本稿では、保育所での支援に有効なエコロジカル・パースペクティブとして、マルツシオらが提示する子どもと家族のウェルビーイングを促進する要件としての、子ども・家族・コミュニティ間の交互作用に注目する。よって、その支援は子どもを直接ケアすることからコミュニティに働きかけることまでを支援目標とし、それぞれが交互作用を行いダイナミックに影響しあっていることを理解しつつ各レベルに働きかけることになる。エコロジカル・パースペクティブは、保育所ワーカーに、子どもが自分自身・またその成長発達に欠かせない家族を通じてその取り巻く環境と交互作用を行い、直接的に子どもに関わるレベルだけでなく様々なレベルの影響下にあり、子どもの最適な発達のためには家族が適切に機能し、両者を取り巻く環境がサポータティブであることの必要性を認識する視点を提供する。

保育所ワーカーがエコロジカル・パースペクティブを獲得することにより、子どもの支

援において子ども自身だけではなく子どもとその環境に働きかけること、子育ての主体者である保護者とのパートナーシップ形成の重要性を職務として認識することができる。この際、保護者と子どもの関係が良好の場合には保育所ワーカーとのパートナーシップ形成が可能だが、関係が不良の場合にはその関係性に介入し、また保護者自身に働きかけ子育ての主体者たるよう支援し、保護者が主体者たることを妨げている環境に働きかけることも求められる。尚、ここで行なう保護者への支援・環境への介入は、あくまでも子どもの権利擁護のための支援であり、保護者が子育ての主体者たるための支援に限定される。以上から、保育所ワーカーの支援技術として、従来から重視されてきた子どもに対する保育技術（保育技術の中にケアワークを含む）に加え、保育技術に本来含まれている保護者に対する相談技術、子どもと保護者の関係性及び環境への働きかけが必要となり、それぞれについてソーシャルワークの技術が求められる。

つまり、保育所ワーカーは子どもと保護者の生活全体をエコロジカルに捉え、ケアワークを含む保育技術・ソーシャルワークの技術を用いて次の対象に介入する。①就学前の子ども ②子どもと保護者との関係性 ③子育ての主体者としての保護者 ④子どもの環境及び保護者による子育てを支援する環境が介入の対象となる。エコロジカル・パースペクティブは、保育所ワーカーが目指す子どもの最適な発達支援・最適な生育環境形成において、人と環境との相互作用という視点から子どもや家族の現在の、そして潜在的な資源のストレングスに働きかけ、環境側の応答性を高めていくことを視野に入れた保育実践を可能にする。

次章では、実際にエコロジカル・パースペクティブにのっとり実践が行われているA保育所での実践を紹介し、保育所でソーシャルワークが成立する条件について考察する。

2章の注

- (1) 社会福祉士養成カリキュラムの改正の一つの柱は、実習先の要件として「社会福祉士をもち、実習指導者研修を受講したの実習指導者がいること」を規定したことである。これは、研修を終えた社会福祉士が実習生を指導することで、社会福祉士としての実習を担保する目的で改正された。
- (2) 大阪市内の保育所4か所での聞き取り調査による

3章 エコロジカル・パースペクティブに基づく保育所での実践例

この章では、保育所でのフィールドワークを通じて、保育所で求められるソーシャルワーク技術について検討する。

3-1 保育所の事例に見る、エコロジカル・パースペクティブ実践

(1) A園について

A園は、近畿地方の大都市近郊の日雇い労働者の多い地域に位置する。不安定な生活を背景に、保育所を利用する保護者は生活課題を抱える比率が非常に高い。保護者にとって厳しい生活条件は子どもにも影響し、保育所での生活において様々な課題を示す子どもの比率も高い。そのような状況の中、A園では子どもの権利擁護を保育目標として、子ども、保護者、子どもに関わる他の専門機関、コミュニティにそれぞれ働きかけている。

(2) フィールドワークの概要

①日時：2001年5月～2002年1月、週1回、およそ月3回、の割合でA園での参与観察を行う。但し、9/2(月)～9/7(土)については連日実施した。また、A園が関わるネットワーク活動・町会活動に参加し、資料を収集した。参与観察及び、参与観察後のインタビューを行ったのは計約250時間であった。また、2003年12月、2004年4月に補足の聞き取り調査を行った。

②参与観察一日のスケジュール：基本的に保育所の開始から終了まで。一日につき、0歳児から5歳児までのいずれかのクラスに入り、一日の保育に参加しながら保育士の職務を観察する。以下を事前に依頼し、了承を得た。i)可能な限り調査者が「観察者」の立場にたつこと。ii)参加可能なクラス会議・全体会議等に可能な限り加わること。iii)参加クラスの保育士に、空き時間、または保育終了後に、半構造的インタビューをお願いすること。

③資料の収集と分析：それぞれの日の会議・インタビュー、保育業務、保育所の地域活動について詳細なフィールドノート^①をとり考察の資料とした。また、必要に応じて園長から捕足の情報をインタビューにより得た。収集した資料は階層的に情報管理ができるソフト「アイデアツリー^②」を用いて観察した情報を全て入力し、その後保育所職務・各セクションでの対人関係・職務間の関係について情報をカテゴリーごとに再分類し、必要に応じてカテゴリー分けしたグループに名称をつける等により構造を分析した。考察した結果

については、適宜保育所ワーカーに提示し、フィードバックを得て必要な修正を行った。

④倫理的配慮：本稿をまとめるにあたっては事前に保育所からの了解を得た。本稿の公表に際しては名称をイニシャルでの表記をする等、プライバシー保持への配慮を行った。また、フィールドワークでまとめた結果についてA園の研修会資料(2004年度)として提示し、考察結果について保育所ワーカーの確認を得ると共に、調査者のA園への貢献手段とした。

(3) 結果

A園の実践から事例を抽出し、それぞれの介入のレベルごとに叙述した。事例に対する支援の全体を図3-1に示す。

事例（インシデント）

4歳児のTは、昼食後の午睡に毎日抵抗を示す。夏場のプール遊び後の午睡は、Tの発達段階や日頃の体力から判断して必要なことである。この行動は、眠くないのではなく、指示を聞かないことで保育士の関心を引くことが目的なので、ほっておかれると午睡に入りかけている他の子

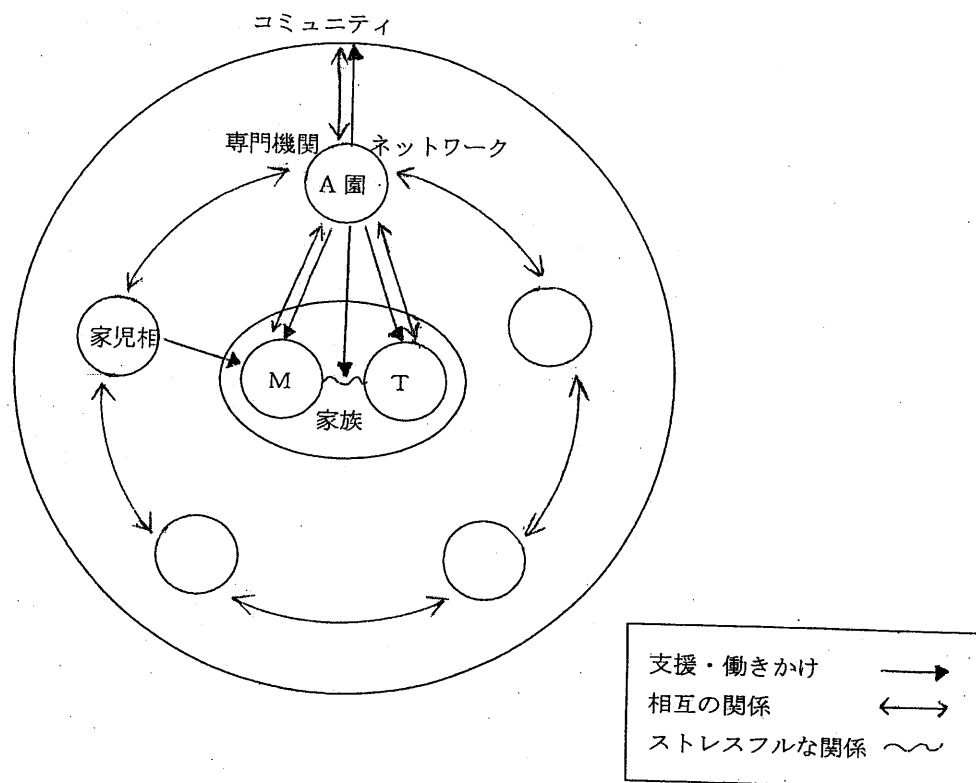


図3-1 事例の概略図(土田作成)

どもにいたずらを仕掛け、担任保育士が関わらざるを得ない状況を作り出す。連日のこの行動に対して、複数担任のうちのひとりがTの担当として対峙する。Tの家庭は、夫の家庭内暴力から両親の別居に至っており、現在母親と暮らしている。父親の母親に対する暴力の現場を目撃しており、このことが情緒面に影響を与えていることが考えられる。また、母親は、以前は玩具等を買って与えることでTをコントロールしてきたが、現在は金銭的に余裕がなく、全くコントロールできずにいる。

この事例に関して、Tに対する保育室内でのケアワークの提供から、保護者支援、コミュニティへの介入まで、保育所ワーカーにより保育所全体として実施された支援について記述する。以下、①子どもへの介入 ②子どもと保護者との関係性への介入 ③保護者への介入 ④子どもの環境及び子育て支援の主体者としての保護者の環境への介入、とエコロジカルに支援が展開される様子について、フィールドワークにより観察した事実、各保育所ワーカーに対するインタビュー調査、筆者の考察、その他の情報、に分けて述べる。

①子どもへの介入

i) 観察した事実

4歳児クラスは障害をもつ子どもを受け入れており、2人担任体制である。ワーカーは、他の子ども達の午睡を保障するためにTがクラス内で騒ぐことは制限するが、廊下や園庭を走り回ることに限っては、1名のワーカーがとことん付き合う体制をとる。結果、毎回Tは保育所内を走り回り、抱きかかえられるともがき、最終的には体力が尽きてクラスに戻り午睡に入る。この間、残り1名のワーカーがクラスの午睡のケアを担当し、Tと向き合う役割の保育士を側面的にサポートしている。

ii) インタビュー調査

参与観察後にクラス担任にインタビュー調査を行い、Tの家族環境、保育所での生活、担任同士の協力関係について、情報を得た。結果は以下のとおりである。

a. Tの家庭状況、心情の理解

担任両名が、Tの示す問題行動と家庭での状況(特に母親との関係)を関連付けて理解していた。午睡の妨害という問題行動を示し、コントロールされることを拒みながらも追いかけることを期待するというアンビバレントな行動に対し、T自身、自分の感情をもてあまし、大人と駆け引きをすることで何とか折り合いをつけている、とその心情を理解していることがわかった。

b.Tの問題行動への対応

安定した大人との関係を提供することが必要との判断から、基本的に同じワーカーが「追いかけ」「拘束する」役を実施する。また、他の子どもの権利を守るために、Tがクラス内で騒いで午睡を妨げることについては容認しないこと、Tとの駆け引きの最中は、もう一人のクラス担任が他の子どものケアをすることは合意が取れている。

iii)考察

目の前の子どもの示す行動を、保育所のプログラムに乗らない問題行動と捉えるか、家族関係を含めた子どもの生活の全体性というエコロジカルな視点からその行動の意味を理解しようとするかで、保育所ワーカーの子どもへの対応は決定的に違ってくる。Tは、父親の母親への暴力を目撃し、両親は別居状態にあり、同居する母親は自信喪失からTをコントロールできない、という情緒的に不安定な状態におかれている。A園のワーカーは、Tの視点に立ってエコロジカルに現在の状況を捉え、その反抗的な態度のもつ意味；自分では感情を抑えきれず、実はコントロールされることを求めているニーズを、逃げ回るTを追いかけて、全身で抱きかかえ制止することで受け止める。連日にわたるこの行動に冷静さを失わず1対1で向き合うためには、担任同士の信頼関係に基づくチームワークが不可欠であることが観察された。

iv) その他：園全体での情報の共有とサポート

全てのクラスにおいて、ワーカーにインタビュー調査を行った結果、家庭が抱える問題が深刻な子どもはその影響を受けて園でも様々な問題行動を示す、という理解をワーカーが共有していることを確認した。この理解のもと、子どもの示す問題行動を「どこまで受け入れてよいのか迷うことも多いが、できるだけ受け入れるようにしている」という回答が聞かれた。また、情報の共有のもと園全体で子どもの示す課題に対応し、クラスを担当するワーカーを直接・間接にサポートしていく姿勢についても確認できた。

②子どもと保護者との関係性への介入

i) 観察した事実

Tは母親に対して、4歳児相応の依存と、反抗の、アンビバレントな態度を示している。例えば、夕方に母親が迎えにきてもTは降園の指示を無視し遊びつづけ、毎回保育所の門まで保育所ワーカーが見送ることで、母親の指示に従いたくない気持ちに折り合いをつけて自転車の荷台に乗る。一旦降園することを自分で納得すると、笑顔で帰っていく。この支援は、担任に関わらず、その場に居合わせた全ての保育所ワーカーによって実施される。

ii) インタビュー調査

各クラスでのインタビュー調査の結果、「家庭を巻き込まないと、保育所だけでは子どもを守れない」「保護者との関係がうまくいかないと、子どもの支援はあり得ない」等の回答が得られた。これらに示されるように、たとえ対応が難しい保護者であってもコミュニケーションをとり、子どもの育ちを共に見守っていくことの重要性を、全てのワーカーが共有していることが分かった。母親がTをコントロールすることを補助し、Tの母親への甘えを引き出す上記の支援は、会議等を通じて全てのワーカーに共有されており、母親の力を強めるという同じ価値観のもと、同じ方法で毎日実践されていることを確認した。

iii) 考察

母親とTとの関係調整は重要だが、母親自身も暴力によって傷つき生活上の困難を抱えている。保育所ワーカーはこのことをエコロジカルに捉え、Tのわがままを抑えられない母親を共感的に理解し、その上でTの発達上不可欠な母親との関係調整を支援する。具体的には、門まで見送るということによりTの気分転換は支援するが、母親に代わって降園を説得するのではなく、最後の自転車に乗る決定は子ども本人と、それを待つ母親の忍耐に任せている。このような課題を抱える子どもや保護者の支援は、保育所全体で一致して実施する視点が明確である。

③保護者への介入

i) 観察した事実

Tとの関わりに関連した母親への助言、励まし、相談は、担任の他全てのワーカーとのやり取りの中で提供されるが、母親の家庭生活や父親との関係についての相談は、主として園長が担当する。園庭等の個別相談室外で行われ、同座が可能であった個別相談の中でも、生活相談に応じ母親の気持ちを受け止め、必要な情報提供をしていた。

ii) インタビュー調査

たとえ子どもへの対応に疑問を感じる保護者であっても、保護者自身のしんどさも理解し、その子育てを支えていく姿勢を各クラスの調査したワーカー全てから聞くことができた。例えば「なるべく子どものよいことを伝えるようにして、少しずつでも関係をつくっていく」「相談の技術は必要。保護者対応ができないと、子どもの家庭での情報が得られない」と、保護者との関係づくりの重要性を認識する回答が聞かれた。また、ワーカーからは、「(母親との相談が)込み入ってきたら、後は園長にお任せ、という感じ」「保護者が生活のことで困っていたら『お母さん、園長に話してみる?』と水を向ける」という回答が

あった。これらから、困難なケースや生活相談に関しては園長に対応を任せられるという信頼感が、保護者と向き合う際の支えになっていることが確認できた。

園長へのインタビューは、参与観察の終了後にほぼ毎回、その他必要に応じて依頼した。Tのケースに関連し、園全体の支援姿勢について次のような内容の話を聞くことができた。

Tの母親に限らず、A園に児童を通所させている保護者には、日本の縮図としての問題が凝縮している感がある。日本の経済発展を底辺で支えながら、日雇いという不利な状況に甘んじさせられている家族の中で、弱者としての子どもが不適切な養育等の不利益を被る可能性は想像に難くない。しかし、ここでは「保護者を責めることでは何も解決しない。」ということ保育所ワーカーが認識し、子どもの権利侵害に対しては時に保護者と対峙しながらも、保護者のペースに合わせた支援が試みられる。その中で、保護者のもつ生活問題がどんなに困難なものであっても、とにかく聞いて受け止めること、保育所だけで解決できないときには、他機関と相談して何とか支援していく、という姿勢が語られた。

iii)考察

母親とTとの根本的な関係調整の為には、母親自身が生活に対して自信を取り戻し、コントロールされることを求めるTの要求に対応できることが必要であるということは、保育所全体の会議により共有されている。また、保護者の生活課題が子育ての主体者たることに影響している場合には、生活相談については園長が担当するといったチームワークに基づく役割分担がA園では担保され、Tや母親と向き合う保育士を支えている。

子どもの権利擁護は保護者なしにはありえないことの理解に加え、保護者の生活をエコロジカルに捉え、彼ら自身が社会構造による搾取を受ける被害者であることへの理解は、目前の児童に対する保護者の不適切な対応に憤りだけをもって接することを防止する。こうして保護者の状況を受容・共感し忍耐強く作り上げたパートナーシップは、保護者から子どもに関する情報提供をもたらし、保育所内で子どもが示す問題行動を正しく読み解き、その課題解決・権利擁護に向けて保護者と協働することを可能にしている。

④子どもの環境及び子育て支援の主体者としての保護者の環境への介入

環境への介入については、保育所内、専門機関のネットワーク形成、コミュニティへの介入、の3つに分けて検討する。

α.保育所内

i) 観察した事実

A園では、課題を抱える保護者を支えるためのピアグループ形成をめざして、夕方にお

迎えに来た保護者を対象に料理教室や医師を招いての子育て相談会が開かれている。料理教室の講師として外国籍をもつ保護者が自国の料理を紹介し、保護者同士・保護者と保育所ワーカーのコミュニケーション形成に寄与している。普段はTに振り回される形で降園していく母親も、他の保護者と交流を持ちくつろいで話す時間を得ていた。

β.専門機関のネットワーク形成

i) 観察した事実

保育所内のみでは問題解決が困難な場合、A園ではネットワークを用いて問題の解決策を考えていく。そのひとつが「地区子ども連絡会」の活動である。この活動では、行政・保育所・小学校・中学校・保健所・診療所等、この地区の子どもを支えている機関・団体が定期的に一堂に集まり、気になる子どものケースに関して情報交換を行う。連絡会には、中心メンバーである園長の他、ケースの子どもが所属するクラス担任も参加する。連絡会のメンバーはほとんどが顔見知りで、「子どもの権利を守る」という共通の目的のもと、緊急性の高いケースなど緊張を伴う内容であっても、真剣かつ気兼ねのない雰囲気のもと開催され、率直な意見交換がなされていた。

ii) インタビュー調査

連絡会については、主に園長から以下のような話を聞いた。

連絡会のネットワークは情報を共有することで問題が顕在化した場合に素早く対処するだけでなく、問題の予防にも大きな役割を果たしている。地域で子どものライフストーリーを見守るという点からは、出生直後から子どもに関わる診療所・保健所、その後の育ちを見守る保育所、小学校、中学校等の子どもの発達段階に応じた横の視点を持つ各専門機関と、住民という視点から縦に子どもを見守る行政機関；区役所・児童相談所が一堂に会してネットワークを組むことの意義は大きい。以上のネットワーク活動に対しては、保育所の園長がコーディネーターとして重要な役割を果たしている。Tのケースについてもここで検討され、その結果母親は家庭児童相談室でカウンセリングを受けるようになった。

iii) 考察

ネットワークの存在は、子どもの抱える課題解決を保育所だけでなく地域の専門機関全体で考えることを可能にしている。そのことが、子ども・家族・地域社会・社会構造の相互作用の中で子どもが抱える課題の複雑さ・根深さに当惑しがちな保育所ワーカーをエンパワーし、目前の子どもの権利擁護に向けて課題と向き合い、他の専門職と連携して支援していく力を提供している。

γ.コミュニティへの介入

i) 観察した事実

A園では保育所の中のTの生活だけではなく、Tの家族が生活するコミュニティにも目を向ける。保育所の近くの公園がホームレス生活者のテントに占拠されることを防ぐため鍵がかけられていて自由に遊べない等、A園のあるコミュニティは子どもたちにとって最適といえる環境ではない。しかし、保育所から散歩に出ると、商店街の店主が保育者と子どもに声をかけたり、地域の気になる子どもの情報を近所の住民が保育所に伝えに來たりと、A園が、保育を通じて子どもを守り育てる存在であることが、近隣に認知されている。

保育所の行事は常に地域住民を意識して実施される。運動会への地域住民の参加・クリスマス会のサンタとして元ホームレスの高齢者を迎える等、様々な地域交流を目した活動を行っており、子どもたちがコミュニティに生活する人々と知り合い、理解する機会を提供している。その成果として、元ホームレスの地域の高齢者が週一度朝の保育所の清掃をボランティアとして行い、子どもと交流していく姿も見られる。

またA園では、子育てのしやすい町づくり、という視点からコミュニティワークにも取り組んでいる。具体的には、園長の副会長としての町内会組織の立ち上げ、地域の人々の交流を目的とした福祉ホームでの喫茶店活動への参加である。園長を中心に「地域を考える会」等の地域改良の交流会・勉強会に参加することを通じて、保育所ワーカーは地域を理解し、地域で顔の見える関係づくりが進んでいく。

ii) インタビュー調査

コミュニティとの関係については、主に園長から話を聞いた。以下、園長のことばをまとめる形で記述する。

「1983年に中学生らによる『横浜浮浪者殺傷事件』が起きた時は、他人ごとではないと感じた。子ども達が、ホームレスの人たちを『汚い、臭い』ではなく、頑張ってきたおっちゃん、として認められること、自分の育った町の間を人間を理解し、誇りをもつことは、子どもたち自身にとっても大切なことだと考えている。

保育所は、いわば地域の『昼間の住民』だと思っている。子どもたちにとって住みよい町にすることは、昼間の住民の責任でもある。なかなか自治会が定着しない地域だが、顔の見える関係を広げ、話し合いを重ねて行くことでよい自治会にしていきたい。」

iii) 考察

A園では保育所の中のTの生活だけではなく、Tの家族が生活するコミュニティにも目

を向ける。子どもの権利を保障していくためには保育所内の保育だけでなく、コミュニティの変革も欠かせないという意識のもと、子ども一人ひとりを大切にする保育の延長線上にある、子ども一人ひとりを大切にする町の実現を目指している。保育所ワーカーは保護者を含む地域住民が、経済強者から搾取されている経済弱者であるという視点を獲得し、保護者への理解、ひいては保護者の生活に直接その生活を規定される子どもへの理解を深めている。

これらの活動は、自分の住む町のホームレスに対する子ども達の偏見を払拭し、町に対し劣等感をもつことを防ぎ、ひいては自己意識を高めることにつながる成果を見逃せない。つまり、コミュニティ改善に向けた活動は、そのこと自体が子どもの発達支援につながっているのである。

3-2 事例のまとめと考察

(1) エコロジカル・パースペクティブ実践からみたA園の支援

A園では保育所で示す子どもの課題について生活全体をエコロジカルに捉え、子ども、その権利擁護に欠かせない保護者、子どもと保護者との関係性、子どもと保護者の環境にそれぞれに働きかけ、そのことがコミュニティワークにまで広がっていくことが、フィールドワークによって確認できた。

これまで多くの保育所での支援は、保育所内での子どもへのケアに集中し、その課題を保育所内、さらには担任として保育室内だけで解決しようとしてきた。例えば、事例としてあげたTのケースに対しても、午睡に入る準備や部屋の環境整備、またはTをとにかく静かにさせる等保育所側のプログラムにのせてケアすることに腐心し、Tと母親の関係性への介入には至らなかったのではないだろうか。一方、A園ではTの課題をエコロジカルに捉えることで、Tの示す問題行動（午睡時にわざと騒ぐ）に対処するだけでなく、その行動の根本的な課題の存在する母親との関係性の改善、さらに母親のもつ困難性に焦点を合わせ母親への支援の実施を可能にしている。保育室内でのケアワークは、エコロジカルな理解のうえで、実施される。つまり、Tの示す問題行動自体の解消を目指すというより、決まった大人が対面で向き合うことでTの情緒の安定を図り、Tのもつ本来の課題、母親がTを制御できることを支援する。保育所・および家庭児童相談室による支援は母親が課題に向き合うことをサポートすると共に、そのサポートネットワークがコミュニティの見守りの体制を育んでいく。このようにして、Tの示す課題への支援はケアワークから家族

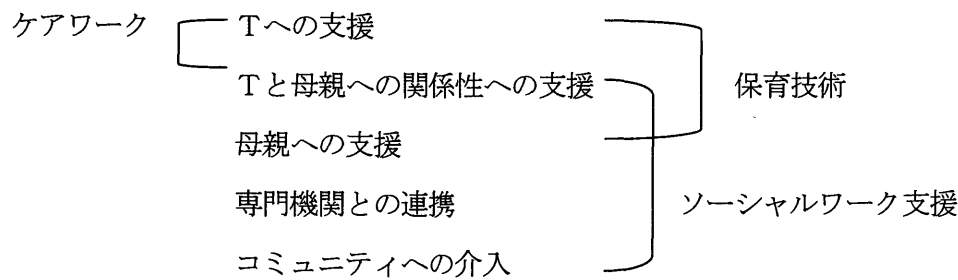


図 3-2 Tの事例中のケアワークとソーシャルワーク，保育技術との関係

支援・コミュニティ支援にまで広がり，創出された関係は，次のコミュニティでの課題に対して有効に機能していく．事例におけるソーシャルワークとケアワーク及び保育技術の関係は，図 3-2 のように示すことができる．

以上のA園の実践から示唆される，エコロジカル・パースペクティブに基づくケアワークからコミュニティワークに至る保育所での支援は次のようにまとめることができる．

- a. 子どもの生活全体を視野に入れ，保育技術を用いて子どもと関わり，子どもの保育所での生活を含む生活全体における権利実現を支援する．
- b. 子育ての主体者たる保護者と，または保護者が子育ての主体者たれるよう支援し，子どもの権利実現に向けてパートナーシップを形成する．
- c. 子どもの視点から保護者の関係性を含む子どもの環境を調整し，権利実現に向けて応答性を促進するよう働きかける．
- d. 保護者の子育ての主体者たることを妨げている環境に応答性を促進するよう働きかける．
- e. 子育て環境の改善・問題解決のために，子育て支援に関わる他機関とネットワークを構築する．

A園においては，子どもの直接支援に当たる保育士が主として a・b・c を，施設運営等間接支援を担当する園長が主として c・d・e を担当していた．これは一見すると保育士が主としてケアワークを，園長が主としてソーシャルワークを担当する形となるが，保育士が地域活動や子ども連絡会のメンバーであるのと同様，園長も必要に応じて子どもの直接支援に当たる等，両者が価値・支援方針を共有した上でのケースの状況に応じた役割分担

であることが観察された。

(2) エコロジカル・パースペクティブ実践の成立要件

以上のようにA園の保育所ワーカーが、エコロジカルにTの置かれている状態を見ることができているのは、①情報の共有 ②個ではなく連携によって課題に取り組む姿勢 ③適切なリーダーシップとリカレント教育 であることが、フィールドワークにより抽出できた。それぞれについて説明する。

①情報の共有

保育所の各ワーカーがもつ情報は、毎日30分程度の朝礼及び各会議の場で報告される。担当クラスの子どもの様子を核にして、その子どもの保護者をはじめとする家族の状況・地域のネットワークから得られた情報・コミュニティワークの状況・その他の地域状況や政策状況が関連した形で提供され、全保育所ワーカーに伝達される。異なったファクターから情報が提供されることは、保育室内で子どもの示す課題をリニアに解釈するのではなく、エコロジカルに子どもの生活の全体像を捉えることを各ワーカーに可能にしている。

②個ではなく連携によって課題に取り組む姿勢

事例に見たとおり、自分の担当クラスに「自分だけでは対処できない」支援困難な子どもがいる場合、A園ではクラス担任のチームワーク・園長との役割分担・園全体でのサポート体制・専門機関とのネットワーク等、連携して問題解決を図る姿勢が明確である。この基盤となる保育所としての支援方針への合意を得るためには時として時間を度外視した徹底的な話し合いがなされ、「子どもの最善の利益の実現」という価値観を再確認し、互いの援助観について切磋琢磨することにも寄与していることが観察された。このように合意形成された支援方針の共有が、役割分担としてのコミュニティワークから保育室内でのケアワークまでをチームワークとして連続線上に捉えることを各保育所ワーカーに可能にしている。個ではなく、保育所全体・地域全体で多角的に協働し全体として支援を提供することは、保育所ワーカーに子どもを取り巻くミクロからマクロにいたる支援の必要性を知らしめ、エコロジカル・パースペクティブを獲得することにつながっている。今日保育所の現場からは、非常勤保育士の増加等、会議の時間の確保が困難であることが報告されているが、A園の実践は支援方針を共有するための会議の重要性を示唆している。

③適切なリーダーシップとリカレント教育

A園がエコロジカル・パースペクティブのもとソーシャルワークを実践できているのは、

保育所を子どもの権利擁護のとりどころとなるソーシャルワーク機関として捉える園長の存在が大きい。職員会議、インタビュー中、子どもの権利をどう守るのか、というフレーズが必ず園長から語られた。それは、大人側の都合で保育内容を考える保育士への厳しい問いかけとして発せられることもあれば、ケース会議の場で子どもの具体的な支援策を相談している際に専門職の使命として語られることもあった。園長は保育所のルーツをセツルメントと捉えており、自身もソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを明確にもつ。

A園の保育士は優れた人権意識をもちコミュニティワークまでを保育所業務として認識しているが、出身養成機関は様々であり、彼らのエコロジカル・パースペクティブの獲得には会議の場や子どもへの支援に関する園長の指導による教育効果が大きいことが観察された。このことは、リーダーがエコロジカルに状況を捉えワーカーを指導していくこと及び保育所ワーカーに対するリカレント教育の重要性を示している。

(3) 本研究の課題とまとめ

A園の実践から、保育所だけで課題に対応するのではなく、他機関のネットワークの中で課題解決に向けて支援していくことの重要性、一義的に保護者に子どもの立場に立つことを求めるのではなく、保護者の生活の全体性とその養育を受ける子どもの生活の全体性をエコロジカルに捉え、とりまく環境の各レベルに働きかけることで子どもの最善の利益を追求していく必要性が確認された。A園の実践と、その実践の背景にあるエコロジカル・パースペクティブ実践の成立メカニズムは、今後のソーシャルワーク支援を視野に入れた子育て支援保育実践を考えていく際に、示唆的である。

一方、A園の実践では、保育所全体としてソーシャルワーク支援が実施されていることが確認されたが、ソーシャルワーカーについては特定できなかった。困難なケースの保護者支援、コミュニティワーク、専門機関のネットワークについては園長が担当する比重が高く、A園においては日々の情報交換・価値の共有の元、園長がソーシャルワークを担当し、保育士がケアワークを担当しているといえる。しかし、保育所でのソーシャルワーク支援がここで見たような役割分担で成立するのか、保育士がコミュニティワークを含めたソーシャルワーク支援を提供しうるのかについては、保育所に併設が進んでいる地域子育て支援センターでの保育士の実践を含めて更なる検討が必要である。本稿では、保育士が実際としてはケアワークのみを担当していてもソーシャルワークの視点を持ち、ソーシャルワーク支援が保育室内のケアワークと連続線上にあり、チームワークのもとで実践され

ることの重要性を再確認しておきたい。保育所全体として子どもの最善の利益を守るために、この連続性の確保は不可欠である。

保育所は、児童福祉施設として日中の保育に欠ける児童の福祉を擁護し推進することに取り組んできた。幼児教育・保育・地域子育て支援を一体として行う(認定)こども園を発端とする、幼稚園・保育所の一体化論が提起されている現在こそ、保育所の本来の役割について再確認しておくことが必要である。保護者が子育てに主体的に取り組み、保育所ワーカーがエコロジカルに子どもの生活を捉えるとき、子どもの権利擁護と保育所機能の拡大は矛盾しない。一方で、子どもと保護者が虐待を極とする利益背反の関係にあるときには、保育所ワーカーは社会福祉従事者として子どもの権利擁護のとりでとなる責務をもつ。保育所ワーカーがエコロジカル・パースペクティブを獲得することで、保育所におけるソーシャルワーク技術を用いる必要性について認識し、子育て支援における保育所の独自の機能を明確にすることができる。これからの日本が目指す子育て支援社会の形成のために、保育所が何をなしえることができ、何をすべきかについては、その基盤の上でこそ検討することができると思う。

3-4 ソーシャルワーク機能に関する保育所への質問紙調査

①調査目的と概要

ここまで事例を通じて、保育所においてソーシャルワークとケアワークとが役割分担のもと連続して実施されることについて確認した。しかし、A園においては確認できた、ソーシャルワークとケアワークの役割分担、子どもの権利実現を主とする保育理念、保育所ワーカー間の連携等が、A園にのみ見られる事象なのか、それとも他の保育所にも当てはめて考察できる事象なのかについては、確認できていない。そこで、このような役割分担に基づく支援が、実際に保育所の職務として認識されているのかどうかを保育所への質問紙調査によって検討した。なお、保育所で実際に行われている支援と、それについての保育所ワーカーの意識は必ずしも一致しないと考える(保育所では地域の子どもの支援に力を入れているが、個人としては保育所内の保育を重視すべきだと考えているような場合)。今回は、保育所内でのソーシャルワークとケアワークの役割分担の可能性についても探るため、質問は実際に支援が実施されているか否かではなく、質問項目の支援に対して「保育所の行うべき支援」として認識しているか否かについて問うことにより、保育所ワーカーの意識を知ることが目的とした。また、2章で述べた、地域子育て支援と保育室を基盤

に実施される保育とは、支援技術が異なるという仮説に関連し、地域子育て支援の実施の有無についても調査項目に加えた。

②調査方法

i)質問紙作成の手続き

質問紙の項目は、フィールドワークから得た知見をもとに質問項目の枠組みを作成し、具体的な項目のワーディングのために、A 保育所の保育士、及び施設長からの聞き取り調査を再度行った。また、実際に作成した項目について回答してもらい、その意見・評価をもとに質問項目の再調整を行った。

ii)質問項目の作成

A園のフィールドワークから抽出した、「保育所においてケアワークとそれに連続したソーシャルワークが実施されている場合行われるべき職務」、「職務を可能にする職員間の関係」、「職務背景にある理念の有無」について、40 項目の質問を作成した。

保育所において、ケアワークとそれに連続したソーシャルワークが実施されるために必要な項目を、a. 児童福祉施設である保育所の役割を、「子どものウェルビーイング」の実現と捉えている、b.子どものウェルビーイングの実現を阻害する問題を、個ではなく、保育所の他の職員・他機関等と連携する中で解決していく、c. 子どものウェルビーイングの実現のために、阻害要因の「発見システム」「アセスメントシステム」「処遇システム」「モニタリングシステム」をもつ、d. 子どもの処遇の際に拠って立つ「理念」を明確に持つ、の4つの柱に分け、それぞれから質問項目を作成した。具体的な項目は以下のとおりである。

a. 「児童福祉施設である保育所の役割を、『子どものウェルビーイング』の実現と捉えている」場合の保育所の行動

- ・保育所は、子どものウェルビーイングの実現に責務を持つ、と考えている。
- ・子どもはその環境に大きく影響を受ける存在であり、子どものウェルビーイングの実現のためには環境調整が欠かせないことを理解し、親への支援・地域社会への支援を保育所の役割として捉えている。

b. 「子どものウェルビーイングの実現を阻害する問題を、個ではなく、保育所の他の職員、他機関等と連携する中で解決していく」場合の保育所の行動

- ・個々の子どもの問題に対し、保育所全体で取り組む姿勢が明確である。
- ・保育所だけでなく、他機関と問題を共有し、協同で解決しようとする。

c. 子どものウェルビーイングの実現のために、阻害要因の『発見システム』『アセスメン

トシステム』『処遇システム』『モニタリングシステム』をもつ」場合の保育所の行動

- ・地域の子どもが「保育に欠ける」場合、保育所で受け入れる。
- ・職員会議等で、子どもの問題を共通に理解している
- ・子どもに対する支援を定期的に振り返り、点検している。
- ・保育所での処遇が不適な場合は、他の機関にリファーできる関係がある。

d. 子どもの処遇の際に、拠って立つ「理念」を明確に持つ。

iii)回答形式

回答形式は、それぞれの項目について、大変そう思う、そう思う、どちらともいえない、そう思わない、まったくそう思わない、の5検尺度で、自分の考えにあてはまるところに丸をつけてもらった。

iv)アンケート調査の実際

調査対象 大阪府内の保育所保育所 493 か所（大阪府保育所リストより、公立・私立別に 1/4 を抽出）。各保育所に、施設長用・保育士用の 2 部、計 986 部を配布した。

実施日 2002.11 月

方法 自計式 郵送法

③ アンケートの結果

986 のうち、回収されたのは 416 で、回収率は 42.2.%であった。回収率が 50%を切ってしまったのは、年末の行事が控えている保育所の多忙な時期であったこと、40 項目に加え、フェイスシートの記入が煩雑であったことも影響していると考えられる。

尚、回答のあった保育所数でみると、493 か所のうち 241 か所で、回収率 48.9%であった。このうち、保育士用、施設長用両方の回答を得たものは、182 か所である。回答のあった保育所の公立・私立別の数は、表 3-1 に示す。

i) フェイスシート

a. 回答者の属性

表 3-2 に示す。副施設長は、特に公立保育所においては実質上施設長であることから、施設長・副施設を併せて「施設長」とした。また、実際にケアワークを提供する保育主任、保育士、フリー保育士を併せて「保育士」とした。

b. 経験年数

表 3-3 に示す。「保育士」としての経験年数を質問したため、施設長用については経験年数の無回答が多くなった。その他は、保育士用の質問紙に事務職・看護職の人が回答したケ

ースである。

表 3-1 公立・私立別回答保育所

公立	92(38.2%)
私立	149(61.8%)
計	241(100.0%)

表 3-2 回答者の属性

職 種	職 名	小 計	合計
施設長	施設長	186(44.7%)	220 (52.9%)
	副施設長	34 (8.2%)	
保育士	保育主任	91(21.9%)	191 (44.0%)
	保育士	91(21.9%)	
	フリー	9 (2.2%)	
その他		2 (0.4%)	
無回答		3 (0.7%)	
合 計		416(100%)	

表 3-3. 経験年数

	施設長用	保育士用	計
4年以下	3	11	14
5-9年	9	23	32
10-19年	15	63	78
20-29年	45	67	112
30-39年	87	32	119
40年以上	4	1	5
無回答	54	2	56
	217	199	416

表 3-4.年齢

	施設長用		保育士用		全 体	
		%		%		%
20-29 歳	2	0.9	26	13.1	28	6.7
30-39 歳	13	6.0	48	24.1	61	14.7
40-49 歳	36	16.6	73	36.7	109	26.2
50-59 歳	125	57.6	48	24.1	173	41.6
60-69 歳	28	12.9	2	1.0	30	7.2
70 歳以上	13	6.0	2	1.0	15	3.6
全体	217	100.0	199	100.0	416	100.0

c. 年齢

全体的に保育士用の回答者のほうが、年齢層が若くなっている。保育士用の回答者として最も多いのは 40 歳代で、これは「保育士用」に保育主任が多く回答していることに関連していると考えられる。

ii) 回答の結果と考察

表 3-5 に、回答の単純集計を示す。「保育所が子どもの権利の実現に責任をもつ」という項目に対しては、83.4%の人が「非常にそう思う」「そう思う」と答えている。一方、地域子育て支援・保護者支援・他機関との連携の必要性については、理念としては保育所の役割と捉えているが、実際に対応する段階の意識、実行面では揺れがあることがうかがえる。例えば、「地域子育て支援に保育所が積極的に関わるべき」という項目については、92.3%の人が「そう思う」「非常にそう思う」と回答しているが、同時に、「子どもの保育に専念し余力があれば地域支援をするのがよい」という項目に対して、50.5%の人が「そう思う」「非常にそう思う」と答えている。さらに、「地域の保育に欠ける子どもを見つけて援助したことがある」という項目になると「全くそう思わない」「そう思わない」人が 56.7%にのぼる。最も、この項目に関しては「思う」だけなのか「見つけて援助した経験」なのかについての判断があいまいでこれだけでの断定は早計ではあるが、理念と意識・実行面が一致していないことをうかがわせる結果となった。また、コミュニティワークに該当する「地域改良は保育所の仕事である」という項目には、「そう思う」「非常にそう思う」人が 32.4%いるものの、半数近い 46.4%の人が「どちらともいえない」と回答しており、地域

表 3-5 質問項目と回答一覧

質 問 項 目	全くそう思 わない	そう思わな い	どちらともい えない	そう思う	非常にそう 思う
1.地域の子育て支援に保育所も積極 的に関わるべきである	1(0.2%)	2(0.5%)	29(7.0%)	186(44.7%)	198(47.6%)
2.子どもの発達を支援するために、保 育所が意図的に保育内容を提供する ことが大切だ	1(0.2%)	4(1.0%)	74(17.8%)	228(54.8%)	104(25.0%)
3.職員会議などでお互いの保育観や 援助技術について話し、相互理解がで きている	0(0.0%)	13(3.1%)	94(22.6%)	257(61.8%)	51(12.3%)
4.保育所での生活と家庭での生活は、 独立して成立している	56(13.5%)	150(36.1%)	113(27.2%)	70(16.8%)	16(3.8%)
5.保育所の理念は、全職員に浸透して いる	2(0.5%)	18(4.3%)	80(19.2%)	264(63.5%)	50(12.0%)
6.保育所だけでの対処が困難なケー スは、他の機関に紹介するのがよい	0(0.0%)	3(0.7%)	28(6.7%)	233(55.8%)	152(36.5%)
7.クラスの運営は、保育者各自の保育 観に従って行うのがよい	47(11.3%)	214(51.4%)	111(26.7%)	35(8.4%)	4(1.0%)
8.利用児の保護者を支援するのは、保 育所の仕事である	1(0.2%)	14(3.4%)	81(19.5%)	236(56.7%)	82(19.7%)
9.保育所のある地域が子どもの育ち に不適切な場合、地域を改良していく のは保育所の役割である	7(1.7%)	70(16.8%)	193(46.4%)	115(27.6%)	20(4.8%)
10.クラス運営は、第一にその担当が 責務を持つべきである	7(1.7%)	41(9.9%)	62(14.9%)	255(61.3%)	49(11.8%)
11.複雑な問題を抱えた家庭は、保育所 で対応するのは困難である	10(2.4%)	104(25.0%)	140(33.7%)	132(31.7%)	26(6.3%)
12.保育所の契約以外の子どもでも、 子どもの福祉を守るために必要なと きは保育所に入所させるべきである	2(0.5%)	23(5.5%)	109(26.2%)	226(54.3%)	47(11.3%)
13.地域の児童福祉に関わる他の機関 と、定期的に交流がある	18(4.3%)	42(10.1%)	73(17.5%)	205(49.3%)	53(12.7%)
14.子どもの問題解決は、基本的には クラス担任に任されている	28(6.7%)	150(36.1%)	92(22.1%)	139(33.4%)	6(1.4%)
15.保育所は、子どもの権利の実現に、 責務をもつ	1(0.2%)	4(1.0%)	59(14.2%)	225(54.1%)	122(29.3%)
16.保育者はまず、子どもの保育に専 念し、余力があれば地域支援をするの が良い	8(1.9%)	96(23.1%)	100(24.0%)	185(44.5%)	25(6.0%)
17.複雑な問題を抱えた保護者の支援 は、所長(園長)や主任の仕事だと感 じる	8(1.9%)	74(17.8%)	119(28.6%)	173(41.6%)	37(8.9%)
18.保護者に常識外れな言動があつて も、まず、そのまま受け入れることが 大切だ	9(2.2%)	72(17.3%)	148(35.6%)	164(39.4%)	20(4.8%)
19.地域の子どもの支援も重要だが、 まず、保育所を利用している子どもの 権利が優先されるべきである	1(0.2%)	47(11.3%)	140(33.7%)	195(46.9%)	31(7.5%)
20.親が子どもの福祉を阻害している 場合、子どもの福祉を実現するよう親 を支援するのも保育所の役割である	0(0.0%)	3(0.7%)	68(16.3%)	267(64.2%)	76(18.3%)

21.保育所だけでは解決が困難な問題は、他機関と協同して解決を考える仕組みがある	4 (1.0%)	10 (2.4%)	32 (7.7%)	251 (60.3%)	112 (26.9%)
22.子どもの問題行動は、多くは家庭に原因があると思う。	3 (0.7%)	35 (8.4%)	158 (38.0%)	157 (37.7%)	57 (13.7%)
23.保育内容は子どもの興味やその日の状況を最優先して考えるべきだ	3 (0.7%)	53 (12.7%)	156 (37.5%)	146 (35.1%)	55 (13.2%)
24.保育所で扱うのが困難な問題をもっている場合でも、子どもの福祉を守るためには、子どもを保育所に受け入れるべきだ	3 (0.7%)	46 (11.1%)	222(53.4%)	115 (27.6%)	25 (6.0%)
25.保育所で子どもを支援するためには、家庭の状況を知っておくことが必要である	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (2.2%)	215 (51.7%)	190 (45.7%)
26.職員会議等で、個々の子どもの問題を共通に理解している	0 (0.0%)	9 (2.2%)	24 (5.8%)	278 (66.8%)	104 (25.0%)
27.保護者が支援を求めている場合は、提供することは保育所の使命である	0 (0.0%)	7 (1.7%)	90 (21.6%)	247 (59.4%)	68 (16.3%)
28.子どもの問題解決のためには、保育所全体で対応を考えることが必要だ	0 (0.0%)	1 (0.2%)	26 (6.3%)	195 (49.6%)	193 (46.4%)
29.地域住民、民生委員、その他の機関からの情報で、「保育に欠ける」子どもを受け入れたことがある	40 (9.6%)	36 (8.7%)	56 (13.5%)	178 (42.8%)	77 (18.5%)
30.困難なケースの保護者とも相談できる信頼関係がある	2 (0.5%)	4 (1.0%)	125 (30.0%)	241 (57.9%)	37 (8.9%)
31.子どもの問題によっては、他機関と協同していくことが必要だ	1 (0.2%)	0 (0.0%)	6 (1.4%)	203 (48.8%)	203 (48.8%)
32.子どもに対する支援を定期的に振り返り、点検している	1 (0.2%)	13 (3.1%)	89 (21.4%)	246 (59.1%)	58 (13.9%)
33.子どもの福祉を実現するためには、家庭との協同は欠かせない	1 (0.2%)	0 (0.0%)	3 (0.7%)	172 (41.3%)	239 (57.5%)
34.保育所での処遇が不適な場合は、他の機関に紹介できる関係がある	6 (1.4%)	15 (3.6%)	83 (20.0%)	225 (54.1%)	69 (16.6%)
35.保育所の職員が地域に出かけ、「保育に欠ける」子どもを見つけて援助したことがある	115 (27.6%)	121 (29.1%)	83 (20.0%)	47 (11.3%)	12 (2.9%)
36.所長(園長)、主任、クラス担任で、困難なケースの相談に関する役割分担について合意がある	8 (1.9%)	22 (5.3%)	78 (18.8%)	230 (55.3%)	66 (15.9%)
37.保育所だけでの対処が困難なケースの場合は、他の機関から支援を受けながら、子どもを受け入れる体制がある	12 (2.9%)	31 (7.5%)	83 (20.0%)	204 (49.0%)	70 (16.8%)
38.子どもの問題行動が家庭の問題とつながっていると感じたときは、保護者と相談することができる	1 (0.2%)	1 (0.2%)	30 (7.2%)	271 (65.1%)	109 (26.2%)
39.保育者同士に信頼関係がある	3 (0.7%)	0 (0.0%)	42 (10.1%)	279 (67.1%)	92 (22.1%)
40.保育士は、ソーシャルワーカーである	5 (1.2%)	20 (4.8%)	102 (24.5%)	213 (51.2%)	65 (15.6%)

表 3-6. 「子どもの権利の実現」「保護者への支援」「地域社会への支援」「保育所全体での取り組み」
「他機関との連携」各項目に対する回答

	大変にそう 思う	そう思う	どちらとも いえない	そう思わな い	全くそう思 わない
保育所は、子どもの権利 の実現に、責務をもつ	122(29.3%)	225(54.1%)	59(14.2%)	4(1.0%)	1(0.2%)
利用児の保護者を支援す るのは、保育所の仕事で ある	82(19.7%)	236(56.7%)	81(19.5%)	14(3.4%)	1(0.2%)
地域の子育て支援に保育 所も積極的に関わるべき である	198(47.6%)	186(44.7%)	29(7.0%)	2(0.5%)	1(0.2%)
職員会議等で、個々の子 どもの問題を共通に理解 している	104(25.0%)	278(66.8%)	24(5.8%)	9(2.2%)	0(0.0%)
保育所の理念は、全職員 に浸透している	50(12.0%)	264(63.5%)	80(19.2%)	18(4.3%)	2(0.5%)

改良までを保育所の職務とするかどうかについては合意が得られていないことがうかがえる。保護者支援に関しては、「保護者が子どもの福祉を阻害しているときは親支援をするのは保育所の役割」という項目に関しては、「そう思う」「非常にそう思う」という人が 82.5% を占めるが、同時に、「複雑な問題を抱えた保護者の支援は所長の仕事と感ずる」という項目に「そう思う」「非常にそう思う」という人が 50.5% をしめており、保護者支援に関して、保育所内で役割分担が必要であると考えている人が多いことがわかる。以上の項目を「保育所の理念の共有」と合わせて、表 3-6 に回答一覧よりピックアップして示す。

以上から、保育所がソーシャルワーク機能を実施することについて、理念としては合意しているが、どのように実施するか・どこまでが保育所の職務かという実際面では様々な意見があることを確認した。

iii) 施設長と保育士の意見の一致度

施設長用・保育士用、共に回収できた保育所は 182 あった。これらについては、施設長と保育士の意見の一致度についても分析した。便宜上「大変そう思う」「そう思う」を合わせて集計し、同様に「そう思わない」「全くそう思わない」を合わせて集計した。結果、ほとんどの項目で、施設長用と保育士用の回答は一致度が高かった。しかし、保育士、所長、主任のそれぞれの役割については、施設長と保育士の間で不一致の割合が高かった(表 3-7 参照)。このことは、子どもの問題解決に関してはクラス担当保育士に任されるべきか否か、

表 3-7. 施設長と保育士とで、意見の食い違いが大きかった項目

	そう思うで一致	そう思わないで一致	そう思うとそう思わないで不一致	判別不能(「どちらともいえない」という回答)
子どもの問題解決は、基本的にはクラス担任に任されている	39(21.4%)	43(23.6%)	35(19.2%)	63(34.7%)
複雑な問題を抱えた保護者の支援は施設長の仕事だと感じる	51(28.0%)	10(5.5%)	34(18.7%)	85(46.7%)

問題をかかえた保護者の支援に関しては施設長が担当すべきか否かで、同じ保育所内においても意見が一致していないことを示している。特に、保護者支援に関しては、施設長・保育士どちらかが「どちらともいえない」という回答(判別不能)をした保育所が 50%近いことから見ても、その対応について方針が確定していないことがうかがえる。

iv) 保育所の役割意識に関する因子分析

a. 目的と手順

iii)により、保育士と施設長とで保育所の職務に対する認識が異なる可能性が示唆された。このことは、ソーシャルワークとケアワークの役割分担のためには意義のあることである。

そこで、今回の質問紙により回答者がどのような意識をもっているのかを探るため、まず探索的因子分析を実施した。次に、抽出された各要因について、①保育所において保育士と、施設長の意識はどのように異なるのか、また、②従来の職務とは異なる地域子育て支援に特化した支援を行う「地域子育て支援センター」の有無は保育所ワーカー職員の意識に影響するのかどうかについて、抽出した因子ごとに評定平均値を算出して、その値を 2 要因の分散分析により検討した。

b. 分析対象と内訳

回収された 416 部のうち、記入漏れなどのない 365 名の回収を分析に用いた。施設長の内訳は支援センター有り：62、支援センター無し：134、の計 196、保育士の内訳は支援センター有り：56、支援センター無し：113、の計 169、であった(表 3-8)。

表 3-8 職種(施設長・保育士)別 × 支援センターの有無

	支援センター有り	支援センター無し	計
施設長	62	134	196
保育士	56	113	169
計	118	247	365

c.探索的因子分析の方法と結果

質問紙の40項目について、主因子法、プロマックス回転による探索的因子分析を実施した。その結果、固有値の推移と累積寄与率から、27項目による5因子を抽出した。5因子での累積寄与率は36.36%であった。因子分析の結果を表3-9に示す。

表 3-9 保育所の業務に関する因子分析結果

	F1	F2	F3	F4	F5
R1:保育所の使命					
8. 利用児の保護者を支援するのは保育所の仕事である	.677	.188	.319	.148	-.202
20.親が子どもの福祉を阻害している場合、子どもの福祉を 実現するよう親を支援するのも保育所の役割である	.644	.237	.434	.159	-.196
15.保育所は、子どもの権利の実現に、責務をもつ	.561	.261	.418	.077	-.060
1. 地域の子育て支援に保育所も積極的に関わるべきである	.541	.187	.269	.075	-.204
27.保護者が支援を求めている場合は、提供することは保育所の使命	.513	.237	.320	.060	-.028
2. 子どもの発達を支援するためには、保育所が意図的に保育内容を 提供することが大切だ	.502	.143	.247	.162	-.167
9.保育所のある地域が子どもの育ちに不適切な場合、地域を改良 していくのは保育所の役割である	.483	.317	.165	.122	-.241
24.保育所で扱うのが困難な問題をもっている場合でも子ども の福祉を守るためには、子どもを保育所に受け入れるべきだ	.386	.075	.159	.120	.040
R2: 地域との連携					
34.保育所での処遇が不適な場合は他の機関に紹介できる関係がある	.224	.727	.287	.286	-.067
37.保育所だけでの対処が困難なケースの場合は、他の機関から 支援を受けながら、子どもを受け入れる体制がある	.348	.636	.332	.349	-.156
13.地域の児童福祉に関わる他の機関と、定期的に交流がある	.260	.556	.178	.207	-.151
21.保育所だけでは解決が困難な問題は、他機関と協同して 解決を考える仕組みがある	.324	.550	.305	.190	-.065
35.保育所の職員が地域に出かけ、「保育に欠ける」子どもを見つけて 援助したことがある	.020	.471	.073	.259	-.132
29.地域住民、民生委員、その他の機関からの情報で、「保育に欠ける」 子どもを受け入れたことがある	.120	.444	.222	.187	-.019

R3:子どもの問題解決のための協同

33.子どもの福祉を実現するためには、家庭との協同は欠かせない	.377	.223	.756	.203	-.031
31.子どもの問題によっては、他機関と協同していくことが必要だ	.349	.398	.681	.092	-.087
28.子どもの問題解決のためには、保育所全体で対応を考えることが必要	.448	.144	.586	.265	-.029
25.保育所で子どもを支援するためには家庭の状況を知っておくことが必要	.412	.210	.579	.235	.028
38.子どもの問題行動が家庭の問題とつながっていると感じたときは					
保護者と相談することができる	.199	.337	.555	.391	.013

R4:保育者の相互理解

3.職員会議などでお互いの保育観や援助技術について話し相互理解がある	.100	.257	.138	.739	-.124
5.保育所の理念は、全職員に浸透している	.252	.289	.206	.617	-.016
39.保育者同士に信頼関係がある	.094	.308	.283	.548	.043
26.職員会議等で、個々の子どもの問題を共通に理解している	.206	.272	.368	.498	-.003

R5:保育所保育の優先

16.保育者はまず子どもの保育に専念し、余力があれば地域支援を					
するのが良い	-.210	-.060	-.117	-.023	.660
19.地域の子どもの支援も重要だが、まず、保育所を利用している					
子どもの権利が優先されるべきである	-.206	-.135	-.148	-.126	.593
22.子どもの問題行動は、多くは家庭に原因があると思う。	-.160	-.122	.088	.040	.436
23.保育内容は子どもの興味やその日の状況を最優先して考えるべきだ	.118	-.067	.239	.036	.407

累積寄与率 18.20% 24.52% 29.73% 33.27% 36.36%

第1因子は、8.「利用児の保護者を支援するのは、保育所の仕事である」20.「親が子供の福祉を阻害している場合、子どもの福祉を実現するよう親を支援するのも保育所の役割である」の項目に高い負荷量を示していた。そこで第1因子を「保育所の使命」と命名した。第2因子は、34.「保育所での処遇が不適な場合は、他機関に紹介できる関係がある」13.「地域の児童福祉にかかわる他の機関と、定期的に交流がある」の項目に高い負荷量を示していた。そこで第2因子を「地域との連携」と命名した。第3因子は、33.「子どもの福祉を実現するためには、家族との協同は欠かせない」31.「子どもの問題によっては、他機関と協同していくことが必要だ」の項目に高い負荷量を示していた。そこで第3因子

を「問題解決のための協同」と命名した。第4因子は3。「職員会議などでお互いの保育観や援助技術について話し相互理解がある」 5。「保育所の理念は、全職員に浸透している」の項目に高い負荷量を示していた。そこで第4因子を「保育者の相互理解」と命名した。第5因子は、16。「保育者はまず子どもの保育に専念し、余力があれば地域支援をするのが良い」 19。「地域の子どもの支援も重要だが、まず、保育所を利用している子どもの権利が優先されるべきである」の項目に高い負荷量を示していた。そこで第5因子を「保育所保育の優先」と命名した。各因子の信頼係数は、第1因子 $\alpha=.758$ 、第2因子 $\alpha=.714$ 、第3因子 $\alpha=.758$ 、第4因子 $\alpha=.700$ 、第5因子 $\alpha=.585$ であった。第5因子の信頼係数については、採用基準とされる.700よりも低い値を示しているが、項目数及び回答者数が少ない項目から構成されていること、また、複数行った探索的な因子分析の結果、累積寄与率や因子の命名困難な理由から採用しなかった3因子抽出や4因子抽出の因子分析でも同様の因子が確認されていたことから、今回は第5因子を採用した。

d. 保育所での職種・支援センターの2要因による分散分析

次に、「保育者の使命」、「地域との連携」、「子どもの問題解決のための協同」、「保育者の相互理解」、「保育所保育の優先」、の5つの因子が、保育所におけるソーシャルワークとケアワークの提供者として、それぞれ役割分担が想定されている「施設長・保育士」により違いがあるか、また、保育所内での保育とは異なる機能の提供が求められることが想定される、地域子育て支援業務を特化して実施する「地域子育て支援センターの有り・無し」により影響を受けるかどうかを検討した。それぞれ5つの因子の項目評定平均値を求め、施設長・保育士の職務の違いの要因、地域子育て支援センターの有無を要因とする2×2の分散分析を行った。その結果を表3-10に示す。

「保育所の使命」に関しては、職種の主効果(施設長: $\bar{X}=3.9(SD=0.5)$ > 保育士: $\bar{X}=3.8(SD=0.4)$)が有意($F(1,361)=3.891, p<.05$)、及び支援センターの有無による主効果(支援センター有り: $\bar{X}=3.9(SD=0.4)$ > 支援センター無し: $\bar{X}=3.8(SD=0.3)$)が有意($F(1,361)=5.289, p<.05$)であった。よって、施設長、支援センターをもつ保育所職員の方が、保育所の使命について強く意識しているといえることができる。

「地域の連携」に関しては、支援センターの有無による主効果(支援センター有り: $\bar{X}=3.6(SD=0.6)$ > 支援センター無し: $\bar{X}=3.5(SD=0.4)$)に10%水準で有意な傾向($F(1,319)=3.180, p<.10$)が見られた。これにより、支援センターをもつ保育所の方が、地域との連携を強く意識している可能性が示唆された。「子どもの問題解決のための協同」に

表 3-9 保育所での職種・支援センターの2要因による職務選択の分散分析表

保育所の使命	職種による主効果	$F(1,361)$	3.891*	施設長>保育士
	支援センターの有無の主効果	$F(1,361)$	5.289*	支援センター有>無
	交互作用	$F(1,361)$.029 n.s.	
地域との連携	職種による主効果	$F(1,319)$	1.343 n.s.	
	支援センターの有無の主効果	$F(1,319)$	3.180 [†]	支援センター有>無
	交互作用	$F(1,319)$.031 n.s.	
問題解決のための協同	職種による主効果	$F(1,376)$.436 n.s.	
	支援センターの有無の主効果	$F(1,376)$	2.326 n.s.	
	交互作用	$F(1,376)$.056	
保育者の相互理解	職種による主効果	$F(1,382)$	7.495**	施設長>保育士
	支援センターの有無の主効果	$F(1,382)$.559 n.s.	
	交互作用	$F(1,382)$	1.229 n.s.	
保育所の優先の保育	職種による主効果	$F(1,378)$	5.755*	保育士>施設長
	支援センター有>無	$F(1,378)$	1.937 n.s.	
	交互作用	$F(1,382)$	1.330 n.s.	

[†] $p<.10$ * $p<.05$ ** $p<.01$

については、交互作用、主効果とも見られなかった。よって、この項目についての職種・支援センターの有無についての差は今回、確かめられなかった。

「保育者の相互理解」に関しては、職種の主効果(施設長: $\bar{X}=4.0(SD=0.3)$ > 保育士: $\bar{X}=3.9(SD=0.3)$)が有意($F(1,382)=7.495, p<.01$)であった。よって、施設長の方が「保育者の相互理解」について強く意識していることがわかった。「保育所保育の優先」については、

職種の主効果(保育士: $\bar{X}=3.5(SD=0.5)$ > 施設長: $\bar{X}=3.4(SD=0.4)$)が有意 ($F(1,378)=53755, p<.05$)であった。よって、保育士の方が「保育所保育の優先」について意識しているといえることができる。

e. 考察

以上の結果から、次のことが示唆された。

保育所は、「保育所の使命」、「地域との連携」「子どもの問題解決のための協同」「保育者の相互理解」「保育所保育の優先」の5つの枠組みで保育所の職務ととらえている。しかし、施設長と保育士とでは、その意識に差がみられた。

施設長は、保育所の運営・職員集団の管理という立場にあるためか、地域連携・保育者の相互理解という内容を、保育所の必要な役割であると保育士より強く意識していた。一方、保育士は、「保育所保育の優先」に対して差異があり、実際に日々保育で接する子どもの支援について、保育所の役割としてより強く意識していた。このことは、日々子どもに接する保育士がケアワークを担当し、クラス担任等をもたない立場の施設長等がソーシャルワーク技術を用いた支援に当たる、という役割分担が、保育所において検討可能なことを示す。また、支援センターを設置する保育所の方が地域連携についての意識が強い可能性があることも分かった。10%の有意な傾向であったため断定は避けるべきだが、このことは、実際に地域支援に特化して実施することで、そのことを保育所の役割としての認識が強まる可能性について示唆された。

保育者の相互理解について、施設長の方が会議等を通じて保育者間の相互理解があり、理念を共有していると感じていることは興味深い。保育所として理念を共有すること、個々の子どもについて共通の理解に立つことは、ケアワークとソーシャルワーク支援を連続して実施するために欠かせないことである。保育士側に相互理解についての感覚が少ないのは、個々の保育者の保育内容についての独自性を重視しているからかもしれない。「子どもの問題解決への協働」について施設長・保育士で差が見られなかったことは、双方がこの項目を保育所の役割として重視している可能性をもつが、一方でその問題状況を同じ理念に照らして共通に理解することは保育所の中での役割分担、及び保育所全体としての地域との連携をしていく上で必要となる内容であり、今後の課題であるといえよう。

今回の調査は、保育所で実行する支援プログラムや支援の実態と保育所職員の主に「意識」を問うたもので、実際に「意識通りの支援が実施されているか」は確認できない。調査ではエコロジカル・パースペクティブの有効性については確認できなかったが、地域支

援・連携を保育所の役割としてとらえつつも、施設長に比べ保育士は「保育所保育」を重視する傾向が確認できた。一方で「地域子育て支援センター」があることで保育所の役割、地域連携についての意識が高まるという可能性は、支援センターでの職務を経験することにより保育士がその重要性に気づくという可能性を示唆しており、興味深い。

3-4 保育所でのケアワーク、ソーシャルワーク支援の独自性

ここまで保育所が子どもの最善の利益の実現のため、主として保育士がケアワークを提供し、その連続線上にある課題解決のためにソーシャルワーク技術を使用することについて言及してきた。「保育所でのソーシャルワーク技術の使用」または「保育所でのソーシャルワーク支援」として成立する場合の内容について、今一度まとめておきたい。

(1) 保育所でのソーシャルワークの独自性

まず、保育所でのソーシャルワークの独自性を、児童ソーシャルワークの定義に比して検討する。児童ソーシャルワークとは、ソーシャルワークを児童分野に適用したもの、と捉えることができるが、その独自性について、谷口(2001)は、以下のように述べている「児童ソーシャルワークの基本的特徴は、児童の発達を支援すると同時に家族の成長を支援するという焦点と介入の構造的二元性をもつこと、児童、家族それぞれの福祉の実現を図るだけでなく、その二元性を児童の権利の実現を目指して克服し、家族レベルで統合をはかることであり、児童の権利実現と同時に家族の普遍化した養育困難性をサポートする家族支援システムの構築、家族のエンパワメントアプローチが必要である」。この定義では、児童にとって家族がその権利実現に不可欠な存在であるところに独自の領域を提示し、支援対象を児童とその家族に規定している。さらに谷口(2003)は、個別の家族の困難性だけでなく、予防的役割を果たす家族支援システム構築の必要性、問題解決の主体は家族であるという意味でのエンパワメントアプローチについて言及している。

一方、保育所でのソーシャルワークは、就学前児童の主體的側面から、子どもの権利擁護に軸足をすえつつ、その擁護にかかせない保護者を視野に入れる。そのために保護者の支援を行うが、それはあくまでも子どもの権利擁護のための支援、つまり子育ての主体者たるための保護者への支援であって、例えば、保護者個々の自己実現そのものを指向するわけではない。また、保護者が子育てに関わっている、という文脈での支援であり、親権喪失宣告が必要となるような場合—例えば、保護者が子育てをまったく放棄し他者による

養育が適切とされるようなネグレクト、子育ての主体者として不適切であり、児童の保護者となりえない身体的・心理的・性的虐待等で家族分離が適切とされるような場合は、保育所での支援の守備範囲を超える。これらのケースは児童相談所に速やかに送致し、状況によっては権威的なハードアプローチ(才村, 2008:20)のもとにおかれることが適切である。

具体的には、保育所は、保護者が児童虐待等の明確な権利侵害に及んでいる場合には、児童相談所等の児童ソーシャルワーカーにケースを送致する。このような連続性を確保する為には、日頃から専門機関同士がネットワークを形成することが必須である。

保育所でのソーシャルワーク支援は、保護者による子育てが可能な状況においてのみ、実施される。つまり、保育所でのソーシャルワーク支援は、保護者と子どものセットを子どもの権利擁護に欠かせない基本単位として捉え、かつ自らは権利擁護の術をもたない子どもの主体的側面にたち、その権利を保障するために次の3点に働きかける。①就学前の子ども、及びその子育ての主体者としての保護者 ②子どもと保護者との関係性 ③子どもの環境、及び保護者による子育てを支援する文脈での環境、である。具体的には、日々の保育においては子どもへのケアワークを基盤として、子どもと保護者の関係性、保護者、子育て環境としての地域社会に働きかける。

(2) 支援システムの中での子ども・保護者への支援

保育所での支援は、子どもの最大限の権利実現を目的とした子どもへの支援と、保護者による「子育てに対する」支援であることを確認した。上記で述べたように、親子分離が必要となった時点で保育所による支援は限界を迎えるが、このことは、保護者と子どもと一緒に生活している場合は、子育ての主体者として不安を感じる保護者であっても、子育てをめぐりパートナーシップをとることが可能な場合は、保育所として何らかの支援を提供すべきことを示唆する。

しかし、実際には、生活困難等からストレスを抱え虐待を加える可能性の高い保護者、何らかの障害をもち対応に苦慮する保護者等、子どものケアワークを支援の軸に据える保育所に対応するには「手に余る」と感じられるケースが多いことが、現場から報告されている。これらの「困難ケース」は、その解決のための専門機関等と保育所がネットワークを組み、支援に当たることが必要となる。具体的な構成機関は子ども・保護者のもつ問題状況によって異なるが、子どもと保護者、保育所、支援ネットワークの3者の関係について、保育所の視点から整理を試みる。

①保育所が、子ども・保護者の課題に対応できる場合

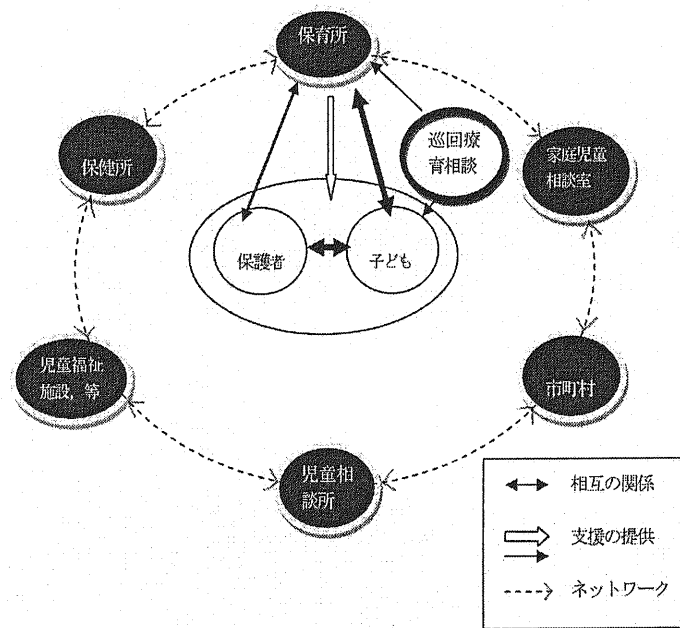


図 3-3

(土田作成)

これは、従来保育所が支援対象として想定している、健常児とその健全な保護者を対象とした支援である。提供されるサービスは、子どもへのケアワークをはじめとする保育の提供、保護者が子育ての主体者であるための子育て支援に関する相談・指導、子どもと保護者との関係への介入、保護者同士の関係づくり、等である。地域の支援機関はネットワークを構成しつつも、特に介入はない。①の場合は、支援ネットワークは、保育所に予防的な見守りの役割を果たす。この場合の三者の関係は図 3-3 のように示される。

②保育所が提供する子ども・保護者の支援に、サポートが必要な場合

この場合は、a) 保育所が主として子どもと保護者に関わり、保育所を支援ネットワークが側面的にサポートする場合と、b) 支援ネットワークと保育所、保護者が連絡調整する中で、役割分担を行い、総体として子どもと保護者に支援を提供する場合、に分けられる。b) の場合は、子どもと保護者のケースを、要保護児童対策地域協議会などの協議に上げ、連携のもとで支援する場合と考えられる。この場合の三者の関係は図 3-4、図 3-5 のように示される。

③子どもの権利を守るために親子分離が必要で、子どもが保護者とともに地域での生活が送れない場合

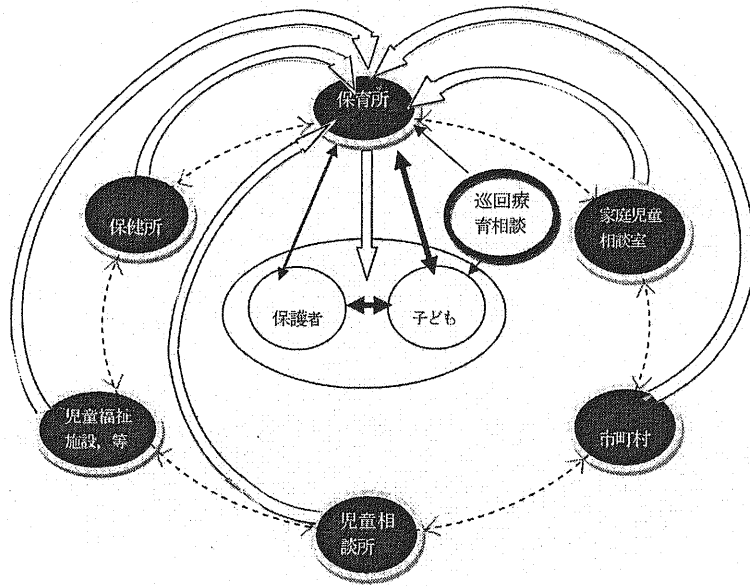


図 3-4 (土田作成)

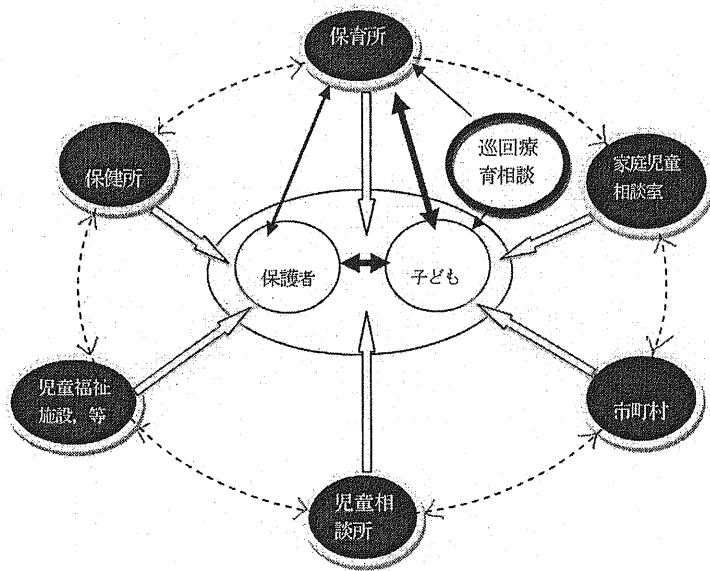


図 3-5 (土田作成)

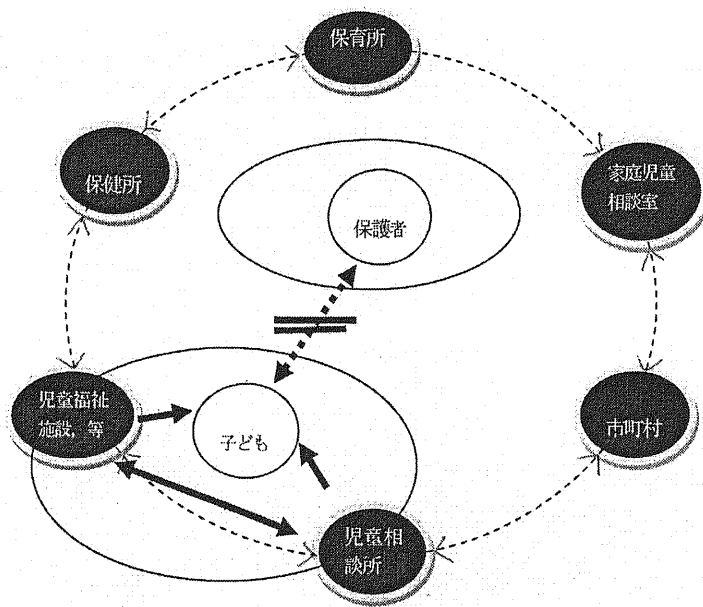


図 3-6 (土田作成)

この場合は、保育所として提供できる支援の範囲を超え、主として児童相談所の介入が必要となる。保育所は、要保護児童対策地域協議会のメンバーとして、子どもが保護者の元へ帰る場合に備えての準備を連携の中で行う。この場合の三者の関係は、図 3-6 のように示される。

(3) 保育所でのソーシャルワークの構成要素

本章で述べてきた「保育所でのソーシャルワーク支援」が「保育ソーシャルワーク」として成立するためには、現状の a) 保育室を典型とする保育所内での保育の充実(保育所内での子どもの最善の利益の追求)の延長線上にある課題に対してのソーシャルワーク技術の使用、だけではなく、b) ソーシャルワークのプロセスに従い、就学前の子どもの権利擁護(子どもの生活全体そのものに関する最善の利益の追求)のための課題解決を、ソーシャルワークの技術を用いて実行することが必要であると考えられる。b) については、「地域子育て支援」を視野に入れるべきところであるが、例えば、保育所ワーカーがコミュニティワークまでを実施することに関しては、合意が得られていない。

結論的にいうと、保育所でのソーシャルワーク支援は、現状では保育所でのソーシャルワーク技術の適用、という範囲にとどまっている。学校ソーシャルワークと同じく、保育

所にソーシャルワーカーを配置することができれば、全ての保育所でb)の範囲を実施することが可能だと考える。保育所が社会福祉施設であることを考えると、A園の事例にみられたように、役割分担の下、施設長等がソーシャルワーク技術の提供を主として行使する可能性もある。しかし、施設長が必ずしもソーシャルワーカーとしてのアイデンティティをもつとは限らない現状からは、保育所にソーシャルワーク支援を実施できるソーシャルワーカーをおくことが現実的であろう。尚、保育に専門性をもつもの以外がソーシャルワーカーとして配置される場合は、保育所ワーカーがエコロジカルな視点に基づきケアワークを実施すると共に、保育所のソーシャルワーカーが、ケアだけでなく教育も一体となった保育の価値を共有する作業を通じて、サービスの連続性を確保する必要があることを、重ねて強調しておきたい。

まとめると、保育所でのソーシャルワーク支援とは、保育の主体である保育所等が、子どもの生活の全体性を視野に入れ、その主体的側面から、児童の権利実現のために保護者とパートナーシップを組み、ケアワークとソーシャルワーク支援の連続性の中で、保育所の生活と関わる範囲で子どもの生育環境を最適なものにしていく取り組みの総体である。その内容には、次を含む。

- a. 児童の発達支援を含んだ権利実現を最優先の価値としてもつ。
- b. 子どもの生活全体を視野に入れ、保育技術を用いて子どもと関わり、子どもの保育所での生活を含む生活全体における権利実現を支援する。
- c. 子育ての主体者たる保護者と、または保護者が子育ての主体者たれるよう支援し、子どもの権利実現に向けてパートナーシップを形成する。
- d. 子どもの視点から保護者の関係性を含む子どもの環境を調整し、権利実現に向けて応答性を促進するよう働きかける。
- e. 保護者の子育ての主体者たることを妨げている環境に応答性を促進するよう働きかける。
- f. 子育て環境の改善・問題解決のために、子育て支援に関わる他機関とネットワークを構築する。

保育所ワーカーは、子どもの最善の利益の実現を価値としてもち、この実現のために、子どもの最大限の自己実現を目指して発達支援を行う。支援の実行においては子どもの生活をエコロジカルにとらえ、保育技能を含む保育技術を用いて子どもと関わり、保育所等での生活における権利実現を支援する。エコロジカル・パースペクティブは、保育所ワー

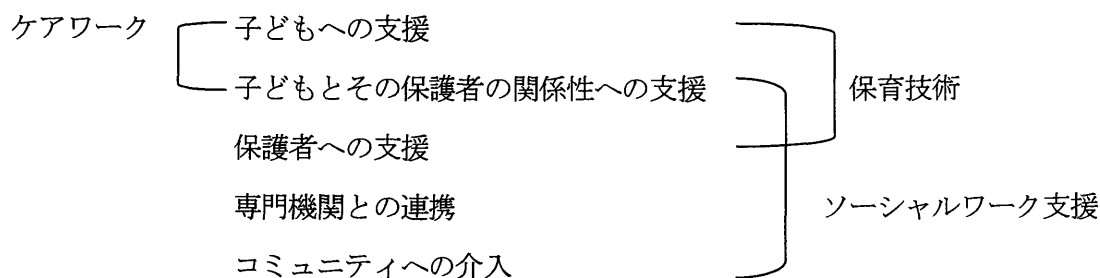


図 3-7 保育所のケアワークとソーシャルワーク支援の分担

カーが目指す子どもの最適な発達支援・最適な生育環境形成において、人と環境との交互作用という視点から子どもや家族の現在の、そして潜在的な資源のストレングスに働きかけ、環境側の応答性を高めていくことを視野に入れた保育実践を可能にする。この際不可避となる子どもの保護者への働きかけについては、親のウェルビーイングは子どもの福祉の実現につながるという基本理念のもと、育児支援プログラムを通じて子どもの生育環境をトータルに改善する取り組みにおける重要な構成要素と認識する。

保育所でのケアワーク・ソーシャルワーク技術の使用は A 園でのフィールドワークを参考に、図 3-7 のように図示できる。それぞれの担い手としては、ケアワークと保育技術を保育所ワーカーが、ソーシャルワーク支援については、現状では配置されていないソーシャルワーカーが想定されることを、本稿での結論とする。

(4) 子どもの権利擁護に向けたコミュニティへの介入

さて、ここまで保育所でのケアワーク、ソーシャルワーク支援について検討してきた。保育所の実践の中で、具体的な 1 人の子どもの権利擁護に向けてその課題解決をエコロジカルに捉えたとき、保護者に対する支援・コミュニティへの介入までが視野に入ること、課題解決に向けて、ケアワークとソーシャルワーク支援が連続して提供されることについては繰り返し確認した。それでは、このコミュニティへの介入は、地域子育て支援においても同様な説明が可能であろうか。

3-7 図にある「コミュニティへの介入」は、保育所の地域子育て支援での実践と重なってくる部分である。しかし、保育所保育を基盤にしたコミュニティへの関わりが、保育所を利用している子どもからエコロジカルな広がりの中で成立するのに対し、地域子育て支

援においては、子育てに支援的なコミュニティの成立自体を志向する点異なる。つまり、立地するコミュニティの課題解決を目指した働きかけを基盤にして地域子育て支援が成立し、そのサービスを、子どもと保護者が利用するのである。もちろん、サービスを利用する子ども・保護者への支援・課題解決を指向したコミュニティへの介入も実際には存在するが、同じ「子どもの最善の利益の実現」を価値としてもちつつも、保育所保育と地域子育て支援とでは、支援の目指す方向性が違うことに着目したい。

子どもの権利を実現するためには、保育所内だけではなくコミュニティまでを視野に入れた地域子育て支援は重要であるといわれつつも、保育所ワーカーによってそれが実践されるための条件については明確になっていないのが現状であろう。この章での結論としては、コミュニティワークについてはソーシャルワーカーが担うこととなるが、そもそもの「保育所での地域子育て支援」についてはその内容の検討が必要である。

次章では、地域子育て支援に特化した機能を期待される保育所併設型の子育て支援拠点に焦点を当て、子育て支援に求められる専門性について考察を進めていく。

3章の注

- (1) フィールドワークについては、関西学院大学大学院の授業における佐藤(2002)の指導に従い、フィールドノーツという用語を用いた。その他のフィールドワークの進め方についても、この授業・参考文献に拠る。
- (2) アイデアツリーはPCのソフトウェアで、テキストとして入力した情報を階層的に整理し活用することができる。(1)の佐藤(2002)の授業内で、フィールドワークの情報をまとめるツールとして紹介され、使用した。

第4章 地域子育て支援に求められる専門性

この章では、日本の地域子育て支援センターの成立経過、現状について確認し、保育所が地域子育て支援を実践するために求められる専門性について考察する。まず、日本の地域子育て支援センターの成立経過、現状について確認する。その上で、そこで実践されるべき内容・保育所ワーカーが「子育て支援」の専門性を獲得するための一つのモデルとして、カナダ、トロントの「ファミリーリソースセンター」のエコロジカル・パースペクティブに則った運営の理念、職員のリカレントプログラムについてもふれていきたい。

4-1 保育所ワーカーによる「地域子育て支援」の領域

まず、「地域子育て支援」を専門的に担うため保育所に設置された地域子育て支援拠点事業のセンター型、保育所で実施されるプログラムの通称である「地域子育て支援センター」の本稿の対象とする領域について規定する。本稿は、保育所ワーカーの職務としての地域子育て支援に関心を持ち、その職務の遂行場所の一つとしてセンター型拠点事業を捉える。よって、本稿での関心領域は、図4-1のとおりであることをお断りしておく。

尚、実際としては独立型のセンター型地域子育て拠点施設で保育士資格者が担当者となることは多いと考えられるが、後で拠点施設の従事者要件にみる通り、センター事業の担当者として保育士としての専門性が求められておらず、事実上、保育所ワーカー以外による独立型支援センターとの区分は困難であるため考察からは省くこととした。

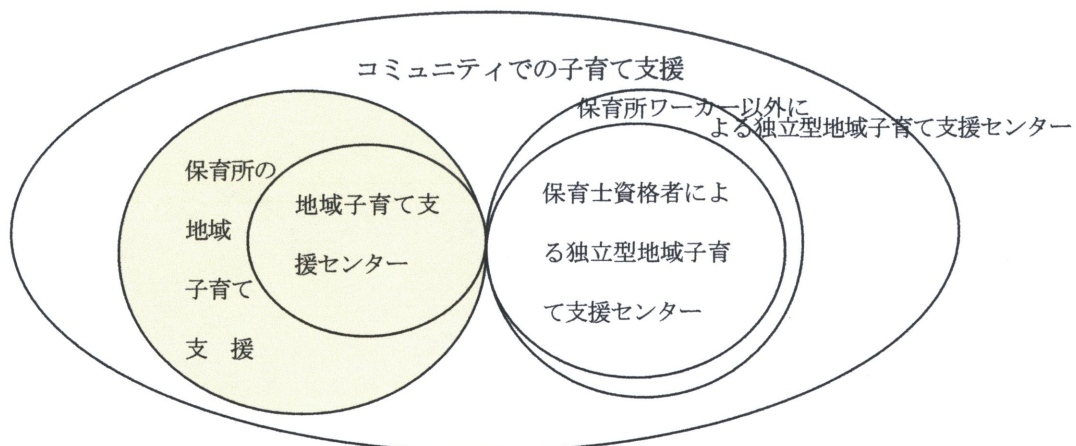


図4-1 保育所ワーカーによる地域子育て支援(色付きの部分)

4-2 地域子育て支援の実際とコミュニティ形成

まず、「地域子育て支援」を専門的に担うため保育所に設置された地域子育て支援センターの現状と役割について概観する。

1997年の児童福祉法改正により、保育所は従来の「保育に欠ける」乳幼児とその保護者だけでなく地域の子育て中の保護者に支援を提供することが明文化され、地域子育て支援が全ての保育所の役割として規定された。地域子育て支援は、地域の乳幼児を育てている保護者への育児相談を典型とし、保育所のもつ保育のノウハウを地域住民に提供するもの、と位置付けられる。この改正の背景に、専業主婦の育児不安や少子化があることは、すでに見てきたとおりである。

地域子育て支援は、育児疲労や急な育児ニーズに対応する一時保育、日常的な育児のノウハウを地域住民に提供する育児相談等を通じて保育所業務の一環として全ての保育所で実施される他、その機能を特化した地域子育て支援拠点施設の一つである「地域子育て支援センター」でも実施される。保育所を利用する子どもの生活をエコロジカルに捉えたとき、コミュニティへの関わりが予定されるべきことについてはすでに確認した。全ての保育所で実施される地域子育て支援は、その意味では保育所保育の延長線上にあり、保育所が地域子育て支援センター(以下、支援センターと略す)を運営するのは自然なことといえる。一方ですでに言及したように、地域子育て支援で求められる専門性は、保育室を中心とする保育所保育に求められる専門性とは異なる。

保育所本体での地域子育て支援については3章で検討したため、ここではまず、保育所に併設される地域子育て支援センターの成立から今日までの経過についてまとめ、その課題について検討する。

(1) 地域の子育て支援拠点の成立経過

子育て支援拠点のひとつである地域子育て支援センターは、エンゼルプランに基づく延長保育、一時保育の推進等を含む「特別保育事業」の一つとして市町村が実施保育所等を指定する保育所併設の形から1995年に開始された。これは、1989年の1.57ショックに始まる少子化対策の中で、保育所のもつ「子育ての専門性」を地域に還元し、乳幼児を養育する保護者の育児不安に応えることを目的としたもので、支援センターはいわばこの役割の核となることが期待された。この裏付けとして1997年の児童福祉法改正により、保育所は従来の「保育に欠ける」乳幼児とその保護者だけでなく、地域の子育て中の保護者

に支援を提供することが明文化されている。

1995年当初の地域子育て支援センター(以下、支援センターと略す)事業は、①育児不安等に対する相談指導 ②子育てサークル等の育成・支援 ③地域の保育ニーズに応じた特別保育の積極的実施 の3事業であったが、1998年から、④ベビーシッターなどの地域の保育情報の提供、が加わった。また、少子化が進む中、育児支援のニーズに応える支援センターの数的な整備を急ぐため、4事業の中から2事業を実施する小規模型の支援センターの設置も認められるようになった。2000年にはさらに、⑤家庭的保育を行うものへの支援、が事業に加えられている。2004年度統計で全国2,768(内、小規模型が1,290、厚生労働省保育課調べ)の地域子育て支援センターが保育所に併設された。尚、小規模型は経過措置として2009年度末まで運営され、それ以降は後に述べる「センター型」「ひろば型」のいずれかに移行している。

保育所併設型の支援センターは、「保育対策等促進事業実施要綱」に補助金事業として具体的な内容を規定された(表4-1)。なおこの支援センターは、2006年には保育所だけでなく、単独事業も含むセンター事業として、さらに、すでに子育てサークルや親子の集いの場をすでに設けていた児童館、つどいの広場を加える形で、2007年度より地域子育て支援

表4-1 地域子育て支援センターの概要

- ・趣旨：地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児不安についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て過程に対する育児支援を行うことを目的とする。
- ・実施要件：下記の①～⑤の事業のうち、指定施設は上記から3事業以上。
 - ①育児不安等についての相談指導
 - ②子育てサークル・子育てボランティアの育成・支援
 - ③地域の需要に応じた保育サービスの積極的実施・普及促進
 - ④地域の保育資源の情報提供
 - ⑤家庭的保育を行うものへの支援
- ・指定施設の開所日は原則として週5日以上とする。

保育対策等促進事業実施要綱より作成

表 4-2 地域子育て支援拠点事業

	ひろば型	センター型	児童館型
機能	常設のつどいの広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取り組みを実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取り組みを実施
実施主体	市町村(特別区を含む)、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者への委託等も可		
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施		
実施形態	①～④ 出張広場の実施 地域の子育て力を高める取り組みの実施	①～④ 地域支援活動の実施	①～④ 地域の子育て力を高める取り組みの実施
従事者	子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有するもので、地域の子育て事情に精通した者(2名以上)	子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)+児童館職員が協力
実施場所	公共施設の空きスペース、商店街空き店舗、民家等	保育所、医療施設、公共施設等	児童館
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日、1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上

*地域子育て支援センター(小規模型)については、平成21年度末までに、ひろば型かセンター型へ移行

出典：厚生労働省地域子育て支援拠点事業実施要綱より抜粋して作成

拠点事業「センター型」「ひろば型」「児童館型」として再編されることになった(表4-2)。子ども子育て応援プランには、地域で子育てをする家族に中学校区に1か所程度、これらの「支援の場」を整備していく方針が述べられている。子育て支援事業の法的根拠を明確にするため、2008年に児童福祉法が改正され「地域子育て支援拠点事業」が法律に位置付けられることになった。地域子育て支援拠点事業実施要綱によると、センター型の設立目的は、「子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ること」とされる。

実施主体は特別区を含む市町村だが、その運営は社会福祉法人、NPO法人に委託することができる。次世代育成支援対策推進法により、市町村に子育てに関する行動計画の策定が求められる中で、各自治体の子育て支援の中核的拠点施設として公営の複合的な子育て

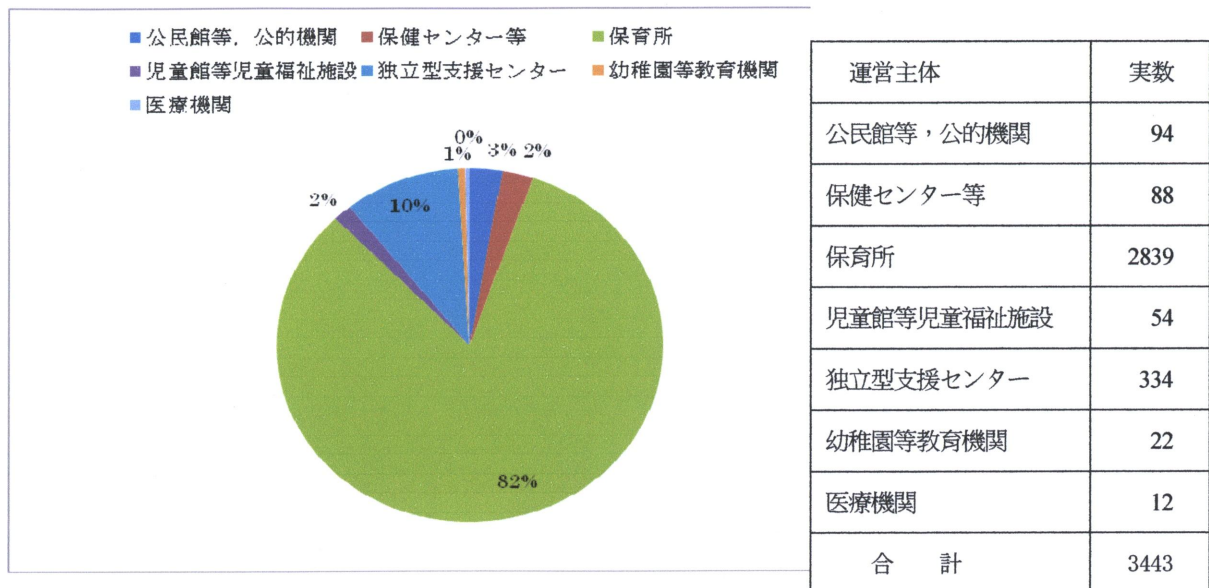


図 4-2 「センター型」支援センターの運営主体

厚生労働省報告 2008.3.30 資料より作成

て支援センターも設立されてきている。保育所は、センター型地域子育て支援拠点の中で 2008 年 3 月現在 82%の割合を占めている(図 4-2)。

今後、医療機関や公的機関で実施されるセンター型の子育て支援拠点が増加する可能性はあるが、保育所がセンター型において大きな割合を占めることには変わりはないだろう。表 4-1 に見る実施形態に、センター型については「地域支援活動の実施」が加えられている。実施要綱によると 2つの活動が記されており、一つは「公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施」という出張型保育に類するものであるが、今ひとつは「地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応」であり、センター型の機能として地域での個別支援、アウトリーチ活動が期待されていることがわかる。この役割を期待される従事者としては、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有するもので、地域の子育て事情に精通した者、が想定されている。ひろば型の補助単価がセンター型と同じ週 5 日型においては 4,355,000 円であるのに対し、センター型では 7,485,000 円が計上されている。単純な比較は困難だが従事者の数が等しいことを考えると、この補助額の違いは従事者への支払いが反映されていることが考えられ、そのままセンター型の従事者に高い専門性が求められていることを示す。しかし、その専門性の内容については、表 4-2 に見る限り、具体的に規定されているわけではない。

(2)地域子育て支援センターの現状と機能

地域子育て支援センター全体についての体系的な調査等は存在しないため、ここでは主に筆者が実際に関わった事例、子育て支援センターの実践報告書の他、2005年1月から2008年3月にかけて「こども未来」及び「保育の友」に掲載された46のセンター型の拠点事業事例をもとに考察を行った。2004年には2,936か所であったセンター型の子育て支援拠点は急速に設置が進み、2005年度には3,167か所、2006年度には3,436か所が成立している。まず、このセンター型子育て支援拠点について、独立型と本稿の本題である保育所併設型とに分けて考察する。

a. 独立型地域子育て支援センターの現状と機能

市町村行動計画の中で子育て支援センターの設置目標数値が明示される中、各市町村の地域子育て支援事業の中心的拠点と位置付けられる、子育てに関する複合的な設備をもつセンターも存在する。これらは、「子育て支援センター」としての独立した機能とスタッフをもつところに特徴がある。具体的には、親子遊びや参加者同士の交流、スタッフによる設定保育、行事が可能な「遊び場」のスペース、育児講座、各種講習会、ボランティア育成等が可能な「講座」スペース、一時保育のための乳幼児のお昼寝等も可能な「休息」スペース、その他、料理が可能なキッチン、面接室、など、それぞれのセンターの事業に応じて確保されている。公設公営で設置されているため、市町村域の他専門機関との連携がスムーズであり、市町村域を対象としたボランティアの養成、母親サークルの育成・支援、他の拠点施設の支援も視野に入れられている。

子育て支援だけでなく、講座スペースをセンターの利用者の自主的な講座に提供する事例も見られる。例えば、滋賀県O市にある子育て支援センター(子育て支援センター ゆめっこ)は、センターを利用する母親の自主講座として「フラダンス教室」を開催している。副センター長によると、フラダンス自体は子育ての支援と直結しないが、趣味の講座を通じて母親同士がつながりあい、生き生きとした姿を見せることは子どもにとっても良い影響をもたらすのだという^①。このような、母親のニーズに柔軟に応えるようなプログラムも、間接的な「子育て支援」として提供される。

数的には各市町村につき1か所程度が整備されており、広域的な子育て支援に直結したニーズと、上記のような間接的なニーズの兼ね合いについても課題となると考えられる。市町村運営のセンター型拠点施設は、経験を積んだ公務員保育士が担当者となることも多

いと予測される(O市においても、数年ごとに、公立保育所から中枢的なセンター型地域子育て支援拠点事業への人事異動がある)。

b. 保育所併設型支援センターの現状

保育所併設型の地域子育て支援の担当者については「保育士」があたることが想定された他は設置当初から特に規定はなく「保育所での保育経験があり、かつ他の社会福祉分野についての理解をもつもの」が適当とみなされた。いわば保育所の主任保育士程度の経験をもつものが想定されていたと見てよいであろう。

保育所で地域子育て支援センターが開設された4年後の活動の状況について「子育てセンター交流セミナー(1999)」に掲載された54の支援センターの基本情報から、活動内容をカテゴリーに分け集計したのが図4-3である。これはあくまでも、この交流セミナーに参加した支援センターの情報の集計に過ぎないが、当時のおおまかな活動の傾向が推定できる。活動の上位に挙げられているのは、「育児情報の提供」「親子遊び」等、保育士が保育所内で実施しているサービスの延長線上にある活動の割合が高く、「ボランティアの受け入れ」、「ネットワーク会議」等、保育所の職務とはなじみの薄い活動の割合が低くなっていることがわかる。これを裏付けるように、地域子育て支援センターの担当者の声をまとめた「2004 子育てセンター実践記録(2004)」の課題として、表4-3のように、他園・他機関との連絡協力体制の確立に困難をもつことがトップに挙げられ、「ボランティアの活用・育成」についても上位に上げられ、支援センターの課題として示されている。地域子育て支援拠点事業のセンター型として地域支援が本格的に期待されることを背景に、i-子育てネット²⁰や、同じくこども未来財団発刊の雑誌「こども未来」には、センター型拠点施設の先進的な事例が紹介された。例えば、青森市の和幸保育園地域子育て支援センターでは、親子遊びなどの通常のセンタープログラムの他に、中高生に子育ての楽しさを伝える目的でボランティアの育成・支援事業に力点をおいている。また、医師、保健師、民生委員、市担当職員、保育所、子育てサークル代表者等からなる「子育て推進委員会」を設置し、情報交換を行うなどのネットワークを形成している。来所型の利用については充実しているが、課題として家庭訪問、出張などの派遣型システムの実施があげられている(こどもみらい,2006:16)。先進的な事例においてもなお、アウトリーチについては課題になっていることがわかる。

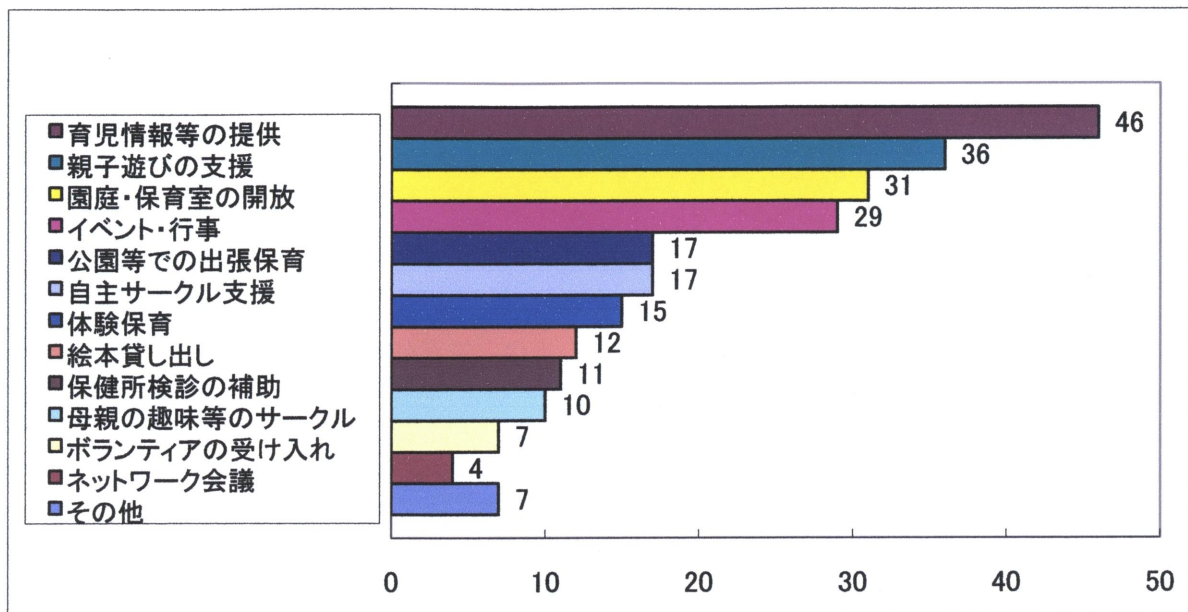


図 4-3 地域子育て支援センターでの活動内容

「子育てセンター交流セミナー(1999)」に掲載された54の支援センターの基本情報より作成

表 4-3 地域子育て支援センターの課題ベスト10

内 容	1998~2004 の合計
他園・他機関との連絡協力体制が必要・困難	69
参加していない・支援が必要な親子の援助方法	49
ボランティアの活用・育成	45
サークルへの支援・関り方	41
他の子育て支援活動の情報	37
親の自主的活動への援助方法	28
活動に生かせる具体的な実践内容を知りたい	27
父親の育児参加を促す活動内容	26
利用者の増減への対応	26
利用者一人ひとりへの丁寧な対応ができない	23

出典：「2004 子育てセンター実践記録」子育てセンター実践研究会編 p.126

c. 保育所併設型地域子育て支援センターの機能

既に述べたように、保育に欠ける子どもへのケアワークを中心に据えて、その権利擁護のための保護者支援、地域との連携を実施してきた保育所の職務と、地域子育て支援センターでの職務は異なる。例えば、センターに来所する子どもは基本的に保育に欠けておらず、保護者によるケアを受けている。子どもの扱いに長けた保育所ワーカーがケアワークを提供することは、保護者の親としての自信の喪失にさえつながる。複数の研究者も保育所と地域子育て支援センターでは異なる技術が求められると結論付けている(橋本, 2003. 西村, 2005. 小崎, 2004. 鈴木, 2007. 新川, 2007.)。山縣は、保育所の地域子育て支援の問題点として ①量的な限界 ②支援対象のずれ(子育て, 親子関係の円滑化, には、一定の効果があるものの地域社会づくりの支援, 親の生活づくりの支援, にはなかなか踏み込めない) ③職員の専門性のずれ(母親へのエンパワメント, コミュニティワークまでは困難) ④事業が期待したものとのずれ, を指摘した上で、ネットワーク形成, ソーシャルワークを保育士の業務とするか否かについては疑問の声もある, と述べている(2007:20-24)。

一方で、市町村が子どもと家族の相談に関して第一義的に責務をもつとき、保育所は地域において重要な役割を果たすことが期待される。金子(2007)は、保育所の「強み」は、子どもとその保護者に日々接し、働きかけていける場所であると指摘する。その特性を生かし、虐待傾向のある保護者や気になる子どもへの見守り、発見などが、要保護児童対策地域協議会の中で保育所に期待される⁽³⁾。課題をもつ親子の支援にあたる際に、保育所単独ではなく、他機関とのネットワークの中で役割を果たすことが今後ますます必要となる。また、金子は全国の地域子育て支援センターへの質問紙調査の回答から「今後センターに求められる専門性」について、①子どもと家族を個別的に支援する力 ②家族を支援するための関係調整力 ③親のエンパワメントを高める力 ④保育力 ⑤アウトリーチ ⑥子供と家族が抱える問題への対応力 の6点にまとめている。金子はこの調査結果を踏まえ、子育て支援拠点の方向性として①地域福祉の拠点 ②ソーシャルワーク機能の展開 ③地域ネットワークの構築 ④アウトリーチ, が必要であると指摘している(金子, 2007)。これは、先に挙げた山縣の指摘した保育所の地域子育て支援センターの課題と重なる。つまり、保育所の地域子育て支援センターにとって、コミュニティワークを含むソーシャルワークは、実践が必要でありながら実際としては踏み込むことが困難な領域と目されると考えられる。

地域子育て支援センターに主に求められる役割は、一言でいうと子育てに関する親支援である。これまで確認したとおり、保育所ワーカーがエコロジカルな視点にたち支援を提供するとき「保護者が子育ての主体者たれるよう支援し、子どもの権利実現に向けて保護者とパートナーシップを形成する」「保護者の子育ての主体者たることを妨げている環境に応答性を促進するよう働きかける」「子育て環境の改善・問題解決のために、子育て支援に関わる他機関とネットワークを構築する」ことは、子どもの権利擁護のためにすでに保育所ワーカーの職務となる。支援センターの職務も、この支援については共通する。一方、保育所保育では、日中生活する子どもの権利擁護の視点からエコロジカル・パースペクティブによってケアワークからソーシャルワーク技術へと導かれたのに対し、支援センターでの職務は、子どもを媒介としながらも最初から保護者への関わりが中心となるところが異なる。また、求められているのは「地域子育て支援」であり、支援センターに来所した保護者と子どもの支援だけでなく、地域で生活する保護者と子ども全体を視野に入れた支援が必要となる。

(3)保育所の地域子育て支援の専門性

以下、地域子育て支援に関わる専門性について、保育所保育での記述に準じてまとめる。なお、ここでは、保育所併設型の地域子育て支援センターに限定して、「地域子育て支援」に必要な専門性について考察する。また、ここまで保育所保育に携わる保育士等に対し保育所ワーカーという用語を用いてきたが、地域子育て支援センターでは保育所ワーカーの職務の核となるケアワークがほとんど実施されず、異なる専門性が求められることを鑑み、保育所ワーカーとは別の子育て支援センタースタッフ(以下、基本的にスタッフと略す)という用語を用いる。

地域子育て支援に関わるスタッフは児童福祉の専門職として「子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進すること(保育所保育指針総則、2008)」を価値としてもつ。保育所ワーカーが子どもの最大限の自己実現を目指してケアワーク等を用いて発達支援を行うのに対し、保育に欠けない地域子育て支援サービスの利用児のケアは、基本的に保護者が実施する。よってスタッフは、保護者のウェルビーイングは、子どもの福祉の実現につながるという基本理念のもと、子どもよりもむしろ保護者に働きかける。スタッフはエコロジカル・パースペクティブのもと、ソーシャルワークの技術を用いて人と環境との相互作用という視点から子どもや家族の現在の、そして潜在的な資源のストレングスに働き

かけ、環境側の応答性を高め、子どもの最適な発達支援・生育環境を可能にすることを目指す。

つまり、地域子育て支援に関わるスタッフは、子どもの権利擁護の立場に立ちつつ、その権利擁護の重要な構成要素として保護者に支援を提供し、子育て中の保護者に応答的なコミュニティの形成を目指す。この際、地域子育て支援の対象となるのは、保育所と同様に保護者が子育てに従事している際の支援であり、保護者が子育てを担当していない場合、虐待などの親子分離が必要な場合には支援の対象とならず、児童福祉司等の専門機関に送致することが必要となる。スタッフは、サービスを利用する保護者の自己回復能力を信頼し、健康な部分に働きかけ、子育ての主体者たるための支援を提供する。

また、地域子育て支援は、地域で生活する子育ての主体者たることに何らかの困難を抱える保護者とその子どもを支援対象とする。コミュニティでのニーズを発見するには、スタッフが地域に出向くほか、サービスを利用する保護者自身の地域での気付き、発見、紹介も大きな力となる。スタッフは、サービスと保護者とを結びつける役割の他、保護者が子育て支援サービスを利用しつつ、自ら新たな支援サービスを作り出すようなコミュニティ形成に向けての活動を側面的に支援する；ファシリテーターとして保護者と関わる。地域子育て支援に関わるソーシャルワーク技術としては、具体的に以下の内容を含む。

- a. 児童の発達支援を含んだ権利実現を最優先の価値としてもち、児童の最適な発達支援・生育環境に最も影響力をもつ保護者の子育て、その子育て環境に関心をもつ。
- b. 保育技術を用いて保護者、子どもと関わり、地域子育て支援の場における子どもと保護者に適切な支援を提供する。その際、必要に応じて子どもの視点から保護者の関係性を含む子どもの環境を調整し、権利実現に向けて応答性を促進するよう働きかける。
- c. 子育ての主体者たる保護者と、または保護者が子育ての主体者たれるよう支援し、子どもの権利実現に向けてパートナーシップを形成する。
- d. 保護者の子育ての主体者たることを妨げている環境に応答性を促進するよう働きかける。
- e. 子育て環境の改善・問題解決のために、子育て支援に関わる他機関とネットワークを構築する。
- f. 地域の子育てニーズに応じてサービスを開発する、コミュニティのサービスと家族の持つニーズを結びつける、または、保護者のもつニーズをコミュニティに知らせ、その解

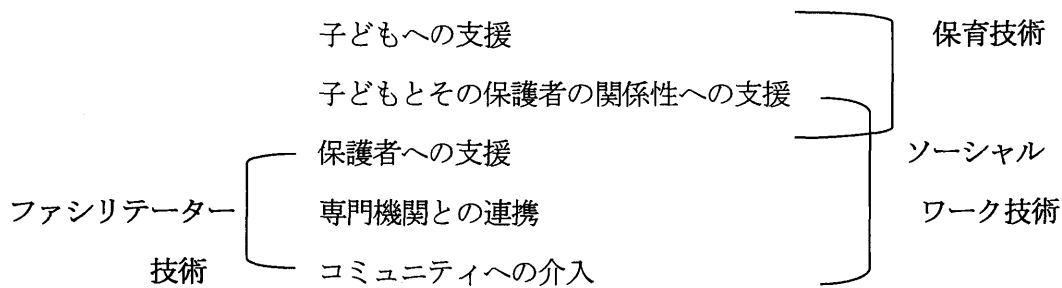


図 4-5 地域子育て支援のソーシャルワーク技術

決を促す等を通じて、子育てに応答的なコミュニティの出現を目指す。

以上の内容は、保育所での支援に、f.のファシリテート機能が加わっていることが分かる。つまり、保育所保育にファシリテート機能が加わった総体により、それぞれの保育所のある地域の地域子育て支援を実施することができる（図 4-5）。

(3)地域子育て支援の目指すところ

日本の児童福祉サービスが伝統的に親子を分離して捉え、子どもの処遇だけに集中してきたことはすでに確認した。親支援に関しては、虐待をした親への家族統合へ向けての取り組み等が課題とされながらも、日本では理論化が遅れている領域である。支援センターの役割、機能についての研究は提出されているが、その多くが現状では地域ニーズにこたえ切れていないことが懸念されている（橋本他，2005）。

以上のことから、現状では日本での支援センターの実践をまとめることからはその背景に必要な理論を抽出することは困難であると考えられる。そこで次節では、親支援の視点から理論的な裏づけに基づきサービスを展開しているカナダのファミリーリソースセンター（以下、FRセンターと略す）の活動の検討を通じて、地域子育て支援に必要な技術・知識・理論について考察する。FRセンターは、小出ら(1999)によって日本に紹介され、地域の保護者の子育てを支援するシステムとして注目されるようになった。2001年には、厚生労働省の招きでカナダ、FRセンターのオンタリオ州代議員であったパット・ファノン(Pat Fanon)が来日し、日本の各地でこのFRセンターや、カナダの子育て支援の理念について講演を行っている。この経過からも、センターは、日本の地域子育て支援センターの一つのモデルであると考えられる。また、トロントにあるライアソン大学(Ryerson University)では、FRセンターとの協同により、スタッフのリカレント課程を設置している。この課

程の内容を検討することで、地域子育て支援に求められる専門性の養成について示唆を得られると考え、ファミリーリソースという名称のFRセンターのリカレント課程についても参与し考察に加えた。以下、FRセンターの職務についての考察と、スタッフの専門性を担保するための方策について検証していく。

4-3 トロントのファミリーリソースセンターに見るコミュニティ形成機能

まず、カナダのファミリーリソースセンター(以下、FRセンターと略す)の歴史・背景となる理論・機能について確認する。

(1)FRセンターの概略

カナダのFRセンターは、基本的に保育所併設ではなく、コミュニティセンター、教会の一室、図書館等、様々な場所で展開されている、地域の家族とその子ども（主に乳幼児）への支援提供を目的とする取り組みである。FRセンターはコミュニティをベースに展開され、コミュニティでの支援ネットワーク形成を使命とすること、親教育のプログラムをもつこと等、日本で保育所ワーカーが困難を表明している領域において積極的にサービスを展開している。FRセンターの活動と地域子育て支援センターの活動を比較したのが表4-4である。ドロップイン・プログラムの実施、育児情報の提供など、日本の支援センターと重なる点も多いが、FRセンターでは衣料交換・食糧支援など、生活全般にわたる支援を提供していることが見て取れる。

カナダのFRセンターとは一言でいえば、コミュニティで生活する子育て中の家族に支援を提供するフロントラインのような存在である。ふらっと立ち寄り(drop-in)ば、子育てをしている家族が必要とするサービスの情報、遊び場や親教育の場の提供、さらに専門性を要する機関へのリファー等、家族が必要とするサービスにつながる事ができる。センターは、人間発達をエコロジーの視点で捉えたBronfenbrenner (U. Bronfenbrenner, 1988)の理論を採用しており、子どもの発達にはマイクロ・メゾ・マクロからなるエコロジカルなサポートが必要であり、子どもをサポートするためには、その子どもの生活する家族、コミュニティをサポートすることが必要と考える。このため、家族支援のために地域と協働するコミュニティの形成(Community Building)、親教育(Parenting)を含んだ親支援は、FRセンターの職務として認識されている。以下、コミュニティ形成(Community Building)、親支援について確認しておきたい。

表 4-4 ファミリーリソースセンターと地域子育て支援センターの比較

	ファミリーリソースセンター	地域子育て支援センター
定義	ファミリーリソースセンターは、コミュニティベースの機関で、子ども・家族・ケアギバーが、そのストレンクスを高め、能力を開発し、健全な発達を促進できるよう、彼らと協働する。プログラムは、規模・使命(mandate)・リソースによって、多様な形態がある。サービスは柔軟で利用しやすく、堅苦しくない雰囲気提供される。これらのサービスは、他の機関とのパートナーシップにより提供されることもある	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児不安についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て過程に対する育児支援を行うことを目的とする。 具体的な事業は①. 育児不安等についての相談指導、②子育てサークル・子育てボランティアの育成・支援、③地域の需要に応じた保育サービスの積極的実施・普及促進、④家庭的保育を行うものへの支援のうちから3事業を行う
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達支援 ・コミュニティデベロプメント ・コミュニティアウトリーチ ・カウンセリングと仲介 ・ドロップイン・プログラム ・乳幼児教育とケア ・就学前教育 ・就業支援 ・識字教育 ・食料援助 ・両親と託児者のサポート ・親教育 ・ピアサポート ・リクレーション ・健康と安全の推進 ・他機関へのリファー ・おもちゃライブラリー 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談（訪問・電話・来所） ・育児講座 ・園庭解放・保育室解放 ・保育所行事・イベントに参加・体験保育 ・親子遊びサークル（保育士が指導） ・育児サークルの支援・育成 ・地域への保育士の出張保育 ・発達・育児の不安をもつ親子の受け入れ ・一時保育、休日保育 ・育児情報提供・情報誌、ニュース発行 ・図書貸し出し ・ボランティアの受け入れ・育成 ・他保育所・幼稚園との連絡・連携 ・保健所・社協等、他機関との連携 ・行事等での地域住民との連携・協同
財源	行政からの補助金・寄付金等自己資金	行政からの補助金

資料:FRP Canada(2004)What is a Family Resorce Rrogram 及び厚生労働省地域子育て支援拠点事業実施要綱

より作成

①FR センターのコミュニティ形成(Community Building)機能

FRセンターに関する文献にはコミュニティビルディング(Community Building)という用語がしばしば登場する。アメリカのナショナル・コミュニティビルディングネットワークの定義(2005)によれば、コミュニティビルディングとは「人々を組織化し、社会の結束を強め、共通のゴールに向かっての共通の価値観を作り、広めること」と定義されている。また、アメリカの雑誌、Child Welfare 誌の「Community Building 特集号(2005)」には、「コミュニティビルディングとは、コミュニティにおける家族を支援していくために、家族やコミュニティや専門機関が協働する機会である」と定義されている。また、その内容については「専門機関と地域に居住する住民が共にコミュニティに関わる機会を創出し、住民自身がサポート資源を形成し、相互のサポートネットワーク形成を促進していく過程を通じて、よりよいコミュニティを形成してこうとする取り組みである。」と規定されている(Child Welfare,2005)。

西村(2004)によるとコミュニティビルディングの考えの基盤にあるのは、コミュニティの住人自身が自分達の居住環境について一番理解し、改善していくことができるという信念である。この意味で専門職は黒子に徹し、コミュニティリーダーを見出し、リーダーの基に住民自身がコミュニティのウェルビーイングを高めていくことを側面的に支援する。住民自身が関わり創出したサポート資源は、サポートを必要とする家族に提供されるだけでなく、今度はその家族自身がコミュニティに関わりサポート資源となるような関与を目標とする。このようにしてコミュニティにソーシャルサポートネットワークが広がり、家族の孤立を防ぎ、コミュニティの問題解決力を高めていくことができる。

先にあげたコミュニティビルディングの特集号、及び文献を検討した結果、コミュニティビルディング、という用語は方法論を含むコミュニティワークとの関連はなく、「コミュニティ意識の形成」「コミュニティでのサポートネットワークの形成」「コミュニティにおける資源形成」の限定的な意味で使用されていることがわかった。よって、本稿では「コミュニティビルディング」という用語を以上の意味を示す用語として「コミュニティ形成」と訳す。オースティン(S.Austin, 2005)は、いかなる機関でも家族を単独で支援することは不可能であり、ソーシャルサポートネットワークを形成し家族を地域社会で支えていくことの有効性について言及し、FR センターの重要な役割としてコミュニティ形成機能を上げている。

②親支援の背景

移民の国であるカナダでは、「カナダ人の親」としての教育を含む親教育が意識して実施されている。たとえ子どもをもってもそれだけでは親になるための知識や技術が十分ではないということは、市民のコンセンサスとなっている。そして、「親になるための支援」「家族支援」は、行政サービスに頼るだけでなく必要と感じた市民が自らイニシアチブをとりプログラムを開始してきた歴史をもつ⁴⁾。FRセンターも、まさにそのような市民によるNPO活動として1970年代後半に開始された。

FRセンターで実施されるプログラムは、その立地するコミュニティ及びサービス利用者のニーズにより様々だが、共通しているのは、コミュニティで生活する家族を支援したいという思いのもと開始されたという点である。FRセンターが開始されたのは1970年代で、その後カナダ全土に広がったFRセンターは、1975年、首都オンタリオ州にFRPカナダ(FRP Canada)という統括機関を立ち上げている。

(2) FRセンターの歴史

最初のFRセンターが現れたのは1970年代半ばで、アメリカにおいてファミリーリソースプログラム(以下、FRプログラムと略す)のひとつとして開始された。尚、FRプログラムとは、FRセンターの活動を含む、コミュニティで家族を支援するためのプログラムの総称である。バトウィック(L.Batavick, 1997)によると、このプログラムが創設された背景には次のような動向がある。

①「親教育運動(The parent-education movement)」: 20世紀初頭に、研究が進んできていた発達心理学研究の知識を両親に伝えることを目的にしていた。②セルフ・ヘルプ活動: アルコール患者や、知的障害児のためのセルフヘルプ活動は、親同士のピアサポートを目的の一つとするファミリーリソース活動にも影響している。③コミュニティベースであることの強調: この動向は、セツルメント(The Settlement House Movement)に起源をもつ。ファミリーリソースの基盤にあるのは、コミュニティのコンテキストにおいて家族を支援していく試みである。これらの動向を背景に、家族をコミュニティで支援していく方法の一つとして、FRセンターが市民により開始された。このため、活動には当初から「親教育」「ピアサポート」の活動が含まれていた。

(3) FRセンターの理論的背景

①エコロジカル・パースペクティブの導入

バーニス(W.Bernice, 1994)によると, FR プログラムが開始された 1970 年代には, FR センターの活動は子どもの発達の遅れや言語習得など, 原因追求型(crisis-oriented)の狭い範囲での働きかけが多かった. その後, FR センターはエコロジカル理論の影響を受け, コミュニティベースのホーリスティックな支援へと変容していった. エコロジカル・パースペクティブが, リニアな原因追求のアプローチを, 子ども・家族・コミュニティの相互作用からなるダイナミックなアプローチへと導いたのである. キール(Kyle 1994)は家族への支援提供の際にエコロジカル・パースペクティブにたつ必要性について, 「子どもは家族から切り離して捉えるべきではない. 同様に, 家族はそのコミュニティ, 文化, それを取り巻く社会から切り離して捉えるべきではない.」と注意を促している.

キールとケールマン(Kyle & Kellerman, 1998)は FR センターの理論的な基盤として, a)エコロジカルなアプローチが, コミュニティにおける子どもと家族という理解を導いた b)サービス提供が, どんな問題をもつかとといった, 問題に焦点をあてたアプローチ (problem-oriented approach)から, ホーリスティックな予防を指向する方向のアプローチへと移動した c)様々なソーシャルサポートを促進することが, 予防戦略を打ち立てる上で重要であることを認識する d)専門職の役割はエキスパートから (サービス利用を促進する) ファシリテーターにシフトする. そのプロセスにおいて, 人々は自分自身の生活をより制御することが可能になるようにエンパワメントされる の各点を指摘している. これらの背景にあるのは, 家族のストレンクス, 及び困難に陥ったときも自ら回復する力をもつ家族の自己回復能力・困難を乗り越える力(Resilience)への信頼である. 家族のニーズは, そのとりまくマイクロ・メゾ・マクロのシステムとのダイナミックな相互作用の結果生じており個別的であるが, 家族は自分に必要なサービスを自ら選び取ることができる. そしてこのプロセスを通じて家族は変化・成長し, エンパワーされていくのである. 従って専門職の役割は, 家族を治療することではなく, 家族に必要なサービスをアクセス可能なコミュニティで提供することである.

同様にダンスト(C. Danst, 1995)らは, 家族をサポートするには家族機能を高め, ストレンクスを強化することが効率的であり, そのためには危機に陥った家族を治療することよりも, 予防的・ウェルビーイング促進的な働きかけが有効であることについて述べている (表 4-5).

②コミュニティベースであることの重視

バトウィック(L. Batavick, 1997)は, サービス機関と子ども・家族との協働の際に, コミ

表 4-5 治療・予防・ウェルビーイング促進モデルの主要な特徴

	治療モデル	予防モデル	ウェルビーイング促進モデル
定義	機能不全, 疾病, 障害, 問題の結果起こることに対応 又はケアを提供する	問題やネガティブな機能が起こることに先んじ対処する, 又はそれを防ぐ	ポジティブな成長や機能を最大限に引き出す
介入の 焦点	機能不全, 疾病, 問題に伴う問題を治療したり改良したりする	ネガティブな結果の影響を避けたり減じたりする	より良く機能する能力を高めることで, コンピテンスを獲得させる
特徴	修正を指向する ネガティブな結果を減じ ることを追求 反作用 欠陥に基く 壊れやすさを評価する	予防を指向する ネガティブな結果を防止 することを追求 反応 弱点に基く 生活への脅威を評価する	統御を指向する 能力やコンピテンスの獲得 を追求 事前対応 強みに基く 自己効力感(self-efficacy) を評価する
結果例	心理的ストレスの減少 機能不全に基く行動の消去 障害に伴う困難を最小にする	心理的ストレスの予防 不適当な機能を避ける 疾病を避ける	ウェルビーイングの向上 適切な機能を高める 能力を高める

出典: Family Resource Coalition P. 37

ユニティベースのファミリーサポートが最も望ましいと結論している。この理由についてバトウィックは、コミュニティのレベルではサービス機関がサポートを効率的に提供することが可能であり、家族の側からはサポートを受けながら、自らプランを選び取っていくことが可能であることを説明している。また、オースティン(S. Austin, 2005)は、過去、家族に個別に提供された治療的なアプローチが家族を却って孤立させ、コミュニティから分離してしまう働きをしたことについて注意を喚起している。

オースティンによると、家族に日々のサポートを提供するのは近隣・友人等のコミュニティでの身近な存在であり、この点から予防的・ウェルビーイング促進的サポートが地域

社会で展開されることが望まれる。それは、起きてしまった問題に対処するのではなく、近隣の見守りや日々のサポートを強め、それにより問題が起きる前に家族の対処能力を強めて問題の発生を予防すると共に、個々の家族自身がコミュニティの改善に向けて取り組み、コミュニティ全体としてウェルビーイングを高めていこうとする取り組みである。このため、FR センターはコミュニティで資源を提供することを重視し、参加者の交流を促進し、コミュニティ形成にむけて働きかける。

以上のような理論的基盤のもと、FR プログラムの原則・定義が導き出されている(表 4-6)。

表 4-6 FR プログラムの原則

<ul style="list-style-type: none"> ・FR プログラムは、健全(wellness)を保持し、また促進することをめざすが、とりわけ乳幼児の最適な発達に焦点をあてる。 ・ペアレンティングは、経験により獲得され、習熟されていくものとみなされる。子どもの発達についての知識は、効果的にペアレンティングを行うのに欠かせない。親は生活上の様々な側面をもち、子どもの親としてペアレンティングを行う他にも様々な役割と責任をはたしている。 ・FR プログラムは、お互いに支えあう必要性を強調し、生活上の様々な局面においては、全ての家族にサポートを必要とする可能性があることを理解する。援助を受けている家族は、他方では、家族の他のメンバーやコミュニティに支援を提供することができる。 ・FR プログラムは、プログラムの利用者の側にたち、家族やコミュニティのメンバーが示すニーズを充足し、メンバーの個人や家族のストレングスを高めるようにデザインされる。 ・サービスは包括的で、的を絞った狭い範囲のものではない、それゆえ、特別なニーズをもつ人やグループを排除したりスティグマを与えたりすることはない。 ・サービスは協働によって作り上げられる。コミュニティの他の組織や施設と相互に補完しあうように働き、協力的な関係を形成する。 ・サービスは特に子育てに関して、文化・個人・コミュニティの伝統や価値に、応答的である。 ・参加は自発的意思に基づく、家族員がプログラムに参加することで生活をより自らコントロールする経験を得て、変化することを受け入れやすくなる。何かを強制するような働きかけは、長い目で見れば依存状態を永続させるだけである。
--

出典：Guidelines for Family Support Practice(Chicago Family Resource Coalition,1996)

③FRプログラムの原則・定義・実践原則

FR センターの活動がエコロジカル・パースペクティブに基づき、コミュニティに家族が利用できる資源提供を使命とすることを確認した。FR センターの原則からは、乳幼児の最適な発達支援、そのためのペアレンティング獲得への支援、家族の自発性・個別性の尊重、コミュニティ形成のための他機関との連携、の各点を読み取ることができる。次に、これらの活動をFRセンターで提供する際の、実践上の留意点を示した実践原則について確認する(表 4-7)。実践原則からは、「家族と協働する、コミュニティにおいて家族を支援する」ということが強調されていることがわかる。

実践原則は、家族のストレンクス・自己回復力(resilience)への信頼に基づき、専門家が家族のニーズに応じてサービスをコーディネートするという姿勢ではなく、コミュニティに資源(リソース)を整えれば家族は自分の力でそれを選び取ることができ、その必要な資源を選び取ることがサポートする、という姿勢が示されている。この促進者としての専門

表 4-7 ファミリーサポート実践の原則

<ol style="list-style-type: none">1. スタッフと家族は、平等で尊敬しあう関係に基づき共に活動する。2. スタッフは、大人、青年、子どもの家族の全てのメンバーの成長と発達を支えられるように家族のもつ能力を高める。3. 家族は、自分の家族メンバー、他の家族、センターのプログラム、コミュニティにとって、リソースである。4. プログラムは、家族の文化的・人種的・言語的アイデンティティを肯定し支持する。 また、多文化主義社会における彼らの機能を高める。5. プログラムはコミュニティに適したもので、コミュニティ形成に寄与する。6. プログラムは、サービスやシステムが家族に提供される際に、公正で、応答的で、責任が明確であるよう、家族をアドボケートする。7. 実践者は、家族の発達をサポートするフォーマル・インフォーマルなリソースを集結するよう家族と共に活動する。8. プログラムは、表出されている家族とコミュニティの課題に柔軟に持続して応答する。9. ファミリーサポートの原則は計画・管理・運営のプログラム活動の全ての段階において規範とされる。

出典：Guidelines for Family Support Practice(Chicago-Family Resource Coalition,1996)

家の役割をファシリテーターと呼ぶ。ケア・マネージャーが家族のニーズに応じてサービスパッケージを提供するのに対し、ファシリテーターは、家族が自らサービスを選び取りパッケージを作り上げることを支援する。家族が自ら選ぶことができるためにはそのニーズに見合ったサービスが用意されていることが必要となるので、FR センターはコミュニティとそこで生活する家族のニーズに敏感であることが求められる。また、これらの必要なサービスは、専門家としてFR センターが用意するだけでなく、家族が自ら作り上げていくことも奨励される。

FR センターは、コミュニティの家族の全てのニーズに対応しようとしているわけではない。ダンスト(1996)は、このことについて「1/3 の家族はセンターのサポートがなくてもうまくやっけていける。1/3 の家族はよりインテンシブ(集中的)なサポートが必要である。そして1/3 の家族はちょっとした支援があればうまくやっけていくことができる」と述べている。FR センターのサービス対象となるのは、「ちょっとした」サポートを必要とする家族である。ここで焦点をあてられているのは、FR センターがインテンシブなケアの必要な家族を対象としないのではなく、深刻な状況になる前に予防し、コミュニティのウェルビーイングを高めることで対処するという「ウェルビーイング促進モデル」の考え方に基づいているということの確認である。

(4) コミュニティニーズへの応答

FR センターがコミュニティのニーズに敏感であることが、結果として参加者をセンターに結びつけ、センターを介したコミュニティ形成につながっていく。

オースティン(2005)は、i)FR センターを親と一緒に作り上げる、ii)センターの活動に親を巻き込む、等の手法でコミュニティにおけるネットワークを高め、サポート的なコミュニティ形成を進めた実践について紹介している。実践例には、FR センターの活動に関わることで家族を支えるネットワークが拡大し、近隣住民、専門機関、家族の協働関係を発展させ、コミュニティに関する活動にメンバーの参加を促進する環境を作り上げ、コミュニティ形成につながっていく様子が描き出されている。また、最初からコミュニティの改善を目標として掲げるのではなく、子どもの教育環境の改善や遊び場の創出という、保護者にとって身近な活動にまず参加を呼びかけることで、保護者同士・コミュニティにある他機関等との連携を作り出し、結果としてコミュニティにネットワークを形成することにつながることを紹介している。

4-4 FR センターの実践からみた日本の支援センターの課題

(1)FR センターから得た示唆

トロントの FR センターの実践から、地域子育て支援センターにとって示唆を得られる内容について確認する(④については3章A園の実践からの示唆を含む)。

① 実践の裏づけとなる理論の確立

FR センターの主要な部分をしめるドロップイン・プログラム自体は、日本で提供されている地域子育て支援と大差ない。一方、トロントの FR センターのスタッフがコミュニティ形成までを視野に入れているのは、エコロジカル・パースペクティブに基づき参加者の生活全体の支援を視野に入れているため、これはA園の実践からの考察と重なる。その他、ウェルビーイング促進モデルに基づくこと、家族のレジリエンスを信頼することなどの基盤となる理念は、FR センターのスタッフが共有すると共に、センターの対象とするべき家族を指し示す役割を果たしている。

また、FR センターの原則・実践原則は具体的で、実践的な行動指針とすることができる点が優れている。今後、日本の地域子育て支援センターにおいても、最終的に何を支援目標としていくのかについての合意形成を図り、その合意から導かれる理念形成が是非必要であろう。理念形成のためには、エコロジカル・パースペクティブをはじめとする、基礎理論の修得も必要となるであろう。

FRP カナダのディレクターであるP氏は、インタビューでスタッフの資質をどのように保つのか、という問いに対し「一番重要なのは、スタッフがFR センターの原則を理解していることだ。原則を理解していれば、やるべきことが見えてくるはずだ。」と回答した^④。この回答は、スタッフが抱えていた理念をもつことへの信頼を示していると考えられる。

② ファシリテータースキルの修得

FR センターのスタッフは直接的なサービス提供者としてだけでなく、ファシリテーターとして、各種のサービスと参加者、参加者と参加者、参加者とセンターの活動を結びつけることを重視する。日本においても、地域子育て支援に関わるスタッフがファシリテーター技術を得ることは、現状で支援センター職員が「課題」として表明している、親支援、ボランティア育成、子育てグループの支援に際して有効であろう。

ファシリテーターとしての技術を修得する方法としては、地域子育て支援スタッフによるワークショップの運営が効果的であると思われる。FR センターで実施されるワークショップには、ワークショップ開催に必要な条件・準備物、受講者の募集方法、プログラム

の具体的な運営方法や留意点、プログラムの評価に至る、詳細なファシリテーター用マニュアルが用意されている。マニュアルは、初心者であってもそれに従うことで、ワークショップの運営が可能となるようデザインされている。FR センターのスタッフはこのマニュアルに従って各回の講座を運営する経験を通じて、ファシリテーターとしての技術に習熟することが可能となる⁴⁾。

また、これらのワークショップは基本的に親支援を目的としており、親支援に必用な知識・技術を修得することもできる。加えて、参加者交流型のワークショップは「大人を楽しませる技術」をもとに組み立てられており、子どもとの遊びの技術に関しては長けている保育所ワーカーにはなじみやすい内容であると考えられる。また、ワークショップ開催のためには、準備・広報・開催・評価等、様々な局面(フェーズ)があり、実施によりコミュニティの独自のニーズに基づき独自のプログラムを運営する際等に必要な技術を獲得することができる。

③ コミュニティのニーズへの気づき

FR センターがコミュニティ形成を重要な役割として認識し、地域のニーズによりプログラムを展開しているのに対し⁵⁾、日本の地域子育て支援は、一部の先進的な保育所を除いては、コミュニティからの要請に応えるというよりも、原則的には行政によるトップ・ダウンで形成された。このため、地域子育て支援スタッフは、よりコミュニティのニーズに敏感であることが要請される。

移民の受け入れを行っていない日本のコミュニティは確かにカナダのそれとは異なるが(もちろん、ブラジル等の日系三世が日本に多く定住する地域は存在する)、連日のようにニュースや新聞紙面に掲げられる子どもの権利を侵害する事実は、日本のコミュニティにも解決すべき課題が山積していることを示している。スタッフが地域子育て支援プログラム参加者を含むコミュニティのニーズに敏感で、子どもの権利擁護の視点から必要かつ求められるサービスを用意することで、より多くの参加者がプログラムを利用し、参加者から得た情報によってコミュニティのニーズに気づくという、よい循環を生じさせることができる。参加者の示す様々なニーズに応じていくためには、必然的に他機関との連携を必要とする。また、支援プログラムに足を運ばないが子育て支援ニーズをもつ保護者とその子どもをセンターと結びつけるための活動も求められる。

コミュニティに固有のニーズに応じていくためには、「地域子育て拠点事業」の枠内では実施できない独自のプログラムが必要になることも考えられる。その実施のために、各種

行政・企業の補助金・寄付・会費等の独自財源の調達についても検討する必要がある。

④参加者との協働

地域子育て支援のスタッフと保護者は、子育てという共通事を媒介にして、友好的な協働関係を築くことが望まれる。スタッフが、プログラム参加を通じて、地域子育て支援の場(保育所、地域子育て支援センター)と参加者、参加者同士を結び付けることができれば、コミュニティは可視的な、子育てに関わる人々がお互いに支え合う場となることができる。コミュニティの子育て支援を必要としているが自らはセンターに向かわない親子の発見は、後で述べる「要保護児童対策地域協議会」のような専門職ネットワークだけではなく、こうして成立した参加者の近隣ネットワークが効果を発する。発見された対象者を訪問し地域子育て支援への参加を呼び掛けるのは、スタッフの他、同じ子育てに関わる者同士の方が適する場合も多い。3章で事例として取り上げたA園では、コミュニティ作りを通じて保護者同士のネットワークが存在し、近隣のニーズをもつ親子の発見と育児支援プログラムへの参加の呼びかけが実行されている。

⑤地域子育て支援間、地域の専門職間の効果的なネットワークの形成

FRセンターのカナダ全土の統括組織であるFRPカナダ、トロント市内のFRセンターの統括組織であるMARFP⁶⁾は、それぞれFRセンターの理念の実現のため、調査・研究、広報・出版、スタッフの研修機会の提供、政策決定へのロビー活動(ソーシャルアクション)等、重要な役割を果たしていた。2009年度には4,400か所の設置が予定されている地域子育て支援センターがネットワークを組んでいくことで、子どもの最善の利益の実現にとって親和的な、子育てをしやすい社会の形成に大きく寄与することが期待される。また、地域子育て支援センターがネットワークを組みその理念を表明していくことで地域における役割が認知され、他の専門職間とのネットワークがより容易になると考えられる。

(2) 地域子育て支援に求められる、地域子育て支援技術とソーシャルワーク技術

ここまで考察してきたことをもとに、保育所併設型地域子育て支援センターに求められる機能について、保育所保育に専門性をもつスタッフに求められる職務と、ソーシャルワーカーの配置が必要となる職務とに分類を試みる。さらに、その分類を元に「地域子育て支援に求められる専門性」と「地域子育て支援に求められるソーシャルワーク支援」について検討を進める。

①コミュニティワークとコミュニティ形成

カナダのFRセンターで用いられているコミュニティ形成機能は、コミュニティワークと等しいものではない。地域子育て支援の指向するコミュニティ形成は、「コミュニティのニーズを発見し、FRセンターで実行可能な解決に適したプログラムを形成・開発する」ことを主眼としており、コミュニティワークの重視する住民全体を視野に入れた「小地域住民活動」「住民主体によるコミュニティ形成」までを視野に入れていない。保育所保育に専門性をもつ地域子育て支援センターのスタッフは、コミュニティワークではなく、このコミュニティ形成の実施を目指すことが現実的であると考えられる。

一方、このコミュニティ形成がコミュニティ全体の価値の一部として実施され、全体として子どもの権利を共に守る、子育てに応答的なコミュニティの実現と繋がるためには、ソーシャルワークの視点・技術が求められ、地域子育て支援センターにソーシャルワーカーの配置が必要となる。

②アウトリーチの位置づけ

地域子育て支援センターのアウトリーチ活動も、センターで提供するプログラムとニーズをもつ親子を結び付けることが主目的となる。対象者の発見は、地域子育て支援に関わるスタッフが地域巡回等を実施して課題をもつ親子を発見するだけでなく、子育て支援プログラムの参加者からの情報提供・紹介により、スタッフが対象者を訪問するというアウトリーチ活動も適合すると考える。

アウトリーチで発見されたニーズのうち、a)支援センターの提供する地域子育て支援で充足できるものについてはサービスを提供し、b)地域子育て支援では充足できないが何らかの支援が必要なものについては、コミュニティのネットワークにより解決を図ることが求められる。このためには、要保護児童対策地域協議会等の市町村レベルでのネットワークはもちろん、中学校区程度の地域を基盤とした顔の見える日常的な専門職ネットワークの形成が効果的であると考えられる。a)についてはスタッフの職務と考えられるが、b)のネットワークによる問題解決は、日常的な専門職ネットワークの形成を含めて、ソーシャルワーカーによる問題解決機能が求められる。

③ケースマネージャーとファシリテーター

スタッフは、基本的にプログラムとニーズをもつ親子を結び付けるファシリテーターとしての機能を発揮することに焦点を当てる。尚、ここで述べるファシリテーターは、FRセンタースタッフの役割としてここまで紹介してきたもので、ソーシャルワーカーの役割の一つとしてのファシリテート機能(促進者機能)とは区別して使用する。

FR センターでのファシリテーターの役割は、①各種のサービスと参加者、参加者と参加者、参加者とセンターとの活動を結びつけ、②プログラム参加者が自らサービスを選びとり、必要な支援パッケージを作り上げることを支援することである。この役割に加え、保育所併設型の地域子育て支援センターにおいて使用する「ファシリテート」は、情報提供、紹介、サービス利用の促進、として用いる。

改めてまとめると、地域子育て支援に求められるニーズには、a)地域の既存のプログラムで解決できるニーズと b)地域の既存プログラムでは解決できないニーズがあると考えられる。この場合、a)の解決できるニーズ、例えば金銭的ニーズ、障害をもつ子どもへの専門療育機能に対するニーズ等については、スタッフは該当するサービス機関を紹介し、ニーズと結び付けることで家族を支援する。本稿での考察対象とはしていないが、子育て総合コーディネーター事業も、この機能を果たしている。一方、b)地域の既存プログラムでは解決できないニーズ、例えばニーズ充足に必要なプログラムが地域に存在せず、そのことにより家族が危機に陥る場合等は、類似のサービスの紹介や、インフォーマルな解決策の模索等の他、必要なサービスを創出するためのソーシャルアクション機能が必要となる。b)についてはソーシャルワークの機能であり、ソーシャルワーカーは、ケースマネージャーとしてクライアントの課題解決を図るために、ソーシャルワークの技法を用いることが求められる。

④アドボケイター

地域には、自ら権利を主張できない子ども、保護者がいると考えられる。そのような子どもや保護者が自ら権利を主張できるようエンパワメントすること、子どもや保護者に代わってその状況を必要な対象に訴え、改善を求めることは、地域子育て支援においてもスタッフによって実施されると考える。但し、地域子育て支援のスタッフの職務は、子どもや保護者に代わり、又は子どもや保護者が権利を主張できるよう支援し、改善が必要な現在の状況に関して声を上げることが主になる。一方、子どもや保護者が自ら、又は第三者が代わって権利を主張しなければならない困難な状況に対し声を上げ、さらにその状況の解決に向けて具体的な行動を起こすことは、ソーシャルワーカーの支援の領域となるであろう。

以上概観したように、保育所の地域子育て支援に求められる専門性は、使用する技術においてはソーシャルワークと重なる。しかし、ソーシャルワークが人と環境との相互作用

に焦点をあて、対象者の視点に立ち、社会生活が送れるための個別の課題解決を側面的に支援するのに対し、地域子育て支援においては、基本的に現在存在するサービスと、「地域での子育てに関して主体となることが可能な保護者とその子ども」とを結びつける支援が主となる。つまり、地域子育て支援において提供される支援は、ソーシャルワークのプロセスに従い個別の課題解決を図るというよりも、サービスを紹介し、対象者が自分に適したプログラムを選択することを支援することに関心が集中すると考える。地域子育て支援のスタッフは、対象者の個別の課題解決への支援においてソーシャルワークの技術を用いるが、ソーシャルワーカーとして、ソーシャルワーク機能を用いて対象者を支援することとは一線を画する。このため、地域での子育ての主体者として問題を抱える保護者・家族に対する支援は、現状では、地域子育て支援センターの実施するサービスの提供、又は他機関のサービスの紹介にとどまらざるを得ない。一方、地域子育て支援センターにソーシャルワーカーが配置されることで、ソーシャルワーク機能を用いた支援が可能となり、支援対象の範囲が広がると考えられる。つまり、地域子育て支援センターのサービス提供だけでは対応が困難な「子育ての主体者たり得ない保護者」に対しても、地域の専門機関との連携による支援、コミュニティワーク、保護者本人に対するケースワーク等の提供により、地域子育て支援センター・保育所を利用した効果的な子育て支援サポートを展開することが期待できる。保育ソーシャルワークの機能については後に考察を加えるが、以後、保育所、保育所併設の地域子育て支援センターで機能を発揮するソーシャルワークを、保育ソーシャルワークとして記述する。

先にあげた治療・予防・ウェルビーイング促進モデル(表4-5)との対応を考えると、保育所保育・地域子育て支援がウェルビーイング促進モデルを中心とし、関連する範囲で予防モデルに対応するのに対し、保育ソーシャルワークが保育所に加わることで、予防モデルをカバーし、個別支援の提供により子育ての主体者たることが可能な範囲の保護者に対する治療モデルの領域に対応することが期待される。よって、保育所及び地域子育て支援センターにソーシャルワーカーの配置が可能であれば、文字通り保育所を地域の子育て支援の拠点とすることができる。この場合、保育ソーシャルワーカーが地域子育て支援のスタッフ、保育所ワーカーと価値を共有し、地域子育て支援サービスとの連続性の中で支援を提供すべきことについては、既に述べてきたとおりである。

(3)保育所保育・地域子育て支援・保育ソーシャルワークの関係

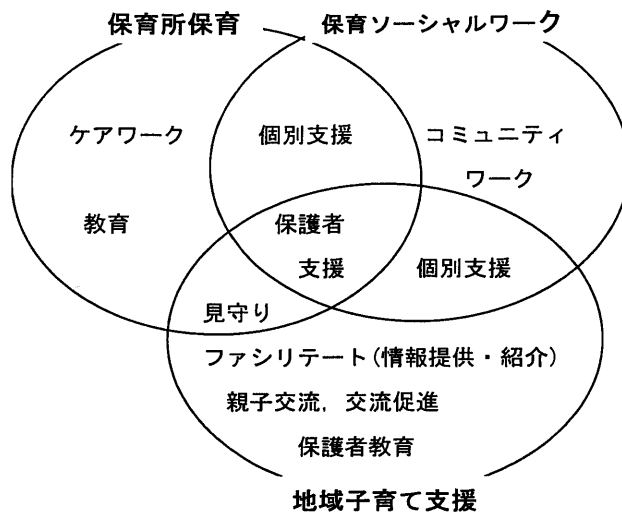


図 4-6 それぞれの支援対象とする領域と支援技術

保育所保育，地域子育て支援，保育ソーシャルワーク支援の対象領域と関係を，図 4-6 に示し，各領域について説明する。

①保育所保育

保育技術を用い，子どもにはケアワークと教育を，保護者に対しては子育てに関する支援を提供する。また，子どもの最大限の自己実現の実現のために保育所保育に関連した課題をエコロジカルに捉え，子ども，保護者，子どもと保護者の関係性に対して個別支援を提供する。個別支援の提供に際しては，ソーシャルワークの技術が求められる。

②保育所併設型地域子育て支援

子どもに対して必要に応じて保育技術を提供するが，中心的な支援領域は保護者への働きかけ(子育てに関する支援，情報提供，親と子・参加者同士の交流促進，ワークショップなどの保護者教育)となる。地域子育て支援に関わる子ども・保護者の課題をエコロジカルに捉え，主として保護者の子育ての課題に対する個別支援，地域子育て支援センターのプログラムに参加する子どもと保護者の関係性に対する個別支援の提供，ファシリテート機能による情報提供・保護者同士のセルフヘルプの促進などにより，子どもと保護者の課題解決をはかる。また，理念として子育てのしやすいコミュニティ形成をめざし，プログラム参加者同士の交流，地域の子育てサークル形成の支援，地域への支援センターの出張活動等を実施する。

③保育ソーシャルワーク

保育ソーシャルワークは，保育所保育・子育て支援に関連した支援だけでは課題解決が困難

な場合、ソーシャルワーク支援を担当する。保育ソーシャルワークの対象者は、支援により子育ての主体者たることが可能な保護者、子ども、保護者と子どもの関係性、及び両者を取り巻く環境である。また、地域子育て支援で実施されるコミュニティ形成だけでなく、コミュニティワークについても担当し、子どもの権利実現、及び子育てに支援的なコミュニティの実現を目指す。

④それぞれの関係と共通基盤

それぞれの円が重なっているのは、互いの支援領域・職務領域に特有の依って立つ価値観を相互に理解していることを示す。共通基盤として、保育所保育指針の示す「子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進すること」を価値としてもつ。お互いの支援領域の理解には、エコロジカル・パースペクティブを共有していることが有効であると考えられる。

(4)保育ソーシャルワークの機能

現状では保育ソーシャルワーカーという職種があるわけではないので、その機能について検討するのは早計かもしれない。しかし、2010年4月現在、日本全国に23,068か所に上る保育所にソーシャルワーカーが置かれれば、身近な地域で子どもの権利を守るためのキーパーソンになるであろうことは間違いない。

保育ソーシャルワークは、ソーシャルワークの一分野として機能を発揮する。C.ジャーメイン(C.Germain,1980)らは、ソーシャルワーカーが環境へ働きかける間接的役割として、①仲介者の役割 ②代弁者の役割 ③組織者の役割をあげ、また人や生活に直接的に働きかける際の役割として ④イネブラーの役割 ⑤促進者(ファシリテーター)の役割 ⑥教師、を挙げている。これらの役割を、同じ価値・視点のもと、保育所ワーカー、地域子育て支援スタッフと分担していくことで、保育所を真に「子育て支援の拠点」としていくことができるであろう。新しい分野となるであろう保育ソーシャルワークを様々なニーズに応えるべく活動していく際には、岡村(1985)が社会福祉の機能としてまとめた 評価的機能・調整的機能・送致的機能・開発的機能・保護的機能の枠組みのもとに現在の活動を点検し、どの機能を実践し、どの機能が不足しているかを確認していくことは、有意義だと考える⁷⁾。

4-5 日本の地域子育て支援の役割への期待

子どもと家族の支援をエコロジカルに捉えたとき、支援的コミュニティの創造がそのウエルビーイングの実現に必要なのは明らかである。コミュニティへの働きかけにより、地

域にネットワークを形成していくことは、現在各地で起こっている児童の人権侵害の事件を予防する働きも期待でき、地域子育て支援で是非取り組むべき内容であると考ええる。

大橋(2005)は、日本の 21 世紀のネットワーク型横社会を地域基盤にどのように定着させていくかについて考察し、今後の福祉教育の課題として、住民参加の地域福祉を具現化させていく福祉文化の形成をあげている。地域を住民が主体的に形成していく第一歩として、オースティンの示す「まず利害関係のあるプログラムへの参加を図り、連携し、その経験を通じてコミュニティを形成していく」というプロセスは、住民に対する福祉教育として捉えられるのではないだろうか。

まず、コミュニティメンバーの知りえたニーズに基づきプログラムを提供し、住民を参加者としてプログラムに参加させること、一ここまでは親子教室など既に地域子育て支援で実施されている一、参加者のニーズを吸収する仕組みをもちコミュニティのニーズに敏感であること、知りえたニーズの充足のために他機関とネットワークを組むことが、今後の地域子育て支援に求められる。

地域子育て支援を行う保育所、及び地域子育てセンターを、親子が集う場所としての「拠点」だけではなく、地域の児童とその家族の最善の利益の実現を具現化するためのネットワークの「拠点」とするには、以下の要件が必要であると考ええる。

①主体者性、自発性の重視 —サービスの利用者からサービス主体者への転換—

地域子育て支援の拠点は、子育てに関するサービスを提供するだけでなく、サービス利用者を活動に巻き込み、サービス主体者側とすることで、利用者同士のネットワークをつなげていくような働きかけが求められる。利用者がサービスの主体者となることで、より身近な小地域に子育てのネットワークを形成することができる。顔の見える小地域でのつながりは、地域の子ども権利侵害に関する情報の共有や、サービスを必要とする人の利用しやすさにつながると考える。

サービスの利用者から主体者に移行させるには、地域子育て支援に関わるスタッフの力量も求められる。まず、地域子育て支援の拠点を利用者にとって暖かい居心地の良いものにする、利用者スタッフの関係を上下関係のないフラットなものにする、ひとりひとりの利用者のもつストレングスに働きかけること、等が重要となる。また、利用者の示す課題を家族や地域社会との関わりの中で捉え、利用者同士の共通項を見いだす支援をすることで、まずは利用者同士の関係を形成していくことができる。

②地域性 —地域診断と地域ニーズに応じたプログラムの実施—

サービス利用者や地域全体のニーズを診断する視点は、地域子育て支援の拠点に是非必要である。サービス自体は主に乳幼児とその家族を対象とするが、地域全体のニーズとの関わりの中で利用者のニーズを理解し支援を提供する姿勢をもつことで、地域の他機関と連携する契機をもつことができる。

また、地域の視点を取り入れた、サービスの評価、フィードバックのシステムも求められる。例えば地域住民が理事として運営にかかわり、建設的な批判と同時に運営をサポートしていくことができれば、拠点として地域に根付き、地域のさらなるニーズに応じていくことにつながる。

③連続性、継続性

地域で生活する親子を支えるためには、サービスの連続性が重要である。これは、地域子育て支援の拠点がフロントラインとしての役割を果たし、子どもの年代や状況、その家族にとって、シームレス(つなぎ目のない)な支援を実現することを意味する。これは、スタッフが家族・地域のニーズすべてに応えるのではなく、地域のニーズ全体の中に拠点となる場を位置づけ、他機関とのネットワーク全体でそのニーズに応えようとする姿勢をさす。このためには、家族にサービスを提供する地域の全ての機関がネットワークでつながっていることが求められる。このためには、各地域に小区域・中区域・広域の各レベルで、地域のニーズに応じ課題解決を進めるためのコミュニティ会議等の開催が有効であると考える。行政主導で設置が進められている要保護児童対策地域協議会も、このネットワークの一環として位置付けることができる。

また、地域の親子に対して安定してサービスを提供するためには、事業が継続することが求められる。運営資金等が市町村の計画の中に位置づけられることも必要だが、サービスを利用する住民自身が事業を支えていく視点も求められる。日本には寄付の文化が根付いているとは言い難いが、住民自身のニーズに応えるサービスを提供することで、サービスを支えるために自らも可能な分については負担する、という姿勢も今後必要となるであろう。

④独自性

それぞれの地域子育て支援は、その母体や成立経過が異なる。これらが「子どもの最善の利益実現」という共通した価値観のもと、それぞれがその独自性を生かしたユニークな活動を行い、必要な連絡調整・役割分担のもとに総体として地域のニーズに応じて機能分化していくことで、有機的なネットワーク形成を容易にする。それぞれが、拠点の成り立

ちとしての独自性、立地する地域の独自性を反映したユニークな拠点となることが望ましい。

地域の子育てに関する拠点が、以上で述べてきたような①主体者性、自発性の重視、②地域性、③連続性、継続性、④独自性、を獲得できたとき、地域における固有の機関としてネットワークの中でユニークな役割を發揮することができると思われる。

4-6 まとめにかえて—地域子育て拠点の今後の課題

地域子育て支援の拠点に集う子ども・保護者は地域住民であり、「地域のあり方」はそのウェルビーイングに大きく影響する。拠点は、同じニーズをもつ地域住民の出会いの場となり、「子育て」という共通体験のもとお互いの異なる状況と共通性を認識し、コミュニティ形成に欠かせない共感性を獲得していく可能性をもつ。子育て支援の拠点が実質的に「子どもの権利を守る拠点」として家族支援の機能を果たしていくためには、拠点施設で提供される支援が地域のニーズに合致し、様々なレベルで住民がそこに関わること、拠点施設が地域の他機関とのネットワークの中で、「子育てのしやすい」よりよい地域づくりの一員となっていることが求められ、地域子育て支援のスタッフには、拠点と地域住民を結び付けること、利用者同士を結び付けること、さらに、利用者と地域住民を結び付けること、が求められる。

家族同士、家族と地域、地域の中での施設間のネットワークと支援をつなげていくためには、職員の専門性の担保とリカレント教育も必須となる。橋本(2003:1-13)は、地域子育て支援の職員には、ファシリテーターとしての技能が必要であると述べ、ケアワークと一線を画した技術の必要性について提起している。保育士養成のカリキュラムについても検討が加えられているが、地域子育て支援のスタッフが「保育」について習熟した上で地域子育て支援に配属されることを考えると、「地域子育て支援」に必要な知識・技能についてリカレント教育でファシリテーターとしての技術を身につけることも現実的ではないかと考える。

本稿の結論としては、地域包括支援センターの職員規定のように、保育所併設型の地域子育て拠点施設センター型、及び独立型のセンター(本稿では考察対象とはしていない)においては社会福祉士等のソーシャルワーカーを配置して、コミュニティワークを含むソーシャルワークと保育士が担うケアワークを役割分担の下実施することを検討すべきことについて提言する。一方で、社会福祉士の養成において児童分野のカリキュラムはあまりに

少なく、ソーシャルワーク技術を学んでいたとしても子どもの発達を支援するにはこちらでも研修が必要となることは間違いない。ここでは、ケアワーカーである保育士が、エコロジカル・パースペクティブを身につけ保育所保育においても求められるソーシャルワーク技術を習得すると同様に、子育て拠点におけるファシリテーター技術を習得し、職務を行うべきこと、習得のためには体系的なリカレント教育が必要であることを結論として述べておきたい。尚、参考までに、トロント、ライアソン大学で実施されているFRセンターのスタッフ用リカレントプログラムについて、資料4-1として添付する。

4章の注

- (1) 2008.9.26 当時のゆめっこ副所長への聞き取り調査より
- (2) こども未来財団により運営されていたi-こどもネットのホームページは、その使命を終えたとして2010.3.29をもって閉鎖されている。
- (3) 2003.9.8 カナダ全土のFRセンター統括機関、FRP カナダ(首都オタワにおかれている)、P氏オフィスでのインタビュー時の発言。
- (4) 筆者の2002年4月~12月のFRセンターでの参与機関中に実施されたプログラムは、i)Mother Goose(乳幼児と保護者のグループに歌遊び・体遊びを指導)・ii)Kids have Stress Too(子どもの発達段階に応じたしかり方・ほめ方等のしつけについてのグループワーク)・iii)Nobody Perfect(主として貧困家庭を対象に、発達・栄養・しつけ・コミュニティの資源の使用法等を指導)・iv)Canadian Parenting(カナダのペアレンティングについて指導)・v)Cooking Together(乳幼児に必要な栄養についての講義と調理実習)・vi)Family Literacy(絵本の選び方、読み方、言葉の指導について)・vii)School Readiness(就学前の子どもをもつ保護者を対象)の7種類のワークショップだった。これらのワークショップは、典型的にはひとつにつき1~3日間程度の有料のファシリテーター講習を受けることでファシリテーターマニュアルを入手する(購入する権利を得る)ことができ、ワークショップの実施が可能になる。
- (5) 例えば、トロント北部の貧困者を対象にした集合住宅内の一角にあるソーシャルサービス機関内の一室でFRセンターでは、アウトリーチ・プログラムを重視していた。これは、非合法な手段で入国しコミュニティで生活している難民などが外出により逮捕されるのを恐れ、子どもを外に出さないようなケースがあるという事情による。ま

た、ゲイ・コミュニティに隣接するコミュニティセンター内で実施されている。コミュニティセンターではゲイの家族支援に特化したプログラム(ゲイのカップルが養子を迎える場合の支援, ゲイ・カップルのピアグループの運営等)を実施していた。これらの詳細については、次を参照。土田美世子, 2006, 「トロント ファミリーリソースセンターの変容—政策とのかかわりにおいて—」, 『子ども家庭福祉学』第5号, 71-83.

(6) MAFRP(Metoro Asociasion of Family Resource Programes)は、トロント市内のFRセンター全体の統括機関。

(7) 地域社会福祉施設で生活指導員をしていた際の筆者の実感によるところが大きい。新しい活動プログラムを岡村の示す機能に照らし合わせることで、活動を自己評価する際の視点を得ることができた。

終章 まとめと今後の課題

1. 本稿のまとめ

本稿では、社会福祉施設としての保育所におけるソーシャルワークの課題を中心に検討を進めてきた。就学前児童に対する教育機能と福祉機能を合わせて期待され、歴史的に双方の間で揺らぎつつ来た保育所が、少子化、子育て不安の中で今日強く社会福祉機能を期待されていることを前提に、保育所におけるケアワークの専門性について検討し、保育所がその第一義的目的である「子どもの最大限の権利」の実現のためには、保護者支援、地域社会への介入等のソーシャルワーク技術を用いる必要性について指摘した。

被虐待児の発見、予防、支援に携わる可能性を強くもつ保育所は、社会福祉機関とネットワークを組み協働していくためにソーシャルワークの視点をもつことが求められる。本稿ではこの視点をもつために、保育所ワーカーがエコロジカル・パースペクティブに則ることが有効であると示唆した。その上で、エコロジカル・パースペクティブの獲得に伴い、保育所内でのケアワークの実行から、子どもの保護者の支援、コミュニティへの介入も職務として実行されている保育所においてフィールドワークを実施し、その獲得要因について探索した。

一方、保育所が志向するのはあくまでも「子どもの視点に立った」支援、子どもの権利実現のための支援である、という限定についても検討した。つまり、保育所ワーカーによる親支援は、親が子育ての主体者たるための支援であり、子どもを切り離れたうえでの、親の個人としての自己実現そのものについての支援は志向しない。同様に、子どもの権利の実現のための地域への介入は保育所ワーカーの職務だが、コミュニティ自体の活性化等、コミュニティワークそのものは職務外となる。保育所ワーカーがソーシャルワークを行うことについては様々な論があるが、保育所ワーカーは結論的にはソーシャルワーカーとは別の専門性をもつこと、そのため、保育所にソーシャルワーカーを配すべきことを本稿の結論とした。保育所が実施する「地域子育て支援」は、健康な家族・もしくは見守ることで健康な範囲に留まる家族への働きかけに限定され、困難に陥った家族への支援、コミュニティワーク等については、ソーシャルワーカーが担当することになる。この際、保育所ワーカー、地域子育て支援スタッフ、ソーシャルワーカーが互いの職務の価値を理解し、同一の理念に基づく視点、具体的にはエコロジカル・パースペクティブを共有することで、

コラボレーションが可能になると考える。ソーシャルワーカーと保育所ワーカー、地域子育て支援スタッフが有機的に協力し役割分担をしていくことで、子どもの権利擁護にとって有効な、子育て支援に親和的なコミュニティの実現が望めるのではないだろうか。また、地域子育て支援には、これまでの保育所でのケアワークとは異なる専門性が求められ、必要とされるファシリテーター技術を習得するためには、リカレント教育等の機会が準備されるべきことについても言及した。

すでに述べてきたように、保育所ワーカーがファシリテーターとしての技能を身につけるためには、現状の養成プログラムは十分であるとは言い難い。これまでに保育士養成課程は、5回の改定(1回目改定1952年、2回目改定1962年、3回目改定1970年、4回目改定1991年、5回目改定2001年)が行われている。1回目から3回目の改定は、保育士に対する量的需要に応えるため、幼稚園教諭免許との弊修を可能にした改定と位置付けられる。この際、社会福祉専門職に関する科目が大きく削られ福祉色を薄める結果につながったことについては2章で述べたとおりである。4回目の改正では、時代のニーズに合わせて、乳児保育、養護についての専門性が強調され、5回目の改正では、児童福祉法改正に伴い保育士に「保護者支援」「地域子育て支援」が課せられたことにより、「家族援助論」が養成課程に加わった。この際、保育士が対人援助、ソーシャルワークを行うことについて、改定の場でも議論が上がっているが、結論としては得られなかった。

さて、2010年から、厚生労働省で保育士養成のカリキュラム改革の議論が進んでいる。大嶋(2008)は保育所へのアンケート結果から、現保育士養成カリキュラムで不足しているのは「家族支援論」「障害児保育」「発達心理」の分野である、と述べている。現時点での議論では、家族支援の重要性を認識しつつも、2年間のカリキュラムの中で家族支援が可能な保育士養成を行うのか、または現場でのリカレント教育を重視して必要な技能を補っていくかについて結論はでていない。いずれにしても、都道府県知事のおこなう保育士試験を合格することでも資格を得られる現状においては、教科書的な知識の暗記だけで現場に立つことが可能であり、現場での再教育は不可欠である。本稿では、トロントのファミリーリソースセンターでのフィールドワークを通じて、保育士に必要な家族支援、コミュニティ介入に必要なファシリテーターとしての技術・知識を、リカレント教育の場で修得する方法について紹介し、同様の実施について提案した。また、トロントのリカレント教育は、エコロジカル・パースペクティブを基盤として実施されていることに注目した。

2. 本稿の限界

また、本稿の限界についても言及しておきたい。本稿の考察は、それぞれの調査時点に基づいたもので、特に「地域子育て支援」に関する記述は、保育所併設型の地域子育て支援センターのみが存在していた調査時点から、地域子育て拠点事業と名称や事業の枠組みが変わる中で、齟齬のある内容を含んでしまうこととなった。例えば、今日の地域子育て支援は必ずしも保育士が実施するとは限らない。このため、本稿では現実的には保育所保育士が職務を実施している「保育所併設型地域子育て支援センター」について限定して考察することとなった。また、エコロジカル・パースペクティブに基づく保育所ワーカー、保育所併設型地域子育て支援スタッフ、保育ソーシャルワーカーの視点と価値の共有について言及したが、「保育ソーシャルワーカー」という現存しない職種を想定しながら、その支援プロセス、実際の実施者について明確にするに至らなかった。

現在内閣府で検討が続いている、子ども・子育て新システムの中で、幼稚園・保育所の統合がどのような形で進むのか等について、2011年5月現在まだ未確定な部分が多い。今後、制度の変化に対応し実効性のある提言をしていくためには今少し時間が必要となるであろう。本稿では、調査時点と現時点での制度の違いによって生じた齟齬と、今後策定されていく新制度上での見直し作業を今後の課題とし、ひとまずは、「子どもの権利擁護のためにソーシャルワークが保育所に求められる」という本稿の土台となる主旨に基づく一連の考察として、脱稿させていただいた。

3. 今後の課題

本稿では、保育の専門性を高める方向として、エコロジカル・パースペクティブに基づく保育実践について提言してきた。

エコロジカル・パースペクティブに基づく保育実践を提唱したのは、保育所のワーカーによる子どもの最善の利益を目指してケアワークから始まる保育実践が、コミュニティ形成を目指すまで、重層的に広がって欲しいという願いからである。事例の検討からは、目の前の子どもの生活をエコロジカルに捉えることで、ケアワークからコミュニティワークまでの取り組みが広がること、コミュニティのニーズに応えていこうとすることで、ファシリテーターとして人々をつなぎ、コミュニティ形成を図れることを確認してきた。また、そこにソーシャルワーカーが加わり、有機的に連携をはかることができれば、より子育てに応答的なコミュニティの実現につながるであろう。

これは、岡村(1976)が地域福祉論で解き明かした「福祉コミュニティ」に対する「一般コミュニティ」形成に重なる。いくら専門家が優れたサービスを用意しても、コミュニティで生活する全てのニーズに応えることはできない。全国に 2,200 余りある保育所が全て社会福祉施設としてコミュニティに働きかけ新しいつながりを創造していくことができれば、子どもの権利擁護にとって最大の資源となるのではないだろうか。

今日、人々は新しいつながりを模索している。それは、待っていれば得られる簡単で楽なものではなく、自ら参加し、めんどくさい思いをした先にひろがってくるものだ。しかし、コミュニティにその「つながり」があることは、何よりも子どもたちを導き守る糧となる。全国の保育所ワーカーが、その「めんどくさいがたどり着くと楽しくて実り多い」場所へ人々を導いていけることは多くの可能性を広く。そのために必要となる研修の中身や具体的な手続きについての検討は、今後の課題となる。その一つとして、本稿で強調したファシリテーターとしてのワークショップマニュアルについては、現在翻訳を完了し、日本で使用できるよう精査中である。

本稿の標題とした「保育所ソーシャルワーク」という一分野が成立するためには、将来的には現在ある「幼児教育学」、「社会福祉学」とは独立して成立しうる乳幼児の育ちを支える養護の理論化を含めた「保育学」の存在が不可欠であると考え。凶らずも、現段階の保育士養成課程の改正に伴う議論の中で、「保育士養成に関わる大学院の設置」が検討課題として提出されている。保育士養成が、幼稚園教諭養成の教育学の専門性の中でなく、独自の専門性を追求していく努力が是非必要なのは言うまでもない。保育所は、大きな可能性を秘めた「社会福祉施設」である。保育所が、その可能性を地域で開花させる時、虐待等の課題も解決できる糸口が見えてくると考える。現段階では子どもの最善の利益を地域で実現する社会の成立に向けて、自分なりの貢献をしていきたいと願い、本稿を終えた。

引用文献

A National Children's Agenda Government of Canada, 1999.

相澤譲治, 1987, 「施設ケアワーク論の構築に向けての実践的要請」『ソーシャルワーク研究』13(1):55-60.

網野武博, 1991, 「チャイルドケースワーカーとしての保育者」『保育年報 1991』:111-118.

網野武博, 2002, 『児童福祉学』中央法規出版:224.

網野武博, 2002, 前述書:67-97.

網野武博, 1997, 「少子化傾向と保育施策」日本保育学会編『わが国における一保育の課題と展望』世界文化社:16-24.

網野武博, 2002, 「保育サービスと子育て支援」平山宗宏編『少子社会と自治体』日本加除出版株式会社:124-140.

Anthony N.Maluccio et,al, 2002, *Social Work Practice with Families and Children*, Columbia University Press.

Brobfenbrenner,Urie, 1979, *The Ecology of Human Development* , Harvard University Press:3-5.

Carel B. Germain & Alex Gitterman, 1987, *Ecological perspective Encyclopedia of Social Work*, Vol.1, 18th Edition, National Association of Social Workers:488-499.

Carl Dunst, 1995, *Key characteristics and features of community based family support programs*, Cicago: Family Support America :37.

D.W.Winnicott, 1965, *The Maturation Processes and the Facilitating Environment*, (=1972, 牛島定信訳『情緒発達と精神分析』岩崎学術出版:218-219.

Government of Canada Report 2002-2003, 2003, *Early Childhood Development Agreement Early Childhood Development Activities and Expenditures*.

Elaine Walton, 1997, *Enhancing Investigative Decisions in Child Welfare: An Exploratory Usw of Intensive Family Preservation Services* Child Welfare , 76(5):448-46.

Family Support America Family Support Centers, 2000, *A Program Manager's Toolkit- Volume 1:Program Planning and Evaluation*.

Family Support America, 2001, *Guideline for Family Support Practice- 2nd ed.*

- Froland, C. et al., 1981, *Helping Networks and Human Services*, Sage Publications.
- FRP Canada, 2004, *What is a Family Support Program?*
- 福西勇夫, 1997, 「ストレス対処からみたソーシャルサポート」『現代のエスプリ』, 363: 20-29.
- 船曳宏保, 1982, 「社会福祉としてのケア・ワークの構成」『社会福祉学研究』30: 111-116.
- 古原伸之, 1999, 『アイデアツリーパソコン発想法』 SCC.
- 古川孝順, 2004, 「社会福祉研究法とソーシャルワーク研究法」『ソーシャルワーク研究』, 29(4): 4-11.
- 古川孝順, 2002, 『社会福祉学』誠信書房:292-295.
- Germain, C.B. and A. Gitterman, 1996, *The Life Model of Social Work Practice*.
- 橋本真紀・扇田朋子・多田みゆき・藤井豊子・西村真美, 2005, 「保育所併設型地域子育て支援センターの現状と課題」『保育学研究』43(1):76-88.
- 橋本真紀, 2003, 「地域子育て支援センター職員の専門性に関する考察(2)」『聖和大学論集 教育学系』31:1-13.
- 広田寿子, 1979, 『現代女子労働の研究』労働教育センター.
- 肥後功一, 1997, 「市・県の育児支援事業に参加して」『発達』72: 56-63.
- 広井良典, 2000, 『越境するケアへ』医学書院.
- Hon. Margaret Norrie McCain & J. Fraser Mustard, 1999, *Early Years Study Final report*.
- 本田典子, 1976, 「児童福祉労働の現状と課題」『保母養成資料集第6号』:52-62.
- 細井和喜蔵, 1954, 『女工哀史』(岩波文庫), 岩波書店.
- 伊部恭子, 2001, 「ファミリーソーシャルワークの展望」『世界の児童と母性』51:6-9.
- 一番ヶ瀬康子, 1962, 『日本の保育』, 生活科学調査会.
- 池田祥子・友松諦道編, 1997, 『戦後保育50年史 証言と未来予測 4 保育制度改革構想』栄光教育文化研究所.
- 今泉岳雄, 2001, 「母親の育児不安」『現代のエスプリ 21世紀の子育てのあり方』408: 31-39.
- 石井哲夫, 2002, 「第1章保育士によるソーシャルワーク」『子育てとソーシャルワーク』(財)安井記念財団:1-26.
- 石井哲夫, 1999, 『新しい保育の創造』財団法人 安田生命社会事業団.
- イト・ペンギン, 2000, 「カナダの社会福祉第2部 V民間団体による社会福祉」, 仲村優一・

- 一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉』9, 旬報社: 452-465.
- 児童の権利に関する条約 前文 及び第9条の1
- 次世代育成支援システム研究会, 2003, 『社会連帯による次世代育成支援に向けて一次世代支援施策の在り方に関する研究会報告書』:3-6.
- 垣内国光, 2000, 「保育所の規制緩和はどこまで来ているか」『賃金と社会保障』1279: 4-19.
- 垣内国光, 2001, 「小泉内閣の福祉・保育改革思想」『賃金と社会保障』 1308: 4-14.
- 上 笙一郎, 1991, 『日本子育て物語』筑摩書房.
- 金子恵美, 2007, 「地域子育て支援拠点におけるソーシャルワーク活動 ―地域子育て支援センター全国調査から―」『日本社会事業大学研究紀要』54:129-150.
- 柏女霊峰, 2005, 「次世代育成支援・子ども家庭福祉施策の行方―少子化対策から人間福祉への道のり」『月刊福祉5』88(6): 16-19.
- 柏女霊峰, 2003, 『子育て支援と保育士の役割』フレーベル館:125-135.
- 柏女霊峰 山縣文治編, 2002, 『家族援助論』ミネルヴァ書房.
- 柏女霊峰, 2003, 『子育て支援と保育士の役割』フレーベル館: 125-135.
- 河島伸子, 2004, 「「ガバナント」から「ガバナンス」へ (2)NPO と行政の協働」, 『月刊福祉』2004(11): 96-99.
- 小出まみ, 1999, 『地域から生まれる支えあいの子育て』ひとなる書房.
- 国民生活白書, 1997, 「2.年功賃金体系と女性(第I部, 第2章, 第2節女性活用の問題点)」, <http://wp.cao.go.jp/zenbun/seikatsu/wp-pl97/wp-pl97-01202.html>(2008.3 参照)
- 国立社会保障・人口問題研究所編, 2002, 『少子社会の子育て支援』東京大学出版会・
- 小松源助, 1988, 「ソーシャルサポートネットワークの実践的課題―概念と必要性―」『社会福祉研究』
- 許斐有, 1991, 「児童福祉における『子どもの権利』再考―子どもの権利条約の視点から―」, 『社会福祉研究第』52:49-55.
- 小崎恭弘, 2004, 「公立型地域子育て支援センターの役割と課題」, 『神戸常盤短期大学紀要』26:15-24.
- 越河六郎・安部和則・平田敦子, 1990, 「夜間保育所保育士の職務と労働負担」, 『労働科学』66(6): 268-274.
- 越河六郎, 1987, 「精神薄弱者施設ケア・スタッフの勤務と労働負担(1)」, 『労働科学』63 (10): 501-510.

- 越河六郎, 1987, 「精神薄弱者施設ケア・スタッフの勤務と労働負担(2)」, 『労働科学』63(10): 511-519.
- 越河六郎, 1992, 『保育と労働—保母の仕事の性格をさぐる—』, (財)労働科学研究所出版部.
- 厚生省監修, 1998, 『厚生白書』:84.
- 保育所保育指針, 1999, 厚生省児童家庭局通知児発 799.
- 保育所保育指針, 2008, 厚生労働省告示第 141 号.
- 児島亜紀子, 1998, 「福祉多元主義の系譜と特質」, 古川孝順編, 『社会福祉 21 世紀のパラダイム I 理論と政策』, 誠信書房:75-102.
- 倉石哲也, 1998, 「児童家庭福祉転換期における家族援助の展望—家族ソーシャルワークの援助技法の検討課題—」, 『社会問題研究』 47(2):131-147.
- Laney Batavick , 1997 , *Community-Based Family Support and Youth Development: Tow Movements, One Philosophy* Child Welfare 226(5):641-663.
- MAFRP, 2004 Family Resource Programs Annual Report 2003-2004 .
- 待井和江, 1980, 「保母の専門職化と保育者養成」『社会問題研究』 30(2-4):117-148.
- 待井和江, 1989, 「これからの保育対策と保母養成」『武庫川女子大学紀要, 人文・社会科学編』 37:89-100.
- 待井和江, 1999, 「改定保育所保育指針の理解と実践に向けて」, 『保育士だより』173:2-5.
- 待井和江, 2003, 「保育施策の変遷と保育士養成の歩み」『社会問題研究』 52(2):25-52.
- 前田正子, 2004, 『子育てしやすい社会』, ミネルヴァ書房.
- Maluccio, A. Barbara, A. & Tracy, E, 2002, *Social Work Practice with Families and Children* Columbia University Press:7-10.
- Martha Lee-Blickstead, 2002, *Specialization in Family Life Education and Family Resource Programs*.
- Martin Davies ed, 2000, *Blackwell Encyclopedia of Social Work* Blackwell Publishers Ltd:105.
- McKnight J, 1996, *Mapping Community Capacity* Institute for Policy Research, Northwestern University:1-21.
- 三沢直子, 1997, 「子育てに対するソーシャルサポートの必要性」, 『現代のエスプリ ソーシャルサポート』 363: 153-163.

- 森上史朗, 2004, 「最近における保育の同行と課題」, 『発達』 98(25):2-8.
- 森望, 2001, 「子ども家庭福祉と自治体行政—子育ての社会化と地方分権パラダイム—」,
『社会福祉研究』 82: 27-35.
- 村山祐一, 2001, 『もっと考えて 子どもの保育条件』 新読書社.
- NASW, 1987, Encyclopedia of social work 18th edition. NASW Inc :489.
- 中野菜穂子, 1998, 「児童福祉政策史における保育所の対象と機能の変遷(その 1)」, 『岡山
県立大学短期大学部研究紀要』 5: 91-100.
- 中野菜穂子, 2001, 「児童福祉政策史における保育所の対象と機能の変遷(その 2)」, 『岡山
県立大学短期大学部研究紀要』 8: 87-96.
- 中林節子, 2004, 「保育所の今—大きな変化の中で変わることを求められて」, 『発達』
98(125): 16-21.
- 成清美治, 1993, 「専門職としての介護福祉士」, 『ソーシャルワーク研究』 19(1): 143-152.
- 成清美治, 1999, 『ケアワーク論』 学文社.
- 成清美治, 2003, 『新・ケアワーク論』 学文社.
- 日本保育学会編, 1968 『日本幼児保育史 第 1 巻』 フレーベル館.
- 日本保育学会編, 1969 『日本幼児保育史 第 2 巻』 フレーベル館.
- 日本保育学会編, 1971 『日本幼児保育史 第 3 巻』 フレーベル館.
- 日本保育学会編, 1971 『日本幼児保育史 第 4 巻』 フレーベル館.
- 日本保育学会編, 1974 『日本幼児保育史 第 5 巻』 フレーベル館.
- 日本保育学会編, 1975 『日本幼児保育史 第 6 巻』 フレーベル館.
- 西村真美, 2005, 「保育所における地域子育て支援事業の今後の展開に関する考察 I」 『奈
良佐世保短期大学紀要』 13:9-18.
- 西村祐子, 2004, 『草の根 NPO のまちづくり』, 勁草書房
- 西原雄次郎・野川とも江, 2002, 「ソーシャルワークとケアワークの協働の方向性」, 『日
本社会福祉学会第 50 回記念大会全国大会報告要旨集』 :37-40.
- 野口裕二, 2002, 『物語としてのケア—ナラティブ・アプローチの世界へ』 医学書院.
- 野澤正子, 1989, 「養育とその社会的援助のあり方について--保育概念の検討を中心として
-1-」 『社会問題研究』 38(2):27-46.
- 野澤正子, 1997, 「子育て支援概念と保育所保育の方法技術」 『社会問題研究』 46:1-19.
- 野澤正子, 2003, 「母子関係理論と社会的養育」 『龍谷大学社会学部紀要』 22:57-67.

- 野澤正子, 1992, 「育児の家族支援システム」, 『地域福祉研究』 20:11-19.
- 野澤正子, 1990, 「生活主体, 権利主体としての子ども観を」『現代保育 10月号』:24-27.
- 岡本民夫, 1990, 「ライフモデルの理論と実践」『ソーシャルワーク研究』 16(2):86-91.
- 岡田正章, 1970, 『日本の保育制度』 フレーベル館.
- 岡田正章, 久保いと, 坂元彦太郎, 宍戸健夫, 鈴木正次郎, 森上史郎編, 1980, 『戦後保育史 第1巻』 フレーベル館.
- 岡田正章, 久保いと, 坂元彦太郎, 宍戸健夫, 鈴木正次郎, 森上史郎編, 1980, 『戦後保育史 第2巻』 フレーベル館.
- 岡本重夫, 1983, 『社会福祉原論』 全社協:83-94.
- 奥山千鶴子 NPO 法人びーのびーの編, 2003, 『おやこの広場びーのびーの』 ミネルヴァ書房.
- Ontario Early Years Plan, 2003, *A report to Ontario Families*.
- 大橋謙策, 2005, 「福祉教育を取り巻く環境と今後の発展に向けて」『月刊福祉』:38-43.
- 大橋謙策, 2000 「社会福祉基礎構造改革と人材養成の課題—地域自立生活支援とコミュニティソーシャルワーク」 社会福祉研究第 77 号:18-25.
- 大橋謙策, 2003 「転換期を迎えた社会福祉教育の課題と展望—学際的視野も踏まえて」 社会福祉研究第 86 号:22-29.
- 大塚達雄・井岡勉・木内正一, 1986 『社会福祉の専門技術』 実践編:2-146.
- 大和田猛, 2004, 「第Ⅲ部第1章 ソーシャルワークとケアワーク」, 大和田猛編『ソーシャルワークとケアワーク』 中央法規出版:230-287.
- 大日向雅美, 2005, 「第4章 子育ての変遷と今日の子育て困難」 大日向雅美・荘厳舜哉編『子育ての環境学』 大修館書房.
- Peter J. Pecora and James K. Whittaker et.al., 2000, *The Child Welfare Challenge—Policy, Practice, and Research 2th ed*, Walter de Gruyter, Inc.
- Robert L. Barker, 1999, *The Social Work Dictionary 4th Edition*, NASW Press:146.
- Ryerson University Conyinuing Education, *2004 Course Guide*.
- 才村純, 2008, 『図表でわかる子ども虐待—保育・教育・養育の現場で活かすために』 明石書店.
- 才村純, 2007, 「児童相談所における家族再統合援助の実施体制のあり方に関する研究」 平成 17 年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究, 『平成 17 年度日本子ども家庭総合

- 研究所紀要』42:147-174.
- 才村純,『保育所 学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究』,平成17年度厚生労働科学研究,日本子ども家庭総合研究所.
- 才村純,『保育所 学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究』,平成18年度厚生労働科学研究,日本子ども家庭総合研究所.
- 桜井慶一,2001,「ベビーホテル問題と認可保育所—その背景と課題」『ベビーホテル』現代のエスプリ別冊:67-89.
- Sandra Austin,2005, *Community-Building Principles: Implications for Professional Development Child Welfare*48(2):105-122.
- 佐々木正美,1996,「育児不安の解消は孤立・孤独の解消から」『こども未来』303:12-14.
- 佐藤郁哉,2002,『フィールドワークの技法』新曜社.
- 佐藤豊道,2001,『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究』川島書店.
- 柴崎正行編,1997,『戦後保育50年史 証言と未来予測2 保育内容と方法の研究』栄光教育文化研究所.
- 新藤 慶,2008,「幼保総合施設の実態と課題:認定こども園を扱った諸研究の検討を中心として」『新見公立短期大学紀要』29:181-188.
- 新川泰弘,2007,「地域子育て支援センターにおける子育てサークルのサポート--コンピテンス&エコロジカル・パースペクティブの視点から」『三重中京大学短期大学部論叢』45:55-60.
- 白澤政和・渡辺裕美・本名靖・橋本泰子,2001,「社会福祉実践を問う ケアワークとソーシャルワーク」『日本社会福祉学会第49回大会全国大会報告要旨集』:53-65.
- 副田あけみ,1994,『家族支援』とソーシャルワーク,『ソーシャルワーク研究』20(2):88-95.
- 荘厳舜哉,2005,「第3章 日本の子育ての知恵」大日向雅美・荘厳舜哉編『子育ての環境学』大修館書房.
- 吹田の子ども総合政策づくり専門委員会,1997,『地域からつくる子育てネットワーク — 児童福祉法改正と吹田の子ども総合政策—』自治体研究社.
- Susan D.phillips & Katherine A.Graham,2000, *Hand-in-Hand When Accountability Meets Collaboration in the Voluntary Sector*, Keith G. Banting,ed, The Nonprofit Sector in Canada School of Policy Studies:149-190.
- 鈴木順子,2007,「今後の子育て支援の取り組み」『名古屋芸術大学短期大学部研究紀要』

39:67-78.

社団法人全国保母養成協議会, 1978, 「保育所保母の職務内容の分析—保育所保母と幼稚園教諭との比較」, 『保育士養成資料集』 6.

社団法人全国保母養成協議会, 1999, 「保育士の役割の再確認—養成課程の見直し—」『保育士養成資料集第』 27.

社会福祉法人二葉保育園, 1985, 『二葉保育園 80 年史』.

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について (子ども・子育て応援プラン)」, 2004, 少子化社会対策会議決定.

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律 77 号), 2006,

高橋重郷, 2002, 「日本における少子化の現状」平山宗宏編『少子社会と自治体』日本加除出版株式会社: 3-16.

高橋重宏, 1999, 「第 15 章 子ども家庭福祉」城戸喜子・塩野谷祐一編 『先進諸国の社会保障 3』 東京大学出版会:293-318.

竹内富士夫, 2005, 「三鷹市子ども家庭支援ネットワーク」の活動から 『都市問題』 96(2):17-22.

民秋言, 1999, 「第 4 章保育者改革論」『新しい保育の創造』安田生命社会事業団:75-108.

田中未来編著, 1980『保育と専門性』全社協. .

谷口泰史, 2001, 「求められる包括的な実践パラダイム—これからの児童ソーシャルワークの課題と展望」『世界の児童と母性』 50:34-37.

谷口泰史, 2003, 『エコロジカルソーシャルワークの理論と実践』ミネルヴァ書房:87-97.

The Blackwell Encyclopadia of Social Work :328-330.

東京都社会福祉協議会, 2004, 『子ども家庭支援センター実態調査報告書』.

友松諦道・佐藤利清, 民秋言編, 1997, 『戦後保育 50 年史 証言と未来予測 5 保育運動と保育団体論』栄光教育文化研究所.

土田美世子, 2002, 「保育士の職務分析—保育士職務の量的・質的側面へのアプローチ」, 『平成 12-13 年度文部科学省科学研究費補助金(奨励研究 A)研究成果報告書』.

土田美世子, 2003, 「保育所保育士の職務についての考察」『子ども家庭福祉学』 26(103): 17-24.

土田 美世子・辰己隆, 2000, 「児童福祉施設における保育士職務及び実習生の実習職務」,

- 『保育士養成研究』17, 29-39.
- 土田美世子, 1998, 「社会福祉援助職としての保育士についての考察」『聖和大学論集 教育学系』26:123-131.
- 土田 美世子, 2003, 「保育所保育士の職務についての考察」, 『子ども家庭福祉学』第3号, 25-36.
- 土田美世子, 2004, 「カナダのファミリーリソースセンターの職務とその専門性—トロントペアレント・リソースシーズの実践を通じて—」, 『光華女子大学研究紀要』42:191-205.
- 土田美世子, 2006, 「エコロジカル・パースペクティブによる保育実践」, 『ソーシャルワーク研究』124 Vol.3, 33-42.
- 土田美世子, 2006, 「トロント ファミリーリソースセンターの変容—政策とのかかわりにおいて—」, 『子ども家庭福祉学』第5号, 71-83.
- 土田美世子, 2010, 「保育所による者ルワーク支援の可能性」『龍谷大学社会学部紀要』第37号, 15-27.
- 都村敦子, 1999, 「第2部 所得保障 児童給付」城戸喜子・塩野谷祐一編, 『先進諸国の社会保障3』, 東京大学出版会: 166-167.
- 津崎哲郎, 1996, 「変容する家庭と子どもの危機—背景・原因・対応 児童虐待を例にとつて—」『社会福祉研究』67: 45-52.
- 植山つる, 浦辺史, 岡田正章編, 1988, 『戦後保育所の歴史』全社協.
- 浦辺史, 1981, 「第4章 戦後改革と保育」浦辺史, 宍戸健夫, 村山祐一編, 『保育の歴史』青木書店.
- 内海奂乗, 1983, 「延長保育, 夜間保育をめぐって」『保育年報1983』: 44-47.
- Victor Manalo and William Meezan, 2002, *Toward Building a Typology for the Evaluation of Services in Family Support Programs* Child Welfare226(5) :406-429.
- 鷺田清一, 1999, 『「聴く」ことの力』, TBSブリタニカ出版.
- Weissbourd Bernice, 1994, *The Evolution of the Family Resource Movement*, Jossey-Bess Publisher: 29- 47.
- Winnicott, D. W, 1965, *The Maturation Processes and the Facilitating Environment* (=1972, 牛島定信訳) 『情緒発達と精神分析』岩崎学術出版:218-219.
- 山縣文治, 2005, 「地域子育て支援に求められる拠点機能」『月刊福祉』:24-27.
- 山縣文治, 2002, 『現代保育論』ミネルヴァ書房.

- 山本健慈, 1998, 「地域づくりと保育活動」大前哲彦, 他編 『地域住民と共に』 北樹出版:143-155.
- 山本真実, 2000, 「保育所機能の多様化とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』 26(3):17-24.
- 山本真実, 2000「保育所機能の多様化とソーシャルワーク」 ソーシャルワーク研究 Vol. No.303) 山手茂, 1996, 『福祉社会形成とネットワーキング』 亜紀書房.
- 山崎美貴子, 2001, 「家族支援とソーシャルワーカーの役割」『ソーシャルワーク研究』 27(2):79-91.
- 山崎美貴子・福山和女 (コーディネーター), 2003, 「ソーシャルワーク及びケアワークの科学化」『日本社会福祉学会第 51 回大会全国大会報告要旨集』:23-28.
- 米本秀仁, 1994, 「社会福祉専門教育の課題」『社会福祉研究』 69:65-70.
- 米川尚行・斉藤謙・民秋言, 1988, 「「養護」概念の整理 (続) 保母の職務内容に関する研究 (2)」『保母養成研究年報』 5:32-41.
- Yvonne A Unrau, 1997 , *Predicting Use of Child Welfare Services After Intensive Family Preservation Services Reserch on Social Work Practice* 7(2) :203-215.
- the Toronto Steering Committee, 2002, *Toronto Early Years Action Plan Moving Forward.*

謝 辞

本稿の基盤となった調査に協力いただいた、保育所をはじめとする施設の先生方、トロント、ライアソン大学、ファミリーリソースセンターの皆様にご感謝申し上げます。

本稿をまとめるにあたり、博士課程後期課程で時に厳しく、忍耐強くご指導いただいた高田眞司先生、そして完成に向けて重要なお指摘と共に、本当に丁寧にご指導いただいた才村純先生に、御礼申し上げます。ご指導いただくだけでなく、才村先生の温かいお人柄にふれることができたのは、執筆のしんどい中での喜びでもありました。

副査として様々なご指導いただいた芝野松次郎先生、山縣文治先生にも、心より御礼申し上げます。主要な論点の変更を決断することができたのは、趣旨一貫した論文となるよう、先生方にあらゆる矛盾点をお指摘いただいたおかげだと実感しております。本当にありがとうございました。

最後になりましたが、主に調査部分についてサポートしていただいた立命館大学の土田先生にも、感謝申し上げます。ありがとうございました。

資料編

S園の保育士職務調査結果

クラス		0-1歳児	1-2歳児	2-3歳児	2-3歳児	3-4歳児	4-5歳児
類型	職務項目	(秒)	(秒)	(秒)	(秒)	(秒)	(秒)
1. 遊び・活動の援助 設定活動	01 積み木・ブロック・プラレール等の室内遊具の指導・援助	909	622	945	2081	20	61
	02 工作、お絵かき、粘土等、製作の指導、援助	0	0	1230	329	878	2786
	03 共同制作・催し物・出し物等の指導、援助	0	0	0	0	0	167
	04 ままごと・お店やさん・ごっこ遊び	367	273	302	695	401	17
	05 カルタ・トランプ・カード・ゲーム盤等の室内遊び	0	0	0	832	0	90
	06 ゲーム遊び(マスゲームを含む)	0	0	0	0	0	1631
	07 絵本・紙芝居の読み聞かせ	265	1847	705	1138	392	1300
	08 歌、楽器遊び	556	1144	460	125	1087	647
	09 リトミック、遊戯、ダンス等	0	261	92	0	0	0
	10 体遊び(ジャンプ、ぐるぐる回し、飛行機、等)	150	143	65	383	375	67
	11 運動遊具(ブランコ・滑り台など)	0	0	0	0	0	0
	12 散歩	396	844	497	1327	323	0
	13 かけっこ	0	40	22	0	0	0
	14 鬼ごっこ・かくれんぼ等の遊び	0	0	670	0	350	0
	15 自然物を使った外遊び	70	395	988	311	0	0
	16 手遊び・あやす	2561	184	99	304	137	774
	17 話し相手・話を聞く・話しかけ	342	587	666	759	991	1270
	18 あいさつ・出席(名前を呼ぶ)	46	183	46	86	64	73
	19 お折り、賛美歌	87	72	285	75	327	201
	20 全体に対する活動の説明、話し合い	0	110	366	0	1146	1187
	21 その他	0	39	0	21	0	0
	小 計	5749	6744	7438	8466	6491	10271
2. 調整活動	01 賞賛・励まし・なぐさめ等の声かけ	66	105	190	386	338	243
	02 指示、示唆、理由の説明	0	246	435	559	551	150
	03 叱責・注意・禁止等	39	564	864	238	342	25
	04 トラブルの仲裁	0	418	1451	1383	369	582
	05 教材・遊具の用意・設定	30	375	800	130	945	2053
	06 作品の整理・保管	101	16	0	31	385	70
	07 見守り、遊びの監視	1394	404	267	723	1541	1054
	08 片付けの指導	0	189	814	515	426	261
	09 片付け援助	243	142	284	535	549	81
	10 移動の援助・連れ戻す等、場所の移動に関する援助	1181	621	507	569	853	448
	11 抱き起こす・すわらせる等、体位の移動に関する援助	344	119	53	94	165	13
	12 保護者からの受け取り、抱き取り	0	134	118	11	0	80
	13 人数確認	0	174	33	27	104	0
	14 (交通等) 安全確認	0	158	62	145	32	0
	15 その他	126	0	0	180	72	42
	小 計	3524	3665	5878	5526	6672	5102
3. 食事の世話	01 調乳・調理・ミルクの温め	0	0	33	0	0	0
	02 食事台拭き・食器の用意等	309	127	88	0	154	276
	03 盛りつけ・配膳・お代わりの世話	906	582	1110	209	685	281
	04 おしぼりで手・顔を拭く	490	233	0	22	0	0
	05 エプロンの着脱	130	9	0	0	0	0
	06 食事の介助・援助	2978	655	653	112	139	0
	07 側で指導(マナー、箸の持ち方等)	0	0	20	457	93	0
	08 注意・指示の声かけ	0	203	108	0	36	20
	09 給食室からの食事の運搬	131	0	193	0	66	227
	10 食事・おやつを食べながらの監視	125	222	158	1373	581	611
	11 食器の後片付け・残飯整理等	343	248	221	531	329	139
	12 その他	52	0	0	50	12	116
	小 計	5464	2279	2584	2754	2095	1670

クラス		0-1歳児	1-2歳児	2-3歳児	2-3歳児	3-4歳児	4-5歳児
類型	職務項目						
4. 衣服の世話	01 着替えの介助	826	186	658	1887	697	67
	02 着替えの指導・援助	0	0	668	155	266	31
	03 衣服をたたむ・整理	957	110	233	158	170	0
	04 汚れ物の収納	154	0	0	25	109	0
	05 外出の用意(上着・帽子等)	0	30	171	30	32	0
	06 衣服を直す(シャツを入れる、等)	0	0	0	270	8	0
	07 靴の履き替えの介助	0	74	172	118	83	0
	08 その他	0	0	0	0	0	0
	小計		1937	400	1902	2643	1365
5. 排泄・洗面の世話	01 尿意確認・催促・指示	5	116	382	73	93	0
	02 トイレ誘導	0	224	76	179	20	0
	03 トイレ監視	0	136	15	226	22	0
	04 着脱の介助・おむつ交換	883	1761	322	202	0	0
	05 排泄の介助・清拭	273	53	105	206	0	0
	06 手・足・顔等洗う介助	0	449	92	388	0	127
	07 手洗い指導	0	45	275	77	82	11
	08 歯磨き介助	0	0	240	226	0	0
	09 歯ブラシの用意、歯磨き指導	0	0	173	154	119	0
	10 手・足・顔を拭く、鼻をかむ	50	12	74	38	0	21
	11 髪をくくる、とかす等の世話	0	0	0	0	100	41
	12 その他	0	0	34	6	15	12
小計		1211	2796	1788	1775	451	212
6. 就寝の世話	01 寝具セット	85	477	179	416	114	135
	02 寝具片付け	75	132	205	182	294	259
	03 就寝指導	56	120	53	61	84	0
	04 添い寝	0	0	0	0	0	0
	05 トントン・あやし	1804	2220	2474	1605	32	2194
	06 寝具移動	0	0	0	0	0	9
	07 布団のかけなおし	11	24	10	18	85	60
	08 監視	0	0	0	43	21	0
	09 監視・連絡帳等記入	1975	2172	3819	4001	2442	1571
	10 監視・教材等製作、整理	819	2314	438	203	1146	0
	11 監視・相談、連絡	0	490	188	853	1517	268
	12 監視・食事	491	2159	0	0	0	0
	13 起床指導	0	100	91	0	118	187
	14 起床介助	0	75	0	120	0	91
	15 布団干し・とり入れ	0	0	72	121	46	0
	16 夜尿の世話・シーツ交換	0	0	0	56	0	0
	17 体位交換	0	0	0	0	0	0
	18 その他	53	0	0	31	0	0
小計		5369					
7. 健康管理	01 投薬	231	276	5	34	0	0
	02 検温	109	0	0	166	0	89
	03 怪我の治療	0	114	186	64	59	13
	04 傷の具合、体調等の様子を視る	0	45	0	75	0	16
	05 爪きり	0	30	0	0	0	0
	06 体調の悪い子供の看護、看病	0	0	0	794	0	0
	07 その他	0	0	0	0	0	0
小計		340	465	191	1133	59	118

クラス		0-1歳児	1-2歳児	2-3歳児	2-3歳児	3-4歳児	4-5歳児
類型	職務項目						
8. 環境整備	01 おもちゃ等の片付け	1022	67	833	619	743	288
	02 机、椅子、ボックス等のセット、片付け	20	58	374	190	294	127
	03 雑巾がけ	1258	0	506	557	421	1387
	04 木汲み、バケツの運搬、雑巾洗い	11	0	0	97	163	322
	05 トイレ掃除・おまるの清掃	100	253	179	10	44	278
	06 消毒	0	106	0	38	0	0
	07 掃除機かけ、ゴミ拾い等の保育室の整備	189	0	45	0	15	95
	08 室外清掃	210	0	0	0	0	0
	09 園庭清掃	0	0	0	0	0	0
	10 カーテンの開閉	56	17	122	123	143	269
	11 ドア・窓の開閉	47	41	27	59	31	140
	12 点灯・消灯	2	0	0	0	0	33
	13 室温管理	10	0	0	0	0	0
	14 音楽テープをつける・消す	10	90	120	0	170	0
	15 洗濯干し	641	0	0	0	0	36
	16 洗濯物たたみ	759	0	0	0	0	486
	17 洗い物、汚物処理	318	0	0	0	134	363
	18 小動物の世話	0	0	0	0	7	5
	19 危険物の除去・排除	76	0	0	0	0	0
	20 植物の世話	0	0	0	0	0	0
	21 おもちゃの消毒	18	0	0	0	0	0
	22 簡単な修理	40	0	0	0	0	682
	23 戸締りの確認等、閉園の準備	33	0	0	558	0	0
	24 その他	33	0	0	5	0	76
		小 計	4853	632	2206	2256	2165
9. 記録・連絡	01 保護者との連絡・話	81	342	200	590	444	573
	02 同僚との相談・連絡・話	783	1029	456	463	568	121
	03 記録・連絡帳の整理	226	84	0	18	0	545
	04 連絡帳・ノート・日誌等記録の記入	606	152	49	155	278	863
	05 電話、インターホンの対応	0	0	0	34	0	24
	06 回覧の伝達	269	21	0	0	140	45
	07 机上事務	0	0	0	0	0	0
	08 記録を読む・確認	105	196	244	229	160	153
	09 家庭からの連絡物・預かりもの等の受け渡し	0	51	0	18	0	79
	10 その他	0	0	0	0	0	0
		小 計	2070	1875	949	1507	1590
10. 用意・その他	01 (職員のみでの) 製作の準備	0	48	0	0	0	0
	02 (職員のみでの) 製作活動	0	0	0	0	0	0
	03 作品の整理	0	267	0	0	0	0
	04 身支度	54	0	0	74	70	39
	05 休憩(トイレを含む)	313	210	0	0	129	10
	06 移動	273	0	0	0	26	442
	07 手洗い	136	34	36	224	28	58
	08 他のところへものを取りに行く等	61	224	0	0	0	100
	09 その他	0	0	0	0	0	269
		小 計	837	783	36	298	253

類型	項目	重症心身障害児施設	乳児院	知的障害児通園施設
1. 遊び・活動の援助 設定活動	01 積み木・プラレール等の室内遊具の指導・援助	0	0	37
	02 工作、お絵かき、粘土等、製作の指導、援助	0	0	0
	03 共同制作・催し物・出し物等の指導、援助	0	0	0
	04 ままごと・お店屋さん・ごっこ遊び	0	0	26
	05 カルタ・トランプ・カード・ゲーム盤等の室内遊び	0	0	0
	06 ゲーム遊び(マスゲームを含む)	26	0	194
	07 絵本・紙芝居の読み聞かせ	0	651	44
	08 歌、楽器遊び	129	196	351
	09 リトミック、遊戯、ダンス等	54	0	353
	10 体遊び(ジャンプ、ぐるぐる回し、飛行機、等)	26	0	232
	11 運動遊具(ブランコ・滑り台など)	514	0	704
	12 散歩	695	0	0
	13 かけっこ	0	26	429
	14 鬼ごっこ・かくれんぼ等の遊び	0	0	0
	15 自然物を使った外遊び	0	0	0
	16 手遊び・あやす	37	224	183
	17 話し相手・話を聞く・話しかけ	254	187	571
	18 あいさつ・出席(名前を呼ぶ)	0	0	43
	19 お祈り、賛美歌	0	0	0
	20 全体に対する活動の説明、話し合い	0	0	59
	21 その他	0	0	38
	小 計	1735	1284	3264
2. 調整活動	01 賞賛・励まし・なぐさめ等の声かけ	110	82	510
	02 (泣いている子ども等への)なぐさめ	32	72	295
	03 指示、示唆、理由の説明	0	69	0
	04 叱責・注意・禁止等	0	66	66
	05 相手の話、説明を聞く	0	22	0
	06 トラブルの仲裁	20	143	35
	07 教材・遊具の用意・設定	83	66	1096
	08 作品の整理・保管	0	0	0
	09 見守り、遊びの監視	62	590	1266
	10 片付け・用意の指導	20	19	302
	11 片付け・用意の援助	0	0	96
	12 移動の援助・連れ戻す等、場所の移動に関する援助	1008	354	625
	13 抱き起こす・すわらせる等、体位の移動に関する援助	177	140	42
	14 保護者からの受け取り、抱き取り	0	0	349
	15 人数確認	10	27	15
	16 (交通等)安全確認	0	0	21
	17 実習生の指導	5	991	0
18 その他	0	0	0	
	小 計	1527	2641	4718
3. 食事の世話	01 調乳・調理	521	0	0
	02 食事台拭き・食器の用意等	332	62	68
	03 盛りつけ・配膳・お代わりの世話	617	261	630
	04 おしぼりで手・顔を拭く	93	109	68
	05 エプロンの着脱	87	178	36
	06 食事の介助・援助	1604	1991	216
	07 食事の介助	184	0	257
	08 側で指導(マナー、箸の持ち方等)	0	114	91
	09 注意・指示の声かけ	13	4	155
	10 給食室からの食事の運搬	15	0	0
	12 食事・おやつを食べながらの監視	0	840	278
	11 食器の後片付け・残飯整理等	125	116	193
	13 その他	23	0	0
	小 計	3614	3675	1992

(秒)

類型	項目	重症心身障 害児施設	乳児院	知的障害児 通園施設
4. 衣服の世話	01 着替えの介助	183	7	549
	02 着替えの指導・援助	0	0	139
	03 衣服をたたむ・整理	50	1117	376
	04 汚れ物の収納	0	0	138
	05 外出の用意(上着・帽子等)	0	0	0
	06 衣服を直す(シャツを入れる、等)	15	0	0
	07 靴の履き替えの介助	45	0	219
	08 その他	0	0	639
	小計	293	1124	2060
5. 排泄・洗面の世話	01 尿意確認・催促・指示	0	0	72
	02 トイレ誘導	0	0	39
	03 トイレ監視	57	0	0
	04 着脱の介助・おむつ交換	323	300	163
	05 排泄の介助・清拭	55	50	113
	06 手・足・顔等洗う介助	0	0	112
	07 手洗い指導	0	0	0
	08 歯磨き介助	222	0	111
	09 歯磨き指導	0	0	145
	10 手・足・顔を拭く、鼻をかむ	68	6	36
	11 その他	42	31	0
小計	767	387	791	
6. 就寝の世話	02 寝具片付け	0	96	0
	03 就寝指導	0	0	0
	04 添い寝	0	0	0
	05 トントン・あやし	0	0	0
	06 寝具移動	0	826	0
	07 布団のかけなおし	0	56	0
	08 監視	0	20	0
	09 監視・連絡帳等記入	0	0	0
	10 監視・教材等製作、整理	0	0	0
	11 監視・相談、連絡	0	0	0
	12 監視・食事	0	0	0
	13 起床指導	0	0	0
	14 起床介助	0	0	0
	15 布団干し・とり入れ	0	0	0
	16 夜尿の世話・シーツ交換	0	0	0
	17 体位交換	0	0	0
	18 その他	0	0	0
	小計	0	998	0
7. 入浴の世話 (シャワー)	01 体を洗う	2868	0	180
	02 湯船につかる	190	0	0
	03 体を拭く	50	0	32
	04 頭髪を乾かす	0	0	0
	05 入浴介助の準備	216	0	0
	06 浴場の後始末	0	0	0
	小計	3324	0	212
8. 健康管理	01 投薬	104	171	0
	02 検温	0	86	41
	03 怪我の治療	0	0	338
	04 視診	62	59	117
	05 爪きり	0	0	0
	06 その他	132	301	81
	小計	298	617	577

(秒)

類型	項目	重症心身障 害児施設	乳児院	知的障害児 通園施設
9. 環境整備	01 おもちゃ等の片付け	150	0	357
	02 机、椅子、ボックス等のセット、片付け	21	303	129
	03 雑巾がけ	0	20	438
	04 水汲み、バケツの運搬、雑巾洗い	0	0	0
	05 トイレ掃除・おまるの清掃	0	0	0
	06 消毒	0	21	39
	07 掃除機かけ、ゴミ拾い等の保育室の整備	0	0	0
	08 室外清掃	0	0	0
	09 園庭清掃	0	0	0
	10 カーテンの開閉	0	125	10
	11 ドア・窓の開閉	13	0	20
	12 点灯・消灯	0	0	0
	13 室温管理	25	23	76
	14 音楽テープをつける・消す	0	0	0
	15 洗濯干し	0	0	0
	16 洗濯物たたみ	0	0	0
	17 汚物処理	40	0	202
	18 小動物の世話	0	0	0
	19 危険物の除去・排除	0	0	0
	20 植物の世話	0	0	0
	21 おもちゃの消毒	0	0	0
	22 簡単な修理	0	0	0
	23 その他	0	0	0
		小 計	249	492
10. 記録・連絡	01 保護者との連絡・話	0	0	0
	02 同僚との相談・連絡・話	1231	1392	473
	03 記録・連絡帳の整理	50	150	0
	04 連絡帳・ノート・日誌等記録の記入	896	251	891
	05 電話、インターホンの対応	0	78	0
	06 回覧の伝達	0	4	0
	07 机上事務	0	0	503
	08 記録を読む・確認	43	154	41
	09 その他	861	3345	1515
		小 計	3081	5374
11. 用意・その他	01 (職員のみでの) 製作の準備	0	0	0
	02 (職員のみでの) 製作活動	0	0	0
	03 作品の整理	0	0	0
	04 身支度	201	0	20
	05 休憩(トイレを含む)	2880	805	0
	06 移動	294	331	398
	07 手洗い	14	12	75
	08 食事	0	0	0
	09 他のところへものを取りに行く等	25	164	0
	10 その他	0	0	251
	小 計	3414	1312	744

資料 4-1

家族支援の専門家の育成を目指した、ライアソン大学の「Family Supports」認定課程について、資料として提示しておく。日本の現状にあてはめる作業は必要であるが、カリキュラムについて検討することは、示唆に富むと考える。

大学とのコラボレーションによるリカレント教育

トロント市内にあるライアソン大学は、FR センター等の家族支援機関のスタッフを対象にリカレント教育を行い「ファミリーサポート(Family Support)」という課程修了証書(certification)を出している。これは、大学と FR センターのスタッフとの協力によりデザインされたもので、FR センターをはじめ家族を対象とした様々なコミュニティのサービス機関で働く人の、キャリアアップを目的としている。認定資格は必ずしも FR センターで働く必須条件ではないが、センタースタッフはこのコースをとることを奨励される。多くのスタッフが働きながらコースを修得しており、参与観察を実施した P センターでも、5 人のスタッフのうち 4 人がこの課程の修了証書を取得済み及び取得中であった。

以下、このファミリーサポート認定課程コースについて、概観する。

a 入学資格と単位修得

入学資格は、Secondary School(日本の高等学校に該当)の修了程度で、コース志望動機について、電話か対面でのインタビューが課せられる。

就労している学生をターゲットとするため、授業は主に夜間と土曜・日曜に開講されるほか、通信教育でも受講できる。それぞれの科目ごとに単位修得の方法(筆記テスト、レポート提出等)、合格点が指定されており、条件を満たせば科目単位を修得できる。

b.カリキュラム

『ファミリーサポート』の認定書は、以下の必修コース 3 科目、A グループから 2 科目、B グループから 1 科目の計 6 科目を、定められた点数以上で修得すれば、申請資格を得ることができる。1 科目は 42 時間設定で、夕方の 18:30-21:30 のクラスの場合は 14 回(通常、週 2 回、7 週間)、土曜日等 9:00-17:00 のクラスは 6 回開講される。講義形式をとるほとんどの科目で通信教育でも科目を履修できる。

i) 必修科目

・科目名 現代家族問題(Comtemporary Family Issues) : 42 時間

社会とのかかわりの中で家族の発達のステージ、夫婦間のストレス、家族役割、それぞれの家族

の文化、その他、ベースとなっているエコロジカル・パースペクティブ等基礎理論についても学ぶ。

筆者が受講した 2003 年度の講義テーマは、以下の通りであった。

1. 社会の中の家族：コミュニティでの促進 v.s. 予防
2. カナダの家族についての視聴覚教材，社会の中の家族の変化した面と変化しない面
3. 家族の発達，家族サイクルの分析，家族の役割のパターン
4. 家族文化の違い，文化に対する偏見について
5. ジェンダー，女性役割
6. 家族の中の男性，父親としての男性
7. 子どもをもつこと，育てること
8. 結婚，離婚，再婚
9. 家族と仕事，柔軟性と能力
10. 家族と貧困
11. 家庭内暴力，児童虐待
12. ケア提供者としての家族

・科目名 ファミリーサポートの理論と実践(Family Supports Theory and Practice) : 42 時間
カナダの家族政策の歴史や現状の他，ファミリーリソース，ファミリーサポートの理論と実践を学ぶ。認定資格コースの中核ともいえる科目で，レポート課題・試験を通過するために，様々な FR センターについての理論書が提示される。地域で生活する家族に関する政策，家族政策の歴史についてもレポートを課される。2003 年の講義は以下の通り。

1. カナダのファミリーリソース，サポートプログラム，公共政策の影響を評価する
2. ファミリーリソース，サポートプログラムの様々な局面
3. ファミリーリソース，サポートプログラムの共通した様相(dimension)
4. ファミリーリソース，サポートプログラム実践のガイドライン
5. 子育てとファミリーリソースプログラムの関係
6. ファミリーリソース，サポートプログラムにおけるソーシャルサポート
7. 大人の教育とエンパワメント
8. コミュニティデベロップメントとコラボレーション

・科目名 プログラムの計画と評価(Program Planning and Evaluation) : 42 時間

FR センターで実施するプログラムの計画・立案・評価に関する理論と技法を修得することを目的とする。2004 年度の講義は以下の通り。

1. ニーズの査定
2. 能力の査定
3. 計画のためのツール(intervene)
4. 各自のプログラムの構築
5. プログラムのデザイン, ロジックモデル
6. プログラムの実際
7. 計画の評価
8. 評価の方法
9. 自己評価と成果の共有

ii) 選択科目

グループ A から 2 科目以上, グループ B から 1 科目以上選択する。選択科目については、「実習」の他はコース名称のみ紹介する。

・グループ A

コミュニティ・コラボレーション:42 時間, グループダイナミクスとコミュニケーション: 42 時間, 家族力動と社会変容: 42 時間, 子どもの発達: 42 時間, コミュニティデベロップメント: 42 時間, 実習: 42 時間

「実習」では FR センター等での実習を行う。FR センター, または類似の勤務先での実習も認められる。実習日誌をつけ, ライオンズ大学の実習担当教員に経過についてスーパービジョンを受ける他, まとめとして FR センター等でプログラムの計画立案から評価までを実施し, それについて最終レポートを提出して評価を受ける。

・グループ B 以下の取得方法がある

1. グループ A から 2 科目以上とった場合, 超えた科目をグループ B として認定できる
2. 学際(Interdisciplinary)コースから 1 科目選択
3. NPO・ボランティア分野のマネジメントコースから 1 科目選択
4. 大学の心理学, 社会学, 哲学, 政治学の科目のうち, プログラムコーディネーターが認めたもの

5. 幼児教育，栄養学，児童・ユースケア，ソーシャルワーク，老年学の専門コースで修めた科目のうち，プログラムコーディネーターが認めたもの

認定課程コースの特徴

講義等では，FRセンターのスタッフに求められる知識，技術と共に，基盤となる理論の修得に時間がかけられている．認定資格を得るためには，最低でも252時間の講義等を受け，課題書を読み，レポートをまとめ，選択によっては実習をこなす必要がある．また，講義では討議が奨励され，受講者同士の交流も図られる．

各コース科目では，FRセンター等家族に関わる仕事を想定し，エンパワメント，エコロジカル・パースペクティブ，ネットワーク，アドボカシー等，ソーシャルワークと共通する理念についても学習の機会を得る．受講を通じて，スタッフとしての知識・技能の向上だけでなく，スタッフとしての価値観の形成を図ることができる．